

平成29年度 業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

行政執行法人 年度評価 総合評定	2
行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表	3
行政執行法人 年度評価 項目別評定調書	4
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	4
I-1 製品安全	4
I-2 化学物質管理	35
I-3 バイオテクノロジー	76
I-4 適合性認定	117
I-5 国際評価技術	150
II. 業務運営の効率化に関する事項	170
業務運営の効率化	170
III. 財務内容の改善に関する事項	176
財務内容の改善	176
IV. その他業務運営に関する重要事項	178
その他マネジメント	178

行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定																		
評定 (S、A、B、C、D)	A:質的に優れている	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度												
				B	B	A												
評定に至った理由	<p>経済産業省の「独立行政法人評価の基本方針」に基づき評価を行い、項目別評価において一部にB相当の業務はあるものの、多くの業務において、自発的な取組や政策ニーズへの対応を行い、事業計画の所期の目標を上回り社会・産業界等に大きく貢献したため、S又はA相当であると判断し、総合評定をAとした。</p> <p>なお、この評定は、以下の外部委員で構成する「NITE 評価・計画諮問会議」(平成30年6月6日開催)において、「妥当」であるとの評価を受けている。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議)</p> <table border="0"> <tr> <td>明治大学 名誉教授</td> <td>向殿 政男</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事</td> <td>梶屋 俊幸</td> </tr> <tr> <td>青山学院大学法学部 大学院法学研究科教授</td> <td>菊池 純一</td> </tr> <tr> <td>株式会社グッドバンカー 代表取締役社長</td> <td>筑紫 みづえ</td> </tr> <tr> <td>北里大学北里生命科学研究所 名誉教授</td> <td>高橋 洋子</td> </tr> <tr> <td>三菱ケミカル株式会社 常務執行役員</td> <td>西谷 悌二郎</td> </tr> </table>						明治大学 名誉教授	向殿 政男	一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事	梶屋 俊幸	青山学院大学法学部 大学院法学研究科教授	菊池 純一	株式会社グッドバンカー 代表取締役社長	筑紫 みづえ	北里大学北里生命科学研究所 名誉教授	高橋 洋子	三菱ケミカル株式会社 常務執行役員	西谷 悌二郎
明治大学 名誉教授	向殿 政男																	
一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事	梶屋 俊幸																	
青山学院大学法学部 大学院法学研究科教授	菊池 純一																	
株式会社グッドバンカー 代表取締役社長	筑紫 みづえ																	
北里大学北里生命科学研究所 名誉教授	高橋 洋子																	
三菱ケミカル株式会社 常務執行役員	西谷 悌二郎																	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	—
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

行政執行法人 年度評価 項目別評価総括表

中期計画(年度計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全	A	B	A			I-1	なし
化学物質管理	B	A	A			I-2	なし
バイオテクノロジー	A	A	A			I-3	なし
適合性認定	B	B	A			I-4	なし
国際評価技術	B	S	S			I-5	なし

中期計画(年度計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化	B	B	B			II	なし
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	B	B	B			III	なし
IV. その他業務運営に関する重要事項							
その他マネジメント	B	B	A			IV	なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	6 保安・安全 6-2 製品安全	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法) ガス事業法 工業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、難易度	【難易度:高】 1.(2) 事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組 【重要度、難易度:高】 1.(4) 製品事故の再発・未然防止に向けた取組	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット(アウトカム)情報							② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 837件	—	—	862件 (全件実施) 特定保守製品等の経年劣化調査との合計	754件(全件実施)	790件(全件実施)	予算額(千円)	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	7,286,793	1,932,512	1,676,345
消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 837件(※) 上欄と同数	—	—	862件 (全件実施) 重大製品事故の原因究明調査との合計	754件(全件実施)	790件(全件実施)	決算額(千円)	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	6,887,327	1,981,828	2,027,503
非重大製品事故の原因究明調査実施件数	非重大製品事故として受け付けた全件を実施	(参考)過去3年平均 1,262件	—	—	1,313件 (全件実施)	1,419件(全件実施)	1,429件(全件実施)	経常費用(千円)	1,955,763	2,290,373	1,999,717	2,002,259	1,930,617
収集した事故情報に基づく事故原因究明手法の開発や因果関係究明・解析のための取組テーマ数	【難易度:高】 10件	—	—	—	9件	10件	12件	経常利益(千円)	▲16,729	2,397	▲12,445	1,558	47,278
各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 253件	—	—	256件 (全件実施)	246件(全件実施)	214件(全件実施)	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	2,282,036	2,546,283	2,428,301
消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試	製造事業者等からの依	(参考)過去3年平均 25件	—	—	18件	26件	16件	従事人員数	407の内数	422の内数	122	122	126

験の実施件数	頼に基づき 全件を実施													
整合規格案の技術評価 件数	全件実施	(参考)平成26年 度実績 14件、平 成27年度実績 26件(平成26年 度から電気用品 安全法に係る技 術評価を実施)	—	—	26件(全件実 施)	37件(全件実 施)	46件(全件実 施)							
海外連携機関からの情報 収集及び経済産業省等 への情報提供件数	24件	—	—	—	25件	26件	33件							
技術基準・規格等の提案 に資する取組件数	3件。なお、 その際、製 品事故の未 然防止効果 の高い技術 基準・規格 等の提案に つなげるよう 努めるものと する。	—	—	—	3件	3件	4件							
事業者向けのセミナー等 情報提供件数	28件。な お、問合せ 等に対しても積極的に 情報提供を 行う。	(参考)内訳: 2 会場各1件(業務 報告会)、2会場 各1件(社会人講 座での講座開 設)、毎月2件(製 品安全情報マガ ジンの発行)	—	—	58件	29件	36件							
消費者向けの製品安全 に関する情報提供件数	26件。な お、問合せ 等に対しても積極的に 情報提供を 行う。	(参考)内訳: 毎月 1件(プレス発 表)、12件(製品 安全セミナーへの 講師派遣等)、2 件(製品安全教育 への取組)	—	—	29件	26件	38件							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
I-1. 製品安全分野	I-1. 製品安全分野			<p>全体評価:A</p> <p>指標も含め計画を達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○機構の調査結果を踏まえた製品事故防止措置(リコール)</p> <p>事業者において原因が特定できず、対策が取られていない事故のうち、多発性や重篤な被害を生じた製品事故について、機構自らの活動として、機構が有する技術を結集して原因を究明し、再発防止に結び付けたことは、同種製品を製造する事業者における事故の未然防止や、より安全な製品の設計、製造につながり、安全な製品の普及に大きく貢献した。</p> <p>○モバイルバッテリーの規制強化を後押し</p> <p>発火事故の原因の多くが低品質のセルであることを特定し、火災リスクが懸念されることを解明するとともに、電安法の規制対象化に向けて過去事故のデータ分析及び事故原因究明技術の更なる高度化に向けた試験を実施した。また、平成 29 年 7 月にプレスリリースを実施して消費者向け注意喚起を行い、同年 11 月の業務報告会では事業者に対し詳細を報告し、モバイルバッテリーの電安法規制対象化に大きく貢献した。</p> <p>○事業者の製品事故未然防止対策に資するための情報システムの提供</p> <p>過去の事故情報をメーカー横断的に分析して事故発生シナリオを作成し、それらを提供するシステムを開発したことは日本初の取り組みである。</p> <p>当該システムについて、家電製品関連団体や協力協定締結流通事業者に対して説明会を開催し、試用版とサンプルデータを配付したところ「もっとデータを追加してほしい」「各工場でシステムの情報を共有したい」「自社の解析データも入力したい」「新人教育に活用したい」等の大きな反響があった。</p> <p>今後、当該システムを事業者に普及させることにより、事業者における自主的な製品事故の未然防止活動が促進され、その結果、市場流通製品の安全性向上を図るという機構の新たな取り組みのための足がかりを築いたことは、当初の計画を上回る大きな成果である。</p> <p>○サイレントチェンジ対策の重要性についての情報提供</p> <p>機構によるサイレントチェンジ問題の継続的かつ積極的な情報発信によって、NHK 総合テレビでも取り上げられ、社会的な関心が高まるとともに、サイレントチェンジ問題に対する事業者の意識が向上した。その結果、供給部品調達の基準改定や、定期的な監視の一層の強化等、事業者による自発的な取り組みが行われたことは大きな成果である。</p>
1. 国の法令業務等に対する支援	1. 国の法令業務等に対する支援		1. 国の法令業務等に対する支援 (1) 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査・分析並びに非重大製品事故等の収集及び調査・分析	重大製品事故の原因究明調査、経年劣化に関する技術上の調査及び非重大製品事故の原因究明調査について、消防、警察等の関係機関との合同調査並びに調査確度を高めるための事故品確保に努め、調査について適切に実施した。

<p>(1)製品事故情報の収集及び原因調査・分析 ア 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件については優先的に実施する。</p>	<p>(1)製品事故情報の収集及び原因調査・分析 ア 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件については優先的に実施する。</p>	<p>・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数（全件実施） （参考）過去3年の消費者庁受付件数平均 860件 ※全件実施：主務省からの依頼・要請、事業者からの申請等件数に対し、全件を実施（以下同様）</p>	<p>事業計画 1.(1)ア～ウにある製品事故については、いずれも評価指標にある原因究明調査を全件実施した。詳細は以下のとおり。 なお、製品安全センターでは、大阪本部移転に伴う事故調査業務等の実施への影響に対して、関係課、支所に担当する調査を再配分し、迅速、的確な調査実施に努め、評価指標にある重大等の技術調査、非重大の原因究明調査を全件実施した。</p> <p>ア 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査 イ 特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の依頼に基づき、以下の表のとおり790件全件原因究明調査を実施した。 また、消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査についても、経済産業省の依頼に基づき、全件調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="667 630 1647 850"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>重大製品事故の消費者庁受付件数</th> <th>重大製品事故の調査依頼件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>845</td> <td>790（全件実施）</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>802</td> <td>754（全件実施）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	重大製品事故の消費者庁受付件数	重大製品事故の調査依頼件数	平成29年度	845	790（全件実施）	平成28年度	802	754（全件実施）	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。</p>	
年度	重大製品事故の消費者庁受付件数	重大製品事故の調査依頼件数												
平成29年度	845	790（全件実施）												
平成28年度	802	754（全件実施）												
<p>イ 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づ</p>	<p>イ 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づ</p>	<p>・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実</p>	<p>上記にて詳述済である。</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を全件実施し、指標を達成した。</p>										

<p>き、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>き、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>施) (参考)過去3年の消費者庁受付件数平均860件(※) ※重大製品事故1件につきアと同時に指示があるため、実施件数はアに同数となる。</p>									
<p>ウ 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>ウ 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>・非重大製品事故の原因究明調査実施件数(非重大製品事故として受け付けた全数を実施) (参考)過去3年平均1,262件</p>	<p>ウ 非重大製品事故の原因究明調査 非重大製品事故に係る製造事業者等からの報告・通知に基づき、以下の表のとおり1,429件全件原因究明調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="694 961 1442 1152"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>原因究明調査実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,429 (全件実施)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,419 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	原因究明調査実施件数	平成29年度	1,429 (全件実施)	平成28年度	1,419 (全件実施)	<p>非重大製品事故の原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。</p>	
年度	原因究明調査実施件数										
平成29年度	1,429 (全件実施)										
平成28年度	1,419 (全件実施)										
			<p>上記(1)に関連して、以下①～④のとおり、収集した事故情報についてリスク分析を実施し、緊急性の高い案件の選択に資するとともに、重大性の高い事故については、分析結果を経済産業省に報告した。また、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携、専門技術者、外部有識者の知見の活用、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査を実施した。</p> <p>以下⑥のとおり、事故原因究明調査によって、リコールに結び付いた事例があり、製品事故防止につながった。また、以下⑦のとおり、機構の事故原因究明調査結果が製品の規制対象化へつながった。</p> <p>さらに、AIを使った効果的かつ効率的な製品事故調査の可能性を調査検討するフュージビリティスタディ(以下「FS」という。)を実施した。</p>								

①リスク分析の活用

●リスク分析の実施

収集した製品事故情報 2,561 件(注 1)について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、リスク分析方法(R-Map 法)を用いて分析した。その結果は、事故原因に基づく事業者による製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用し、適切な市場措置の実施につなげた。

(注 1)重複案件を含む、のべ数。

●リスク低減の具体的な方策に関するコメントを毎週経済産業省に報告

重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告した。このコメントは行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料として活用された。

②消防、警察、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携

消防、警察、消費生活センター、国民生活センター等関連機関に対して積極的に情報提供や合同調査の働きかけを行い、必要な情報収集等を実施している。

なお、燃焼技術センターは、警察との積極的な連携のための情報提供、技術協力等を行っており、平成 29 年度は、埼玉県警察本部草加警察署長から感謝状(平成 29 年 6 月 26 日付)、群馬県警察本部刑事部長から感謝状及び楯(平成 30 年 1 月 22 日付)が授与された。

●全国の消防、警察、消費生活センター等からの事故情報の収集件数

以下の表のとおり、全国の消防・警察、全国の都道府県や市町村の消費生活センター等から事故情報を収集した。

年度	事故情報収集	事故情報収集源の内訳				
		事業者等	経済産業省	消防・警察	消費生活センター	その他(注 2)
平成 29 年度	2,561	1,159	917	342	112	31
平成 28 年度	2,487	1,070	969	308	119	21

(注 2)その他は、自治体、病院等からの通知及びインターネットを含む新聞情報

●全国の消防、警察等との合同調査等の実施

下表のとおり、製品事故の原因究明調査を的確に実施するために、関係機関・関係者等に依頼して事故を起こした製品の確認を行うとともに事故品の入手に努めた。さらに、事業者等との現場調査、全国各地の消防、警察との合同調査を実施した。

年度	事故品確認件数		事業者等との現場調査	消防との合同調査	警察との合同調査
	うち、事故品入手件数				
平成 29 年度	784	662	15	384	27
平成 28 年度	843	627	17	331	32

●全国の消防、警察、消費生活センター等への講師派遣や研修受入れの実施

下表のとおり、製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、全国の関係機関からの研修や見学会の受入、講師派遣を積極的に実施した。

年度	消防機関(火災調査員)に対する研修受入件数(受講者数)	消防、警察、消費生活センター、消費者団体への講師派遣件数(受講者数)
平成 29 年度	7 件 (58 機関 242 人)	50 件 (2,653 人)
平成 28 年度	6 件 (141 機関 318 人)	49 件 (2,324 人)

●国民生活センターとの協力

消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月 1 回開催して情報共有、調整等を実施した。

また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会に委員として参加し、商品テスト業務に協力するとともに、国民生活センターの主催する研修に講師を派遣し、講演を実施した。機構の製品事故調査の役割、機構への事故通知の際の留意点、消費生活センターとの関係等と併せて、製品事故事例の再現映像を交えて説明を行った。

案件名	件数
実務者会議(TV 会議)	12 件
商品テスト分析・評価委員会	5 件

案件名	件数
平成 29 年度消費生活相談員研修 専門・事例講座「製品の安全性と表示」	2 回派遣、受講者 108 名
平成 28 年度消費生活相談員研修 専門・事例講座「製品の安全性と表示」	2 回派遣、受講者 131 名

③専門技術者、外部有識者の知見の活用

製品の多機能化や高度化が進む製品事故の原因究明のためには、専門技術者、外部有識者の知見は必要不可欠である。重大製品事故の原因調査指示の中で件数の多い家電製品の火災事故調査には、機構内部だけでは対応しきれず、迅速性を求められる事故調査があるため、十分な専門知識を有した家電製造事業者、第三者検査機関等の OB(37 人)を製品事故調査員として積極的に招へいた。また、事故発生メカニズムの究明、調査結果の分析等については、技術アドバイザーとして 4 人に依頼して原因究明の高度化、製品の安全設計情報の取りまとめ等を行った。

年度	製品事故調査員	技術アドバイザー
平成 29 年度	37 人	4 人
平成 28 年度	40 人	11 人

④事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査
包丁の根元が折損する事故の報告が多発し(計 138 件)、原因の究明には時間を要すると考えられたことから、詳細は不明ながら製品起因の事故として早急に公表し、同種事故の再発防止につながった。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

⑤迅速な事故原因調査の実施

重大製品事故の原因究明調査に当たっては、十分な検討を行うことによる技術的な裏付けを明確にすることが求められる一方で、事故の更なる発生を防止するためには迅速に結論を出すことが重要である。そこで、機構では、個々の案件について経済産業省の指示や製造事業者からの報告等を受けてから処理が完了するまでのスケジュール管理を行っている。その結果、平成 29 年度では、75.3%の案件について 3 か月以内に調査を終了した。これにより、事業者等による迅速なリコールや製品回収の実施等につなげることで事故の再発防止に大きく貢献した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

⑥機構の独自技術による原因究明調査が事業者の迅速なリコールにつながり製品事故防止につながった例

機構が事故原因究明を行い、経済産業省がリコール措置の必要性を判断する情報を提供した。経済産業省において、事業者から聞き取りが行われ、その結果、10 件、約 200 万台のリコールにつながった。これにより、当該製品事故の再発防止に資するとともに、当該製品を製造する事業者における同種事故の防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報として活用された。

このうち、多発性や重篤な被害を生じた、エアコン、収納家具、携帯電話、幼児用乗物、ノートパソコンの 5 製品の製品事故については、事業者において原因を特定できず、対策が取れなかったが、機構の技術力を生かして事故原因を究明し、製品事故の再発防止(約 190 万台のリコール)に結び付けた。

製品	内容	備考
エアコン (中部支所)	使用中のエアコン室内機を焼損する事故が発生。ファンモーターのリード線接続部からの発火であり、製品起因と判断されたことから、過去に原因不明と処理した同種事故を含め多発している旨を、機構が指摘した。これを受けて、経済産業省により当該製品のリコールが実施され、同種事故の再発防止につながった。	対象台数 約 88 万台
収納家具 (レンジ台) (技術業務課)	台所用収納家具の、ガラス扉を開いたところガラスが外れて落下し、けがを負う事故が 2 件発生。経済産業省は、機構からの、事故の原因は製造上の不具合(接着剤塗布の範囲及び量が不適切)にある旨の指摘を受けてリコール(部品交換)を実施し、同種事故の再発防止につながった。	対象台数 10,144 台

(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)

平成 28 年度の主務大臣による評価で出された、有識者懇談会におけるコメント「事業者自身が製品事故の原因究明をできなかったものを解明したのは良い取り組みである。」を反映して、平成 29 年度も、(1)エアコンの事故原因究明等において、電気部品の配置設計上に問題があることを指摘、(2)ノートパソコンからの出火により、周辺を焼損する複数件の事故について、バッテリーパックに使用される電池セルが同じ工場で製造されていたことを特定したことで、事業者とも連携し再発防止につなげた。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

エアコンの火災事故につき、原因究明を行った結果、ファンモーターコネクター部の位置に問題があったことを特定。約 88 万台のリコールにつながった。

携帯電話機 (九州支所)	リチウムイオンバッテリーを搭載した携帯電話を充電中に異常発熱して発火に至るなどの事故が6件発生。バッテリーセル異常発熱のきっかけとなった内部短絡の原因は特定できなかったものの、各案件とも焼損状態に類似性があり、系統的な原因による事象と推定されたため、製品起因と考えられる旨を事業者に示した結果、当該製品のリコールが実施され、同種事故の再発防止につながった。	対象台数 6,059台
幼児用乗物 (三輪車) (技術業務課)	三輪車乗車中に、急激に方向転換すると前輪スポークが破損する事故が14件発生。機構は平成29年7月4日に事業者報告を受け付け、初動調査において製品起因と見立てるとともに、同種事例が多発していることを聞き取るに至り、事業者に速やかなるリコール対応を促した。その結果、事業者は同年7月24日付けのホームページ上で社告を掲載(前輪スポークの無償交換)した。社告掲載以降、事故は発生していない。	対象台数 1,549台
ノートパソコン (本部ほか)	ノートパソコンから出火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が複数発生。当該製品に使用されるバッテリーパックのリチウムイオン電池セルについて、特定の期間に製造されたものに集中して発生していることが確認されたことから、平成29年12月6日付で、該当する製造時期のバッテリーパックについて無償交換を実施していたものの、以降も、対象外の機種・製造時期のバッテリーパックでも同種事故が発生した。機構がその旨を指摘して事業者の確認を要請したことにより、特定の工場で製造された同一仕様の電池セルについて、再発するおそれがあると推定されたため、経済産業省は、リコール対象を拡大し、さらなる再発防止を図った。	対象台数 約100万台

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

⑦機構の原因究明調査結果が製品の規制対象化に繋がった例

モバイルバッテリーの発火事故の原因の多くが低品質のセルであることを特定し、火災リスクが懸念されることを解明した。当該火災リスクについて、平成29年7月にプレスリリースによる注意喚起を実施し、モバイルバッテリーの電安法規制対象化(平成30年2月1日「電気用品の範囲等の解釈について」通達一部改正、経過措置期間1年)に大きく貢献した。

当該電安法規制対象化により、モバイルバッテリーの製造・輸入事業者には、技術基準に適合していることの確認や、検査記録の保存等が義務付けられる。また、販売

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

ノートパソコンからの出火により、周辺を焼損する複数件の事故について、バッテリーパックに使用される電池セルが同じ工場で製造されていたことを特定し、約100万台のリコールにつながった。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

発火事故の原因の多くが低品質のセルであることを特定し、火災リスクが懸念されることを解明するとともに、電安法の規制対象化に向けて過去事故のデータ分析及び事故原因究明技術の更なる高度化に向けた試験を実施した。また、平成29年7月にプレスリリースを実施して消費者向け注意喚起を行い、同年11月の業務報告会では事業者に対し詳細を報告し、モバイルバッテリーの電安法規制対象化に大きく貢献した。

			<p>事業者は PSE マークが付されたものの販売が義務付けられる。</p> <p>経過措置期間が終了する平成 31 年 2 月 1 日以降は、技術基準等を満たしたもの以外は製造・輸入及び販売はできなくなるため、モバイルバッテリーが関連する重大製品事故の減少が期待される。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●既存業務の高度化・効率化「事故調査への AI の導入」に関する調査(FS)</p> <p>事故原因究明調査における知見・ノウハウの技術継承、事故調査精度の平準化、調査期間の短縮、新規業務開拓等が将来の課題として挙げられることから、製品安全業務の高度化・効率化を図ることを目的として、近年、その高度な分析能力が話題となっている AI を機構の製品安全業務に導入することが有効かつ現実的か検証するため以下の項目について調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① AI についての現状把握 ② 事故原因究明調査における作業の洗い出し ③ 事故原因究明調査における課題・ボトルネックの抽出 ④ AI 導入における有効性の調査 ⑤ AI 導入における課題 <p>調査の結果、現状の AI によって製品安全業務の一定の効率化等の効果が見込めるが、AI の適用にはデータのテキスト化等整備が必要であることが分かった。</p>	
<p>(2) 事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組</p> <p>事故調査から得られる技術的な知見を踏まえた事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における事故原因不明率の減少、原因調査期間の短</p>	<p>(2) 事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組</p> <p>事故調査から得られる技術的な知見を踏まえた事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における事故原因不明率の減少、原因調査期間の短</p>	【難易度：高】	<p>(2) 事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組</p>	

<p>縮等、製品安全施策における製品事故の再発・未然防止につながる波及効果の高い取組を行う。【難易度:高】 (理由:これまでの事故調査で得られた知見、経験と新たな技術的視点を加えて、製品事故の再発・未然防止につながる波及効果の高い事故原因究明手法を、速やかに開発・確立することは難易度が高い。)</p>	<p>縮等、製品安全施策における製品事故の再発・未然防止につながる波及効果の高い取組を行う。【難易度:高】 (理由:これまでの事故調査で得られた知見、経験と新たな技術的視点を加えて、製品事故の再発・未然防止につながる波及効果の高い事故原因究明手法を、速やかに開発・確立することは難易度が高い。)</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 製品事故に至っていないが重大製品事故の恐れがある事案について、リスク分析、実証試験等を行</p>		<p>ア 製品事故に至っていないが重大製品事故の恐れがある事案に係るリスク分析、実証試験 製品事故に至っていないが、重大製品事故の恐れがある事案は無かった。</p>		

	い、その結果を経済産業省及び事業者へ報告し、注意喚起を行う。																
	<p>イ 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を説明し、事故調査レベルの向上を図る。</p> <p>この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を積極的に活用するものとする。</p>	<p>・収集した事故情報に基づく事故原因究明手法の開発や因果関係究明・解析のための取組テーマ数(10件)</p>	<p>イ 製品に使用される部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析の実施による事故発生メカニズム等を説明</p> <p>因果関係究明・解析のための取組テーマ数計 12 件(指標値比 120%)を実施した。</p> <p>●事故原因究明の精度向上並びに迅速化及び効率化のための原因究明手法開発</p> <p>機構が実施する製品事故原因究明をより迅速、的確に進めるため、原因究明手法の開発、技術データの取得を進め、リチウムイオン電池の発火に関するデータ整備等 4 テーマに取り組み、原因究明に有益な技術データを活用した調査や調査手法の確立、判断基準の明確化等を実現した。</p> <table border="1" data-bbox="632 793 1641 1875"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>内容</th> <th>実施年度</th> <th>実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リチウムイオン電池の発火に関する基礎データ整備</td> <td>スマートフォン用リチウムイオン電池について、事故品観察時の参考資料として、発火及び外火によって生じる痕跡の特徴整理に向けた調査を実施した。 調査の結果、製品から発火した試料は外装缶が膨張した際に、一番弱い部分が破裂し、正極及び負極は細かくちぎれ、活物質が粉々になって剥がれているケースが多く認められた。一方、外火で発火した試料は外装缶が側面も含めて破裂しており、正極及び負極ともに活物質が多く残存している等、事故品観察時の参考となる事柄の一端を整理することができた。</td> <td>平成 27 年度～平成 29 年度</td> <td>燃焼技術センター</td> </tr> <tr> <td>消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析</td> <td>消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析を実施した。 電気用品に使用されるプラスチック材料及び電気製品燃焼ガス分析結果の整理、解析を実施した。</td> <td>平成 27 年度～</td> <td>燃焼技術センター</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	内容	実施年度	実施場所	リチウムイオン電池の発火に関する基礎データ整備	スマートフォン用リチウムイオン電池について、事故品観察時の参考資料として、発火及び外火によって生じる痕跡の特徴整理に向けた調査を実施した。 調査の結果、製品から発火した試料は外装缶が膨張した際に、一番弱い部分が破裂し、正極及び負極は細かくちぎれ、活物質が粉々になって剥がれているケースが多く認められた。一方、外火で発火した試料は外装缶が側面も含めて破裂しており、正極及び負極ともに活物質が多く残存している等、事故品観察時の参考となる事柄の一端を整理することができた。	平成 27 年度～平成 29 年度	燃焼技術センター	消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析	消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析を実施した。 電気用品に使用されるプラスチック材料及び電気製品燃焼ガス分析結果の整理、解析を実施した。	平成 27 年度～	燃焼技術センター	<p>因果関係究明・解析のための取組テーマ数計 12 件(指標値比 120%)を実施し、指標を達成した。</p>	
テーマ	内容	実施年度	実施場所														
リチウムイオン電池の発火に関する基礎データ整備	スマートフォン用リチウムイオン電池について、事故品観察時の参考資料として、発火及び外火によって生じる痕跡の特徴整理に向けた調査を実施した。 調査の結果、製品から発火した試料は外装缶が膨張した際に、一番弱い部分が破裂し、正極及び負極は細かくちぎれ、活物質が粉々になって剥がれているケースが多く認められた。一方、外火で発火した試料は外装缶が側面も含めて破裂しており、正極及び負極ともに活物質が多く残存している等、事故品観察時の参考となる事柄の一端を整理することができた。	平成 27 年度～平成 29 年度	燃焼技術センター														
消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析	消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析を実施した。 電気用品に使用されるプラスチック材料及び電気製品燃焼ガス分析結果の整理、解析を実施した。	平成 27 年度～	燃焼技術センター														

			<p>4 軸振動試験装置を使用した、自転車の破損事故原因究明技術の強化</p> <p>平成 29 年度は、「折り畳み自転車疲労耐久試験」(平成 28 年度より継続)と、通常走行状態を想定した「再現試験用走行パターン」の開発を実施した。</p> <p>「折り畳み自転車の疲労耐久試験」では平成 28 年度分と合わせて、合計 5 台分の破面情報を収集した。試験に用いた振動パターンは、実走行時に発生する加速度及び車体ひずみを再現させたもので、5 台の破損モードに類似性が認められた。</p> <p>「再現試験用走行パターン」の開発では、自転車が市街地を走るとき、路面から受ける「振動パターン」の特徴抽出を行った。福岡市内 8 箇所の異なる道路で自転車走行中のフレームの歪みを測定し、出現する歪みの大きさ及び出現頻度に関する特徴を把握できた。</p>	平成 26 年度～	九州支所	
			<p>亜酸化銅の生成による識別手法の調査</p> <p>接触不良が事故原因である電気製品において、接触不良箇所において亜酸化銅が生成されていることがあり、経験上、接触不良が発生した有力な根拠の一つとして取り扱うことが多い。しかし、亜酸化銅は火災熱(外火)でも生成することが知られている。そのため、接触不良もしくは外火により亜酸化銅が生成されたものかを明確に識別する手法がないかについて、情報の収集を行い、調査手法の確立、判断基準の明確化をめざす。</p> <p>平成 29 年度は過去事故事例の調査や文献調査による情報収集のほか、①「接触不良でできた亜酸化銅」と②「外火でできた亜酸化銅」のサンプルを作成し特徴について調査を実施した。調査の結果、サンプル上ではサンプル内部の気泡の入り方や酸化銅の組成の分布などで違いが見つかった。</p>	平成 29 年度～	中部支所	
<p>●事故発生メカニズム解明のための深掘り調査</p> <p>製品事故の原因究明を行う他、製品事故の未然防止の観点から事故発生メカニズム等 8 テーマの解明(深掘り)を行い、機構における技術的知見の向上を図るとともに、解明結果を取りまとめ、製品の安全設計に資する技術情報として事業者を提供する等活用した。</p>						

テーマ	内容
包丁折損の原因究明	包丁を使用中に、刃の根元で折損する事故が発生。刃に柄を取り付ける際の成形不良により隙間が生じたため、塩分等が浸入して強度が低下し、折損に至ったものと考えられたが、寸法を変更した対策後の製品でも防止できていないことから、粒界腐食を加速させる要因が他にもあった可能性があり、詳細な原因の特定には至らなかった。同種事故が計138件発生しており、早期公表に向けて詳細は不明ながら製品起因の事故として処理を進めたが、事業者は拡大被害に至る可能性が低いとして、既製品に対する措置を行っていない。このため、詳細原因を深掘り調査で明らかにするとともに、刃物が突然折損する危険性について事業者の理解を求め、人的被害の未然防止に資する。
子守帯から子供が落下する再現性の検証	子守帯を使用中、子供が落下する事故が4件発生。左右にある肩バックルのいずれか一方でも外れた場合に、子供が落下又は逆さぶりになる状態が確認されたことから設計不良と判断されたが、事業者は業界基準をクリアしていることを理由に既製品に対する措置をとっていない。子供が被害者となるリスクの高い製品と考えられたことから、補足バックデータを取得し、経済産業省事故対策室に対して情報提供を行った結果、同対策室が事業者ヒアリングを実施し、既製品措置としてホームページ上で注意喚起を行うに至った。
モバイルバッテリー（リコール品）発火の詳細原因の究明	モバイルバッテリー発火多発案件については、リチウムイオン電池セルの不具合により、異常発熱して出火したものと推定され、既に製品回収の措置がとられてはいるものの、電池セルの具体的な不具合内容は特定されていなかった。機構が入手したリコール品を用いて種々の実証試験を行い、当該製品に使用されているバッテリーセルに内在する不具合を、一定程度絞り込むことができた。
自転車前輪大変形発生メカニズムの解明	自転車の前輪が大きく変形する（いわゆるポテトチップス現象）転倒事故が、過去から散発的に発生しており、前輪変形の要因として、スポーク張力のアンバランス、異物巻き込み、外部からの衝撃負荷、等が考えられるものの、明確な原因の特定には至っていない。更なる詳細調査の結果により、ハンドルがぐらついた後、急制動に伴う慣性力が横向きになった前輪にかかって大変形に至るとの、メカニズムの一つを解明した。
銅合金に対する硫黄分含有環境下の影響	照明器具の取付け金具（銅合金製）が破損し、照明が落下する事故が発生。金具破損の原因として、アンモニアガスや硫化ガスの影響が考えられたが、特定には至らなかった。JIS C8310「シーリングローゼット」に、アンモニアガス耐久試験はあるものの、硫化ガス耐久性についての試験方法がないことから、銅合金に対する硫化ガスの影響について確認する。
使用状況が原因となる燃焼暖房器具発火の実証	使用方法に原因がある石油ファンヒーターの火災事故は少なくないが、温風吹き出し口への可燃物の接触・近接や、カートリッジタンクの口金締め忘れ等で灯油がこぼれる等の、不注意行動からの火災発生メカニズムについては実証データが乏しいことから、これを補完すべく調査を実施する。

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="638 100 786 336">ドラム式洗濯機の酸素消費速度等調査</td> <td data-bbox="786 100 1644 336">子供がドラム式洗濯機内に閉じ込められ、酸欠で死亡する事故が発生。平成 28 年以降の製品にあつては、強い力であれば内側からドアが開く構造になっているものの、それ以前の製品は内側から開けることができない。当該製品に閉じ込められた場合の、酸欠に至るまでの時間等を調査し、理屈として理解しつつも実感が伴わない危険性を、より具体的に指摘することで再発防止を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 346 786 630">ガソリン誤給油に伴う石油ファンヒーター異常燃焼の詳細条件検証</td> <td data-bbox="786 346 1644 630">ガソリン誤給油に伴って石油ファンヒーターが異常燃焼に至る事象には、燃料違い以外にも様々な要件が存在することから、それらの要件を割り出し、ガソリン誤給油から異常燃焼に至るメカニズムを解明した。</td> </tr> </table> <p data-bbox="638 682 1359 714">政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p data-bbox="638 724 1409 756">●機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進</p> <p data-bbox="638 766 1644 871">下表のとおり、機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については、積極的に連携を図ることで組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。</p> <table border="1" data-bbox="652 924 1602 1627"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 934 875 966">機構内分野名</th> <th data-bbox="875 934 1587 966">連携内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 976 875 1291">化学物質管理分野</td> <td data-bbox="875 976 1587 1291">化学物質起因が疑われる製品事故(接触皮膚炎及び揮発性有機化合物(VOC)等放散・吸入)において、化学物質管理分野の化学物質リスク評価結果をパッチテスト等が実施できない案件に活用し、原因究明率の向上を図っている(継続取組)。 平成 29 年度は、木製棚から放散されるホルムアルデヒドと被害症状との因果関係を確認すべく、当該物質のリスク評価を依頼し、事故原因の判断に活用した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1302 875 1501">化学物質管理分野</td> <td data-bbox="875 1302 1587 1501">化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、試験温度 40℃の条件下における軟質塩化ビニルシートに含有されているフタル酸エステルやその他 VOC 成分の放散、吸着及び移行データを取得し提供した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1512 875 1617">バイオテクノロジー分野</td> <td data-bbox="875 1512 1587 1617">皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジー分野が保有する FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて実施。平成 29 年度は 24 件実施。</td> </tr> </tbody> </table>	ドラム式洗濯機の酸素消費速度等調査	子供がドラム式洗濯機内に閉じ込められ、酸欠で死亡する事故が発生。平成 28 年以降の製品にあつては、強い力であれば内側からドアが開く構造になっているものの、それ以前の製品は内側から開けることができない。当該製品に閉じ込められた場合の、酸欠に至るまでの時間等を調査し、理屈として理解しつつも実感が伴わない危険性を、より具体的に指摘することで再発防止を図る。	ガソリン誤給油に伴う石油ファンヒーター異常燃焼の詳細条件検証	ガソリン誤給油に伴って石油ファンヒーターが異常燃焼に至る事象には、燃料違い以外にも様々な要件が存在することから、それらの要件を割り出し、ガソリン誤給油から異常燃焼に至るメカニズムを解明した。	機構内分野名	連携内容	化学物質管理分野	化学物質起因が疑われる製品事故(接触皮膚炎及び揮発性有機化合物(VOC)等放散・吸入)において、化学物質管理分野の化学物質リスク評価結果をパッチテスト等が実施できない案件に活用し、原因究明率の向上を図っている(継続取組)。 平成 29 年度は、木製棚から放散されるホルムアルデヒドと被害症状との因果関係を確認すべく、当該物質のリスク評価を依頼し、事故原因の判断に活用した。	化学物質管理分野	化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、試験温度 40℃の条件下における軟質塩化ビニルシートに含有されているフタル酸エステルやその他 VOC 成分の放散、吸着及び移行データを取得し提供した。	バイオテクノロジー分野	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジー分野が保有する FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて実施。平成 29 年度は 24 件実施。		
ドラム式洗濯機の酸素消費速度等調査	子供がドラム式洗濯機内に閉じ込められ、酸欠で死亡する事故が発生。平成 28 年以降の製品にあつては、強い力であれば内側からドアが開く構造になっているものの、それ以前の製品は内側から開けることができない。当該製品に閉じ込められた場合の、酸欠に至るまでの時間等を調査し、理屈として理解しつつも実感が伴わない危険性を、より具体的に指摘することで再発防止を図る。																
ガソリン誤給油に伴う石油ファンヒーター異常燃焼の詳細条件検証	ガソリン誤給油に伴って石油ファンヒーターが異常燃焼に至る事象には、燃料違い以外にも様々な要件が存在することから、それらの要件を割り出し、ガソリン誤給油から異常燃焼に至るメカニズムを解明した。																
機構内分野名	連携内容																
化学物質管理分野	化学物質起因が疑われる製品事故(接触皮膚炎及び揮発性有機化合物(VOC)等放散・吸入)において、化学物質管理分野の化学物質リスク評価結果をパッチテスト等が実施できない案件に活用し、原因究明率の向上を図っている(継続取組)。 平成 29 年度は、木製棚から放散されるホルムアルデヒドと被害症状との因果関係を確認すべく、当該物質のリスク評価を依頼し、事故原因の判断に活用した。																
化学物質管理分野	化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、試験温度 40℃の条件下における軟質塩化ビニルシートに含有されているフタル酸エステルやその他 VOC 成分の放散、吸着及び移行データを取得し提供した。																
バイオテクノロジー分野	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジー分野が保有する FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて実施。平成 29 年度は 24 件実施。																
(3)立入検査・適合性検査等 ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業	(3)立入検査・適合性検査等 ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業	・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数(全	(3)立入検査・適合性検査等 ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査 イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査 ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査 エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査	製造事業者等に対する立入検査及び消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験を全件実施、し、指標を達成した。 (ア)消費生活用製品安全法、(イ)電気用品安全法、(ウ)ガス事業法、(エ)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する製造事業者等に対する立入検査を全件(計 214 件)実施した。													

者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指

件実施) (参考)過去3年平均256件・消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施件数(製造事業者等からの依頼に基づき全数を実施) (参考)過去3年平均25件

下表のとおり経済産業省の指示に基づき、平成29年度指示件数214件(全件)を的確に実施した。

立入検査区分	実施件数/指示件数	備考 (平成28年度実績)
製品安全4法に基づく立入検査		
(1)消費生活用製品安全法	40件/40件	40件/40件
(2)電気用品安全法	155件/155件	139件/139件
(3)ガス事業法	7件/7件	6件/6件
(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	12件/12件	16件/16件

オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査

平成29年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。

カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査

平成29年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。

キ 消費生活用製品安全法に基づき製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験

登山用ロープは消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、滑落時における身体を保護するため、国が示した試験の基準に適合し、その旨を示すマーク(PSC)を表示しなければ販売できないことになっている。機構は、基準で定められている落下衝撃試験及びせん断衝撃試験を行う試験施設を保有している国内唯一の機関である。

また、登山用ロープのほか、消防・自衛隊等で使用される救助用ロープ等の試験についても、機構が、試験を実施できる国内唯一の機関である。

これらの試験について、事業者からの依頼に基づき、平成29年度は下表のとおり、依頼件数16件(登山用ロープ15本、その他のロープ23本)の全数について試験を実施した。

年度	依頼件数	内訳
平成29年度	16	登山用ロープ:15本 その他のロープ:23本
平成28年度	26	登山用ロープ:49本 その他のロープ:16本

(オ)工業標準化法に関する製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省からの指示はなかった。

(カ)家庭用品品質表示法に関する製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の実施指示はなかった。

(キ)民間企業からの依頼に基づく、登山用ロープ等に係る、技術基準適合確認試験を全件実施、し、指標を達成した。

<p>示に基づき、的確に実施する。 オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 キ 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。</p>	<p>示に基づき、的確に実施する。 オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 キ 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。</p>				
<p>(4) 技術基準整備の推進 製品安全制</p>	<p>(4) 技術基準整備の推進 製品安全制</p>		<p>(4) 技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準の整備を支援した。</p>		

<p>度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p>	<p>度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>具体的には、以下の業務等を実施する。</p>										
	<p>ア 経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る整合規格(※)の整備等を支援する。 (※整合規格：各法律の性能規定化された技術基準省令に整合しているJIS等の規格。)</p>	<p>・整合規格案の技術評価件数(全件実施) (参考)平成26年度実績 14件、平成27年度実績 26件(平成26年度から電気用品安全法に係る技術評価を実施)</p>	<p>ア 整合規格案の技術評価</p> <table border="1" data-bbox="676 919 1596 1255"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>技術評価実施規格数</th> <th>対象電気用品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>46件 (全件実施)</td> <td>テレビジョン受信機、観賞魚用ヒーター、電気さく用電源、直流電源装置、文書細断機、LED電灯器具、蛍光灯、配線器具、ネオン変圧器、電気アイロン、電気乾燥機、キャブタイヤコード等</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度から技術評価を実施し、平成26年度14件、平成27年度26件、平成28年度37件、平成29年度46件の合計123件報告した。うち、116件は整合規格として取り入れられた。</p>	年度	技術評価実施規格数	対象電気用品	平成29年度	46件 (全件実施)	テレビジョン受信機、観賞魚用ヒーター、電気さく用電源、直流電源装置、文書細断機、LED電灯器具、蛍光灯、配線器具、ネオン変圧器、電気アイロン、電気乾燥機、キャブタイヤコード等	<p>経済産業省の要請に基づき、整合規格案の技術評価を全件実施し、指標を達成した。</p>	
年度	技術評価実施規格数	対象電気用品									
平成29年度	46件 (全件実施)	テレビジョン受信機、観賞魚用ヒーター、電気さく用電源、直流電源装置、文書細断機、LED電灯器具、蛍光灯、配線器具、ネオン変圧器、電気アイロン、電気乾燥機、キャブタイヤコード等									
	<p>イ 電気用品に係る国</p>		<p>イ 電気用品安全法の規制対象範囲の適正化 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p>								

	<p>際規格等の動向を把握しつつ、経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法の規制対象範囲の適正化等について、関係業界、登録検査機関及び消費者団体の意見をとりまとめ、経済産業省に報告し、製品安全に係る制度のスマート化を支援する。</p>		<p>●社会・経済の制度構築のための業務 「製品安全規制の方向性等調査」(FS)</p> <p>次の調査結果をもとに、今後のリチウムイオン蓄電池をはじめとした直流機器の安全性の確保の方法について検討を行うと共に、安全性確保実現のために支援可能な業務について検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報を活用した直流機器の安全性等調査 ・海外の製品安全規制等調査 ・事業者の取組ヒアリング 		
<p>(5) 海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化に向けて、米国消費者製品安全委員会(CPSC)、台湾經濟部標準検査局(BSMI)等海外関係機関と連携し、リコール情報、海外の製品安全情報の共有や、実務者の人材交流を行う。 これらの取</p>	<p>(5) 海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化に向けて、米国消費者製品安全委員会(CPSC)、中国検査院(CAIQ)、台湾經濟部標準検査局(BSMI)、欧州委員会(EC)等の海外関係機関と連携し、リコール情報や海外の製品安全情</p>	<p>・海外関係機関からの情報収集及び経済産業省等への情報提供件数(24件)(参考)内訳: 毎月1件(海外製品安全情報の経済産業省への提供) 毎月1件(海外リコール情報の経済産業省への提供)</p>	<p>(5) 海外関係機関との連携の強化 平成29年度は、12件の海外製品安全情報及び12件の海外リコール情報を経済産業省へ提供した。また、国際会議への参加、台湾、タイ及びマレーシアへの技術協力・情報提供等を計9件実施した。その結果、<u>海外関係機関から入手した海外の製品安全に係る情報の経済産業省への提供(24件)及び海外機関との連携・制度構築支援(9件)計33件(指標値比137%)を実施。</u></p> <p>●海外関係機関からの情報収集及び経済産業省への情報提供 米国消費者製品安全委員会(CPSC)や欧州委員会等から得られた製品安全施策に関する情報や事故情報を毎月定期的に経済産業省に報告し、経済産業省はこれらの情報を技術基準等の参考としている。 海外で実施された消費生活用製品に係るリコールのうち、日本でも販売されている可能性が高い製品については、経済産業省に情報提供を行い、経済産業省は当該情報を基に輸入事業者・販売事業者に日本での流通情報を確認している。 平成29年度は、24件の情報提供を実施した。</p>	<p>海外関係機関から入手した海外の製品安全に係る情報の経済産業省への提供(24件)及び海外機関との連携・制度構築支援(9件)計33件(指標値比137%)を実施し、指標を達成した。</p>	

組によって入手した海外製品安全情報を、我が国の行政機関に対して提供することで、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援する。

報の共有、実務者の人材交流を行う。具体的には、海外関係機関に対して、現地で製造された製品の日本国内リコール情報を提供することで、海外関係機関による各国内の製品安全の取組により、日本に輸入される製品の安全性及び事故未然防止を図る。

また、米国消費者製品安全委員会(CPSC)と実務者の人材交流を図り、製品安全の知見、技能の共有を図ることで、互いの技術基準・規格への反映を通じて、安全な製品の流通と製品事故の迅速な再発・未然防止を図る。

さらに、日台製品安全協力覚書に基

項目	件数	備考
海外製品安全情報の経済産業省への提供	12	<p>経済産業省との連絡会報告 海外における製品安全施策及び海外での事故発生状況を報告した。</p> <p>基準制定(米国):乳幼児用バスタブ、ベビーパウンスシート、幼児用いす等 オンライン市場監視ガイドラインの発行(欧州)、玩具(ハンドスピナー)の部品の誤飲及び電池からの発火(米国、オーストラリア)、玩具(爪楊枝ボーガン)の危険性(台湾)、リコール効果ワークショップ(米国)、RAPEX 情報(欧州)等</p> <p>海外の規制情報等を提供することにより、経済産業省の技術基準等検討の参考情報として活用されている。</p>
海外リコール情報の経済産業省への提供	12	<p>海外でリコールされている製品で、日本にも流通している可能性のある製品について情報提供を行っている。これを受けて逐一経済産業省は当該製品の輸入・製造事業者に日本での流通状況を確認するなど、グローバル製品の日本国内でのリコール状況の確認等への活用されている。</p>
合計	24	(参考)平成 28 年度 26 件

●海外関係機関との連携

①台湾 BSMI との更なる連携強化

日台製品安全協力覚書締結(平成 28 年 11 月)を踏まえ、台湾経済部標準検閲局(BSMI)と製品安全に係る情報共有、人材交流等について連携を強化した。

平成 29 年 6 月に日本を訪問中の台湾経済部標準検閲局 劉局長を筆頭とする BSMI との会合を実施した。また、平成 29 年 11 月に第 1 回定期会合を開催し、両国の製品安全体制、リチウムイオン電池搭載製品の規制状況等の情報共有を行い、今後の定期会合の頻度や技術交流の実施方法を決定した。さらに、技術交流を開催し、双方から出された太陽光発電システム、液晶テレビ及びリチウムイオン電池に関する事故事例並びにその調査内容について、意見交換を行った。

②東南アジアへの製品安全文化の普及

経済産業省の「平成 29 年度制度・事業環境整備事業(技術協力課)」を活用し、東南アジアの政府機関、民間に対する日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される製品の安全性向上に資する活動を行った。

平成 29 年 5 月に経済産業省とともにタイ政府機関を訪問して事業内容を説明し、同国からの強い要請に応え、平成 29 年 8 月にバンコクに職員 2 名を派遣して第 1 回目の現地製品安全セミナーを政府職員(TISI)、企業、検査機関等の関係者 30 名を対象に 2 日間の日程で行い、重大製品事故報告・公表制度をはじめ日本の製品安全施策、機構の事故情報収集制度及び製品事故事例を解説した。その結果、事故情

①台湾 BSMI との更なる連携強化

日本での製品安全体制、機構での事故原因究明方法を共有することで、BSMI での製品安全への取り組みが促進され、今後、台湾で流通する製品及び台湾から輸入される製品の安全性の向上が期待される。

②東南アジアへの製品安全文化の普及

タイについては、政府職員、事業者等を対象に専門家派遣研修 2 回、受入研修 1 回を実施することを通じて、製品事故の原因究明調査が製品安全に対し重要な役割を担っているという認識を持たせることができた。研修では、電気製品の事故原因究明に関する講義に特に関心が寄せられ、多くの研修生からタイにおける機構のような組織(試験設備や人材)の必要性が述べられた。

づき、台湾経済部標準検査局(BSMI)と定期的な事故情報、リスク評価、事故原因究明に係る情報共有及び研修プログラムの実施等を行うことで、再発、未然防止に係る製品安全施策の実施強化を図る。

国際消費者製品健康安全機構(ICPHSO)の国際会議に参加し、日本の製品安全の取組を紹介するとともに、参加各国との意見交換を行い、製品安全に係る情報を収集し、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。

なお、これらの取組によって海外関係機関から入手した海

報の収集・調査の必要性について理解が得られた。また、平成 29 年 12 月にタイから 10 名の研修生を受入れ、燃焼技術センター及び製品安全センター大阪本部で 3 日間実際に製品事故の原因究明に使用している試験設備や試験機器を使って、原因究明方法や再現実験の説明をした。さらに、平成 30 年 2 月に職員 2 名をタイへ派遣し、第 2 回目の現地セミナーを製品事故(電気製品)の原因究明に絞った形式で実施した。原因究明調査に必要な器具やその使用方法、消費者や事業者等の関係者からの聞き取り内容と方法、さらに関心の深いリチウムイオンバッテリー等の製品の考え得る事故とその原因について網羅的に講義を行った。併せて参加者がグループで事故原因を検討するワークショップを行い、双方向な研修も行った。

また、マレーシアにも平成 29 年 9 月に経済産業省とともに政府機関等を訪問し、ニーズ調査を行い、平成 30 年 2 月に第 1 回目の現地製品安全セミナーを行った。マレーシア国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)、エネルギー委員会(EC)、マレーシア工業標準所(SILIM)、エアコンや配線器具の工業会、消費者団体等から延べ 56 名の参加を得て、タイと同様に日本の製品安全体制について、参加した幅広い分野の研修生に対し説明することができた。

項目	件数	備考
国際会議(ICPHSO : 国際消費者製品健康安全機構)への参加	2	ICPHSO(平成 29 年 11 月東京開催、平成 30 年 2 月米国開催)に出席し、機構の取組等を紹介するとともに、CPSC 等の関係機関と意見交換を実施し、また、海外の製品安全動向(米国における IoT 製品の事故の扱い等)についての情報を収集した。
台湾	3	BSMI、経済産業省及び機構との三者会合 第 1 回定期会合 第 1 回技術交流
タイ	3	第 1 回及び第 2 回製品安全セミナー(現地) 第 1 回受入研修
マレーシア	1	第 1 回製品安全セミナー(現地)
計	9	

	<p>外製品安全情報、リコール情報等については、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援するため、我が国の行政機関に対しても提供する。</p>				
<p>2. 事業者による製品安全活動の推進 (1) 事故が発生する以前の予兆情報等を活用した未然防止対策の推進 事故調査から得られる技術的な知見を活用し、機構が保有する事故情報を基に作成した事故発生シナリオと事業者が保有する予兆情報等を照合し、予測される危害の程度や事故発生の可能性等の情報を事業者に提供する。これ</p>	<p>2. 事業者による製品安全活動の推進 (1) 事故が発生する以前の予兆情報等を活用した未然防止対策の推進 事故調査から得られる技術的な知見を活用し、機構が保有する事故情報を基に作成した事故発生シナリオと事業者が保有する予兆情報等を照合し、予測される危害の程度や事故発生の可能性等の情報を事業者に提供する。これ</p>	<p>【重要度：高】 【難易度：高】</p>	<p>2. 事業者による製品安全活動の推進 <u>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</u> <u>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</u> (1) 事故が発生する以前の予兆情報等を活用した未然防止対策の推進 平成 28 年度に業界団体及び個別事業者に対するニーズ調査を実施し、<u>機構が保有する製品事故の調査データを、事業者が活用しやすいよう体系的に整理し、提供に向けた取組を行った。</u> 具体的には、<u>製造事業者向け提供情報として、事故調査資料を基に、IEC 規格や JIS で定められている製品の故障解析手法 (FMEA・FTA) を用いた部品・材料レベルの予兆から事故発生に至る事故発生シナリオの作成に着手した。</u>平成 29 年度は、前年度から作成を開始した品目「エアコン」「洗濯機」のシナリオを完成させ、新たに「リチウムイオン蓄電池」「直流電源装置」のシナリオを作成した。 また、<u>流通・輸入事業者向け提供情報として、顧客からのクレーム・修理依頼情報に含まれる製品事故の予兆情報を用いて機構が収集した約 5 万件の事故情報の中から類似事故を抽出するためのデータタグやライブラリーを作成した。</u> これらの提供情報は膨大であることから、事業者が必要な情報を高速かつ効率的に検索できるようにするため、パソコン上で稼働可能な試用版システム「製品事故予測システム(試用版)」を開発した。 開発した当該システムについては、家電製品関連の業界団体や協力協定を締結している事業者を対象に説明会を 5 回開催し(関係業界 3 回、協力協定を締結している流通事業者 2 回)、41 式(プログラム及びサンプルデータ)を提供した。 今後は、ユーザビリティ等に関するアンケート調査を実施して、当該システムで提供する機能やデータの拡充を図り、平成 30 年度以降の一般公表を目指す。</p>	<p>(【重要度：高】 【難易度：高】の業務への取組及び成果) <u>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</u> 過去の事故情報をメーカー横断的に分析して事故発生シナリオを作成し、それらを提供するシステムを開発したことは日本初の取組である。 当該システムについて、家電製品関連団体や協力協定締結流通事業者に対して説明会を開催し、試用版とサンプルデータを配付したところ「もっとデータを追加してほしい」「各工場でシステムの情報を共有したい」「自社の解析データも入力したい」「新人教育に活用したい」等の大きな反響があった。 今後、当該システムを事業者に普及させることにより、事業者における自主的な製品事故の未然防止活動が促進され、その結果、市場流通製品の安全性向上を図るという機構の新たな取組のための足がかりを築いたことは、当初の計画を上回る大きな成果である。 (通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況) 平成 28 年度の主務大臣による評価で出された意見「製品事故の再発・未然防止の取組については、引き続き機構に蓄積された技術的な知見の活用をしつつ、特に IoT やソフトウェア制御等の最新の技術を用いた機能を搭載した機器の製品事故に関しては、関係機関等との連携により、未知のリスクの究明や事故の原因究明の究明を図るとともに、予兆現象の活用といった視点も持って活動を継続すること。」を反映して、新技術を搭載した製品事故に対応するため IPA(独立行政法人情報処理推進機構)と連携し、予想される事故内容、調査方法の検討を行うとともに平成 30 年度に調査体制の整備を進める。また、平成 29 年度は機構が保有する製品事故の調査データを、事業者が活用しやすいよう体系的に整理し、「製品事故予測システム(試用版)」として、提供に向けた取組を行った。今後は、ユーザビリティ等に関するアンケート調査を実施して、当該システムで提供する機能やデータの拡充を図り、平成 30 年度以降の一般公表を目指す。</p>	

<p>により、機構は事業者による製品事故の未然防止に向けた自主的な取組を促進する</p>	<p>により、機構は事業者による製品事故の未然防止に向けた自主的な取組を促進する。 具体的には、事業者の保有する故障等の事象と機構がまとめた事故発生シナリオを照合し、製品事故との関係性を明確化して、未然防止を図るための情報を提供する仕組みを開発することを目指す。【重要度：高】 【難易度：高】 （理由：事業者の保有する予兆情報等と事故発生シナリオを照合し、事故発生との関係性を明確化・体系化することは、重要度の高い取組であり、事故原因究明から得られる知見を基に、速やか</p>				
--	---	--	--	--	--

	に事故発生メカニズムを整理し、一般化した事故発生シナリオにまとめることは、技術的に難易度が高い。)																
<p>(2)技術基準・規格等の整備、作成支援</p> <p>事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、経済産業省や関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。</p>	<p>(2)技術基準・規格等の整備、作成支援</p> <p>事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、経済産業省や関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。</p>	<p>・技術基準・規格等の提案に資する取組件数(3件。なお、その際、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案につなげるよう努めるものとする。)</p>	<p>(2)技術基準・規格等の整備、作成支援</p> <p>事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行った。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●技術基準・規格等の提案に資する取組</p> <p>下表のとおり、技術基準・規格等の提案に資する取組について、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案を4件(指標比133%)実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>テーマ</th> <th>実施年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>チャイルドレジスタンス(CR)機能の標準化</td> <td>平成28年度～平成29年度</td> <td>子どものいたずらによる事故が多い食生活機器を含む電子式のチャイルドレジスタンス機能について、年齢毎に子どもがロック解除できない安全要件を盛り込んだ規格案を作成した。具体的には、電子式CR機能を評価する装置を製作し、当該装置を用いた被験者実験(子ども62名を対象)を実施し、年齢毎にロック解除できないCR機能を調査した。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>乳幼児用製品に関する共通安全対策</td> <td>平成24年度～平成29年度</td> <td>乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー鋭利なエッジ及び尖端部ー鋭利なエッジへの接触」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN等の玩具規格を参考に、バリやエッジ部の危険度を指で官能的に判定することなく、客観的で均一な判定を得ることができる試験方法を開発した。加えて、既存の玩具規格には規定されていない試験装置の校正方法を開発した。</td> </tr> </tbody> </table>		テーマ	実施年度	内容	1	チャイルドレジスタンス(CR)機能の標準化	平成28年度～平成29年度	子どものいたずらによる事故が多い食生活機器を含む電子式のチャイルドレジスタンス機能について、年齢毎に子どもがロック解除できない安全要件を盛り込んだ規格案を作成した。具体的には、電子式CR機能を評価する装置を製作し、当該装置を用いた被験者実験(子ども62名を対象)を実施し、年齢毎にロック解除できないCR機能を調査した。	2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成24年度～平成29年度	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー鋭利なエッジ及び尖端部ー鋭利なエッジへの接触」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN等の玩具規格を参考に、バリやエッジ部の危険度を指で官能的に判定することなく、客観的で均一な判定を得ることができる試験方法を開発した。加えて、既存の玩具規格には規定されていない試験装置の校正方法を開発した。	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>技術基準・規格等の提案活動の強化について、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案に資する取組を4件(指標比133%)実施し、指標を達成するとともに、事業者による安全な製品の設計・開発に貢献した。</p>	
	テーマ	実施年度	内容														
1	チャイルドレジスタンス(CR)機能の標準化	平成28年度～平成29年度	子どものいたずらによる事故が多い食生活機器を含む電子式のチャイルドレジスタンス機能について、年齢毎に子どもがロック解除できない安全要件を盛り込んだ規格案を作成した。具体的には、電子式CR機能を評価する装置を製作し、当該装置を用いた被験者実験(子ども62名を対象)を実施し、年齢毎にロック解除できないCR機能を調査した。														
2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成24年度～平成29年度	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー鋭利なエッジ及び尖端部ー鋭利なエッジへの接触」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN等の玩具規格を参考に、バリやエッジ部の危険度を指で官能的に判定することなく、客観的で均一な判定を得ることができる試験方法を開発した。加えて、既存の玩具規格には規定されていない試験装置の校正方法を開発した。														

3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)	平成24年度～平成29年度	IEC TS 60695-11-11(耐火性試験－試験炎－非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)についてDC(意見募集用原案)が回付されコメントが寄せられた。コメントを踏まえたCD(委員会原案)を作成した。
4	高齢者・障害者対応のJIS規格作成支援	平成27年度～平成29年度	平成27年度に機構が作成した「浴槽用手すりのJIS素案」を、福祉用具のJIS原案作成団体であるJASPAへ提供した。引き続き、JASPAではJIS化の審議がなされた。この際、委員として就任し、JIS化推進に向けた支援を行い、平成30年2月にJIS T 9283(福祉用具－留置形手すり)として制定された。

これまでに作成した規格案が社会や産業界で利用されるように、以下のフォローアップを行った。

①乳幼児用製品に関する共通安全対策

平成27年度までに機構が作成した「乳幼児用製品の共通試験方法－身体挟み込み」の規格案について、経済産業省平成29年度高機能JIS等整備事業(H29-31FY)として、一般財団法人建材試験センター(JTCCM)がJIS原案作成団体となりJIS化を推進中。JTCCMへの技術支援を通じて積極的に標準化に関与している。

また、「乳幼児用製品の共通試験方法－部品の外れ」について、METI、JSAの協力を得て、平成30年度経済産業省戦略的標準化加速事業(JIS開発)に採択され、平成30年度からJIS原案作成が開始されることが確定した。

②靴の耐滑性試験方法の開発

平成27年度に機構が作成した靴の耐滑性試験方法(案)について、一般社団法人日本スポーツ用品工業会(JASPO)と協力して、業界規格の策定に向け調整中。また、民間試験機関間で測定誤差が生じている現状から、その要因把握を行うと共に、誤差を低減させるための手法を開発し、規格案に追加、業界への情報提供を行った。今後、業界主導による試験結果の信頼性向上と業界規格策定を目指す。

●民間団体等への技術支援等

民間団体の標準化に係る30の委員会に委員として参加し、製品の安全性向上や規格等の質の向上につながる発言や意見の提出を行った。このうち、3つの委員会は委員長として就任し、JIS及びISO規格案の取りまとめを行った。また、経済産業省が開催する日本工業標準調査会の専門委員会では、規格の質の向上に繋がる支援を行った。

また、これまで機構が収集した身体特性データ等を提供して作成したJIS原案が、JIS T 9209(電動6輪車椅子の試験方法)、JIS T 9282(福祉用具－固定形手すり)として制定された。また、製品安全協会が開催する入浴用いす(CPSAE-0129)改正専門委員会では、機構が開発した湿潤環境における滑り抵抗試験方法等が新たに盛り込まれた。平成30年6月に公表される見込み。

JASPA の全身床ずれ防止用具国際標準分科会に委員として参画し、機構の開発した試験方法、基準等が盛り込まれた Assistive products for tissue integrity when lying down(全身床ずれ防止用具等)が ISO/DIS(Draft international standard)として採択された。今後、試験方法、基準等が具体的に検討される見込み。

【平成 28 年度までの取組による実績】

平成 27 年度～平成 28 年度に一般財団法人製品安全協会を支援し、作成された「ベビーカー」の SG 基準案が改正・公開された。(平成 29 年 4 月)

(3) 事業者による製品安全レベルの向上に資する取組

事業者により、より安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識レベルの向上を支援する。

(3) 事業者による製品安全レベルの向上に資する取組

事業者により、より安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識レベルの向上を支援する。具体的には、事業者の製品安全レベルの向上に資する取組として、使用者特性・ライフサイクルを考慮した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情報、販売・流通事業者が持つクレーム情報の分析結果等につい

・事業者向けの製品安全に関する情報提供件数(28 件。なお、問合せ等に対しても積極的に情報提供を行う。)
(参考)内訳：2 会場各 1 件(業務報告会)、2 会場各 1 件(社会人講座での講座開設)、毎月 2 件(製品安全情報マガジンの発行)

(3) 事業者による製品安全レベルの向上に資する取組

事業者に対する情報提供について、製品安全情報の提供、社会人講座での講座開設等 36 件(指標比 128%)実施した、

事業者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組では、機構が自発的に実施している活動として、下表のとおり、事故動向や最新の事故原因解析技術を紹介する業務報告会を 2 件開催し、東京・大阪で合計 673 名の参加を得た(平成 28 年度 560 名)。また、製品安全の体系的な説明を行う NITE 講座の開催(応募者数：大阪 60 名、東京 60 名)、E メールマガジンとしての製品安全情報マガジン(PS マガジン)を、7,630 名を超える読者に毎月 2 回配信するなどの取組を行った。

また、NITE 講座については、講座の選択制を採用し、大阪会場は前年の 1.3 倍の応募があり、東京会場は定員 50 名のところ 60 名の応募があった。大阪会場全 12 回の講座終了後のアンケートから、講座内容に対し、9 割を超える受講生が満足・やや満足と回答があり、高い評価を得た。東京会場においては、講座の選択制については好評であったが、毎週 12 回の聴講は厳しいとの意見が多かったため、平成 30 年度は日数を改善することとした。

事故原因の究明方法の講座等については、満足とする回答が多かった。

項目	件数	内容
業務報告会	2	東京・大阪各 1 回開催。事故動向及び最新の事故原因解析技術を口頭及びポスターセッションで紹介。東京会場は、405 名、大阪会場は、268 名、計 673 名が参加(内訳は、事業者：433 名、消防：96 名、消費生活センター・消費者団体：39 名、その他：105 名)
社会人講座での講座開設	2 (大阪、東京各 1 回)	NITE 講座(応募者数：大阪 60 名、東京 60 名) 大阪、東京でそれぞれ 12 回、全 24 回開催
製品安全情報マガジンの発行	24	毎月 2 回(業務報告会 PR 用特別号 1 回含む。)発行 登録者数は平成 30 年 3 月末 7,699 名

事業者に対する情報提供について、製品安全情報の提供、社会人講座での講座開設等 36 件(指標比 128%)実施し指標を越えて情報提供を行った。

て、セミナー・講演会、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。

製品事故予測システム（試用版）の説明会開催（再掲）	5	関係業界 3 回、協力協定を締結している流通事業者 2 回（合計 71 名）
サイレントチェンジ問題に関する講演	3	大阪産業創造館（100 名） 日本能率協会（100 名） 日本科学技術連盟（170 名）
合計	36	

上記の他に、他機関からの依頼に基づく、事業者を中心とした周知・情報提供の取組として、下表のとおりで業界団体等からの依頼に対して、講師を派遣し、事業者の製品安全に対する意識の向上を目指した。

項目	件数	内容
業界団体等への講師派遣	8	製品事故事例と製品のリスクアセスメント、太陽光発電設備の施工不良に関する事故事例について 他

業界団体からの依頼に基づき、事業所内（大阪、東京、九州）の見学に下表のとおり対応した。

項目	件数	備考
事業所試験室等の見学受入	10	電気製品関係業界ほか（144 名）

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●サイレントチェンジによる製品事故の未然防止のための情報提供

近年、製品事故の原因として、製品に使用される材料が当初の仕様でなく、強度や耐熱性が劣るものに無断で変更された（サイレントチェンジ）ために、電源コードの断線、発火等に至る事故が発生していることから、機構は再発防止のため、事業者に対して、調査結果に基づくサイレントチェンジの実態と、事故防止のための具体的対策について情報提供を実施した結果、複数の業界専門誌にサイレントチェンジに関する記事が掲載される等、サイレントチェンジの問題が広く周知され、メーカーにおいて供給される部品に対する調達基準の改定や、定期的な監視の一層の強化等、対策に取り組む企業が増加した。

総合テレビ「NHK クローズアップ現代プラス（平成 29 年 10 月 24 日）」において、機構による原因究明調査の取組映像を活用しながら、サイレントチェンジの問題を事業者だけでなく、一般社会にも広く周知されることとなった。

また、平成 29 年 10 月 23 日に経済産業省において、サイレントチェンジに係る講演を実施し、関係工業会へ対応を促す等、今後の行政施策に資する情報提供を行っ

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構によるサイレントチェンジ問題の継続的かつ積極的な情報発信によって、NHK 総合テレビでも取り上げられ、社会的な関心が高まるとともに、サイレントチェンジ問題に対する事業者の意識が向上した。その結果、供給部品調達の基準改定や、定期的な監視の一層の強化等、事業者による自発的な取り組みが行われたことは大きな成果である。

（通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況）

平成 28 年度の主務大臣による評価で出された、有識者懇談会におけるコメント「新しい取り組みの点は非常に評価できる。特に『サイレントチェンジ』の実態を解明し、広く提供したことはインパクトがあった。」を反映し、今年度は、さらに継続的かつ積極的な情報発信を行い、サイレントチェンジ問題に対する事業者の意識が向上、供給部品調達の基準改定や、定期的な監視の一層の強化等、事業者による自発的な取り組み推進につなげた。

た。その後、関係工業会は、傘下の企業への周知、対応を促した。

サイレントチェンジ問題については、企業の関心が極めて高いことを受け、依頼に基づき事業者の集まりの場において、設計開発部署等に所属する者に対して講演を行い、注意喚起を行った。

●安全な製品の流通を目的とした修理受付情報等を基にした不具合情報の分析結果の提供

協力協定締結流通事業者 2 社から受領した修理受付情報等から、事故発生に至る可能性のある不具合情報を分析・抽出し、これと併せて機構が保有する類似事故情報等を当該事業者提供した。これにより、当該流通事業者の自主的な製品安全活動の促進が期待される。

また、産業構造審議会製品安全小委員会で示された新たな誤使用情報収集スキームに基づき、当該 1 社に対して誤使用情報の提供を依頼し、2 件(うち 1 件は非重大製品事故通知)の提供を受けた。

●製造事業者との技術支援に係る連携

事業者の製品安全に対する自主的な取組を促進するため、下表のとおり実験施設を活用し、事業者への技術支援を行った。

そのうち、燃焼技術センターでは、平成 29 年度に電子ピアノ、電卓、プロジェクター等の燃焼性確認実験などを事業者等と共同で実施し、事業者のより安全な製品設計の取組を支援するとともに、機構は同種事故原因究明調査における燃焼実験のための技術情報を蓄積した。

連携内容	連携した製造事業者等	施設名
電子ピアノ、電卓、プロジェクターの燃焼性確認実験(延べ 6 日間実施)	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設
自動車用空調ユニット、暖房デバイスの燃焼性確認実験(延べ 7 日間実施)	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●イノベーション促進のための業務「安全なものづくりのためのネットワーク構築」に関する調査(FS)

近年、モノのインターネット(IoT)や人工知能(AI)といった新技術を取り込んだ製品開発はめざましく、消費生活用製品としても徐々に普及されているところである。こうした製品の開発にあっては、往々にして機能の高度化に目先が奪われ、利益に直結しない安全性については、おざなりになりがちである。結果、当の新技術に起因する製品事故発生懸念が払拭できない状況となるおそれがある。

安全性が確保されないことが、新技術の開発・発展を阻害することを避けるために、製品安全面から機構がどのような支援ができるかを検討するべく、次の調査を行った。

- ① 新技術を取り込んだ製品の開発・普及・規格基準等の現状
- ② 従来の製品の過去事故情報から想定されるリスクの洗い出し
- ③ 機構で実施可能な支援要素の洗い出し
- ④ 機構からのサポートのニーズ

⑤ 個別企業のサポートを想定した場合のコンプライアンス上の問題
 調査の結果、IoT の発展に伴って開発・普及される製品に、機構が支援できる可能性が認められた一方、IoT のシステムそのものに対する支援や事故原因究明には、現状では対応が困難であり、さらなる調査・検討が必要であることが分かった。

3. 消費者による製品安全の取組のための支援

消費者に、より安全な製品の使用を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識レベルの向上を支援する。具体的には、消費者の製品安全レベルの向上に資する取組として、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ等を通じて提供する。

3. 消費者による製品安全の取組のための支援

消費者に、より安全な製品の使用を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識レベルの向上を支援する。具体的には、消費者の製品安全レベルの向上に資する取組として、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ等を通じて提供する。また、製品安全教育への取組として、これまでの小中学校に限らず、

・消費者向けの製品安全に関する情報提供件数(26件。なお、問合せ等に対しても積極的に情報提供を行う。)
 (参考)内訳:毎月1件(プレス発表)、12件(製品安全セミナーへの講師派遣等)、2件(製品安全教育への取組)

3. 消費者による製品安全の取組のための支援

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●プレス発表による製品事故の注意喚起

消費者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組では、下表のとおり、プレス発表において、TV報道・新聞報道を通じた一般消費者向けに誤使用・不注意による事故やリコール製品による事故に関する注意喚起を14件実施し、消費者の製品安全レベルの向上を目指した。

なお、プレス発表は、伝わりやすさや、報道実績の確保を目指して、事実に基づくデータと分かりやすい映像を提供しているほか、報道機関での取組の定着を目指して毎月1回定期的な発表を実施した。さらに、機構各所においてプレス発表に併せて各管内(各県別)における事故情報を取りまとめた管内の報道機関に情報提供した。

平成28年度に機構と経済産業省が共催で実施した製品安全セミナーは、29年度は、全国地域婦人団体連絡協議会(以下「地婦連」という。)が主催するものとなった。地婦連から講師派遣依頼が2件あり、講師派遣を行った。

上記以外にプレス発表を活用した消費者向けの製品安全に関する情報提供として計38件(指標比146%)を実施した。

項目	件数	内容
プレス発表	14	毎年、事故の発生が多い扇風機や暖房機器をはじめとする季節的に事故発生が予想される製品や緊急で周知が必要とされる製品事故をテーマに選定し、原則毎月1回、誤使用やリコールに関する注意喚起を中心にプレス発表を実施。再現映像を用いて説明するとともに報道機関に提供し、広く周知しやすい環境を整備。 平成29年4月及び平成30年3月に花見のシーズンに先駆けて「カセットこんろ」の事故防止に関するプレスを不定期で2回実施した。
製品安全セミナー等への講師派遣	2	主催の地婦連からの依頼で、山形県、熊本県開催に講師を派遣。
製品安全教育	2	青山学院大学大学院、上智大学大学院
セミナー・講演会	5	消費生活相談員研修(国民生活センター)2回(再掲)

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

消費者に対する製品安全情報の提供、プレス発表等による情報提供について、計画を着実に実施し、38件(指標比146%)の情報提供を行った。

取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、プレス発表においては、累計で放送局55社、新聞社48社が集まり、新聞には107件(うち5大紙39件)が掲載されたほか、テレビで190件(うち全国放送111件)、のべ5時間44分00秒放送され、消費者の安全・安心な生活の確保に対して、事故の未然防止に貢献するとともに、事業者の行う自社同種製品への注意喚起に協力した。

大学と連携し、近い将来、製品の設計、製造、販売に携わる人材の教育を行い、もって安全な製品の普及を図る。
さらに、広報室によるソーシャルメディアを使った情報提供について、製品安全に係るコンテンツの提供等、積極的に参画することで、若者世代を中心とした消費者に向けた製品安全情報を提供し、安全啓発、注意喚起を推進する。

(定常的)		消費生活コンサルタント養成講座(日本消費者協会)、消費者啓発リレー講座(香川県)、消費生活サポーター養成講座(広島市)各1回
研修会・講座(不定期)	15	消費生活相談員研修(静岡市ほか)
合計	38	

取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、新聞には107件(うち5大紙39件)が報道されたほか、テレビ等の報道は190件(うち全国放送111件)、のべ5時間44分00秒放送され(平成28年度4時間4分16秒)、消費者の安全・安心な生活の確保に対して、事故の未然防止に貢献するとともに、事業者の行う自社同種製品への注意喚起に協力した。

また、雑誌等への記事掲載が28件、うち出版社からの求めに応じた寄稿が13件あり、製品安全の啓発、技術情報の提供を行った。

項目	件数	備考
新聞掲載	107 ※39	※うち5大紙:読売、朝日、毎日、産経、日経(全国版)の掲載件数
テレビ等の報道	190 ※111	※うち全国放送された件数
雑誌等への記事掲載	28 ※13	※うち出版社等からの求めに応じて寄稿した件数
合計	325	

他機関からの依頼に基づく、消費者を中心とした周知・情報提供の取組は、下表のとおりで、国・自治体等が主催する展示会への出展、消防、公共団体等からの講師依頼に対応し、消費者の製品安全に対する意識の向上を支援した。

項目	件数	内容
国・自治体等主催の展示会への出展	25	経済産業局、名古屋市、東京都文京区、大阪市ほか
消防等への講師派遣	34	京都府消防、福岡市消防本部ほか、製品火災事故事例等
計	59	

国、地方公共団体、消防機関等からの依頼に基づき、消費者関係者に対して事業所内の試験室等(大阪、東京、燃焼技術センター、各支所)の見学に下表のとおり対応した。

依頼先	件数(人数)	備考
国	1(66)	製品安全研修
地方公共団体	3(91)	徳島県、石川県、群馬県
教育機関	2(15)	大学
消防	10(331)	
消費者協会	1(6)	
国民生活センター	1(3)	
計	18(512)	

●事故防止を目的としたリーフレット、ミニポスター等の作成

プレス発表に合わせて作成したポスター動画を製品群ごとに分類し、機構のホームページに掲載して公開した(15件)。

また、YouTube NITE公式チャンネルに、誤使用事故の注意を分かりやすくまとめた動画を172件公開し、より広い世代への情報提供を目指す取組を実施した(総視聴回数 437,379回、動画1件あたりアクセス数 2,540回)。

項目	件数	内容
ミニポスターの作成 ・ホームページ掲載	15	プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現実験映像とともに、ホームページで紹介。

●製品安全の意識の向上を目的とした、大学教育機関との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組

平成29年度から青山学院大学大学院製品安全講座を開講・実施した。

当該講座の受講によって、消費者として、より安全な生活の実現のために何が必要か考える力が養われるとともに、将来、企業で製品の設計、製造、販売に携わる際に、講座で得た製品安全の知識を活かし、製品安全に資することが期待される。

また、平成28年度から上智大学大学院において、製品安全に関する講座の特別講師として招聘され、平成29年度も同様に実施した。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	化学物質管理		
業務に関連する政策・施策	6 保安・安全 6-4 化学物質管理	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法、化審法) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、化管法) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法、化兵法)
当該項目の重要度、難易度	【難易度:高】 1. (3) リスク評価の加速化及び新規審査・確認の合理化への取組 【重要度、難易度:高】 4. (2) 国内外の動向等を調査・分析し国等へ報告・提言	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ													
(ア) 要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数	全件実施	(参考)過去2年(H26,27)平均 9,560 件 (一般化学物質)、232 件(優先評価化学物質)(平成26年度から実施)	—	—	・物質リスト作成 97,951 件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,718 物質 優先評価化学物質 152 物質 (全件実施)	・物質リスト作成 98,539 件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,667 物質 優先評価化学物質 163 物質 (全件実施)	・物質リスト作成 99,391 件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,653 物質 優先評価化学物質 172 物質 (全件実施)	予算額(千円)	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,559,494	1,224,314	1,208,159
・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 I に関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考)過去2年(H26,27)平均 6,940 物質(スクリーニング評価)、過去3年平均 150 物質(リスク評価 I)	—	—	・スクリーニング評価の実施延べ 7,214 物質 ・リスク評価の実施 評価 I : 延べ 160 物質 (全件実施)	・スクリーニング評価の実施延べ 7,243 物質 ・リスク評価の実施 評価 I : 延べ 169 物質 (全件実施)	・スクリーニング評価の実施延べ 7,250 物質 ・リスク評価の実施 評価 I : 延べ 177 物質 (全件実施)	決算額(千円)	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,532,405	1,195,449	1,327,110
リスク評価 II に関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考)過去2年(H26,27)平均 5 物質 (平成26年度から実施)	—	—	評価 II : 7 物質 (全件実施)	評価 II : 9 物質 (全件実施)	評価 II : 8 物質 (全件実施)	経常費用(千円)	1,139,677	1,375,091	1,132,532	1,193,162	1,231,773
新規化学物質の	全件実施	(参考)過去3	—	—	333 件	307 件	288 件	経常利益(千円)	3,456	▲4,952	▲25,708	4,790	▲6,928

事前審査・確認に関する資料作成件数		年(H25~27)平均 360 件			(全件実施)	(全件実施)	(全件実施)							
構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 285 件	—	—	341 件	194 物質 (全件実施)	303 物質 (全件実施)	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	1,144,796	1,209,046	1,187,344	
GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 3 件	—	—	4 件 (全件実施)	3 件 (全件実施)	0 件 (全件実施)	従事人員数	407 の内数	422 の内数	68	66	64	
少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 36,366 件(少量新規)、222 件(中間物等)	—	—	・少量新規化学物質 36,370 件 ・中間物等 187 件 (全件実施)	・少量新規化学物質 35,759 件 ・中間物等 153 件 (全件実施)	・少量新規化学物質 37,013 件 ・中間物等 166 件 (全件実施)							
化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 31 件(中間物等)、12 件(少量新規)	—	—	・中間物等 29 件 ・少量新規化学物質 16 件 (全件実施)	・中間物等 31 件 ・少量中間物等 4 件(平成 28 年度から実施) ・少量新規化学物質 15 件 (全件実施)	・中間物等 37 件 ・少量中間物等 15 件(平成 28 年度から実施) ・少量新規化学物質 19 件 (全件実施)							
新たな化学物質の公示名称原案作成物質数	全件実施	(参考)平成 27 年度実績 化審法 229 件、安衛法 972 件	—	—	・化審法の新規化学物質名称案 207 件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 22 件 ・安衛法の公示名称案 972 件 (全件実施)	・化審法の新規化学物質名称案 200 件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 16 件 ・安衛法の公示名称案 902 件 (全件実施)	・化審法の新規化学物質名称案 169 件 ・化審法の優先評価化学物質名称案 10 件 ・化審法の第一種特定化学物質名称案 2 件 ・化審法の監視化学物質名称案 2 件 ・安衛法の公示名称案 995 件 (全件実施)							
PRTR データ集計の実施件数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 36,017 件(届出データの記録・集計件数)	—	—	・35,573 件 (全件実施)	・35,274 件 (全件実施)	(年度末一括) ・34,668 件 (全件実施)							
PRTR データの	全件実施	(参考)過去3	—	—	・12 物質	・12 物質	(年度末一括)							

解析の実施件数		年(H25~27)平均 12物質(自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数)			(全件実施)	(全件実施)	・462物質 (全件実施) ※「有害大気汚染物質自主管理計画のフォローアップ」事業が終了し、平成29年度から解析対象が変更となった。						
化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 22件(国際機関による検査への立会い実施件数)、3件(実態調査件数)	—	—	・国際機関による検査等の立会い 21件 ・事前調査 20件 ・実態調査 3件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 21件 ・事前調査 19件 ・実態調査 3件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 23件 ・事前調査 20件 ・実態調査 2件 (全件実施)						
化兵法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 11件	—	—	・13件 (全件実施)	・13件 (全件実施)	7件 (全件実施)						
化学物質総合情報提供システムにおける検索回数	279万リクエスト/年	—	—	—	283万リクエスト/年	298万リクエスト/年	285万リクエスト/年						
3省から提供されたGHS分類結果の提供物質数	全件実施	(参考)過去3年(H25~27)平均 179物質	—	—	224物質 (全件実施)	181物質 (全件実施)	177物質 (全件実施)						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅱ－2. 化学物質管理分野	Ⅰ－2. 化学物質管理分野			<p>全体評価:A</p> <p>指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○改正化審法における用途分類・排出係数の設定に向けた取組</p> <p>用途分類・詳細用途分類の改正案及びリスク評価用・スクリーニング評価用・新規化学物質の特例制度用(少量新規、低生産量新規)排出係数案について、平成30年3月の3省合同審議会において了承された。</p> <p>○新たな分解度試験方法の化審法への導入</p> <p>バイオテクノロジー分野との連携により、化審法分解度試験への OECD TG301F の導入を実現した。</p> <p>○新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討</p> <p>事業者の規制対応コスト低減のため、化学構造に基づく分解性の判定に関する分解度試験の免除及び新規化学物質の高分子フロースキーム試験項目の半減の運用案を策定した。</p> <p>○PRTR データを用いた地方自治体の環境行政への利用</p> <p>地域特性を加味した精度の高い大気中濃度の予測手法の開発に着手。北海道立総合研究機構と共同で室蘭市におけるベンゼンの大気中濃度シミュレーションとその結果の検証を実施し、平成29年6月と9月に学会で発表した。また、東京都が選定した8物質について、事業所近傍におけるバックグラウンド濃度を計算し、その結果を提供した。</p> <p>○NITE-CHRIP の利用拡大に向けた取組</p> <p>平成28年度の利用実態調査の要望について精査し、システムの改修を伴わずに反映出来るものをピックアップし、順次反映した。また、第193回通常国会における経済産業大臣からの CHRIP を改良し規制対応手続を集約したプラットフォームを構築する発言に対し、改良案を検討すると共に、情報源関連サイトへのリンクを充実を前倒しで実施。</p> <p>○製品含有化学物質(第一種特定化学物質)のリスク評価</p> <p>臭素系難燃剤のデカブロモジフェニルエーテルについて、製品からの化学物質の放出実態に関する調査結果及びヒトの生活行動条件の調査結果を元に、現実に即した評価を実施し、自動車等の幅広い製品に使用されている化学物質について、回収等の措置を講ずる必要がないことを明らかにした。</p>
1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する	1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する		<p>1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務</p> <p>化審法は、人の健康と生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止するために、新しく製造・輸入される化学物質の安全性を上市する前に審査する制度を設けるとともに、化学物質の有害性の情報や事業者から報告された製造・輸</p>	

<p>る法律の執行・執行支援業務</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。</p>	<p>法律の執行・執行支援業務</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。</p>		<p>入量などに基づいてリスクを評価し、その化学物質の有する性状等に応じて、製造、輸入、使用等を規制する法律である。</p> <p>機構は、化審法に関する事業者からの相談、事業者から国に提出された安全性試験データの精査と審査資料の作成、化学物質の構造と有害性との相関関係を予測する手法である構造活性相関(QSAR)の活用、審査の合理化の提案などを通じて、国の審査等の執行を技術的に支援している。また、化審法に基づく事業者からの届出や調査、審査により得られた情報と、技術的知見を生かして化学物質のリスク評価を実施するとともに、リスク評価手法の提案や改良を行っている。</p>		
<p>(1)リスク評価・新規化学物質の事前審査等</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、化審法に基づく新規化学物質の事前</p>	<p>(1)リスク評価・新規化学物質の事前審査等</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、化審法に基づく新規化学物質の事前</p>				

<p>審査・確認に関する資料作成、GLP（優良試験所基準（ Good Laboratory Practice ））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p>	<p>・確認に関する資料作成、GLP（優良試験所基準（ Good Laboratory Practice ））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>①化学物質のリスク評価等 ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理を行い物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。</p>	<p>・届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数（全件実施）（参考）過去 2 年平均 9,560 件（一般化学物質）、232 件（優先評価化学物質）（平成 26 年度から実施）</p>	<p>①化学物質のリスク評価等 ア 届出された製造・輸入数量等の技術的な確認・整理等の実施 ●製造・輸入数量等の技術的な確認・整理、物質リスト作成 化審法に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量情報について届出された物質名が化審法届出対象物質であるかなどの技術的な確認・整理を全件実施した。この確認結果を用いて、事業者が化審法の製造・輸入数量届出に使用する物質リスト（化審法に登録されている化学物質と規制対象に指定されている化学物質のリスト）について延べ 1,170 件の修正、追加、削除等を行い、平成 30 年度届出のための最新版の物質リスト 99,391 件を機構ホームページより平成 30 年 3 月 30 日に公開した。これは事業者がより正しく製造・輸入数量届出を行えるようにするための法施行上重要な作業である。</p> <p>●製造・輸入数量の集計 化審法に基づき経済産業省に届出され、機構にて技術的な確認等の精査を行った製造・輸入数量情報を集計し、一般化学物質（化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質）6,653 物質及び優先評価化学物質（人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質）172 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、それぞれ経済産業省から製造・輸入数量を合計した数量が公表された。</p>	<p>製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を全件実施し、物質ごとの製造・輸入数量等を集計するとともに一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案を作成、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p>	

製造/輸入数量等の技術的確認	平成 29 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	(全数) 99,391 件 うち、1,170 件
製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質 優先評価化学物質	6,653 物質 172 物質

イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質(以下「優先評価化学物質」という。)のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省(以下「3省」という。)に提供する。

・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 I に関する情報提供物質数(全件実施)(参考)過去 2 年平均 6,940 物質(スクリーニング評価)、過去 3 年平均 150 物質(リスク評価 I)

・リスク評価 II に関する情報提供物質数(全件実施)(参考)過去 2 年平均 5 物質(平成 26

イ 一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案の作成・提供

●一般化学物質のスクリーニング評価案の作成と提供

一般化学物質について、化審法に基づき届出された製造・輸入数量情報を用いて環境中への排出量を算出し、物質ごとに排出量に応じたクラス分け(暴露クラス分け)を行い、有害性情報を踏まえて人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念があり優先評価化学物質に指定すべきかスクリーニング評価を行った。

評価用物質単位での一般化学物質の排出量の算出を行った物質数は、11,840 物質であった。この排出量算出結果を用いて暴露クラス分けを行った物質数は、7,663 物質であった。この暴露クラス分けの結果と厚生労働省、環境省から提供された有害性情報からスクリーニング評価を実施した物質数は、生態影響として 7,225 物質、ヒト健康影響として 6,940 物質であった。

一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,840 物質
	一般化学物質の暴露クラス分けを実施した物質数	7,663 物質
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,250 物質 生態影響: 7,225 物質 ヒト健康影響: 6,940 物質

●優先評価化学物質のリスク評価案の作成と提供

優先評価化学物質のリスク評価は、より規制の厳しい第二種特定化学物質(人又は動植物への長期毒性があり、環境中に存在する濃度が人の健康と生態系に影響を及ぼすと懸念される化学物質)に指定すべきかどうか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断するために行われる。

リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれている。さらに、リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「評価 I」、事業者の詳細な用途などの取扱い情報の報告を求めるべきかについて判断するための「評価 II」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示を出す必要があるかについて判断するための「評価 III」の三段階に分かれている。

評価 I については、生態影響について 85 物質、ヒト健康影響について 116 物質実施した。

評価 II については、経済産業省、厚生労働省及び環境省(以下、「3省」という。)が作成した「評価 II の実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質 8 物質(エチレンオキシド、N,N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド等)について、全件実施し、3

エチレンオキシドの評価 II においては、用途として化審法対象の工業用ガス滅菌剤と医薬品医療機器等法対象の医療用ガス滅菌剤があった。一般社団法人日本化学工業協会などの 7 つの業界団体にヒアリングを行い、サプライチェーンの全体像、個別事業所における排出実態、環境影響に対する化審法対象用途の寄与度などを把握し、実態に即した評価を行うことができた。しかしながら、環境モニタリングにおいて高濃度となった地点の周辺に排出源を確認できない地点が残ることから、評価 III において高濃度となった原因を調査することとなった。また、界面活性剤の N,N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシドの評価 II においては、化審法に基づく CAS 番号別の届出情報や諸外国の評価書を用いて国内外に流通している製品のアルキル鎖長を調査し、代表的な成分の物理化学的性状等を用いてリスク評価を実施した。アルキル鎖長に分布のある物質について代表的な成分の情報を用いて評価を行う手法は今後評価 II を実施予定の界面活性剤にも適用可能であると考えられる。

	<p>年度から実施)</p>	<p>省にその情報を提供した。機構が作成したリスク評価書や評価に関連する資料を用いて3省合同審議会にて審議が行われた。</p> <p>評価Ⅱを実施するためには、評価対象物質の各種物理化学的性状等の物質特性情報が必要不可欠であることから、今後の実施スケジュールや製造輸入数量の変化等を見据えながら96の優先評価化学物質について物理化学的性状に係る各種データを整備した。</p>	<table border="1" data-bbox="667 380 1638 762"> <tr> <td>優先評価化学物質のリスク評価の実施</td> <td>リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数</td> <td>96物質</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">評価Ⅰを実施した物質数</td> <td rowspan="3"></td> <td>合計(重複あり) 177物質</td> </tr> <tr> <td>生態影響:85物質</td> </tr> <tr> <td>ヒト健康影響:116物質</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">評価Ⅱを実施した物質数</td> <td rowspan="3"></td> <td>合計 8物質</td> </tr> <tr> <td>生態影響: 6物質</td> </tr> <tr> <td>ヒト健康影響: 2物質</td> </tr> </table> <p>●評価Ⅱを適切に実施するための検討と提案</p> <p>評価Ⅱを実施するための追加的な評価手法として、金属化合物の評価手法の開発の準備に着手した。平成28年度に開発した解離性物質や船底塗料防汚剤の評価手法については、専門家や業界団体との調整を行いながら改良を進めている。</p> <p>また、化審法対象物質を含有する長期間に渡って使用される製品からの排出係数の検討や、新たに用途分類を設ける必要がある用途及び用途分類や排出係数の見直しが必要だと考えられる用途に対し、調査及び検討を行った。その結果について、環境省と合同で化学物質の排出挙動に造詣の深い専門家らによる検討委員会を4回開催し、機構の案について検討を行い、1物質(ノニルフェノールエトキシレート)の長期使用製品からの排出係数と今後の長期使用製品からの排出係数の作成手順を整備した。</p>	優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	96物質	評価Ⅰを実施した物質数		合計(重複あり) 177物質	生態影響:85物質	ヒト健康影響:116物質	評価Ⅱを実施した物質数		合計 8物質	生態影響: 6物質	ヒト健康影響: 2物質	
優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	96物質															
評価Ⅰを実施した物質数		合計(重複あり) 177物質															
		生態影響:85物質															
		ヒト健康影響:116物質															
評価Ⅱを実施した物質数		合計 8物質															
		生態影響: 6物質															
		ヒト健康影響: 2物質															
	<p>②新規化学物質の審査・確認等</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関する業務支援等を行う。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <p>・新規化学物質の届出</p>	<p>・新規化学物質の事</p>	<p>②新規化学物質の審査・確認等</p> <p>ア 新規化学物質の事前審査に関する業務</p> <p>●事業者からの相談対応及び国の審査資料の作成支援</p>	<p>新規化学物質の届出に係る審査支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。</p>													

<p>を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。</p> <p>・分解性及び蓄積性に関する構造活性相関(※1)手法による予測結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。</p> <p>・経済産業省の指示に基づき、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認を実施する。また、教育訓練等を行うとともに、国際</p>	<p>前審査・確認に関する資料作成件数(全件実施)(参考)過去3年平均360件</p> <p>・構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数(全件実施)(参考)過去3年平均285件</p> <p>・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数(全件実施)(参考)過去3年平均3件</p>	<p>下記の表のとおり、新規化学物質届出について事業者からの技術的事項の相談577件に対応し、そのうち、審議会で50件審議した。また、事業者照会のための化審法連絡システムについては、セキュリティの向上とコスト削減等を目指した新システムを開発した(平成30年4月運用開始)。</p> <table border="1" data-bbox="667 296 1644 468"> <tr> <td>事業者からの技術的事項の相談への対応件数</td> <td>577件</td> </tr> <tr> <td>うち、審議会の相談案件として審議した件数</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>届出された新規化学物質の分解性、蓄積性等の試験データの確認件数</td> <td>282件</td> </tr> </table> <p>●分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果の情報提供 届出された新規化学物質に対するQSARの計算の結果に加え、難分解性かつ高蓄積性の懸念があるものについて、過去に審査した類似物質の分解性・蓄積性に関わる試験結果をとりまとめ、経済産業省に情報提供した(全395物質)。</p> <p>●GLP試験施設の基準適合確認 GLPの査察対象件数は、0件であった。 平成30年度の査察を効率的に実施するため、勉強会や事例検討会での議論を踏まえ、査察のチェックリストを見直し中である。</p> <p>GLP査察官の技術の向上等を図るため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GLP勉強会(濃縮度試験SOP読み合わせ)(平成29年6月20日、7月3日、7月18日) ・認定センター「平成29年度第1回試験所・校正機関認定審査員研修」(平成29年6月26日～6月30日)へのオブザーバ参加 ・医薬品GLP査察へのオブザーバ参加(平成29年9月3～8日) ・OECD GLPトレーニングコースへの参加(平成29年10月2～5日) ・台湾GLP機関TAFへの技術協力(平成29年11月7～9日) ・GLP事例検討会 平成29年12月5日 	事業者からの技術的事項の相談への対応件数	577件	うち、審議会の相談案件として審議した件数	50件	届出された新規化学物質の分解性、蓄積性等の試験データの確認件数	282件	<p>届出された新規化学物質に対するQSARによる予測結果の国への提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>QSARによる予測と実測との結果が一致しなかった物質については、考えられる原因について考察し、審議会に情報提供した。</p> <p>化審法に基づく優良試験所基準(GLP)に係る試験施設の基準適合確認について、経済産業省の指示はなかった。</p>	
事業者からの技術的事項の相談への対応件数	577件									
うち、審議会の相談案件として審議した件数	50件									
届出された新規化学物質の分解性、蓄積性等の試験データの確認件数	282件									

	調和を図るため、経済協力開発機構(OECD)の活動へ積極的に参画し、情報収集を行い、基準適合確認を実施するためのマニュアル等を見直す。		<ul style="list-style-type: none"> 工業化学品(生態毒性)GLP 査察へのオブザーバ参加(平成 30 年 2 月 1 日) OECDGLP 作業部会出席(平成 30 年 3 月 6~8 日) <table border="1" data-bbox="667 216 1644 258"> <tr> <td>試験施設に関する書面審査、現地査察及び報告書案作成件数</td> <td>0 件</td> </tr> </table>	試験施設に関する書面審査、現地査察及び報告書案作成件数	0 件						
試験施設に関する書面審査、現地査察及び報告書案作成件数	0 件										
	イ 経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物等(※2)の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数(全件実施)(参考)過去 3 年平均 36,366 件(少量新規)、222 件(中間物等) 	イ 少量新規化学物質等の申出書類の技術的事項についての確認 少量新規化学物質等の申出書類の技術的事項について以下の表のとおり実施した。 <table border="1" data-bbox="667 835 1644 919"> <tr> <td>少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認等件数</td> <td>36,891 件</td> </tr> <tr> <td>中間物等の申出書類について技術的事項の確認等件数</td> <td>166 件</td> </tr> </table>	少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認等件数	36,891 件	中間物等の申出書類について技術的事項の確認等件数	166 件	少量新規化学物質、中間物等の申出確認に係る支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。			
少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認等件数	36,891 件										
中間物等の申出書類について技術的事項の確認等件数	166 件										
	ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、中間物等と少量中間物等の	<ul style="list-style-type: none"> 化審法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)(参考)過去 3 年平均 31 件(中間物等)、12 件(少量新規) 	ウ 立入検査の実施 ●経済産業省の指示に基づく立入検査の実施 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査を以下の表のとおり実施した。 <table border="1" data-bbox="667 1581 1644 1749"> <tr> <td>中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数</td> <td>37 件</td> </tr> <tr> <td>少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>少量新規化学物質の立入検査の実施件数</td> <td>19 件</td> </tr> </table> <p>中間物等の記載例改正の1つとなる閉鎖系等用途の記載例の原案作成及びその解説書を機構で考案し、3 省に提出・検討され、平成 30 年 3 月に 3 省のHPで公表された。また、3 省の立入検査計画(平成 29 年 9 月~平成 30 年 6 月分)作成に修正等の意見を提出し、立入検査マニュアル等で運用(指摘事項の決定等)についても一部、修</p>	中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	37 件	少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	15 件	少量新規化学物質の立入検査の実施件数	19 件	化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。 中間物等の申出書類の閉鎖系等用途の記載例及びその解説書作成については、これまで対象となる閉鎖系等用途の範囲が漠然としていた。これまで申出された閉鎖系等用途の内容を踏まえ、記載例に記載する反応式を選定、そして記載例の原案とその解説書案を機構が作成し、3 省の HP に年度内に公表された。これにより、事業者に対して閉鎖系等用途の範囲や申出書の記載方法について明確化され、本来閉鎖系等として申出すべきものの漏れが防止でき、化審法の法遵守が適切に図られることが期待できる。	
中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	37 件										
少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	15 件										
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	19 件										

	<p>申出記載例の改正と公表を支援し、経済産業省の要請に基づき、3省における立入検査計画の作成と中間物等と少量中間物等の立入検査マニュアル等を修正する。</p>		<p>正意見を提出し、了承された。</p>											
<p>(2)化学物質公示名称原案の提供</p> <p>化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供する。また、公示名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p>	<p>(2)化学物質公示名称原案の提供</p> <p>化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供する。また、公示名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p>	<p>・新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）（参考）平成27年度実績 化審法229件、安衛法972件</p>	<p>(2)化学物質公示名称原案の提供</p> <p>●化審法公示名称原案の作成</p> <p>化審法等において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。</p> <table border="1"> <tr> <td>新規審査判定時に名称付与した件数</td> <td>169件</td> </tr> <tr> <td>第一種特定化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>優先評価化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>監視化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>●労働安全衛生法公示名称原案の作成及び厚生労働省への提供（全件実施）</p> <p>労働安全衛生法公示名称原案の作成及び厚生労働省へ以下の表のとおり提供した。</p> <table border="1"> <tr> <td>安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数</td> <td>995件</td> </tr> </table> <p>●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用</p> <p>機構成果物である改訂版 IUPAC 命名法の逐語訳を日本化学会へ提供し、改訂版 IUPAC 命名法の和訳版が平成29年4月3日付で東京化学同人社より出版された。</p> <p>改訂版 IUPAC 命名法である IUPAC2013 年勧告の法律への導入については、上記和訳版の出版を受けて、機構の働きかけにより、化審法、安衛法とも平成30年4月届出分から導入が決定された。これについて、平成29年7月に関係3省4部局から3省のホームページにお知らせが出された。</p> <p>厚生労働省から依頼を受けて毒物及び劇物取締法（毒劇法）にかかる政令指定名称案の12物質の名称確認作業を行った。平成28年度に確認した毒劇法の物質のうち、5物質について、平成29年6月に公布され、同年7月に施行された。</p>	新規審査判定時に名称付与した件数	169件	第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	2件	優先評価化学物質候補の名称付与した件数	10件	監視化学物質候補の名称付与した件数	2件	安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	995件	<p>新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。</p>
新規審査判定時に名称付与した件数	169件													
第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	2件													
優先評価化学物質候補の名称付与した件数	10件													
監視化学物質候補の名称付与した件数	2件													
安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	995件													
<p>(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認制</p>	<p>(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認制</p>	<p>【難易度：高】</p>	<p>(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認制度の合理化への取組</p>											

<p>度の合理化への取組 豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認制度の合理化に取り組む。【難易度：高】</p>	<p>度の合理化への取組 豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認制度の合理化に取り組む。【難易度：高】 具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。</p>		<p>ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化等新たな手法の確立に向けた検討 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●改正化審法における用途分類・排出係数の設定に向けた取組 新規化学物質の特例制度(少量新規、低生産量新規)で用いる排出係数について、詳細用途別・物化性状別排出係数を踏まえて、実態に即した排出係数を経済産業省に提案した。また、発泡剤等用途の排出係数については業界ヒアリング等を行い、用途分類及び排出係数の見直しを実施して、経済産業省に提案した。 ●化審法のスクリーニング評価等の促進のための対応 化審法のスクリーニング評価やリスク評価を促進するため、経済産業省に以下に示す省令等の改正を提案し、業界団体等への説明及び問合せへの対応を行っている。 ・経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 ・有害性情報の報告に関する省令 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 機構のスクリーニング評価やリスク評価の知見を生かして、特例制度用排出係数一覧表、新たな用途分類・詳細用途分類及び新たな排出係数一覧表(リスク評価、スクリーニング評価)を経済産業省に提案した。これらは、平成 30 年 3 月の 3 省合同審議会において了承された。 ・実態に即した排出係数を設定することにより、数量調整による事業者の機会損失を回避することが可能となった。 環境へ悪影響を与えることなく、改正前よりも多くの化学物質を製造・輸入できるようになり、事業者の予見可能性が大幅に向上した。また、より実態に即した、スクリーニング評価・リスク評価の実施が可能となった、 3 省は省令等について今後パブリックコメントを実施する予定であり、提出された意見の内容によっては、技術的な検討を行う必要が生じる。 (通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況) 平成 28 年度の主務大臣による評価で出された、有識者懇談会におけるコメント「化学物質を使ったイノベーションの開拓が社会的に求められており、それらを具体化し排出量</p>	

				係数を見直したことは非常に評価できる。」を反映して、平成 29 年度も新規化学物質の特例制度(少量新規、低生産量新規)で用いる排出係数について、詳細用途別・物化性状別排出係数を踏まえて、実態に即した排出係数を経済産業省に提案し、3 省合同審議会において了承された。
	イ 少量新規化学物質の申請に対する確認方法の合理化を目指し、経済産業省の少量新規申出システムの開発に関して、経済産業省へ技術的な情報の提供・提案等を行い、その実現を図る。		<p>イ 少量新規化学物質の確認方法の合理化に向けた技術的支援</p> <p>●改正化審法の制度構築に対する技術的支援</p> <p>経済産業省委託事業(平成 29 年度化学物質安全対策(新規化学物質申出における構造を表す記載のあり方に関する調査)業務)の委員会に参加し、少量新規申出制度の運用経験を踏まえて、現状の構造コードや同一物質の判定方法について説明した。また、構造式描画ソフト等の使用経験等を踏まえて、新しい少量新規化学物質の申出方法等がより合理的な運用となるよう MOL ファイル形式の採用の妥当性についてコメントを行った。また、MOL ファイルの作成ガイダンスの内容を確認し、修正及びコメントの提出を行った。</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>機構の少量新規申出に係る知見や実際の運用の経験を生かして、より合理的なガイダンス案の作成に貢献した。</p> <p>MOL ファイル作成ガイダンス公開後は、機構はガイダンスに係る問い合わせ対応を行う予定。また、機構 HP から MOL ファイル作成システムを公開すると共に、事業者に対して MOL ファイル作成方法に係る説明会を開催する予定。</p>
	ウ 分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法において、適切な国の審査の実施に向け、新規化学物質の審査への適用範囲拡大について検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。経済協力開発機構(OECD)の活動等に参画し、情報収集を行		<p>ウ 分解性等に関する構造活性相関手法の国の審査への適用に向けた検討等</p> <p>●分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法の国の審査への適用範囲拡大等の検討</p> <p>分解性 QSAR へ企業の所有するデータの追加による精度向上に関して、平成 29 年 10 月及び 12 月の審議会にて報告したところ、審議会委員からは、「改良した QSAR を審査で活用する方法を検討して欲しい」などポジティブなコメントが多く出された。</p> <p>分解性 QSAR の予測結果に基づき、分子構造や物理化学的性状の観点から良分解性として判定可能な物質群の条件整理を行った</p> <p>蓄積性 QSAR についても同様に、高蓄積性ではないとして判定可能な物質群についての条件整理を行った。</p> <p>これらの条件整理の結果について、平成 30 年度の経済産業省委託事業にて 3 省及び審議会委員で議論をし、審議会に諮っていくこととなった。</p> <p>分解度試験データのない優先評価化学物質の候補物質 1 物質について、QSAR の計算結果や類推を用いて、分解性や代謝経路を予測した結果をとりまとめ、平成 29 年 11 月の安全対策部会に諮ったところ、良分解性判定となった。その結果、優先評価課化学物質の候補からはずれることとなった。</p>	<p>分解性 QSAR の精度向上については、多くの委員が関心を示し、審査利用への期待を示す発言があった。</p> <p>HESS の紹介の講演会の依頼(日本化学会)及び雑誌(化学と工業)への原稿執筆依頼があった。</p> <p>食品関係の企業団体から、HESS の講習会の申出があった(平成 30 年 5 月に実施予定)。</p> <p>QSAR の化審法への活用を目指し、平成 30 年度に経済産業省委託事業として化審法新規審査における分解性、蓄積性の QSAR 運用ルールを提案し、合意を得た上で化審法審議会に諮っていく予定。</p>

い、国や事業者への情報発信を行う。

また、反復投与毒性に関する構造活性相関手法が化審法で活用されることを目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の国の審査での活用に向けた技術的な検討

反復投与毒性の予測手法の調査・検討	反復投与毒性に関する構造活性相関(HESS)への追加物質数	
	反復投与毒性試験データ(新規物質)	29 物質
	反復投与毒性試験データ(吸入)	35 物質
	新規カテゴリー(有害性を示す類似構造情報)	2 カテゴリー
	新規アラート(有害性を示す化学物質の構造情報)	92 アラート

HESS に反復投与毒性試験データ等を追加・更新し、平成 29 年 8 月、平成 30 年 3 月に公開した。

経済産業省新規プロジェクト AI-SHIPS(毒性発現メカニズムに基づく安全性予測手法)の定例会に参加し、HESS DBのデータ構造やデータ内容について説明し、平成 29 年 9 月に HESS DB データの提供をした。

エ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案するとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信を行う。

エ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた取組

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●**合理化の提案と施行に向けた取組**

【**新たな分解度試験方法の化審法への導入**】

化審法では、日本各地 10 か所から集めた汚泥を培養して用いていた((TG301C)が、活性度の低下による試験不成立や、良分解性が予想される物質が分解されないなどの問題があり、事業者から改善が求められてきた。

バイオテクノロジー分野は、これまで蓄積してきた微生物叢解析技術を活用して、平成 26 年度に汚泥の微生物に注目した解析方法を経済産業省に提案。微生物の組成データを取得・解析し、家庭排水処理場汚泥が従来法の培養当初の汚泥と細菌構成が類似していることを見いだした。

上記の結果を受けて、化学物質管理分野では、これまで蓄積してきた化審法新規化学物質の審査経験及び知見を活用し、平成 26～27 年度には経済産業省の委託事業(化学物質安全対策(化学物質の評価手法に関する調査・検討)の検討会へ参加し、平成 28 年度には、関係省や審議会委員に対し、積極的に家庭排水処理場汚泥を使用した試験法の有用性・妥当性を説明した。その結果、平成 29 年 6 月の 3 省合同審議会で審議され、TG301F が導入されることとなった。同ガイドラインは平成 30 年 3 月に公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行された。

【**高分子フロースキーム試験方法の合理化**】

改正案(4 つの pH の試験を 2 つの pH 試験で可能とし、pH9 の時の重量分析の削減及び水への溶解性試験の削減など 21 項目から 9 項目に削減)を平成 29 年 6 月の審議会で説明し、パブコメによる意見募集を踏まえ、平成 30 年 3 月に公布され、平成 30 年 4 月 1 日施行された。

【**一定条件の物質群に該当する場合の試験の免除**】

これまでの既存点検結果及び届出された新規化学物質の試験結果から、液晶材料などの化学物質について、難分解性でかつ変化物を生成しない構造を有する物質群を整理し、試験を実施せずに分解性の判定を行う運用案をとりまとめ経済産業省に提案した。平成 30 年 3 月の審議会で委員からコメントがあり、修正案を作成し同年 4 月の審議会で再度審議、了承され、同年 7 月に 3 省連名の運用のお知らせを公開予定。

●**合理化済み案件を活用した届出等の情報発信等**

上記合理化案件の試験や運用通知等について高分子フロースキーム試験、その他の政省令改正、試験方法改正、運用通知改正については、平成 30 年 3 月末に HP の準備を行い、同年 4 月 4 日に公開した。

●**審査・運用の合理化済み案件を活用した届出等の実績**

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
イオン性化合物の蓄積性審	試験期間:約 6 か月 → 約 1 か月 試験費用:約 700	4 件	6 件	4 件

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構のバイオテクノロジー分野の微生物叢解析技術を活用した微生物の解析技術と化学物質管理分野の化審法審査の知見を生かして、化審法の分解度試験方法として、TG301F を導入させることが出来たことは、複数のことなる分野を有する機構ならではの成果である。

TG301F の導入により、試験不成立の問題が解消され再試験(2～3 か月)が不要となることで、事業者のビジネスの機会が増加すると共に、従来の TG301C では難分解判定とされていた化学物質が、良分解性判定になる可能性が高まった。良分解性判定となった場合は、届出者においては、後続の蓄積性試験、人健康影響試験、生態影響試験が免除され、当該試験コストの削減及び試験期間が短縮されることとなり、産業界の審査にかかる負担の軽減が見込まれる。良分解判定となった場合、1 物質あたり 2,800 万円(蓄積性試験コスト約 1000 万円、試験期間約半年、人健康影響試験コスト約 1,300 万円、試験期間約 1 年、生態影響試験コスト約 500 万円、試験期間半年。年間 10 件として 2 億 8000 万円)の削減が見込まれる。

さらに、長年の化審法審査の知見や届出試験データを生かして、高分子フロースキーム試験項目について具体的な効率化を検討し、合理化試験方法改正案を機構が自ら策定し、平成 29 年 6 月の審議会で説明を行った。それが 3 省により実際の法令運用に採用され、産業界の審査に係る負担の軽減が見込まれる。高分子化合物の試験項目が約半減(21 項目 → 9 項目)することにより、1 物質あたりの試験コスト(約 150 万円)が削減され、今後日本全体で新規化学物質届出の年間あたり 200 物質の試験コスト約 3 億円が削減される見通し。(平成 31 年度)

また、長年の化審法審査の知見や届出試験データを生かして、一定条件の物質群について具体的な効率化を検討し、該当する場合の試験の免除に関する合理化運用案を機構が自ら策定し、平成 30 年 3 月の審議会で説明を行った。審議会においてコメントがあり、修正した運用案について平成 30 年 4 月の審議会で再度説明し、了承された。平成 30 年 7 月に 3 省連名の運用のお知らせを公開予定。これに伴い、難分解性でかつ変化物を生成しない構造を有する物質について、試験を実施せずに分解性の判定が可能になる。分解度試験コスト約 200 万円、試験期間約半年の削減が見込まれ、年間 5 物質試験コスト約 1,000 万円、試験期間約半年が削減される見通し。

これらの試験コスト及び試験期間の削減が見込まれることは、計画を超える大きな成果。

			<table border="1"> <tr> <td>査</td> <td>万円→約 100 万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機化合物の蓄積性審査</td> <td>試験魚数:約 4 割減 試験費用:約 700 万円→約 450 万円</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>少量中間物制度</td> <td>申請書類: 約 25 頁→約 6 頁</td> <td>192 件</td> <td>200 件</td> <td>189 件</td> </tr> </table>	査	万円→約 100 万円				有機化合物の蓄積性審査	試験魚数:約 4 割減 試験費用:約 700 万円→約 450 万円	1 件	0 件	5 件	少量中間物制度	申請書類: 約 25 頁→約 6 頁	192 件	200 件	189 件	
査	万円→約 100 万円																		
有機化合物の蓄積性審査	試験魚数:約 4 割減 試験費用:約 700 万円→約 450 万円	1 件	0 件	5 件															
少量中間物制度	申請書類: 約 25 頁→約 6 頁	192 件	200 件	189 件															
<p>(4)化審法 関連情報の 整備・提供</p> <p>事業者の 化学物質管 理等に資す るため化審 法関連業務 で得られた 情報を整備 ・提供する。</p>	<p>(4)化審法 関連情報の 整備・提供</p> <p>事業者の 化学物質管 理等に資す るため化審 法関連業務 で得られた 情報を整備・ 提供する。 具体的には、以下の 業務を実施 する。 ア 経済産 業省の要請 に基づき、新 規化学物質</p>	<p>(4)化審法関連情報の整備・提供</p> <p>ア 3省共同化学物質データベースシステム(内部版)の運用 計画どおり、システムの維持管理及びデータ更新を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数</td> <td>295 件</td> </tr> <tr> <td>官報公示情報</td> <td>237 件</td> </tr> <tr> <td>中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td> <td>221 件</td> </tr> <tr> <td>中間物等に係る実績報告書の入力件数</td> <td>1309 件</td> </tr> <tr> <td>少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td> <td>207 件</td> </tr> <tr> <td>少量中間物等に係る実績報告書の入力件数</td> <td>355 件</td> </tr> <tr> <td>報告された有害性情報のデータ入力件数</td> <td>298 件</td> </tr> <tr> <td>低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件</td> <td>46 件</td> </tr> </table>	新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	295 件	官報公示情報	237 件	中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	221 件	中間物等に係る実績報告書の入力件数	1309 件	少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	207 件	少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	355 件	報告された有害性情報のデータ入力件数	298 件	低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	46 件	<p>3省共同化学物質データベースシステムのデータ更新を全件実施し、計画及び指標を達成した。</p>
新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	295 件																		
官報公示情報	237 件																		
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	221 件																		
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1309 件																		
少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	207 件																		
少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	355 件																		
報告された有害性情報のデータ入力件数	298 件																		
低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	46 件																		

	等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。																						
	イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース(J-CHECK)を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、3省との合意に基づき改良を行い、事業者に向けた情報提供を行う。	<p>イ 化審法データベース(J-CHECK)の整備・提供</p> <p>J-CHECKは、化審法に係る法規制情報や国で取得された有害性情報などについて事業者を中心に広く一般に提供するデータベースであり、3省からの依頼により、機構においてシステムの維持管理を行うとともに機構ホームページで公開している。</p> <p>提供情報の拡張や効率的な運用を図るため、3省との調整の上、毎年システム改修を実施しているが、平成29年度は化審法優先評価化学物質と優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質の関係がより理解しやすくなるよう、時系列に表示するなどの改修を行った。さらに、今後のシステム改良に資するため、3省了承のもと、企業等に対しJ-CHECK利用実態に関するアンケート調査を平成30年1月中旬より実施し、重要度、労力、優先度別の改善提案としてまとめた。また、情報を適切かつ最新なものに保つため、軽微な修正を含めて合計7回の更新を行った。</p> <table border="1" data-bbox="664 1415 1638 1713"> <tr> <td>更新回数</td> <td colspan="2"></td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>化審法関連情報の更新件数</td> <td colspan="2"></td> <td>約73,200件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数</td> <td>日本語</td> <td></td> <td>13物質15件 (約200項目)</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td></td> <td>194物質約224件 (約8,300項目)</td> </tr> <tr> <td>利用者による検索数(4~3月の日英版を合算)</td> <td colspan="2"></td> <td>約36万リクエスト</td> </tr> </table>	更新回数			7回	化審法関連情報の更新件数			約73,200件	分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数	日本語		13物質15件 (約200項目)	英語		194物質約224件 (約8,300項目)	利用者による検索数(4~3月の日英版を合算)			約36万リクエスト	<p>化審法データベース(J-CHECK)のデータ更新を7回実施し、計画及び指標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> システム改修の入札効果で判明した残予算の用途については、より利用者の利便性の高いシステムへ改良することを踏まえ、利用者の実態を知る必要があることから、利用者実態アンケート調査を平成29年11月末契約で実施した。アンケートは、平成30年1月15日~2月9日の間に実施され、今後どのように改修することが望ましいのかについて改善提案としてまとめることができた。 平成29年度の改修契約期間中において、改修業者の担当者が突然疾病休業となり、大幅に遅延が生じる等のトラブルに見舞われた。しかしながら、これまでの進捗状況を分析し直した上で機構担当者から作業の効率化のための提案や改修業者との密なコミュニケーションを実施することで、あらためて工程表を見直し、その結果、年度内の納品が無事に終了するだけでなく、次の更新作業を早々に開始することが可能となった。 	
更新回数			7回																				
化審法関連情報の更新件数			約73,200件																				
分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数	日本語		13物質15件 (約200項目)																				
	英語		194物質約224件 (約8,300項目)																				
利用者による検索数(4~3月の日英版を合算)			約36万リクエスト																				
(5)化学物質管理手法	(5)化学物質管理手法		(5)化学物質管理手法等の国際調和の推進																				

<p>等の国際調和の推進</p> <p>化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、合理的な化学物質管理の実施に向けた活動を行う。</p>	<p>等の国際調和の推進</p> <p>化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、合理的な化学物質管理の実施に向けた活動を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済協力開発機構（OECD）の暴露評価タスクフォースへ参画し、化審法リスク評価に用いる用途分類や化学物質の環境中への排出係数の国際整合化を目指すと共に、情報の収集・発信を行う。</p>		<p>ア OECD 暴露評価タスクフォースへの参画等を通じた化審法用途分類・排出係数の国際整合化等</p> <p>平成 29 年 6 月開催の第 1 回 OECD 暴露評価作業部会（旧 OECD 暴露評価タスクフォース）に参加し、用途分類や排出係数の国際整合化に取り組んだ。その中でも、諸外国の排出シナリオ等を比較検証し、それらの国際整合性を高めるために我が国が提案したマトリックスプロジェクトについて、各国からの意見を集約し、取りまとめを行った。本件については、平成 30 年 4 月に最終レビューを予定している。</p>		
---	--	--	--	--	--

<p>2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行等を支援する。</p> <p>(1)化管法の執行支援業務</p> <p>化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)</p>	<p>2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行等を支援する。</p> <p>(1)化管法の執行支援業務</p> <p>化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)</p>	<p>2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務</p> <p>(1)化管法の執行支援業務</p> <p>化管法は、事業者による化学物質の自主管理を促し、環境汚染を未然に防止することを目的としている。この法律は、事業者が事業所から環境への排出される化学物質の排出量及び廃棄物に含まれ事業所外へ移る移動量を国に届け出て、国はその届出データを集計・公表する制度(PRTR 制度)及び化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際に性状や取扱いに関する情報の提供を義務づける制度(SDS 制度)から成っている。</p> <p>機構は、PRTR 制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国唯一の機関である。国の化管法施行の支援のため、電子届出システムの整備、届出データのチェック、届出データの電子計算機への記録、集計などの業務を行っている。また、事業者支援として、PRTR 制度及び SDS 制度に関する情報提供や PRTR 届出作成等に関する実務的・技術的な問い合わせに対応している。</p>	
---	---	--	--

<p>データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。</p> <p>①事業者等からの届出データの集計等</p> <p>化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うと共に、PRTR データの集計等を行い結果を国に提供する。</p>	<p>データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。</p> <p>①事業者等からの届出データの集計等</p> <p>化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うと共に、PRTR データの集計等を行い結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。</p>	<p>・PRTR データ集計の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均36,017件 (届出データの記録・集計件数)</p>	<p>ア 届出データの記録・集計・解析と公表用データ等の作成</p> <p>PRTR 届出データ(34,668 件)の記録・集計を行った。</p> <p>国から提供された届出外推計結果(届出事業者以外からの排出)を合わせた公表用データ等を作成した(国から平成 30 年 3 月 2 日に公表)。</p> <p>○化管法見直しへの対応</p> <p>運用面からの提案を行った。また、経済産業省が主催する検討会に出席し、化管法対象物質見直しに関する議論に参画した。</p>	<p>化管法に基づき届け出られた PRTR データの集計・解析を全件実施し、計画どおり達成した。</p>	

イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム(ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理するPRTR届出管理システム(ソフトウェア)、事業者がPRTR届出書を容易に作成するためのPRTR届出作成支援システムの運用を行う。		<p>イ 化管法関連の電子計算機システム、PRTR届出管理システム、PRTR届出作成支援プログラムの運用・維持・管理</p> <p>化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施した。</p> <p>PRTR届出の受理から届出データ記録、集計までの一連の処理を行うPRTR届出管理システム(ハードウェアを含む。)及び事業者のPRTR届出書作成を補助するPRTR届出作成支援システムについて、セキュリティを確保し安定した運用を行うために、運用状況を適宜監視し、脆弱性を回避するためミドルウェア等のアップデートなどの維持・管理を着実に実施し、事業者の届出、行政の事務処理の円滑な実施に貢献した。</p>									
ウ 事業者に対してPRTR届出等に関する啓発活動等を行う。		<p>ウ 化管法の届出に関する事業者への啓発活動等の実施</p> <p>自治体担当者向けに機構主催のPRTR事務処理講習会(2回)を実施した。自治体担当者向け及び事業者向けの講習会(計7回)に対して講師を派遣した。化管法関連情報のホームページにおいてPRTR届出に必要な情報を提供し、事業者の届出を支援した。</p> <table border="1" data-bbox="670 1335 1650 1587"> <tr> <td>化管法関連情報のホームページへの閲覧ページ数</td> <td>約198万ページ</td> </tr> <tr> <td>自治体担当者向けの機構主催のPRTR事務処理講習会の開催回数</td> <td>2回(2日)</td> </tr> <tr> <td>自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数</td> <td>1回(5講座)</td> </tr> <tr> <td>事業者向けの講演会への講師派遣回数</td> <td>6回</td> </tr> </table>	化管法関連情報のホームページへの閲覧ページ数	約198万ページ	自治体担当者向けの機構主催のPRTR事務処理講習会の開催回数	2回(2日)	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1回(5講座)	事業者向けの講演会への講師派遣回数	6回	
化管法関連情報のホームページへの閲覧ページ数	約198万ページ										
自治体担当者向けの機構主催のPRTR事務処理講習会の開催回数	2回(2日)										
自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1回(5講座)										
事業者向けの講演会への講師派遣回数	6回										
エ PRTR届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せ		<p>エ PRTR排出量算出方法、PRTR届出作成等に関する事業者からの問合せへの適切な対応</p> <p>排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ(約380件)や、PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問い合わせ(約5,700件)に回答し、事業者が円滑に届出できるよう、また自治体等が円滑に事務処理できるよう支援した。</p>									

	せに適切に対応する。		<table border="1"> <tr> <td>事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数</td> <td>約 380 件</td> </tr> <tr> <td>PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数</td> <td>約 5,700 件</td> </tr> </table>	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 380 件	PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 5,700 件	
事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 380 件							
PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 5,700 件							
<p>②解析結果の普及・活用促進等</p> <p>集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、その結果を公表し、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>②解析結果の普及・活用促進等</p> <p>集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、その結果を公表し、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>		<p>②解析結果の普及・活用促進等</p>					
	ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。	<p>・PRTR データの解析の実施件数 (全件実施) (参考) 過去 3 年平均 12 物質 (自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量</p>	<p>ア PRTR データの解析の実施</p> <p>平成 28 年度 PRTR データに関する 462 物質の解析結果を経済産業省に提供し、平成 30 年 3 月 2 日に公表された「平成 28 年度 PRTR データの概要」に活用された。</p>	<p>計画どおり PRTR 届出排出量等の傾向についてデータ解析を全件実施し、公表資料の基礎データとして活用された。</p>				

		の推移・削減状況等の解析物質数)		
	イ PRTR マップ(※)を的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行い、事業者等における化学物質の適切な管理目標の策定の支援や事業者の地域住民との対話を支援する。 (※PRTR マップ: PRTR マップは、化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム。Web		イ PRTR マップの運用 排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすいPRTR マップ(化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム)にて情報提供を行っている。 安定した運用を行うための維持管理を実施するとともに、化学物質の排出量及び大気中の化学物質濃度の最新の公表データを反映させたマップを作成し公表した。また、これらについて利用者が二次利用可能な形式のデータを作成した。	ユーザーが容易に二次利用可能な形式のデータを作成したことにより、排出量や濃度の情報をただ見るだけでなく、他の情報と組み合わせて活用することが可能となり、事業者による自主管理の促進が期待される

	サイト上で閲覧が可能。)			
	ウ PRTR データの活用方法を検討し、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。		<p>ウ PRTR データの活用方法の検討</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●地方自治体との連携による地域特性を加味した精度の高い大気中濃度の予測手法の開発</p> <p>事業所近傍に居住する住民への健康影響の懸念とその対策について関心のある地方自治体と平成 28 年度技術協力に関する連携協定を締結し、地域特性を考慮した大気中濃度の予測を実施しているところ。</p> <p>北海道立総合研究機構と共同で室蘭市におけるベンゼンの大気中濃度シミュレーションとその検証を実施しており、平成 29 年 6 月と 9 月に学会発表を行った。また、東京都環境局が選定したエチルベンゼン、トルエンなど 8 物質について事業所近傍におけるバックグラウンド濃度を計算し、その結果を提供した。</p> <p>●PRTR マップの活用方法の検討</p> <p>PRTR マップを普及し、事業者の自主管理の促進を目的として、PRTR マップの活用方法や簡易リスク評価手法等を取りまとめた「PRTR マップの使い方(案)」を作成した。平成 30 年度に公表予定。</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>自治体と連携し、地域特性を考慮した濃度推定手法を確立することにより、自治体のニーズに応じた評価に貢献している。今後、他自治体に手法を展開することにより、更なる地方自治体の環境行政への貢献が期待される</p>
	エ 経済協力開発機構(OECD)のPRTR タスクフォースへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行い、PRTR の国際統合化を図る。		<p>エ OECD の PRTR タスクフォースへの参画等 PRTR の国際統合性を図るための情報収集・整理</p> <p>現在、OECD では、PRTR 制度の国際調和化に加え、PRTR データに付加価値を付け政策的に活用することが重要な課題として取り上げられており、その課題を解決するために活用事例をまとめたドキュメント整備や、既存のデータベースの活用の検討が進められているところである。</p> <p>平成 29 年 6 月に開催された OECD の PRTR ワーキンググループ会合及び国際 PRTR 調整グループ会合に参加し、各国の PRTR の取組に関する情報収集を行い、発展途上国における制度構築の状況等を確認した。これらの結果について、経済産業省に報告した。</p>	
(2)化兵法の執行業務	(2)化兵法の執行業務		<p>(2)化兵法の執行業務</p> <p>化学兵器廃絶を目的とした「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)」では、各締約国に対し化学兵器の生産、使用等を行わないことを義務づけ、化学兵器を保有している締約国に対し化学兵器を廃棄することを義務づけるとともに、条約上の義務が履行されていることを「化学兵器禁止のための国際機関(OPCW)(以下「国際機関」という。))が確認するための検証制度(申告及び査察)を設けている。日本国内において条約を的確に実施するために化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)が制定された。</p> <p>機構は、化兵法に基づき、国際機関が日本国内で査察を行う際の立会い業務(査察団が現場で行う分析結果の検証を含む)及び化兵法に定める特定物質を製造又は使</p>	

<p>造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>		<p>用する許可を受けている事業者への立入検査業務を経済産業省の指示により実施している。</p>												
	<p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に</p>	<p>・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数(全件実施) (参考)過去3年平均 22件(国際機関による検査への立会い実施件数)、3件(実態調査件数)</p> <p>・化兵法に基づく立入</p>	<p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い等及び立入検査の実施</p> <p>●国際機関による検査等への立会い</p> <table border="1" data-bbox="670 1129 1644 1297"> <tr> <td>国際機関による検査等の立会い実施件数</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>うち、現地での対抗分析実施件数</td> <td>うち1件</td> </tr> <tr> <td>事前調査の実施件数</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>実態調査の実施件数</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>●立入検査の実施</p> <table border="1" data-bbox="670 1423 1644 1465"> <tr> <td>立入検査の実施件数</td> <td>7件</td> </tr> </table>	国際機関による検査等の立会い実施件数	23件	うち、現地での対抗分析実施件数	うち1件	事前調査の実施件数	20件	実態調査の実施件数	2件	立入検査の実施件数	7件	<p>化兵法における経済産業大臣の指示に基づき、国際機関による検査等への立会い及び立入検査等に全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>査察受け入れマニュアルについて、機構が担当するロジの作業内容を具体的(※)に改訂を行うことで、査察対応の効率化に貢献した。</p> <p>※国際検査時の移動手段としてバス、鉄道、航空便を使用する場合の注意事項の追記や機構が仲介している通訳会社及び OPCW との契約内容の掲載、その他機構が担当するロジ全般において記載内容が不十分で対応者が判断しかねる箇所について補足した。</p>	
国際機関による検査等の立会い実施件数	23件														
うち、現地での対抗分析実施件数	うち1件														
事前調査の実施件数	20件														
実態調査の実施件数	2件														
立入検査の実施件数	7件														

	実施する。	検査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均 11件		
	イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。 また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。		イ 適正な検査等の実施に向けた人材育成と能力向上への取組 以下のとおりの人材育成をおこなった。 ・ 経済産業省が実施する、化学兵器対策担当官研修・会議に出席し立会い対応能力の向上を図った。 ・ 事業所内で対抗分析の前処理の研修及び外部の研修を実施し機器分析の能力の向上を図った。 ・ 国内で実施された OPCW アソシエート・プログラムに参加し、立会い対応能力の向上を図った。 ・ オランダで実施された OPCW アソシエート・プログラムに参加し立会い対応能力の向上を図った。	
	ウ 化学兵器禁止機関(OPCW)の会議に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法		ウ 国際機関の会議への参画等を通じた検査等の立会いの運用改善等 OPCW 当局者会合及びアソシエート・プログラムに参加し、国際機関による検査について情報(他国での立会いの対応状況、効率的な国際検査の情報交換、各国の検査回数の減少要望、化学物質以外のバイオプロセス技術の国際検査対象への動き等)を収集した。 さらに、アソシエート・プログラムの一環として、経済産業省が行う、インドネシアでの条約の適切な国内実施のための支援に参加し分析付き検査、国際検査の概要及び事前調査についての概要説明を行うとともに、関係を構築した。	国際会議において、これまで我が国で実施された国際検査への対応について発表・報告した。この活動により、国際検査の履行に対して十分な体制を有していない発展途上国において適切な申告活動や検査受入れの体制が整備され、化学兵器禁止条約の適切な運用が図れることとなる。これに伴い、将来的に日本以外の各国で検査件数が増加することになるため、日本国内での検査件数が減少するとともに、事業所の負担軽減も期待できる。

	に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。				
--	--	--	--	--	--

<p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>化学物質管理に有用な情報の整備・提供業務、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援や化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業における新規化学物質・製品の開発を促進し、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p>	<p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>化学物質管理に有用な情報の整備・提供業務、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援や化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業における新規化学物質・製品の開発を促進し、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p>		<p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>化学物質を安全に利用するためには、化学物質の特性や有害性を把握し、そのライフサイクルにわたって、人及び動植物等に対するリスクを評価し、その評価結果に応じて適切に管理する必要がある。また、企業活動のグローバル化が進み、事業者による国内外の化学物質関連の法規制情報の把握と適切な対応が必要となるとともに、我が国としても化学物質管理制度の国際的な協調を進めることが重要となっている。</p> <p>機構は、事業者等が安全かつ効率的に化学物質管理を行うために、化学物質に関する国内外の最新の法規制情報、安全性情報やリスク評価情報等を収集、整理し、国民や事業者等に向けて情報提供を行っている。また、化学物質管理に関する国際的な取組の状況を踏まえ、諸外国との連携を通じて化学物質管理の国際的な協調を支援する活動を行っている。</p>	
--	--	--	---	--

<p>(1)化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースにおける情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質総合情報提供システム（NITE-CH RIP）の更新を迅速かつ的確に行い、国民や事業者等が信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>また、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力</p>	<p>(1)化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースにおける情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質総合情報提供システム（NITE-CH RIP）の更新を迅速かつ的確に行い、国民や事業者等が信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。</p> <p>また、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力</p>	<p>(1)化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースにおける情報の整備、提供</p>	
---	---	---	--

<p>委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。</p>	<p>委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和と企業のイノベーションの推進の支援を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP（※2））を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結</p>	<p>・化学物質総合情報提供システムにおける検索回数（279万リクエスト/年）</p>	<p>ア 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)の運用・整備 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●NITE-CHRIP の情報更新、運用等 CHRIPは、事業者や国などが、登録されている法令情報や化学物質の有害性情報を活用し、化学物質管理を適正に行うために利用されるデータベースである。化学物質の製造や輸入の際には、化審法や安衛法等に係る規制対象の有無を確認したり、有害性情報を元に SDS の作成の情報源とされるなど、事業者が化学物質管理を行うためには欠かせない情報源となっている。 平成 28 年度に実施した企業等へのヒアリング調査及び web アンケート調査では、CHRIPを利用したことのある870名のうち、203名がほぼ毎日使用、211名が週2～3回、週に1回程度利用との回答も185名おり、日々の業務にCHRIPが利用されていること</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 国内外の最新の化学物質規制情報等を提供するため、定期的に情報収集、整備を行い、CHRIP の情報更新を7回実施し、また、285万リクエスト/年以上の検索回数も得られており、指標を達成した。 なお、化審法や安衛法等の法規制情報、有害性情報等について定期的に情報収集、整理を行い、化学物質管理を行うために有用な最新の情報についての的確に更新した。 平成 28 年度の利用実態調査の内容を検討し、改修の伴わない、データ整備により実現可能な項目については、おおよそ実施済み。 特に英語のユーザーマニュアルについては、国内企業から海外の関連会社に送り</p>	

果、有害性情報等の収載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、平成 28 年度に実施した実態調査の結果等を踏まえ、データの整備等を実施する。

が明らかとなった。特に化審法や SDS 作成をはじめとする法令遵守には大きく貢献しており、多くのデータが無料で一度に得られるため、業務時間の短縮、費用の削減の効果が高いと評価された。年間の検索数から短縮される調査時間は年間 50 万時間とも見積もられ、人件費にして年間 25 億円相当の削減に貢献していると推定される。CHRIP が無いと業務に支障があるとの回答もあり、今後も維持・発展に期待されている。また、企業内部のデータベースや、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)、製品含有化学物質情報伝達スキーム(chemSHERPA)、一般社団法人日本化学工業協会が提供する化学物質リスク評価支援ポータルサイト(BIGDr)等の国内の公的な化学物質管理ツールが CHRIP を情報源として活用していることも実態調査の結果、明らかとなった。

平成 29 年度の更新による情報の追加修正などの実績は下表のとおりである。

主な更新内容は、化審法の公示に基づく優先評価化学物質・新規公示物質・蓄積性判定結果の追加、化審法と CAS 登録番号の紐付けの反映、安衛法新規化学物質の平成 28 年 3 月、平成 29 年 6 月、9 月、12 月公示分の追加、安衛法既存化学物質 No.1 ～10,000 までの英語名称の作成及び収載、安衛法表示・通知対象物の追加、EU REACH、韓国 K-REACH、IARC 発がん性評価等の国内外の情報その他、約 8,000 物質の名称、構造式、分子量・分子式を整備した。

CHRIP の情報更新回数	7 回(平成 29 年 4/18, 6/6, 7/31, 10/3, 11/28, 平成 30 年 1/30,3/20)
CHRIP の検索数	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月末 285 万リクエスト(月平均約 23～24 万リクエスト)
CHRIP の使用等説明会開催回数	国内 3 回、海外 3 回

参考:最終検索画面表示件数は、前年度 320 万件に対し 755 万件/年(前年度比 230%以上)

●平成 28 年度に実施した実態調査の結果等を踏まえたデータの整備等

平成 28 年度に実施した実態調査の結果等を踏まえた平成 29 年度のデータ整備状況は次のとおりである。

- CHRIP の使い方について、初心者にもわかるよう、日本語、英語ともにユーザーマニュアルを作成し、日本語版は平成 29 年 3 月、英語版については平成 29 年 6 月にそれぞれのサイトのフッターからダウンロード出来るようにした。
- 平成 29 年の 3 月から 7 月までに法令の申請サイト等、情報源の関連サイトへのリンクを実施した。
- MITI-CAS 条件付きの収載については、名称室と協力し、データを整備中。来年度上期を目処に掲載予定。
- SDS3法(化管法、安衛法、毒劇法)の包括名称の整合作業を実施し、平成 30 年 1 月末定期更新にて公開。
- ユーザーからの要望が多い物化性状や事故情報については、産総研が運営している「リレーショナル化学災害データベース; Relational Information System for Chemical Accidents Database (RISCAD)」へのリンクを平成 30 年 3 月末の更新にて設定した。
- EU の GHS 分類結果(CLP)については、データを整備し平成 29 年 11 月末の更新にて公開済み。

「CHRIP を利用して、化審法についてしっかり調査するよう」伝えられたと感謝の声も聞かれている。また、CLP については、情報源のデータが複雑であり、CHRIP に掲載するのは難しいと思われていたが、データ加工方法を工夫し、掲載を実現した。
改修を伴う要望(表示や機能に関する要望)については、平成 30 年度の改修において実施する予定。

			<p>●事業者ヒアリングによる要望調査</p> <p>NITE-CHRIP は、個々の物質毎に検索できるシステムであるが、複数の物質を確認できるようなリスト形式での提供は行っていない。事業者がリスト提供の要望を持っているか調査するため、平成 30 年 1 月から 2 月まで、5 社の企業や団体に対しヒアリングを行った。その結果、NITE-CHRIP は信頼性や最新性があるので業務で利用しているが、NITE-CHRIP データを機械的に社内データベースに取り入れていないので、リスト提供の要望はほとんどないことが判明した。</p>							
イ	AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、平成 28 年度に実施したウェブユーザーアンケートの結果等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の下、データの整備等を実施する。		<p>イ 日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)運用・整備</p> <p>日アセアン化学物質管理データベース(日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベース: AJCSD)は、日本及び ASEAN 諸国の化学物質規制に関する情報を提供しており、各国法規制情報や危険有害性情報の共有化、規制制度の透明化、貿易の円滑化を図るための手段として期待される。特に法規制情報については、我が国のものも含めて 9 カ国、31 法令が収載されており、AJCSD 独自の情報として、のべ約 23,000 物質が収載されている。</p> <p>平成 29 年 7 月に開催された日 ASEAN 経済産業協力委員会(AMEICC)化学産業ワーキンググループ(WGCI)の技術ワーキンググループ(TWG)会合において本格運用後の、アクセス状況、更新内容、各国の利用者に対する web アンケート結果について説明し、データ整備の充実や普及が課題であるとの認識で一致した。</p> <p>平成 29 年度は、平成 30 年 3 月末までに 7 回更新を行い、各国から提供されたデータに従って規制対象リストの更新を行うとともに、各国から提供された化学物質管理の関係機関のホームページへのリンクや規制情報に関する書類を追加した。また、機構で確認した、名称と CAS NR の不整合等について問合せを行い、回答のあったものについてはデータの修正を行った。</p> <p>広報については、外部講演を国内で 5 回(ファインケミカル展示会、化学物質管理ミーティング、日化協海外 WG、豊田通商主催勉強会、AOTS 研修会)、海外で 1 回(ChemCon (化学物質規制法及び貿易側面に関する国際会議))実施している。また、経済産業省が行ったジャカルタの日本商工会向けのセミナーについて、資料の改訂及び英語原稿の提供を行った。</p> <p>さらに、ユーザーが最新情報を得やすくするため、AJCSD の更新情報を配信するサービスを構築した。</p> <p>ユーザーマニュアルを内部で作成し、公開をした。更に、経済産業省が作成を進める使い方の動画説明の内容確認、掲載方法について経済産業省に提案している。</p> <table border="1" data-bbox="685 1499 1644 1753"> <tr> <td>AJCSD の情報更新回数</td> <td>7 回(平成 29 年 4/18, 6/6, 7/31, 10/3, 11/28, 平成 30 年 1/30, 3/20)</td> </tr> <tr> <td>AJCSD の検索数</td> <td>平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月末 約 17,200 リクエスト(月平均約 1,400 リクエスト)</td> </tr> <tr> <td>AJCSD の使用等説明会開催回数</td> <td>6 回</td> </tr> </table>	AJCSD の情報更新回数	7 回(平成 29 年 4/18, 6/6, 7/31, 10/3, 11/28, 平成 30 年 1/30, 3/20)	AJCSD の検索数	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月末 約 17,200 リクエスト(月平均約 1,400 リクエスト)	AJCSD の使用等説明会開催回数	6 回	<p>運用機関として、ASEAN 各国と連携してデータ更新を 7 回実施した。</p> <p>CAS RN の間違いの指摘など、機構から積極的かつ粘り強く ASEAN 各国の当局へ働きかけを行い、AJCSD データの信頼性を高めるための努力を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ整備については、引き続き当局に働きかけ、データの拡充、整備を行うことで、法規制のカバー率を高めるとともに信頼性も高めていく。 普及については、国内外で講演をするとともに、初心者にわかりやすい動画も掲載し、利用促進につなげていく。
AJCSD の情報更新回数	7 回(平成 29 年 4/18, 6/6, 7/31, 10/3, 11/28, 平成 30 年 1/30, 3/20)									
AJCSD の検索数	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月末 約 17,200 リクエスト(月平均約 1,400 リクエスト)									
AJCSD の使用等説明会開催回数	6 回									
ウ	事業者による化学物質等安全データシート	・3 省から提供された GHS 分類結果の提供物	<p>ウ GHS 分類結果の情報提供</p> <p>GHS; (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)は、危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の</p>	<p>3 省から提供された GHS 分類結果について全物質を公開した。</p> <p>過去の分類結果における分類根拠の英訳業務は、この直近 2 年間は機構内部で実施していたが、今後数年間の目標を立て、計画的に進めていくこととした。平成 29 年度</p>						

	<p>(Safety Data Sheet: SDS) や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3省が実施したGHS(※3)分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。</p>	<p>質数(全件実施) (参考)過去3年平均179物質</p>	<p>保護を行うことを目的とする、化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート(SDS)による情報伝達に関する国際的に調和されたシステムである。</p> <p>平成28年度に国が分類、見直しを行った177物質のGHS分類結果について、日本語版及び英語版を平成29年7月末に公表した。同時に、GHS分類が実施された全物質一覧リスト(日英)をリバイスした。また、「職場のあんぜんサイト」(モデルラベル・モデルSDS)へのリンクを平成29年8月に更新した。さらに、平成28年度に実施した177物質のGHS分類結果の根拠情報について英訳を完了した。この他、機構内部で実施した平成25年度分の過去の分類結果の英訳作業も10物質完了し、公開した。</p> <p>また、英訳を実施する中で見つかった日本語根拠文の誤り等、分類結果の誤りについては、分類実施省に確認の上、約100件の修正を行った。</p> <p>なお、担当者は平成28年に引き続き、経済産業省委託事業の平成29年度GHS分類検討専門家委員会の委員として分類結果の検討に参加した。</p> <table border="1" data-bbox="685 632 1644 764"> <tr> <td>公表物質数(見直しを含む)</td> <td>177物質</td> </tr> <tr> <td>分類根拠の英訳実施物質数</td> <td>187物質 (うち、10物質は機構実施分)</td> </tr> </table>	公表物質数(見直しを含む)	177物質	分類根拠の英訳実施物質数	187物質 (うち、10物質は機構実施分)	<p>の後半からは外注することで効率化を図った。</p> <p>見直しの対象が一部の項目に限られた再分類結果について、どの年度の結果を見ればよいかわかりにくいという問合せが多かったことから、該当する案件を調査し、194件について全物質一覧リスト(日英)に分類結果の見方の補足説明を追記した。これにより、ユーザーが目的の物質についてどの年度の分類結果を参照すればよいかすぐわかるようになった。</p> <p>・平成29年度分類結果について、厚生労働省、環境省に働きかけ、早めにデータ入手し、公開する。また、根拠文の英訳については、計画を見直しつつ、着実に実施、公開していく。</p>
公表物質数(見直しを含む)	177物質							
分類根拠の英訳実施物質数	187物質 (うち、10物質は機構実施分)							
<p>(2)国内外の動向調査・分析等による合理的な評価手法や制度の構築への取組</p> <p>国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、化審法等の制度構築や運用の合理化、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。また、新規化学物質・</p>	<p>(2)国内外の動向調査・分析等による合理的な評価手法や制度の構築への取組</p> <p>国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、化審法等の制度構築や運用の合理化、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。また、新規化学物質・</p>	<p>【重要度：高】【難易度：高】</p>	<p>(2)国内外の動向等を調査・分析し国等へ報告・提言</p>	<p>(【重要度：高】【難易度：高】の業務への取組及び成果)</p> <p>化審法の業務により得られた知見等を活用して、製造・輸入数量から環境推計排出量への変更、用途分類・排出係数の見直し、セイフティーネットの構築、SMILESの導入による申出処理の効率化等の制度の合理化に資する提案を行った。機構の提案を活用し、平成29年5月30日に改正化審法が成立した。</p>				

<p>製品の開発促進や貿易拡大等、「健全な企業活動の支援」と「国民生活の安全の質的向上」との両立に向けて、効率的な評価方法等の確立・運用の実践や関係省庁、有識者及び事業者間の合意形成に資する技術的支援等に取り組む。【重要度：高】【難易度：高】</p>	<p>製品の開発促進や貿易拡大等、「健全な企業活動の支援」と「国民生活の安全の質的向上」との両立に向けて、効率的な評価方法等の確立・運用の実践や関係省庁、有識者及び事業者間の合意形成に資する技術的支援等に取り組む。</p> <p>なお、社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 法制度の背景、実際の運用等を調査し、</p>		<p>ア 化学物質管理制度の運用構築や運用改善に関する提案 それぞれの取組については以下に詳述した。 ●改正化審査における技術的支援→1.(3)イ ●改正化審査における用途分類・排出係数の設定に向けた取組→1.(3)ア</p>		

<p>合理的な化学物質管理制度構築の検討や運用等に係る情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理行政において重要度が高い事項について経済産業省と協議し、化審法の新規化学物質審査の特例制度の改正に対応する新たな運用の構築等に関する技術的支援等に取り組む。</p>		<p>●化審法のスクリーニング評価等の促進のための対応→1.(3)ア</p>	
<p>イ 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化</p>		<p>イ 製品含有化学物質のリスク評価の課題に対する調査等 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●製品含有化学物質(第一種特定化学物質)のリスク評価 <u>化審法の第一種特定化学物質に指定された、臭素系難燃剤のデカブロモジフェニルエーテルについて、該当物質の使用製品(カーファブリックやソファー等繊維製品)からの化学物質の放出実態に関する調査結果及びヒトの生活行動条件の調査結果を元にリスク評価を実施した。平成29年9月の3省合同審議会でこのリスク評価結果等に基づいて、当該化学物質を含有する製品の回収等の措置を講ずる必要性は認められないと判断された。</u> ●長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組(化学物質管理分野、製品安全分野) 化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理センターと北陸支所が連携して、長期使用による製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んだ。具体的には、樹脂シートに含まれているフタル酸エステルやVOC成分の放散試験及び移行吸着試験の試験計画を策定、平成29年度は、各種試験条件を検討するための予備試験を実施した。なお、試験対象の樹脂シートは、環境省が別途に取り組んでいる排出係数設定のための試験対象品と同一のものを採用している。機構と環境省のそれぞれの試験</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デカブロモジフェニルエーテルのリスク評価書については、平成29年9月の三省合同審議会に提出後、機構のホームページから公表した。 ・製品からの化学物質の放出実態に関する調査結果を用いることにより、使用期間中に全量が環境中に放出される等の極端なシナリオを用いなくても、十分に安全を確保しつつも現実に即した評価を実施することができた。 ・自動車等の幅広い製品に使用されている化学物質について、回収等の措置を講ずる必要がないことを明らかにした。 ・引き続き、長期使用製品からの化学物質排出量算出のための調査を実施する予定。

<p>審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。</p> <p>なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。</p>		<p>結果を比較し、一方的な排出係数設定のための試験方法とならぬよう、試験法がどのようなべきかや、その試験結果の解釈方法等を検討した。機構の方法による結果と環境省の方法による結果とが異なる結果となったことから、試験方法等の確立はその試験の特徴を十分に理解し、目的にあった試験方法になるよう慎重に検討を重ねる必要があることを環境省の委員会の場で報告した。</p>	
<p>ウ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質関連データベースの開発や、リスク評価手法の導入に係る研修等を通じた技術支援を行う。</p>		<p>ウ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づく途上国に対する技術支援</p> <p>経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」(平成22年10月に開催された日ASEAN首脳会議において我が国より提唱。アジアにおいて科学的リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築を目指す。)の実現に貢献した。</p> <p>●アジア諸国等の化学物質管理に関する法規制情報の提供と普及</p> <p><u>「平成28年度アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書」(委託事業)について、事業者の利便性を考慮し機構で作成した各国の法規制情報の一覧表とともにHP上で公開(平成29年5月)し、経済産業省、産業界等に直接、また機構広報誌(NITEケミマガ)、NITE講座、複数企業が参加する勉強会(2回:平成29年4月、7月)等も活用し紹介した。</u></p> <p>その結果、JETROからの要望で意見交換を行い、JETROのHPへ関係する政府等機関として機構のHPへのリンクが、中小企業基盤整備機構(中小機構)のHPでは海外展開お役立ちサイトとしてリンクが貼られ、中小企業を含む輸出事業者への利用促進に繋がった。</p> <p>●途上国での化学物質関連データベース開発やリスク評価方法の導入等への技術支援</p> <p>・経済産業省の二国間協力を通じた途上国への技術支援</p> <p>国別ニーズに基づく、各国の当局(制度構築・運用担当者)等への技術支援等を実施し、日本の化学物質管理に関する機構の知見を提供した。</p> <p><ベトナム>データベース(DB)開発及びインベントリー作成等:7回</p>	<p>ほぼ計画とおり、MOC等に基づく化学物質管理制度の最新動向等に係る情報交換及び技術支援等を行った。</p> <p>「平成28年度アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書」(委託事業)については、企業ヒアリングでの要望に応える形で、法規制一覧表の作成など事業者の利便性を図る工夫を行い、JETRO及び中小機構のHPとのリンクなど、利用促進に繋がった。</p> <p>効果的なアジア諸国へのMOC等に基づく途上国支援及び情報交換を、計画とおり実施し、我が国における産業界の支援につながる国内外への情報提供を行う予定。</p>

	<p>また、我が国における産業界の具体的なニーズを踏まえた情報提供を行う。</p>	<p>(内訳:国際協力機構(JICA)技術協力プロジェクト及び事業に関する意見交換等(平成29年7、8、9、11、平成30年1月)、訪日 JICA 研修及び政策対話(平成29年12月))</p> <p><タイ>リスク評価及びインベントリー作成等:1回 (内訳:二国間協力に基づくワークショップ(平成29年11月))</p> <p>・経済産業省の集団研修を通じた途上国への技術支援 経済産業省から委託を受けた AOTS(一般財団法人 海外産業人材育成協会)において ASEAN8 か国からの研修生に対し、リスク評価、データベース等について講義を行った(平成29年12月)。</p> <p>●化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換</p> <p><韓国及び台湾></p> <p>韓国 KCMA(韓国化学物質管理協会)との定期会合(平成29年9月)では、経済産業省、また初めて日本の産業界も参加して行ったことにより、活発な意見交換が行われ、産業界が韓国の規制動向を把握することができた。。 また会合では、製品安全分野から、製品中化学物質の代替により生じた事故事例を紹介し、分野間連携により機構全体として情報交換を行った。</p> <p>台湾 SAHTECH(安全衛生技術センター)から提供された毒性化学物質管理法改正案へのパブリックコメント募集などの情報を、産業界に提供するなど、企業活動への支援を引き続き行った。</p> <p>・メールによる産業界への情報提供;3回 (SAHTECH から3回受領。) ※参考:MOU を締結した台湾 SAHTECH 及び韓国 KCMA との関係の維持 ・メールでの情報受領:SAHTECH3回、両機関への機構からの情報提供:各4回</p> <p><中国></p> <p>中国当局(SAWS(安監総局)及び MEP(環境保護部))から在中日系産業界経由で経済産業省宛てに届いた化審法の運用、管理体制等への質問に関する意見交換(平成29年6月)及び MEP-SCC(化学品管理技術センター(MEP 下部組織))とのデータベースに関する意見交換(平成29年11月)を実施し、日本の化学物質管理に関する機構の知見を提供した。</p>	
	<p>エ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有などを進め、協力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構(OECD)</p>	<p>エ 欧米の関係機関との間での化学物質管理に係る情報共有など協力関係の維持・強化</p> <p>●欧米の関係機関との協力関係の維持強化</p> <p><米国 EPA(環境保護庁)></p> <p>米国 TSCA 改正後の運用体制など含めた意見交換(平成29年6月)及び Web 会議による情報交換(平成29年11月)を行い、また職員を米国 EPA に派遣していることで、米国 TSCA 改正前後の運用に伴う生の情報やその他 EPA の化学物質管理の進め方などの情報を得ることができ、経済産業省へも情報提供を行った。</p> <p><欧州 ECHA(化学品庁)></p> <p>平成29年6月 ECHA10周年に併せて行われたセミナー等に参加し、ECHA 職員向けに化審法の最近の動向の紹介、また ECHA 担当者との(Q)SAR などの活用に関する</p>	<p>OECD 活動との連携も検討されている、リスク評価促進にかかる会議(本会議及び Web 会議)に、機構が参加し経済産業省に情報提供することで、日本の当局も、リスク評価加速化を目指した動物試験代替法などの各国の取り組みと国際動向の把握ができた。また欧米及びアジアで、海外機関等からの依頼に応じ、改正点も含め化審法等に関する情報提供を行うことで、海外事業者の化審法等への理解が深まり、化審法の透明性担保に貢献した。</p>

	<p>のハザード評価作業部会会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。</p>		<p>意見交換を実施した。</p> <p>● 経済協力開発機構(OECD)のハザード評価作業部会会合等への参加による情報提供と規制の国際統合化に向けた情報収集と報告</p> <p>OECDの会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験方法、化学物質データベースの開発などの議論への参加し、情報交換を行うとともに、その結果を経済産業省等へフィードバックした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD ハザード評価作業部会会合(平成 29 年 6 月)、同 web 会議 1 回(同年 11 月) ・OECD/Global Portal 運営会議(平成 29 年 4 月)及び電話会議(同年 8 月、11 月、平成 30 年 1 月) ・OECD/IUCLID ユーザ・グループ専門家パネル会議(平成 29 年 9 月)及び電話会議(平成 29 年 4 月) ・OECD 事務局も参加し OECD 活動との連携も検討されている、リスク評価促進にかかる会議(第二回本会議(ECHA 主催:平成 29 年 10 月)、Web 会議(4 回:平成 29 年 5 月、7 月、9 月、平成 30 年 1 月))、 ・国連 GHS 専門家小委員会(平成 29 年 7 月、12 月)及び GHS 関係省庁等連絡会議(同年 6 月) <p>● 講演を通じた情報提供と情報収集</p> <p>化学物質規制サミット 2017 北京(平成 29 年 5 月)、ChemCon(化学物質規制法及び貿易側面に関する国際会議)(平成 29 年 6 月(アジア)、平成 30 年 2 月(北米))、ChemicalWatch(世界的に有名な化学系情報誌)Asia-Hub 規制サミット(平成 29 年 9 月(欧州)、平成 30 年 2 月(北米))、CRAC(化学品法規制会議) 2017(杭州)(平成 29 年 11 月)、KEITI(韓国環境産業技術研究院)主催の安全な化学物質及び製品国際セミナー(平成 29 年 11 月)</p>	
<p>(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発</p> <p>化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を</p>	<p>(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発</p> <p>化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行</p>		<p>(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発</p>	

<p>行いつつ、情報発信を行う。</p>	<p>い、化学物質のリスク管理に関する事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>			
	<p>ア 平成 28 年度に作成したリスクコミュニケーションガイドの普及を促進するため、パンフレットや説明会等を通じて積極的な情報発信を行う。また、化学物質管理以外の分野を含めたリスクコミュニケーションで行われている手法や現場の状況等について調査し、リスクコミュニケーションガイドのアップデートを</p>		<p>ア リスクコミュニケーション手法の普及のための情報の整備、提供</p> <p>●化学物質管理におけるリスクコミュニケーションガイドの普及等</p> <p>化学物質におけるリスクコミュニケーションガイドを修正し 700 部印刷するとともに、ホームページにおいて電子版を公表した。</p> <p>当該ガイドは地方自治体や業界団体が主催するリスクコミュニケーションに関するセミナーや講演会において紹介するとともに、一部のセミナーでは資料として配付した。また、経済産業省や埼玉県が主催する研修会においてテキストとして利用した。これらの活動を通じて合計 600 部以上を配付し、化学物質におけるリスクコミュニケーション手法等の普及に努めた。</p> <p>化学物質に係るリスクコミュニケーションガイド検討会を2回開催し、新たな情報の追加や記載内容の更新を行った。</p>	<p>化学物質におけるリスクコミュニケーションガイドを普及することにより、事業者のリスクコミュニケーション活動の活発化が期待される</p>

	<p>図る。</p>		<p>イ 地域の環境行政における化学物質管理情報の活用検討 <u>事業所近傍に居住する住民への健康影響の懸念とその対策について関心のある地方自治体と平成 28 年度技術協力に関する連携協定を締結し、地域特性を考慮した大気中濃度の予測を実施しているところ。</u> <u>北海道立総合研究機構と共同で室蘭市におけるベンゼンの大気中濃度シミュレーションとその検証を実施</u>しており、平成 29 年 6 月と 9 月に学会発表を行った。また、東京都環境局が選定したエチルベンゼン、トルエンなど 8 物質について事業所近傍におけるバックグラウンド濃度を計算し、その結果を提供した。(再掲:2.(1)②ウ)</p>	<p>自治体と連携し、地域特性を考慮した濃度推定手法を確立することにより、自治体のニーズに応じた評価に貢献している。今後、他自治体に手法を展開することにより、更なる地方自治体の環境行政への貢献が期待される。(再掲:2.(1)②ウ)</p>
	<p>ウ 社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナー等において、化学物質管理に関する情報発信を行う。</p>		<p>ウ 化学物質管理に関する情報発信 ●社会人講座の開催・講師派遣・展示 事業所向けに社会人講座として NITE 講座を東京、大阪で開講するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。</p> <p>●ホームページへの情報提供、メールマガジンの配信の実施 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構のホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した。また、化学物質に関する事故等についての報道機関からの問い合わせに対応した。情報提供の結果、新聞掲載 9 回、専門誌を中心に雑誌等掲載が 9 回あった。 メールマガジン(呼称:NITE ケミマガ)を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した(読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。)。また、講演を行ったセミナー等の会場において「NITE ケミマガ」のチラシを配付するなど周知活動を行った。登録者数は、平成 30 年度末現在 7,035 名(平成 28 年度末比約 480 名増)となった。</p> <p>●パンフレットの配布等を通じた化学物質管理情報発信 化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約 310 部:日本語 286 部、英語 24 部)や CHRIP パンフレット(約 340 部:日本語 333 部、英語 10 部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約 350 部:日本語 340 部、英語 10 部)等の配付を行い、機構の活動の理解促進に努めた。</p> <p>●大学との連携等 平成 21 年 12 月 14 日付けで締結した「国立大学法人横浜国立大学と独立行政法人製品評価技術基盤機構との連携・協力に関する包括協定」を平成 29 年 12 月 4 日に延長するとともに、本協定に基づき、横浜国立大学において、修士向けリスクコミュニケーション講座を実施した。 また、化学物質管理センターが公開する情報やコンテンツ(CHEM-NITE、生活行動パターン)を学生研究で活用し、消費生活用製品に含有する化学物質の暴露評価手法等に関する調査・解析に協力した。加えて、2 名の学生(修士 1 名、学士 1 名)の研究内</p>	<p>計画どおり進捗した。 NITE ケミマガで配信した内容は、一般社団法人日本化学工業協会が運用する化学物質リスク評価支援ポータルサイト「BIGDr」にも活用され、国内外の化学物質管理規制の情報源として利用されている。</p>

			容について指導・助言を行った。		
--	--	--	-----------------	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-3 イノベーション 2 個別産業 2-1 ものづくり 4 中小・地域 4-4 地域産業 5 エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)
当該項目の重要度、難易度	【重要度:高】【難易度:高】 2. (1)生物遺伝資源の国際移転に関する取組 【重要度:高】【難易度:高】 4. (2)産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数	全件実施	(参考)過去3年平均 220件	—	—	166件 (全件実施)	354件 (全件実施)	124件 (全件実施)	予算額(千円)	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,927,719	1,776,922	1,848,978
GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数	全件実施	(参考)過去3年平均 1件	—	—	—	—	1件 (全件実施)	決算額(千円)	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,924,228	1,950,231	2,415,006
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 12件	—	—	12件 (全件実施)	12件 (全件実施)	12件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,998,404	2,270,452	2,106,488	1,962,080	1,963,902
製品事故の原因物質解析の実施件数	生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施	(参考)過去3年平均 18件	—	—	—	16件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	19件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	経常利益(千円)	▲7,413	▲8,866	▲12,908	25,945	32,926
分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数	2件	—	—	—	6件	4件	4件	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	2,256,396	2,225,964	1,996,629
生体由来製品の鑑別方法に係る標準原案(改正案を含む)の作成	2件	—	—	—	4件	2件	2件	従事人員数	407の内数	422の内数	77	80	78

件数														
二国間協力のための共同事業実施国数	6ヶ国				—	2カ国	6カ国							
生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築国数	1カ国	—	—	—	—	—	1カ国							
ACM における情報交換を実施する機関数	9機関(7カ国・地域)	—	—	—	—	25機関	15機関(11カ国・地域)							
生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供	6つの国・地域。なお、その際、国別の関連法等に加え入手プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供に努めるものとする。	—	—	—	8カ国・地域分	6つの国・地域	7つの国・地域							
特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 285件	—	—	248件 (全件実施)	294件 (全件実施)	305件 (全件実施)							
微生物遺伝資源の増加数	産業界からのニーズ等を踏まえ、300株	—	—	—	195株	186株	531株 (29年度からは比較参照用微生物にも対象を拡大)							
微生物遺伝資源の提供数	ユーザーからの依頼に基づき全数を実施	(参考)過去3年平均 8,407株	—	—	—	8,898株 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	7,440株 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)							
微生物の有害機能が検索可能なデータベースへの遺伝子情報の登録数	34種類	—	—	—	10機能	59種類	57種類							
微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組支	7件	—	—	—	16件	14件	12件							

援数														
微生物遺伝資源を活用した地域産業振興支援数	2件	—	—	—	—	5件	2件							
共通課題解決のための技術的支援数	1件	—	—	—	—	—	2件							
生物遺伝資源のバックアップ保存数	ユーザーからの依頼に基づき全数を実施	(参考)平成26年度実績245株、平成27年度実績1,974株(平成26年度から実施)	—	—	—	—	6,982株・機器専有3台(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)							
問合せ対応件数	電話、メール等で相談を受けた全数を実施	—	—	—	146件	126件	1,519件(29年度から対象を拡大)							
生物遺伝資源の利用促進に資する講習会や小中高生とその保護者等向けの普及啓発活動の実施	3件	—	—	—	3件	3件	4件							
業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数	10件	(参考)内訳6件(メールマガジンの発行)、4件(展示会・学会等の出展)	—	—	—	10件	11件							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績(年度末時点)	自己評価
Ⅱ-3. バイオテクノロジー分野	Ⅱ-3. バイオテクノロジー分野			<p>全体評価:A</p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を活かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献。</p> <p>○遺伝子組換え生物等の使用に関する包括確認制度を新たに構築</p> <p>事業計画における業務は、「経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う」であるが、国が一定の拡散防止措置を講じた施設を確認する制度を検討し、遺伝子組換え生物の産業利用の円滑化と国際調和を実現する機構提案の遺伝子組換え生物等の使用に関する包括確認制度の運用が開始された。新たな制度により、従来であれば研究開発から産業利用に移行するごとに申請せざるを得なかった案件に関し、安全レベルを維持した上で、事業者が遺伝子組換え生物の使用に裁量を与えることで、申請が不要になることにより行政コストの削減だけでなく、事業者における負担削減と計画的な事業実施が可能となり、製品の早期市場投入による我が国バイオ産業の競争力が強化される。また、遺伝子組換え微生物を産業利用している企業等からも「激しい国際競争環境を強くサポートしてくれる素晴らしいものである」などの高い評価を得た。</p> <p>○復元培養株の分譲制度の試行による生物遺伝資源の利用促進</p> <p>「微生物の乾燥又は凍結標品からの復元培養がうまくいかない」等の産業界の課題を解決し、企業が微生物を利用しやすい環境整備を図ることで、新規ユーザー参入を促した。平成29年度は前年度の2倍以上の提供依頼があり、アンケート結果から、提供依頼者の7割が新規利用者であった。</p> <p>ユーザーは復元培養を行うことなく、すぐに微生物を利用できるため、復元や生育確認等の時間が短縮され、速やかに研究開発に着手できており、分譲件数の増加など生物遺伝資源の利用促進に大きく貢献している。培養技術等の参入障壁の低減、研究開発対象となる微生物種の増加による微生物産業拡大、産業競争力の強化につながることを期待される。</p> <p>○微生物迅速識別用のMALDI-TOF MS データセットの提供開始</p> <p>製品開発に用いる微生物の安全性の確認や、製造現場で発生した汚染菌の有害性の特定は、企業の経営リスク低減のための最重要事項であり、問題となる汚染菌の識別には迅速性が求められる。MALDI-TOF MSを用いた微生物識別法が普及しつつあるところだが、比較参照用データが不足していた。機構が保有する豊富な微生物資源と微生物に関する知見を活用し、比較参照用のデータセットの提供を開始。提供後わずか4か月の間に企業、公設試等において21機関がデータセットの利用を開始。メーカーの製造ライン、製品中の汚染菌チェックにおいては、機構からの</p>

				<p>正確な識別データの提供により、大幅な時間短縮や信頼性向上に繋がっており、産業界に大きく貢献。</p> <p>○地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援</p> <p>事業計画における業務は、「微生物遺伝資源を活用した商品化等へ向けた技術的支援を行う」であるが、機構がこれまで蓄積してきた微生物に関する技術や知見を活かした技術的支援に留まらず、地域微生物資源の保管や権利関係等の製品創出に必要な知識等を地方公共団体等に移転することによって、地域ブランド創出のモデル化により日本各地で地域の活性化に成功している。</p> <p>一例として、サポイン事業支援を行った成果を活用した商品が定番化し、特に、輸出において出荷額が大幅に増加。さらに、バイオ技術と半導体技術による微生物検査法の開発や和歌山県公設試と連携し、県特産食品由来の未利用資源から油脂等に転換する技術開発を支援している。</p> <p>地域ブランド創出のモデル化により事業に携わった地域事業者による新ビジネス(地域資源活用醸造OEM)開始やカラー(花卉)栽培若手農業従事者増加など地域産業発展等波及効果が現れている。</p> <p>○新たな分解度試験方法の化審法への導入</p> <p>機構のバイオテクノロジー分野の微生物叢解析技術を活用した微生物の解析技術と化学物質管理分野の化審法審査の知見を生かして、化審法の分解度試験方法として、TG301F の導入に貢献出来たことは、複数の異なる分野を有する機構ならではの成果である。</p> <p>TG301F の導入により、試験不成立の問題が解消され再試験(2~3 か月)が不要となることで、事業者のビジネスの機会が増加すると共に、従来の TG301C での試験不成立回避や良分解と予想されるにもかかわらず難分解判定とされていた化学物質が、良分解性判定になる可能性が高まった。良分解性判定となった場合は、届出者においては、後続の蓄積性試験、人健康影響試験、生態影響試験が免除され、当該試験コストの削減及び試験期間が短縮されることとなり、産業界の審査にかかる負担の軽減が見込まれる。良分解判定となった場合、1物質あたり2,800万円(蓄積性試験コスト約1,000万円、試験期間約半年、人健康影響試験コスト約1,300万円、試験期間約1年、生態影響試験コスト約500万円、試験期間半年。年間10件として2億8,000万円)の削減が見込まれる。</p>
<p>1. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性</p>	<p>1. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等による生物の多</p>		<p>1. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>機構は、遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響を防止するための国際的な取決めに基づく国内措置を定めた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)について、経済産業省が行う遺伝子組換え生物等の使用に係る運用に対して、事前審査や相談窓口などの技術的なサポートを実施している。</p> <p>また、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、安全性等の評価をする技術基準等の作成や、微生物安全情報等の提供を実施している。</p>	

<p>の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p>	<p>様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p>																																		
<p>(1)カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。</p>	<p>(1)カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。</p>	<p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数（全件実施） （参考）過去3年平均220件</p>	<p>(1)カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく事前審査を124件(全件)実施した。また、カルタヘナ法の審査を行う経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会（以下「産構審バイオ小委員会」という。）に対する審査資料の作成等の審査支援(8件)を実施した。このうち、過去に類似の事例があることを理由に産構審バイオ小委員会に諮らず委員長判断となったものについては、書類の確認と事業所への現地調査も実施し、経済産業省を支援した。さらに、事業者からの照会等への対応を合計187件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="652 1045 1656 1554"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td> <td></td> <td>132件</td> <td>359件</td> </tr> <tr> <td>うち、機構による事前審査対象件数</td> <td></td> <td>124件 (全件実施)</td> <td>354件 (全件実施)</td> </tr> <tr> <td>うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td> <td></td> <td>8件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの照会等への対応件数</td> <td></td> <td>187件</td> <td>132件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>面談による事前相談</td> <td>10件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>電子メールによる問い合わせ</td> <td>93件</td> <td>58件</td> </tr> <tr> <td>電話による問い合わせ</td> <td>84件</td> <td>61件</td> </tr> </tbody> </table> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 平成28年度より経済産業省と取り組んできたカルタヘナ法の規制見直しについては、<u>遺伝子組換え生物等の使用に関する包括確認制度(一定の範囲の遺伝子組換え微生物を包括的に申請することができる制度)</u>として、<u>制度設計の検討</u>を行った。具体的には、包括確認の基準(包括申請できる者の資格の検討)、包括確認を受けた者の行動指針(安全管理体制の整備、使用実績の報告)及び包括確認の対象範囲であることを判定するための標準的なプロトコル(供与核酸の判定指針)について制度設計及び整備が行われ、特に機構は、供与核酸の判定指針の作成を担当した。本指針は平成29年8月に行われた産構審バイオ小委員会にて審議承認され、パブリックコメントの</p>	項目	年度	平成29年度	平成28年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		132件	359件	うち、機構による事前審査対象件数		124件 (全件実施)	354件 (全件実施)	うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		8件	5件	事業者からの照会等への対応件数		187件	132件	内 訳	面談による事前相談	10件	13件	電子メールによる問い合わせ	93件	58件	電話による問い合わせ	84件	61件	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え微生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 事業計画における業務は、「経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う」であるが、国が一定の拡散防止措置を講じた施設を確認する制度を検討し、遺伝子組換え生物の産業利用の円滑化と国際調和を実現する機構提案の遺伝子組換え生物等の使用に関する包括確認制度の運用が開始された。新たな制度により、従来であれば研究開発から産業利用に移行する毎に申請せざるを得なかった案件に関し、安全レベルを維持した上で、事業者には遺伝子組換え生物の使用に裁量を与えることで、申請が不要になることにより行政コストの削減だけでなく、事業者における負担削減と計画的な事業実</p>	
項目	年度	平成29年度	平成28年度																																
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		132件	359件																																
うち、機構による事前審査対象件数		124件 (全件実施)	354件 (全件実施)																																
うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		8件	5件																																
事業者からの照会等への対応件数		187件	132件																																
内 訳	面談による事前相談	10件	13件																																
	電子メールによる問い合わせ	93件	58件																																
	電話による問い合わせ	84件	61件																																

			実施を経て、平成 30 年 1 月 11 日より制度の運用が開始された。	施が可能となり、製品の早期市場投入による我が国バイオ産業の競争力が強化される。また、遺伝子組換え微生物を産業利用している企業等からも「激しい国際競争環境を強くサポートしてくれる素晴らしいものである」などの高い評価を得た。								
<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行う。</p> <p>(※ GILSP(Good industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小</p>	<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。</p> <p>(※ GILSP(Good industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：</p>	<p>・GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数(全件実施)</p> <p>(参考) 過去 3 年平均 1 件</p>	<p>(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p> <p>最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして大臣が告示で定める GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からのリストへの追加及び見直しの要請 1 件に対して告示改正原案の作成を確実に実施した。GILSP リストに新たに宿主・ベクターと DNA の組合せが 270 組追加され大臣確認を必要とせずに使用可能となった。</p> <p>なお、GILSP 遺伝子組換え微生物リストの作成にあたり、遺伝子の安全情報の検索とリスト案作成のためのマニュアルをリバイスした。また、利用者の利便性向上を目的に、現行リストの構成を見直した。</p> <p>平成 29 年度の作業分、リスト作成マニュアルのリバイス案、及び現行リストの構成見直し案については、産構審バイオ小委員会で審議され、作成した内容で承認された。機構は、委員会での GILSP 告示の改正及び告示の記載方法の変更について審議するための資料を作成するなど技術的支援を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="649 835 1590 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GILSP 告示原案の作成件数</td> <td></td> <td>1 件 (全件実施)</td> <td>2 件 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>利用者の利便性向上を目的に、現行リストの構成を見直すことについて検討を開始した。具体的には、現行のリストにおいては宿主の株ごとに使用可能なベクターが限定されているが、特に利用の多い大腸菌の株について、由来が同一のものについてはまとめて掲載することにより、使用可能なベクターの範囲を広げること検討した。これにより、事業者にとっては申請を必要とせずに使用できる宿主・ベクターの組み合わせが増えることから、利便性の向上につながるものと期待される。</p>	項目	年度	平成 29 年度	平成 28 年度	GILSP 告示原案の作成件数		1 件 (全件実施)	2 件 (全件実施)	<p>経済産業省の要請に基づく GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>当該原案の作成に当たっては、利用者の利便性向上を目的に、特に利用の多い大腸菌の株について、由来が同一のものについてまとめて掲載することにより使用可能なベクターの範囲を広げ、申請を要することなく事業者が使用できる宿主・ベクターの組み合わせを増やすことを検討した。当該原案に基づき GILSP 告示が改正されたことにより、事業者が申請せずに使用できる宿主・ベクターの組み合わせが増加することから、申請が不要になることによる行政コストの削減、事業者における負担軽減と利便性の向上が期待される。</p>
項目	年度	平成 29 年度	平成 28 年度									
GILSP 告示原案の作成件数		1 件 (全件実施)	2 件 (全件実施)									

<p>限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。)</p>	<p>特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。)</p>										
<p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>・カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均 12件</p>	<p>(3) 立入検査 経済産業省からの指示(平成29年度末時点で12件(全件))に対し、事業者の法令遵守状況について立入検査を実施。結果を経済産業省に報告した。 また、遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等の開発については、平成28年度までに作成した各種微生物に対応する手順書をまとめた「収去・検出標準作業手順書」を経済産業省に提出し、平成29年8月に行われた産構審バイオ小委員会にて承認された。</p> <table border="1" data-bbox="652 1165 1617 1291"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数</td> <td>12件 (全件実施)</td> <td>12件 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成28年度	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	12件 (全件実施)	12件 (全件実施)	<p>カルタヘナ法に基づく立入検査を全件(12件)実施し、指標を達成した。</p>	
	平成29年度	平成28年度									
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	12件 (全件実施)	12件 (全件実施)									
<p>(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事</p>	<p>(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製</p>		<p>(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告している。 また、バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行っている。</p>								

<p>故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>また、バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p>	<p>品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p> <p>また、バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故</p>	<p>・製品事故の原因物質解析の実施件数(生体分子</p>	<p>ア 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故原因究明</p> <p>機構の製品安全センターからの内部依頼に基づき、部門間連携事業として、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定を19件実施し、製品安全センターへ報告した。その後、事故原因が機構の「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される。</p>	<p>製品事故のうち、生体分子解析技術による解析が必要な原因物質解析を全件(19件)実施し、指標を達成した。</p>	

<p>について、生体分子解析技術を必要とする事故原因究明に関して、製品安全分野からの依頼に基づきその原因物質を解析する。また、必要に応じて、製品安全分野が化学物質管理分野の化学物質に関するリスク評価技術を活用して実施する事故原因究明技術の高度化に協力するとともに、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報提供を行う。</p>	<p>解析技術による解析が必要な全数を実施) (参考)過去3年平均18件</p>	<p>そのうち1件については、製品回収案件であった。結果については、機構の「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。</p> <p>アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定作業により、強感作性を示す紫外線吸収剤が検出されたことから、化学物質管理センターへ2件(新規感作性物質1件、新交差感作現象1件)の情報提供を行った。</p> <p>●環境中に存在する微生物が原因の可能性のあるアレルギーに関する原因究明手法の検討</p> <p>製品事故原因究明の内、原因究明手法が開発されていない分野、事故の取扱いが不明な分野について、製品安全分野と共同で、FSとして実施した。環境中には様々な微生物が存在し、製品に繁殖した微生物による被害が問題となっている。特に製品に特異的に繁殖した微生物が人間にアレルギー症状をもたらす可能性があることが指摘されてきた。機構が有する工業製品等に関係したアレルギーの原因究明技術と微生物に関する知見を活用し、人工的な製品、生活環境による微生物由来のアレルギー症状に関する可能性調査について検討を行った。</p> <p>具体的には、エアコンが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して8件の事故情報が医療機関より提出され、調査を実施した。8人の被害者の居住住宅に設置されたエアコン8台及び住宅より、アレルギー性喘息の原因とされる体内生存可能な好温性カビを始め、150株を分離した。医療機関と共同研究契約を結び、原因菌、原因アレルゲンの探索作業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品事故の原因物質の特定において、実施した19件の内、9件がメガネで有り、皮膚障害がメガネ分野で広がりを見せていることが検知できた。平成29年度もメガネ劇症のアレルギーを発症させる色素を検出しており、行政への情報提供を行うとともに、今後の動向に注視する。 エアコンが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害は、社会的な問題意識はあるものの、製品事故として認知されていない状況である。よって、社会問題化する前から、検討を開始することとしたもの。被害者の症状と、エアコンに繁殖したカビとの因果関係について調査検討する。現状、エアコンの防かび対策は、初期の段階と考えられ、将来的に安全対策のため、原因カビの同定・保存・提供、防かび試験方法開発を行うことにより、将来的に問題化した場合の迅速な対応及び対策エアコンの普及による国民の安心・安全に寄与することができる。 	
<p>イ カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援</p>		<p>イ カルタヘナ法に関連して経済産業省が行う合成生物学等の規制のあり方に関する検討への参画及び技術的支援</p> <p>生物多様性条約(CBD)事務局が実施する合成生物学のオンラインフォーラム(平成30年7月3日～10月2日)に参加者として登録し、情報収集を行った。また、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集に係る打合せに参加し、情報共有を図った。</p>	<p>オンラインフォーラムの議論を把握するとともに、経済産業省からの要請に対しゲノム編集等に関する技術的な側面からの意見を提出した。</p>

	を行う。											
	<p>ウ 防腐剤、タンパク質由来成分等の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へその結果を提供する。</p>	<p>・分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数(2件)</p>	<p>ウ 防腐剤、タンパク質由来成分等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析</p> <p>添加物によるショック等の健康被害が発生した化粧品原料について、バイオテクノロジーを活用し原因究明を実施し、規制当局等に情報提供した(4件(指標値比 200%))。</p> <table border="1" data-bbox="652 336 1662 1543"> <thead> <tr> <th data-bbox="652 336 860 378">対象物質</th> <th data-bbox="860 336 1662 378">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="652 378 860 913">加水分解タンパク質</td> <td data-bbox="860 378 1662 913"> <p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正の基礎データとするため、健康被害が確認されている卵と牛乳の加水分解タンパク質についてプロテオーム解析を実施した。経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省等へ分析・解析結果等を報告する。</p> <p>ショック等の健康被害を発生させた加水分解コムギの原因タンパク質の解析を実施した。コムギタンパク質の精密なアミノ酸配列情報をプロテオーム解析用いて解析し、共同研究先の藤田保健衛生大学に報告した。また、今までに測定した加水分解コムギの原因タンパク質のアミノ酸配列情報を筑波大学からの求めに応じ、情報提供契約を締結し提供した。これにより、劇症の食物アレルギーの原因が究明される可能性がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="652 913 860 1207">防腐剤</td> <td data-bbox="860 913 1662 1207"> <p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正のため、医薬用部外品に添加され、健康被害、感作性報告のある防腐剤(パラベン、フェノキシエタノール)について、生体分子解析技術による分析を実施した。経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省等へ分析・解析結果等を報告する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="652 1207 860 1543">紫外線吸収剤</td> <td data-bbox="860 1207 1662 1543"> <p>厚生労働省が設立した事故収集システムから、遊園地で使用されるリストバンドによる皮膚障害の多発案件の情報が入り、原因究明を行った。結果、化粧品原料にも用いられる紫外線吸収剤が原因であることを判明した。消費者庁、経済産業省、厚生労働省、関連団体等が情報共有のための出席している「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会」に対し、原因物質情報及び解析結果を報告した。その結果、再発防止のため、経済産業省より注意文書が関係業界へ発出された。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>経済産業省、厚生労働省及び関係学会へ情報提供した医薬品食品衛生研究所及び藤田保健衛生大学との共同研究による小麦タンパク質加水分解物が強力なアレルギー反応を示す原因究明結果については、医薬部外品原料規格 2006 の改正、行政通知(平成 29 年 3 月 30 日)が行われた。また、日本アレルギー学会は、機構を含む、関係者を集め、記者会見(平成 29 年 6 月 17 日)を行い、被害の全容と治療の方針などを広報した。新聞等で広くニュースとして報じられた。</p> <p>筑波大学からの情報提供の要望があり、情報提供契約を締結し提供した。加水分解コムギにより、被害を受けた被害者約 1,000 人の遺伝子情報が解析され、特異的なアレ</p>	対象物質	内容	加水分解タンパク質	<p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正の基礎データとするため、健康被害が確認されている卵と牛乳の加水分解タンパク質についてプロテオーム解析を実施した。経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省等へ分析・解析結果等を報告する。</p> <p>ショック等の健康被害を発生させた加水分解コムギの原因タンパク質の解析を実施した。コムギタンパク質の精密なアミノ酸配列情報をプロテオーム解析用いて解析し、共同研究先の藤田保健衛生大学に報告した。また、今までに測定した加水分解コムギの原因タンパク質のアミノ酸配列情報を筑波大学からの求めに応じ、情報提供契約を締結し提供した。これにより、劇症の食物アレルギーの原因が究明される可能性がある。</p>	防腐剤	<p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正のため、医薬用部外品に添加され、健康被害、感作性報告のある防腐剤(パラベン、フェノキシエタノール)について、生体分子解析技術による分析を実施した。経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省等へ分析・解析結果等を報告する。</p>	紫外線吸収剤	<p>厚生労働省が設立した事故収集システムから、遊園地で使用されるリストバンドによる皮膚障害の多発案件の情報が入り、原因究明を行った。結果、化粧品原料にも用いられる紫外線吸収剤が原因であることを判明した。消費者庁、経済産業省、厚生労働省、関連団体等が情報共有のための出席している「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会」に対し、原因物質情報及び解析結果を報告した。その結果、再発防止のため、経済産業省より注意文書が関係業界へ発出された。</p>	<p>防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料等に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析結果の関係省庁等への情報提供を 4 件(指標値比 200%)実施し、指標を達成した。</p>
対象物質	内容											
加水分解タンパク質	<p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正の基礎データとするため、健康被害が確認されている卵と牛乳の加水分解タンパク質についてプロテオーム解析を実施した。経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省等へ分析・解析結果等を報告する。</p> <p>ショック等の健康被害を発生させた加水分解コムギの原因タンパク質の解析を実施した。コムギタンパク質の精密なアミノ酸配列情報をプロテオーム解析用いて解析し、共同研究先の藤田保健衛生大学に報告した。また、今までに測定した加水分解コムギの原因タンパク質のアミノ酸配列情報を筑波大学からの求めに応じ、情報提供契約を締結し提供した。これにより、劇症の食物アレルギーの原因が究明される可能性がある。</p>											
防腐剤	<p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正のため、医薬用部外品に添加され、健康被害、感作性報告のある防腐剤(パラベン、フェノキシエタノール)について、生体分子解析技術による分析を実施した。経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省等へ分析・解析結果等を報告する。</p>											
紫外線吸収剤	<p>厚生労働省が設立した事故収集システムから、遊園地で使用されるリストバンドによる皮膚障害の多発案件の情報が入り、原因究明を行った。結果、化粧品原料にも用いられる紫外線吸収剤が原因であることを判明した。消費者庁、経済産業省、厚生労働省、関連団体等が情報共有のための出席している「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会」に対し、原因物質情報及び解析結果を報告した。その結果、再発防止のため、経済産業省より注意文書が関係業界へ発出された。</p>											

			<p>ルギー体質の可能性が指摘された。それに対し、原因タンパク質の情報が必要となったため、提供したもの。この現象の解明により、生命の危機を及ぼす食物アレルギー全体の解明に寄与する可能性がある。</p> <p>遊園地で配布されたリストバンドにより、5名の皮膚炎発症者が確認された。原因物質を特定した。結果から、皮膚炎の発症メカニズムが非常に特殊で有り、今後の安全性向上のためのデータの一つになると考えられる。機構からの報告を基に、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課長より、東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、注意が発出された。この行政からの情報により、皮膚障害事故の再発は見られず、再発防止策として効果があったものと考えられる。</p>	
	エ 分子生物学的な技術を活用し、生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法を業界団体と連携して開発し、ISO/TC38/WG22(繊維/化学分析)の国際標準化会議において、ISO国際標準化に貢献する。	・生体由来製品の鑑別方法に係る標準原案(改正案を含む)の作成件数(2件)	<p>エ 分子生物学的な技術を活用した生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法の開発とISO標準化への貢献</p> <p>業界団体にヒアリング、調査を実施し、依然として、生体由来製品の信頼性向上のために繊維判定の高精度化が必要なが判明した。特に家庭用品品質表示法の繊維製品表示規程が平成29年3月30日に改正され、平成29年4月1日より、施行されたことにより、色々な獣毛繊維の表示が可能になったことから、問題もヒアリングの結果、明らかになってきている。国際的にも問題になっている、獣毛繊維の中でアンゴラウサギについて解析を実施し、タンパク質解析(プロテオーム解析)により繊維鑑別に必要なタンパク質断片(ペプチド)を選定した。さらに、アンゴラウサギに関して偽装が問題となっているフェレットについて、調査を実施した。</p> <p>カシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法の国際標準化作業を実施した。アルパカ、ラクダについて混用率算定方法を開発し、規格原案を作成し、ISO規格原案に記述した。平成29年度は、ISO/TC38/WG22に2回出席(2017/9 ポルトガル、ポルト、2018/3 東京)及び国際ラウンドロビンテスト(IRT)を実施した。ISO/TC38の投票の結果、平成29年9月に国際規格原案の開発ステージをWD(作成段階)からCD(委員会段階)へと進めた。</p> <p>原案名: ISO/CD 20418-3 Textiles Qualitative and quantitative proteomic analysis of some animal hair fibres Part 3: Peptide detection using LC-ESI-MS without protein reduction</p> <p>機構が、短期間で簡便に解析可能なバイオテクノロジーを用いたカシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法を独自に開発し、開発法の優位性を国際的に示すため、国際ラウンドロビンテストを実施し、結果をISO/TC38/WG22の会合で報告した。国際ラウンドロビンテストの結果、機構開発原案は、世界的にも有効性が確認され、導入が加速されている。韓国では、国内規格への導入が検討され、試験が開始されるとのことである。</p> <p>欧州からは、機構作成原案は、カシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験以外に、付属書に現在までの開発成果であるその他の獣毛繊維の鑑別データが記載されており、国際問題への対応のために参考になることから、たいへん好評を得ている。</p>	生体由来製品の鑑別方法に係る規格原案(改正案を含む)を2件作成し、指標を達成した。
(5)微生物安全情報の提供 既存のバイ	(5)微生物安全情報の提供 既存のバイ		<p>(5)微生物安全性情報の提供</p> <p>ヒトや家畜の病原細菌のバイオセーフティーレベル(BSL)*1や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の法律等で指定される有害菌を「有害菌リスト」として一元化し、機構のホームページで公開している。これにより、企業、公設試、</p>	有害菌リストの更新を参照先資料の更新に伴い全数(3回)実施し、有害菌リストの新規情報の追加を行った。

<p>オ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p>	<p>イオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p> <p>具体的には、有害菌リスト等の微生物の安全性や安全な取扱い等に関して、ホームページ等を通じた情報提供を行う。また、微生物の有害機能が検索可能なデータベースを構築する。</p>		<p>研究所等において、微生物の取扱いや安全管理の観点からの有害性リスクの把握に活用されることが期待される。</p> <p>当該リストについて、参照先資料の更新に伴い3回の更新を実施し、植物防疫法の情報を追加した。さらに、平成28年度、一部の国内法の規制に限りβ版(約70種)として仮公開した真菌類の有害菌リストについては、国内外の情報を取りまとめた完全版(約460種)を公開した。</p> <table border="1" data-bbox="652 378 1329 466"> <tr> <td>更新回数</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>新規情報追加件数</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、支援体制が脆弱な、バイオ産業界における微生物の安全性評価を支援するため、「MiFuP」*2のシステムを活用して、遺伝子情報から微生物の産生する毒素等の有害機能が検索可能な新規データベース(MiFuP Safety)を構築し、公開した。</p> <p>*1 バイオセーフティレベル(BSL)：WHO 実験室バイオセーフティ指針(第3版)に基づき、微生物・病原体をその危険度に応じて4段階(BSL1～BSL4)に分類したものの。</p> <p>*2 MiFuP：微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース(Microbial Functional Potential)。</p> <p>さらに、有害菌リスト及びMiFuP Safetyの認知度向上のための広報活動(メルマガによる公開案内及びNITE講座による講演)を行い、有害菌リストについてはニーズ調査(NITE講座におけるアンケート調査)やヒアリングを実施した結果、複数の企業において、微生物安全管理や微生物利用時の諸手続に導入していることが確認されている。</p>	更新回数	3回	新規情報追加件数	2件		
更新回数	3回								
新規情報追加件数	2件								
<p>2. 生物多様性条約への対応</p> <p>国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条</p>	<p>2. 生物多様性条約への対応</p> <p>国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条</p>		<p>2. 生物多様性条約への対応</p> <p>生物多様性条約は、地球規模で多様な生物を生息環境とともに保全すること、生物資源の持続可能な方法での利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な分配を目的として制定された国際条約である。機構は、国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供している。</p>						

<p>約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p>	<p>約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p>				
<p>(1)生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関(BRC)を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを構築する。【重要度：高】 【難易度：高】 理由：生物多様性条約に基づく遺伝資源の利用条件等を定めた名古屋</p>	<p>(1)生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関(BRC)を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを構築する。【重要度：高】 【難易度：高】 (理由：生物多様性条約に基づく遺伝資源の利用条件等を定めた名古屋</p>	<p>【重要度：高】 【難易度：高】</p>			

<p>屋議定書の批准国が急速に増加して平成28年度末までに80カ国以上に達しており、我が国においても同議定書に則した新たな移転の枠組みを整備することが急務の課題であるが、諸外国の規制制度や技術レベルに応じて生物遺伝資源の国際移転の条件に関する交渉等が必要となり、重要度、難易度ともに高い。）</p>	<p>屋議定書の批准国が急速に増加して平成28年度末までに80カ国以上に達しており、我が国においても同議定書に則した新たな移転の枠組みを整備することが急務の課題であるが、諸外国の規制制度や技術レベルに応じて生物遺伝資源の国際移転の条件に関する交渉等が必要となり、重要度、難易度ともに高い。）</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを維持し、日本の事業者による産業有用な生物遺伝</p>	<p>・二国間協力のための共同事業実施国数(6ヶ国)</p>	<p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みの維持</p> <p>事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を相手国政府等との交渉等を行うことなく安心して利用できるようにするため、各国関連機関と情報共有や連携を行うとともに、<u>中国、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ及びベトナムと二国間協力のための共同事業を実施し</u>、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用する環境を整備している。</p> <p>ミャンマーについては、日本企業等が、食品や農業等に係わる産業有用な微生物を現地で分離、日本へ移転。日本企業等は、これら微生物を新しい食品の開発や微生物農薬として利用可能か調査している。</p>	<p>二国間協力のための共同事業を6カ国実施し、指標を達成した。</p>	

	<p>資源の探索と日本への移転等を支援するための共同事業を実施する。</p>		<table border="1" data-bbox="647 174 1656 310"> <tr> <td colspan="2">企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物</td> </tr> <tr> <td>企業等による微生物利用株数</td> <td>3,456 株(継続利用を含む)</td> </tr> <tr> <td>国内移転数</td> <td>238 株</td> </tr> </table> <p>二国間共同事業(インドネシア、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。</p> <table border="1" data-bbox="647 520 1656 657"> <tr> <td colspan="2">二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物</td> </tr> <tr> <td>日本企業等への提供株数</td> <td>165 株(継続利用を含む) (新規 0 株)</td> </tr> </table> <p>その他の国との遺伝資源に関する協力として、以下の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアでの情報交換及びカビ同定ワークショップ(平成 29 年 7 月) ・ミャンマーへの企業等合同探索事業(平成 29 年 11~12 月)、技術移転 ・タイでのカビ同定ワークショップ(平成 30 年 3 月) 	企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物		企業等による微生物利用株数	3,456 株(継続利用を含む)	国内移転数	238 株	二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物		日本企業等への提供株数	165 株(継続利用を含む) (新規 0 株)		
企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物															
企業等による微生物利用株数	3,456 株(継続利用を含む)														
国内移転数	238 株														
二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物															
日本企業等への提供株数	165 株(継続利用を含む) (新規 0 株)														
	<p>イ 企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源を簡便に利用できるように、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する枠組みを構築する。</p>	<p>・生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築国数(1 カ国)</p>	<p>イ 生物遺伝資源の移転・利用に関する枠組みの構築</p> <p><u>生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組みを構築するため、タイ国立遺伝子生命工学研究センター(BIOTEC)と BRC 間の相互協力に関する合意書を平成 30 年 3 月に締結。平成 30 年度より事業を開始する。</u></p>	<p>(【重要度:高】【難易度:高】の業務への取組及び成果)</p> <p>生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築を 1 カ国行い、指標を達成した。</p>											
	<p>ウ アジア間での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用につい</p>	<p>・ACM における情報交換を実施する機関数(9 機関(7 カ</p>	<p>ウ アジア各国の BRC 等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)での活動等</p> <p>・ACM における情報交換</p> <p><u>平成 29 年 12 月に台湾で開催された ACM14 において、参加機関 15 機関(11 カ国・地域、指標値比 167%)と情報交換を実施した。また、新規加盟 2 機関(イラン Iranian Biological Resources Center (IBRC) 及びインド Microbial Culture Collection (MCC))があった。</u></p>	<p>ACM における情報交換について、15 機関(11 カ国・地域、指標値比 167%)と情報交換行い、指標を達成した。</p>											

	<p>て、(ACM ※)を通じて積極的な情報交換や議論を行う。 (※ ACM : Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources; 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム)</p>	<p>国・地域))</p>	<ul style="list-style-type: none"> •ACM14 へのホスト機関(台湾)支援 ACM14 のホスト機関である台湾 Food Industry Research and Development Institute(FIRDI)を事務局として支援するため、過去開催時の事例紹介、必要な手続きの案内等を実施し、年次大会を成功させた。 •ACM 事務局としての活動広報 ACM14 の開催結果等の活動紹介ページの更新・公開を実施した。 		
<p>(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p>	<p>(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。 具体的には、以下の業務を実施する。</p>		<p>(2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供している。</p>		

<p>ア 生物多様性条約に係る国際会議等への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態について調査し、経済産業省に報告する。</p> <p>また、生物遺伝資源アクセスに関する情報について、分かりやすく整理し、経済産業省に報告するとともに、各国で関連法が制定されたものについては、ホームページを通じ広く情報提供する。さらに、平成27年度に開設した生物遺伝資源アクセスに関するホームページ上の相談窓口寄せられた問合せに対応する。</p>	<p>生物遺伝資源の利用に関する関連法等の提供(6つの国・地域。なお、その際、国別の関連法等に加え入手プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供に努めるものとする。)</p>	<p>ア 生物多様性条約やカルタヘナ議定書等に基づく各国の規制法等や運用実態に関する情報収集と経済産業省への提供と生物遺伝資源アクセスに関する情報提供</p> <p>以下の会合等に出席し、議場あるいは場外において関係者等から必要な情報を収集し、経済産業省に提供した。</p> <table border="1" data-bbox="652 294 1662 850"> <thead> <tr> <th>参加先</th> <th>参加目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生物多様性条約関係</td> </tr> <tr> <td>The 14th International Conference on Culture Collection (ICCC14)</td> <td>日本の ABS 指針を紹介し、各国の ABS 関連法令等の情報収集をするため</td> </tr> <tr> <td>Advancing implementation of the Nagoya Protocol (欧州委員会主催)</td> <td>日本の ABS 指針を紹介し、各国の ABS 関連法令等の情報収集をするため</td> </tr> <tr> <td>Ad Hoc Technical Expert Group on Digital Sequence Information on Genetic Resources 遺伝資源のデジタル配列情報に関する特別技術専門家部会</td> <td>遺伝資源のデジタル配列情報の利用が生物多様性条約及び名古屋議定書にどのような影響を与えるかについて検討するための会合に専門家として出席</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本企業等が、海外の微生物を利用する場合に関係する法律、必要な手続きをとりまとめ、ホームページで公開した。</p> <table border="1" data-bbox="652 1008 1662 1354"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生物遺伝資源アクセスに関する情報提供件数</td> <td>経済産業省向け (法令前情報などを含む)</td> <td colspan="2">4カ国・地域/1案件</td> </tr> <tr> <td>ホームページ公開</td> <td>内訳</td> <td>韓国、ベトナム EU、マレーシア/海洋遺伝資源について</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">7カ国・地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内訳</td> <td>ブラジル、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、EU</td> </tr> </tbody> </table> <p>●生物遺伝資源アクセスに関する相談への対応</p> <p>ホームページに開設した海外の微生物の移転、利用に関する質問を受け付ける相談窓口寄せられた微生物の所有権の考え方、特定の国からの微生物の輸出手続き、輸入する場合の注意点などについての質問に対し、これまで収集した各国情報や微生物の寄託受付等の経験をもとに、メール又は面会で回答した。</p> <table border="1" data-bbox="652 1638 1662 1690"> <tbody> <tr> <td>窓口への相談件数</td> <td>18件</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、NITE 講座「アクセスと利益配分に関する ABS 指針への対応と ABS 指針第 5 章に規定された書類発給について」を開催し、ABS 指針の概要等の情報提供を実施した。</p>	参加先	参加目的	生物多様性条約関係		The 14th International Conference on Culture Collection (ICCC14)	日本の ABS 指針を紹介し、各国の ABS 関連法令等の情報収集をするため	Advancing implementation of the Nagoya Protocol (欧州委員会主催)	日本の ABS 指針を紹介し、各国の ABS 関連法令等の情報収集をするため	Ad Hoc Technical Expert Group on Digital Sequence Information on Genetic Resources 遺伝資源のデジタル配列情報に関する特別技術専門家部会	遺伝資源のデジタル配列情報の利用が生物多様性条約及び名古屋議定書にどのような影響を与えるかについて検討するための会合に専門家として出席	生物遺伝資源アクセスに関する情報提供件数	経済産業省向け (法令前情報などを含む)	4カ国・地域/1案件		ホームページ公開	内訳	韓国、ベトナム EU、マレーシア/海洋遺伝資源について			7カ国・地域				内訳	ブラジル、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、EU	窓口への相談件数	18件	<p>生物遺伝資源の利用に関する関連法等について 7 つの国・地域の情報を提供し、指標を達成した。</p> <p>国内初の発給機関として認定され、業務を開始した。</p>
参加先	参加目的																													
生物多様性条約関係																														
The 14th International Conference on Culture Collection (ICCC14)	日本の ABS 指針を紹介し、各国の ABS 関連法令等の情報収集をするため																													
Advancing implementation of the Nagoya Protocol (欧州委員会主催)	日本の ABS 指針を紹介し、各国の ABS 関連法令等の情報収集をするため																													
Ad Hoc Technical Expert Group on Digital Sequence Information on Genetic Resources 遺伝資源のデジタル配列情報に関する特別技術専門家部会	遺伝資源のデジタル配列情報の利用が生物多様性条約及び名古屋議定書にどのような影響を与えるかについて検討するための会合に専門家として出席																													
生物遺伝資源アクセスに関する情報提供件数	経済産業省向け (法令前情報などを含む)	4カ国・地域/1案件																												
	ホームページ公開	内訳	韓国、ベトナム EU、マレーシア/海洋遺伝資源について																											
		7カ国・地域																												
		内訳	ブラジル、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、EU																											
窓口への相談件数	18件																													
<p>イ 名古屋議定書担保</p>		<p>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援としての生物遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類の発行等我が国における提供国措置についての検討</p>																												

	<p>措置の施行支援として、生物遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類の発行等我が国における提供国措置について検討する。</p>		<p>名古屋議定書担保措置等を定める「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(以下「ABS指針」という。)が平成29年8月20日に施行されたことを受けて、ABS指針第5章に規定される「遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類」の発給機関となるため、同年8月21日に認定申請を行った。その結果、国内初の発給機関として認定され同年9月25日に業務を開始した。本業務は、環境省の国内ABSクリアリングハウスに掲載されたほか、生物多様性条約事務局が運営するABSクリアリングハウスに同年10月25日付で我が国の行政措置として掲載された。</p> <p>本業務についてはNITE講座を開催して説明を行ったほか、企業・大学・公益法人等への訪問を行い、企業より遺伝資源国内取得書の発給依頼が1件あった。</p>														
<p>3. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に</p>	<p>3. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に</p>	<p>・特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均285件</p>	<p>3. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 発明について特許を受けるためには、当該発明が特許法で定義される発明に該当するとともに、産業上利用できる発明でなければならない。微生物を利用した発明では、微生物関連発明に係る微生物を寄託機関に寄託し、一定の条件下で分譲を可能とすることで、当該発明に係る微生物の存在を担保するとともに、第三者がその発明の再現性を確認することを可能としている。機構は、特許法に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、微生物関連発明に係る微生物の寄託の受付(全件実施)、生存確認試験、保管、分譲等を実施している。微生物のうち、保管時の労力が特に大きい継代培養保管の植物細胞等について、管理方法を見直し、保管に必要な作業を効率化した結果、一人あたりの継代培養の作業件数が平成24年度比で3.4倍になった。</p> <p>また、微生物の保存技術に関する研究開発を行い、その技術の特許寄託業務に活用している。平成25年度から平成27年度に実施したゲノム解析による保存菌株の品質管理の研究開発の成果により、職員1名が日本放線菌学会大村賞(学会賞)を受賞した。</p> <table border="1" data-bbox="658 1207 1659 1470"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許寄託の申請受付件数</td> <td>305件 (全件実施)</td> <td>294件 (全件実施)</td> </tr> <tr> <td>特許寄託株の分譲件数</td> <td>52件</td> <td>168件</td> </tr> <tr> <td>国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数</td> <td>32株</td> <td>42株</td> </tr> </tbody> </table> <p>●保存方法の開発が必要な微生物の長期凍結保存法や乾燥保存法等開発 特許庁から維持管理と長期保存に関する技術開発の委託業務を実施。担子菌(キノコ等)の長期凍結保存法開発のため、パーライト法やバーミキュライト法における担子菌の長期保存性に及ぼす保管温度の影響等のデータを収集した。また、担子菌の乾燥保存法開発のため、L-乾燥法に及ぼす予備乾燥処理の影響のデータを収集した。</p> <p>●動物細胞の凍結保存・試験技術に関する技術開発 動物細胞の凍結保存技術開発の基礎データ収集のため、動物細胞の運搬、保管等の各操作が温度に与える影響及びその温度変化が動物細胞に与える影響を検証した。</p>		平成29年度	平成28年度	特許寄託の申請受付件数	305件 (全件実施)	294件 (全件実施)	特許寄託株の分譲件数	52件	168件	国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	32株	42株	<p>特許法に基づく特許微生物の寄託の受入れを全件実施し、指標を達成した。</p>	
	平成29年度	平成28年度															
特許寄託の申請受付件数	305件 (全件実施)	294件 (全件実施)															
特許寄託株の分譲件数	52件	168件															
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	32株	42株															

<p>対して広く普及促進する。</p>	<p>対して広く普及促進する。</p>	<p>●複製保存における二次代謝産物生合成遺伝子の安定性に関する技術開発 微生物の複製保存によって、二次代謝産物の生合成遺伝子が欠失や変異が生じるかを確認するため、複製保存した微生物のゲノム解析や代謝産物増減を検証した。</p> <p>●混合微生物の品質管理技術の開発 複合系微生物の品質管理技術として、混合された微生物の中で、特定の微生物を生きている状態で検出・定量する方法として、①核酸アプタマーを用いた方法、②機能性蛍光プローブを用いた方法の開発を行った。</p> <p>●複合微生物の構成を確認するための技術開発 複合微生物の種を長期に渡って安定的に保存できる方法については、現在のところスタンダードな方法はないため、コンタミネーションや構成微生物のゲノム中に起きた変異などを検出することができる評価方法として、各種シーケンスデータを解析し、複合微生物の管理に適した手法を確立した。 これらの品質管理技術及び構成確認技術開発の成果は、「特許微生物寄託業務に係る技術開発委員会」において発表を行った。</p>	
<p>4. 生物遺伝資源の産業利用促進 我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を</p>	<p>4. 生物遺伝資源の産業利用促進 我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応</p>	<p>4. 生物遺伝資源の産業利用促進 我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行っている。</p> <p>また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援している。</p>	

<p>行う。 また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。</p>	<p>を行う。 また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。</p>				
<p>(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク</p>	<p>(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク</p>		<p>(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供している。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化への貢献を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持している。</p>	<p>世界トップクラスの質・量を誇る微生物遺伝資源の収集、品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持した。</p>	

<p>(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化への貢献を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p>	<p>ンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化への貢献を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>																								
	<p>ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外のBRCとの交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。</p>	<p>・微生物遺伝資源の増加数(産業界からのニーズ等を踏まえ、300株)</p>	<p>ア 微生物遺伝資源の収集</p> <p>国内外の様々な環境から新しい微生物遺伝資源の分離、国内外の生物遺伝資源機関(BRC)と微生物遺伝資源の交換、外部研究者からの譲渡・寄託により、微生物遺伝資源を収集し保存している。</p> <p>収集した微生物遺伝資源は、事業者や研究開発機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供。また、公的試験方法(日本工業規格(JIS)や日本薬局方など)に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供している。</p> <table border="1" data-bbox="655 1373 1659 1600"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">産業利用上重要な微生物^{※1}(NBRC 株)</td> </tr> <tr> <td>登録数</td> <td></td> <td>531 株</td> <td>581 株</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)</td> </tr> <tr> <td>保存数^{※2}</td> <td></td> <td>70 株</td> <td>982 株</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 国内外から産業利用上重要な微生物の種類: 人の病気に関連する微生物、抗生物質生産等の有用性が明らかな微生物、基準株等</p> <p>※2: 有用機能等の探索源となる微生物の探索国: 日本</p> <p>特に、企業へのヒアリングや企業からの問い合わせ等により<u>産業界のニーズが高いものとして「微生物遺伝資源収集戦略」等で収集を強化した微生物遺伝資源は 531 株(指標値比 174%)</u>。</p>	項目	年度	平成 29 年度	平成 28 年度	産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC 株)				登録数		531 株	581 株	有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)				保存数 ^{※2}		70 株	982 株	<p>産業界からのニーズ等を踏まえ、微生物遺伝資源が 523 株(指標値比 174%)増加し、指標を達成した。</p>	
項目	年度	平成 29 年度	平成 28 年度																						
産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC 株)																									
登録数		531 株	581 株																						
有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)																									
保存数 ^{※2}		70 株	982 株																						

微生物遺伝資源の種類	株数
バイオ燃料の生産性に寄与する菌株	10 株
防藻性の評価標準化に係る菌株	55 株
製品の品質安全性向上に寄与する菌株	4 株
健康・医療に関する製品・食品の開発に利用される菌株	71 株
有用性等が明らかな菌株	30 株
産業促進に役立つ基準株	361 株
計	531 株

対応したニーズについては以下のとおり。

- ・ タイル、コンクリート等の建築外装材料、製品等への藻類の発生が問題となっていることから、防藻性のある製品開発に使用するため、建築材料等に繁茂する藻類株を収集し、NBRC 株として 55 株を登録した。
- ・ DHA や EPA などの高度不飽和脂肪酸の生産菌として知られ、機能性食品、化粧品素材、油脂生産を目的に利用ニーズが高いラビリンチュラ類(海洋微生物)560 株の提供を開始し、合計で 868 株を提供している。また、取扱が難しい渦鞭毛虫類 6 株について、安定した培養、保存方法を開発し、RD 株として登録した。
- ・ 食用キノコについて種苗会社で取り扱っていない種等の分譲依頼や栽培方法の問い合わせが多く寄せられることから、キクラゲ属菌株約 30 株を RD 株として登録し、公開した。
- ・ 燃料油生産用に屋外培養している緑藻類が突然死滅する問題が発生したことから、原因となる藻類寄生菌を NBRC にて分離した。また、外部からも寄託を受け、複数の藻類寄生菌を対象に保存方法を検討しており、凍結保存する目途がたった菌株から防除対策に役立てるため、NBRC 株として提供準備中。
- ・ 報告例や分離例が極めて少なく、他機関で非公開となったことから国内外で入手できないサカゲツボカビ類について、NBRC 株として提供準備中。類縁の菌株には藻類寄生菌も知られていることから、防除技術開発など潜在的な価値を有する菌株の提供体制確保に取り組んだ。
- ・ 近年、医薬品候補化合物の新たな探索源として注目されている粘菌類(アメーバ類)については、日本国内の微生物保存施設で保存実績が無かったが、機構において長期保存を検討したところ、技術的な目処が立ったことから、企業等が研究開発に利用し産業上利用できるようにするため、NBRC 株として安定供給の準備中。
- ・ 国立科学博物館附属自然教育園生物相調査に協力し、問い合わせ等ニーズの多い担子菌子実体(食用キノコ)を採取し、3 試料(エノキタケ、マツカサシメジモドキ、アラゲキクラゲ)について、担子菌菌株を得て、NBRC 株として提供準備中。
- ・ 植物工場(水耕栽培)では、水をリサイクルして使用するため藻類が増殖して配管が詰まる問題が生じることから、防除技術開発に役立てるため対象となる藻類の分離を開始した。
- ・ ヒト由来試料(糞便、皮膚表面、口腔内唾液等)からの微生物収集と、微生物株として提供する業務の実施に向け、ヒト由来試料を取扱う際の倫理に係る専門知識のさらなる向上を目的として、当該倫理や医学系指針に精通する有識者を招聘し、内部講演会を開催した。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒト由来微生物の収集に必要な規程を策定し、収集が行える体制を整備した。 ・ ヒト由来微生物資源の収集方法のひとつとして、バイオバンクとの連携を検討しており、神奈川がんセンターと佐賀県・好生館との微生物株の提供の手続きについて打合せを行い、今後の連携について検討を実施した。 ・ 企業との連携事業を通じて、産業界からニーズの高いヒト由来微生物の分離を行い、機構が保有していない微生物種(24属 36種)を含む 115 株を取得した。これらの菌株は第三者への提供に向けた凍結品を作製するとともに、計測レファレンス用の微生物カクテルにも使用した。 	
	イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001に適合した微生物遺伝資源の品質管理を維持する。		<p>イ 微生物遺伝資源の品質管理</p> <p>特定の遺伝子の塩基配列情報に基づく同定による学名の確認に加え、一部の菌株については、遺伝子配列の代わりに、菌株のタンパク質の質量分析データから迅速かつ低コストに同定する手法を用い、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施している。</p> <p>供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、国際規格 ISO 9001 に基づく品質マネジメントシステムのマネジメントレビューを 4 回開催し、有効性及び改善の機会を評価した。また、平成 27 年 9 月 15 日付けで ISO9001:2015 年版が発行されたことに伴い、移行期限内(発行から 3 年間)に 2015 年版に移行させるため平成 29 年 7 月から 2015 年版の要求事項を満たす体制で運営を開始し、品質マネジメントシステムの適合性及びシステムが効果的に運用されているかを内部監査により確認した。同年 10 月 23 日から 24 日にかけて受審した定期審査及び移行審査では、内部監査が適切に実施され改善の機会につながっている事などが評価され、システムが適切に維持されていると判断された。また、ISO9001:2015 年版への移行も推薦され、同年 11 月 17 日付けで登録証の改訂を受けた。</p> <p>藻類では、抗酸化作用のあるアスタキサンチン等の色素生産能を活かした産業利用が行われているが、凍結保存や継代培養時の光源波長が色素生産に影響を及ぼすことから、安定した保存技術の開発に活かすため、代表的な数種類の色素生産藻類を用いて条件検討を行った。この結果を安定した保存技術の開発に活かすと共に、ユーザーからの問い合わせ対応等にも応用し、藻類の安定供給と産業利用促進につなげる。</p> <p>細胞壁ペプチドグリカンの構造は、細菌の分類において重要な指標として知られているが、詳細な構造を正確に決定する手法は技術的に非常に困難であり、海外の一部の機関でしか分析できなかった。そこで、迅速かつ簡便にペプチドグリカン構造を決定する手法の開発を目指して、質量分析装置を用いた解析の条件検討を実施した。今後 NBRC 保有株にこの手法を適用してデータを収集する予定である。本手法の確立により、国内微生物資源のより迅速かつ正確な分類・同定や新規微生物の発見につながることを期待される。(公財)発酵研究所助成事業)</p> <p>飲料、レトルト食品、缶詰等の多くの食品で熱処理後も残存する耐熱性のかび胞子を検査するため、耐熱性胞子を持つ菌株についての問い合わせが多数寄せられることから、NBRC 株について耐熱性胞子の形成能を調べることにし、調査方法の目処を立てた。</p>	ISO9001:2015 年版に移行するため、利害関係者のニーズ及び期待の理解等の規格要求事項を満たしつつ、現在の業務内容を確認し、品質マネジメントシステムの改善に一段と取り組んだ。
	ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を	・微生物遺伝資源の提供数(ユーザーから)	<p>ウ 保存微生物遺伝資源の属性情報の整理・公開及び提供並びに機構の対応に対する満足度調査</p> <p>藻類による油脂生産の実用化段階で用いる屋外培養を模擬した順流培養試験を行い、これまでに合計 20 株の情報を得た。</p>	ユーザーからの依頼に基づく微生物遺伝資源の提供を全件(7,440 株)実施し、指標を達成した。

<p>整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーに対し微生物遺伝資源を的確に提供(分譲)するとともに、機構に対する満足度調査を行う。</p>	<p>の依頼に基づき全数を実施)(参考)過去3年平均8,407株</p>	<p>微生物遺伝資源の収集・保存・提供業務に係る情報システムが老朽化したことから、引き続き業務を遂行し、外部に向けての情報発信を強化していくため、生物遺伝資源管理システムの再構築及びデータ移行を行うための基本設計を行った。</p> <p>黄色ブドウ球菌とその他のブドウ球菌は、食品衛生法や日本薬局方で試験をするための微生物として指定されており、特定の培地における生育状態により判断を行うこととされている。また、ユーザーが菌株を選ぶ際に必要とする情報である毒性等の指標としても、特定の培地での生育状態により判断する。そこで、機構が分譲している黄色ブドウ球菌とその他のブドウ球菌合計84株を対象に、各種試験法で使用される複数の培地での培養試験結果をホームページから公開した。</p> <p>収集した微生物遺伝資源は、事業者や研究開発機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供した。また、公的試験方法(日本工業規格(JIS)や日本薬局方など)に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供している。</p> <p>○微生物遺伝資源の提供依頼件数(国内)</p> <table border="1" data-bbox="652 709 1659 970"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">微生物遺伝資源の提供依頼件数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>産業利用上重要な微生物^{*1}(NBRC株)</td> <td>2,303件</td> <td>2,279件</td> </tr> <tr> <td>有用機能等の探索源となる微生物(RD株)</td> <td>113件</td> <td>116件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○微生物遺伝資源の提供依頼株数</p> <table border="1" data-bbox="652 1052 1659 1442"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">産業利用上重要な微生物^{*1}(NBRC株)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分譲数</td> <td>微生物株</td> <td>7,440株</td> <td>8,898株</td> </tr> <tr> <td>クローン</td> <td>73</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>ゲノムDNA</td> <td>71</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有用機能等の探索源となる微生物(RD株)</td> </tr> <tr> <td>提供数</td> <td></td> <td>4,474株 (うち、 新規1,472株)</td> <td>5,935株 (うち、 新規2,383株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●機構の対応に対する満足度調査</p> <p>利用者から寄せられることが多い質問に対しては、メールマガジンなどで特集記事を組み対応方法を紹介するとともに、ホームページにも掲載。平成29年度は、機構で行っている微細藻類の培養試験、微生物(アクネ菌)の学名変更などの情報を提供した。</p>	項目	年度	平成29年度	平成28年度	微生物遺伝資源の提供依頼件数				内訳	産業利用上重要な微生物 ^{*1} (NBRC株)	2,303件	2,279件	有用機能等の探索源となる微生物(RD株)	113件	116件	項目	年度	平成29年度	平成28年度	産業利用上重要な微生物 ^{*1} (NBRC株)				分譲数	微生物株	7,440株	8,898株	クローン	73	86	ゲノムDNA	71	76	有用機能等の探索源となる微生物(RD株)				提供数		4,474株 (うち、 新規1,472株)	5,935株 (うち、 新規2,383株)	
項目	年度	平成29年度	平成28年度																																									
微生物遺伝資源の提供依頼件数																																												
内訳	産業利用上重要な微生物 ^{*1} (NBRC株)	2,303件	2,279件																																									
	有用機能等の探索源となる微生物(RD株)	113件	116件																																									
項目	年度	平成29年度	平成28年度																																									
産業利用上重要な微生物 ^{*1} (NBRC株)																																												
分譲数	微生物株	7,440株	8,898株																																									
	クローン	73	86																																									
	ゲノムDNA	71	76																																									
有用機能等の探索源となる微生物(RD株)																																												
提供数		4,474株 (うち、 新規1,472株)	5,935株 (うち、 新規2,383株)																																									
<p>エ 機構が微生物遺伝資源機関として実施している微生物遺伝資源の受入れ及</p>		<p>エ 生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度の実施</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●復元培養株の分譲制度の試行</p> <p>産業界のニーズに基づき、事業者等が機構から提供を受けた微生物株をすぐに使用できる分譲形態として、平成28年3月14日から運用を開始した。利用者アンケートでは再度利用したい等の回答を得ており好評であったが、当初試験期間として予定していた平成29年2月28日までの利用件数は11件であり、本分譲制度の導入を判断す</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>「微生物の乾燥又は凍結標品からの復元培養がうまくいかない」等の産業界の課題を解決し、企業が微生物を利用しやすい環境整備を図ることで、新規ユーザー参入を促した。平成29年度は前年度の2倍以上の提供依頼があり、アンケート結果から、提供依頼者の7割が新規利用者であった。ユーザーは復元培養を行うことなく、すぐに微生物を利用できるため、復元や生育確</p>																																									

<p>び提供において、生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度を実施する。</p>		<p>るには少なかったことから、平成 29 年度末まで試行を続けることとした(平成 28 年度末時点での分譲実績は 14 件 30 株)。平成 29 年度は、<u>通常提供している乾燥休眠状態から生育可能な状態にした復元培養株を 38 件、92 株分譲した。利用者アンケート結果等から、復元培養株の分譲は新規顧客の獲得につながり、技術的障壁の低減により異業種からバイオ産業への新規参入促進にもつながることが見込まれるため、平成 30 年度から本格実施することとした。</u></p> <p>●生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度の構築・運用</p> <p>生物多様性条約における重要課題の一つである、遺伝資源の取得の機会とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing:ABS)に関する基本的なルールが着実に守られるための枠組みとして、名古屋議定書が採択され、平成 26 年 10 月に発行した。日本は、平成 29 年 5 月 22 日に名古屋議定書を締結(同年 8 月 20 日発効)し、海外の遺伝資源を利用する場合には、ABS に関する国際ルールや、遺伝資源提供国の法令を遵守する必要がある。そこで、機構においては、国内外の産業有用な生物資源を確保するため、国内の寄託者が寄託しやすく、かつ利用者が利用しやすい環境を整備した。</p> <p>寄託者が属する国や組織としてのルールを反映した生物資源の寄託条件を選択できるようにし、その条件の下、機構から分譲を行うこととする。また、商業利用と非商業利用について明確にする等、寄託者と利用者が安心して利用できる制度とすることで、滞りなく生物資源が利活用され、生物資源を用いた製品開発等が可能となり、バイオ産業の促進が見込まれる。さらに、分譲を受けた利用者が商業利用を実施した場合は、利用者は NBRC に情報を通知することとした。これにより、<u>利用実態を把握しやすくなることから成果に至った経緯の分析を通じて微生物遺伝資源の利用促進とバイオ産業の発展に寄与する。</u></p>	<p>認等の時間が短縮され、速やかに研究開発に着手できており、分譲件数の増加など生物遺伝資源の利用促進に大きく貢献している。培養技術等の参入障壁の低減、研究開発対象となる微生物種の増加による微生物産業拡大、産業競争力の強化につながることを期待される。</p> <p>(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成 28 年度の主務大臣による評価で出された意見「社会的貢献度が高くかつ身近なわかりやすい課題解決を行って成果を出した点、省庁を超えた活動行い、国際標準化にも貢献している点、産業界からの要請、ニーズを聞く耳をもっている点を評価したい。」を反映して、「微生物の乾燥又は凍結標品からの復元培養がうまくいかない」等の産業界のニーズに基づき、事業者等が機構から提供を受けた微生物株をすぐに使用できる分譲形態として、平成 28 年 3 月 14 日から復元培養株の分譲制度の試験運用を開始した。利用者アンケート結果等から、復元培養株の分譲は新規顧客の獲得につながり、技術的障壁の低減により異業種からバイオ産業への新規参入促進にもつながることが見込まれるため、平成 30 年度から本格実施することとした。また、生物資源センターの運営に関する国際標準規格(ISO/TC276)に関する会議にも専門家として参加し、国際規格策定に貢献した。</p>
<p>オ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営</p>		<p>オ バイオテクノロジーに関する国際標準化への貢献</p> <p>●生物資源センターの運営に関する国際標準規格(ISO/TC276)</p> <p>国際標準化機構(ISO)、ISO/TC276 WG2 において、ヒト生体材料、動物、植物、微生物に至るすべての生物資源センター(バイオバンク及び BRC)における生物資源の収集・受付・提供等運営に関する国際標準規格文書:バイオバンキングの国際標準規格書(ISO 20387)が DIS 投票にかかっている。本文書の策定にあたっては、機構から 2 名が参画(1 名のエキスパートと 1 名の国内委員会委員)し、日本の BRC 運営にとって不利にならないような文書変更への意見を出してきたところ。</p> <p>機構から 1 名が専門家として ISO/TC276 会議(平成 29 年 5 月、ソウル)に参加し、BRC 運営の国際標準規格の議論に参加し情報収集とともに、日本の主張を他国参加国メンバーと共有した。</p> <p>さらに、その他微生物 BRC のデータマネジメントと公開に関する国際標準規格が中国から提出されているが、それについてもワーキングメンバーとして参画することとし、NBRC の品質が確保され微生物株の管理が脅かされないように意見出しを行い、他国からも賛同を得ている。今後は、作業メンバーとして参画して日本の不利にならないように最終文書を作成することとしている。</p> <p>また、AMED、経済産業省、厚労省、文科省に対し、バイオバンクの標準化の世界動向について情報提供するとともに、この ISO をとりまく世界動向が、日本の生物資源を用いた研究開発等に影響を与える可能性があることについて、情報を提供した。また、バイオバンキングの国際標準規格書(ISO 20387)の国内関係者への周知と議論のために、</p>	<p>日本の微生物バイオバンクの代表として、複数の ISO 文書案について、日本にとって不利にならない国際標準化文書策定に貢献することができている。</p> <p>ISO18184 で指定されたウイルス株の保存供給体制を確保することにより、国内企業が ISO 規格に基づく試験を行う際に試験菌株の入手が容易になり、研究開発や製品化の円滑な実施、海外企業と競争する際の国際競争力確保に繋がることを期待される。</p>

	<p>管理要件等に関するISO国際標準化に貢献する。また、当該貢献にあつては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。</p>		<p>本文書の日本語訳の策定に参画した。機構内外で共有したところ。</p> <p>●繊維製品の抗ウイルス性試験方法 (ISO18184) に規定される生物遺伝資源の提供整備</p> <p>国際標準化会議(ISO)技術委員会(TC) 38(繊維)において、ISO18184「繊維製品の抗ウイルス性試験方法」の改定が議論されているが、ISO18184には米国の微生物保存機関である American Type Culture Collection(ATCC)のウイルス株だけが指定されている。国内でISO18184の試験を行う指定試験機関では、ウイルス株を安定して保存する等の品質管理に不安を抱えており、国内審議団体である一般社団法人繊維評価技術協議会から機構に対し、安定した品質のウイルス株を日本国内で容易に入手できるようにして欲しいと相談を受けた。新しいISO規格を制定する際には、既存のISO規格で使用された試験菌株を指定することがあり、ウイルス株についてもプラスチック等に係る抗ウイルス試験で指定される可能性がある。そのためISO18184に留まらず国内産業への大きな影響が懸念されることから、機構でウイルス株の分譲体制を確立できた時の国内産業の発展等への波及効果が見込まれるため、取り組むこととする。現在、指定試験菌株と同一由来のウイルス株を入手する手続きを行っているところ。</p>		
	<p>カ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報を収集するとともに、微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース(MiFuP(※1))の機能を活用し、微生物の毒素生産能等に関する遺伝子情報を登録することにより微生物の有害機能が検索可能なデータベース</p>	<p>・微生物の有害機能が検索可能なデータベースへの遺伝子情報の登録数(34種類)</p>	<p>カ 微生物遺伝資源の遺伝子情報の提供</p> <p>●微生物の有害機能が検索可能なデータベースの構築</p> <p>支援体制が脆弱な、バイオ産業界における微生物の安全性評価を支援するため、MiFuPのシステムを活用して、遺伝子情報から微生物の産生する毒素等の有害機能が検索可能な新規データベース(MiFuP Safety)を構築し、公開した。(再掲)</p> <p>細菌の毒素について、ヒトの生命と健康に影響を与える恐れのある、感染症の原因となるヒト病原細菌(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)の規制対象)や、食品の製造・加工・調理過程で容易に食品に混入し重篤な食中毒を引き起こす可能性のある、食中毒原因細菌(厚生労働省による食中毒統計調査対象)の産生する毒素を優先して、毒素24機能を選定し、その他、耐性菌の出現が社会的問題となりやすい薬剤に対する薬剤耐性等を含め、<u>57種類(指標値比168%)の有害機能についてMiFuP Safetyで検索可能とするため、遺伝子情報を登録した。</u></p> <p>さらに、MiFuP Safetyの認知度向上のための広報活動(メルマガによる公開案内及びNITE講座による講演)を行った。(再掲)</p> <p>●抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース(DoBISCUIT)の公開</p> <p>DoBISCUITは、医薬品(抗生物質等)の元となる化合物を生産するために放線菌が有する化合物生産に関する遺伝子集合体に関する情報を網羅的に集約したデータベース。放線菌が生産する化合物には複数の遺伝子が複雑に関与していることから、最新の正確な情報を網羅的に集約することが求められている。DoBISCUITの情報を更新することによって、製薬企業等は研究開発に必要な最新の情報をワンストップで入手できる。本データベースについては、情報が安定的に提供されるようにメンテナンスを適宜行い、適切に維持している。</p>	<p>遺伝子情報から微生物の産生する毒素等の有害機能が検索可能な新規データベース(MiFuP Safety)を新たに構築し、公開した。57種類(指標値比168%)の有害機能についてMiFuP Safetyで検索可能とするため、遺伝子情報を登録し、指標を達成した。</p>	

		<p>を構築し、また、医薬品開発において利用される可能性が高い、抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース（DoBISCUIT(※2)）等により微生物遺伝資源の遺伝子情報を提供する。</p> <p>(※1 MiFuP : Microbial Functional Potential) (※2 DoBISCUIT : Database of BioSynthesis clusters CUrated and InTegrated)</p>				
1	<p>(2)産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援</p> <p>バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我</p>	<p>(2)産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援</p> <p>バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我</p>	<p>【重要度：高】【難易度：高】</p>	<p>(2)産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援</p> <p>バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援している。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援している。</p> <p>さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等</p>		

<p>が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。</p> <p>また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支</p>	<p>が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。</p> <p>また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支</p>		<p>における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援している。</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>援する。【重要度：高】 【難易度：高】 (理由：生物遺伝資源利用促進支援は、我が国の国際競争力の確保、イノベーションによる市場創出等に資するものであり、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出を実現するためには、関連する企業・関係機関等のうち微生物遺伝資源に関する知識や技術が不足している機関に対し、製品・事業創出に必要な知識や技術基盤の形成のための技術等移転が必要であるため、重要度、難易度ともに高い。)</p> <p>さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバツ</p>	<p>援する。【重要度：高】 【難易度：高】 (理由：生物遺伝資源利用促進支援は、我が国の国際競争力の確保、イノベーションによる市場創出等に資するものであり、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出を実現するためには、関連する企業・関係機関等のうち微生物遺伝資源に関する知識や技術が不足している機関に対し、製品・事業創出に必要な知識や技術基盤の形成のための技術等移転が必要であるため、重要度、難易度ともに高い。)</p> <p>さらに、企業等が保有す</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>クアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p>	<p>る生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 生物遺伝資源を統合・相互利用できるプラットフォームの整備に向け、生物遺伝資源の提供及び利用に係る制度のあり方について検討する。</p>		<p>ア 生物遺伝資源を統合・相互利用できるプラットフォームの整備に向けた、生物遺伝資源の提供及び利用に係る制度のあり方の検討</p> <p>バイオ産業の国際競争力強化のため、AI等のバイオ技術を活用した物質生産の円滑化に資する生物資源のデータを集積しビッグデータ基盤を構築することが求められている。機構は、世界トップクラスの生物遺伝資源機関である優位性を活かし、実施方針について検討を行い、生物資源の利用を介したデータ化促進と公的機関等が保有する生物資源の機能情報のデータ化について提案を行った。その提案が参考にされ、平成29年5月30日にとりまとめられた「新産業構造ビジョン」において、「バイオとデジタル(AI・BD技術)の融合による機能性物質生産・新産業創出」が Society5.0 実現の鍵となるコネクテッドインダストリーの一つに挙げられた。さらに、平成29年6月9日に公表された「未来投資戦略2017」においても、Society5.0 実現のための戦略分野として「バイオ・マテリアル革命」が挙げられている。当該施策の実行のため、経済産業省の平成30年度概算要求として「スマートセルインダストリーを支える生物資源データプラットフォーム事業」が認められている。また、生物資源データを集約するための横断的データベースシステムについて、要件定義を行った。</p> <p>平成29年4月よりオープン・クローズ タスクフォースを組織し、業務におけるアウトカムのあり方や生物資源の収集提供を通じたバイオ産業への貢献の仕方について検討し業務改善方針としてとりまとめを行った。</p>		
	<p>イ 企業との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開</p>	<p>・微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組支援</p>	<p>イ 微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援</p> <p>企業からの要請、或いは企業等のニーズに基づく大学、研究機関等からの要請に基づき、国際競争力維持・強化、ものづくり基盤、国民生活の安全・安心、経済活動等の促進に寄与する共同事業を実施し、<u>微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組を12件(指標値比171%)支援している。</u></p>	<p>企業や公設試験研究機関等との共同事業等について、12件(指標値比171%)を実施し、指標を達成した。</p>	

発等の取組を支援する。	数(7件)	微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援		
			支援内容	支援先
		1	産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究	企業
		2	企業が不得意とする腸内細菌の培養の協力高付加価値食品原料を生産する複合微生物の作製	企業
		3	産業有用物質を産生する微生物の探索と評価	企業 2 社 公設試験研究機関 大学
		4	機構が単離した微生物を活用した環境浄化技術の社会実装	企業 大学
		5	有害な微生物の情報の共有とその迅速かつ正確な検出技術の開発のための連携食品業界を中心としたバイオテクノロジー分野における協力・連携	特定非営利活動法人
		6	高品質機能製品の製造を念頭においたスマートセルインダストリー支援のための微生物評価に関する共同研究	国立研究開発法人
		7	機構微生物資源の新機能開拓のための評価	国立研究開発法人
		8	放線菌が生産する二次代謝産物の分析	大学
		9	放線菌が生産する二次代謝産物の分析	大学
		10	運動性乳酸菌の選択分離法の開発及び多様性の解析	大学
		11	糸状菌の生産する二次代謝産物からの医薬品シーズの探索及び化学分類学的考察	大学
		12	陸上植物と共生関係にあり、植物の成長を著しく早める菌根菌の培養方法の確立と日本産菌株の整備に関する共同事業	大学
		実施調整中		
1	マイクロバイオーム関連で必要となる薬剤耐性菌、腸内細菌の収集とバンク連携	県立医療機関		
<p>・企業とセレウス菌の迅速同定技術に係る特許共同出願を実施するとともに、プレスリリースや学会等で広く周知・大学と過去の共同事業成果物(機構が単離した微生物)について、社会実装に向けた取扱いを整理し、取組を実施</p> <p>・企業と微細藻類の細胞外多糖の利用に関する特許共同出願を実施。発明の完成に用いた微細藻類をNBRC株として登録・公開した。</p> <p>●微生物遺伝資源が生産する物質の情報収集</p> <p>微生物遺伝資源の利用を促進するために、抗生物質等の生産菌を探索し、生産される物質等の情報を収集している。また、BioJAPANで複数の事業者等に当該情報に関する説明を行ったところ、事業者から当該情報と微生物遺伝資源を利用したいという要望があり、共同事業等を検討している。</p> <p>バイオテクノロジーセンターが保有する放線菌から新規抗生物質生産菌を3株発見</p>				

し、その2株の生産物の化学構造が共同事業によって決定された。

また、RD株の希少放線菌1,501株に対して抗生物質の生産試験を行い、以下の病原菌類の生育を抑制する物質の生産株を見出した(抗メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA):785株、抗大腸菌:116株、抗多剤耐性緑膿菌(MDRP):174株、抗クリプトコッカス:220株、抗アスペルギルス:303株)。

過去プロジェクトにて、取得したが未整理であった5,212株10424サンプル分の抗菌・抗酸化・溶血・チロシナーゼ阻害活性データを整理し、宣伝素材として活用した。RD希少放線菌の結果と合わせてBioJAPAN等で宣伝し、ヒアリングした企業の要望を踏まえ、物質生産株に関する情報開示のあり方について、議論を重ね方向性を決定した。生産された抗生物質等の簡易精製と質量分析により、既知物質か新規候補物質かを判断できるようにした。そして自ら2種類の新規抗生物質を見出している。

工業原料、産業用酵素、エネルギー生産に有用な目的化合物(ゴム原料、ジェット燃料等)の選定を行った上で、機構が保有する微生物資源を対象に、共同研究先が保有する新規代謝経路予測ツールを活用し、ゲノム情報から目的とする酵素反応を有していると思われる微生物600株を選定した。ヘッドスペースGC/MSにより得られる質量分析データをもとに、目的とする化合物が産生されているかを見極め、優良な微生物の選定に取り組んだ結果、化成品等の原料となる高級アルコールやゴム原料を良く生産している63株(13属38種)を見いだした。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

ウ 地域微生物資源を活用した地域産業振興支援

バイオテクノロジーセンターがこれまで蓄積してきた微生物に関する技術や知見を活かし、地方自治体、公設試験研究機関、大学などと連携して、地域資源から分離した微生物や機構が保有する微生物を活用した地域ブランド商品等の創出事業や地域産業振興を2件支援している。また、微生物に関する技術的支援に留まらず、地域微生物資源の保管や権利関係等の製品創出に必要な知識等を地方公共団体等に移転することによって、地方自治体が商標取得を目指すきっかけとなり、地域外企業に対する地域微生物資源の利用促進が行われ、また、機構が地域資源から分離した微生物を使った商品及びサポイン事業支援を行った成果を活用した商品展開が拡充されるなど、地域微生物資源を活用したブランドの産業化を目指している。

○地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援		
	件名	支援内容
1	高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新(サポイン事業)支援	公益財団法人京都高度技術研究所を事業管理機関とする共同体に機構も参画し、平成28年度戦略的基盤技術高度化支援事業に応募し採択された。機構はこの事業において、微生物の分離・同定、遺伝子情報解析技術を活用した事業支援を実施してきており、平成30年度も引き続き実施する。
2	和歌山県工業技術センターとの連携事業	和歌山県の政策により「地域の中小企業が、産廃処理費コストの高騰により開発の緊急性が高いテーマ」の一つとして選定された「微生物による未利用資源の活用技術の開発」事業について、和歌山県工業技術センターと機構が連携し、和歌山県特産である食品由来の未利用資源を、

(【重要度:高】【難易度:高】の業務への取組及び成果)

地域微生物資源を活用したブランド創出事業について、2件を支援し、指標を達成した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

事業計画における業務は、「微生物遺伝資源を活用した商品化等へ向けた技術的支援を行う」であるが、機構がこれまで蓄積してきた微生物に関する技術や知見を活かした技術的支援に留まらず、地域微生物資源の保管や権利関係等の製品創出に必要な知識等を地方公共団体等に移転することによって、地域ブランド創出のモデル化により日本各地で地域の活性化に成功している。

一例としてサポイン事業支援を行った成果を活用した商品が定番化し特に、輸出において出荷額が大幅に増加。さらに、バイオ技術と半導体技術による微生物検査法の開発や和歌山県公設試と連携し、県特産食品由来の未利用資源から油脂等に転換する技術開発を支援している。

地域ブランド創出のモデル化により事業に携わった地域事業者による新ビジネス(地域資源活用醸造OEM)開始やカラー(花卉)栽培若手農業従事者増加など地域産業発展等波及効果が現れている。

		機構の保有する微生物を用いて油脂や燃料へ転換する技術を開発中。和歌山県の食品由来の未利用資源を利用して、増殖し更に油脂生産が確認された微生物を選抜。	
【前年度までの取り組みによる実績】			
1	釜石はまゆりプロジェクト	平成 26 年度に機構の後方支援により開発された、地域の復興シンボルである「はまゆり」から分離された食品に利用可能な酵母(釜石はまゆり酵母)を用いた地ビール等の地域ブランド商品について、関係機関との情報共有及び地方公共団体や公益法人等と他県公設試験研究機関や経済産業局との橋渡しを実施するとともに、ビジネスマッチ東北 2017 に出展し(11/9)、釜石市職員と連携して商品や事業の PR を行う等、「釜石はまゆり酵母」の利用促進とビジネスの発展を支援した。	
2	日本酒の高度化標準製造技術の開発(サポイン事業 H25～H27)支援	機構の微生物に関する技術や知見を活かし、地域関係者などと連携して、経済産業省の中小企業支援制度である「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)」を活用することによるブランド商品の創出事業を支援した。「日本酒の(乳酸菌発酵工程(山廃酒母)の高度化標準製造技術の開発)では、黄桜株式会社、京都市産業技術研究所などと連携し、乳酸菌発酵工程(山廃酒母)を高度化した標準作業手順書の開発に資する菌株の選抜について助言するとともに、機構保有の乳酸菌を提供した結果、地域の醸造メーカーによる日本酒の一般販売の実現に貢献。平成 29 年度には当該乳酸菌を用いた商品展開の拡充がなされた。また、本事業で開発された試薬等を「近畿酒造機関連携による地域資源活用開発 WG」での活用を検討中。	
3	きみつ食の彩りプロジェクト(カラー工房(酵母)事業)	千葉県君津市の「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に基づく交付金(地方創生先行型)」事業である、「きみつ食の彩りプロジェクト(カラー工房(酵母)事業)」を支援。千葉県産業支援技術研究所にて、機構が分離に成功した食品に利用可能な酵母を活用した商品化に向けて機能解析を実施。その後、継続して君津市と千葉県産業支援技術研究所との橋渡しを行った結果、地域の醸造メーカーにより、機構が分離した酵母、地元高校生が作った酒米、及び地元の銘水を用いた日本酒の一般販売の実現に貢献した。また、機構の寄託制度の活用を促し寄託を受けたことで、地域ブランドを支える重要な微生物資源であるカラー由来酵母は、機構から安定した高品質な菌株の分譲が可能となり、地域の醸造メーカーによる日本酒醸造への継続利用、商品拡大(新たに焼酎を商品化)を支えた。さらに千葉県産業技術支援研究所と協力し、千葉県立現代産業科学館での発酵食品に関するイベント(平成 29 年 8 月 12 日～8 月 27 日、10 月 14 日～12 月 3 日)に	

			<p>においてカラー工房(酵母)事業の紹介を兼ねた「カラー由来微生物」の利用促進を図る等、地域ブランド創出を目指す君津市の地域活性化事業を支援した。また、<u>商品化された日本酒の地元飲食店での供給、ふるさと納税返礼品への採用、また酒造会社は新たなサービス(地域資源を活用した日本酒等のOEM生産サービス)の開始、更にそのサービスの事例として、機構との連携事業が紹介され、地域経済の発展を支援した。また、カラーの知名度の向上により、新たなカラー農家就業者の増加及び、日本酒に利用した酒米の作付け申込みが増えるなど、地域が活性化した。(平成 30 年 3 月末現在)。</u></p> <p>●産技連近畿地域部会 WG との連携</p> <p>産技連近畿地域部会の WG(ワーキンググループ)である、「近畿酒造機関連携による地域資源活用開発 WG」に参画(平成 30 年 3 月末現在 本会議 2 回参加)。本 WG は近畿地域の複数の公設試が連携して近畿地域ブランドを確立し、最終的には海外展開向け商品開発を目指した WG であり、WG の各地域の公設試からは、機構が保有する微生物の提供やゲノム情報解析技術等による支援が要請されている。来年度以降、サポイン事業への提案に向けた事業展開を検討した。また地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)に基づく連携支援計画について、兵庫県、産業技術総合研究所、京都市産業技術総合研究所と連携し、支援計画の大臣承認を取得した。平成 30 年度以降にサポイン事業への提案を計画。</p>	
エ	<p>新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題を解決するための技術的支援を行う。なお、国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力に資する微生物遺伝資源に関する情報提供も行う。</p>	<p>・共通課題解決のための技術的支援数(1 件)</p>	<p>エ新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題を解決するための技術的支援</p> <p><u>共通課題解決のための技術的支援について 2 件(指標値比 200%)行った。</u></p> <p>・技術支援1:マイクロバイーム技術支援</p> <p>近年、DNA シーケンスをはじめとする分析技術(メタゲノム解析等)の進歩により、分離や培養を経ずに微生物の種類やその存在比を確認することが可能となっている。一方、腸内細菌等とヒトの疾患には関連があるとされてきたが、メタゲノム解析等を用いて健常人と患者の腸内細菌を比較することで、腸内細菌の多様性の違いが明らかとなり、科学的にも解明されつつある。このような背景のもと、腸内細菌の変化を診断の指標として疾患発症の予兆ををとらえることにより、病気になる前に健康維持・改善の取組を行う「予防医療」の観点から注目が集まっている。並行して、腸内細菌を分析する際に必要となる試薬・装置等当該医療を支える産業の活性化に期待が寄せられている。</p> <p>機構が行った平成 27 年の提言(バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書)においても、健康・医療分野の一つに位置付けられている。バイオセンターにおけるマイクロバイーム産業支援を検討した結果、バイオセンターにおける産業支援は、マイクロバイーム分析のための計測レファレンスとなる微生物カクテル提供業務と、ヒトバイオバンクとの連携によるヒト由来微生物資源の収集と情報提供業務であるとの考えに至った。これを受け、ヒト由来微生物資源の収集と情報提供業務として国立研究開発法人と「長寿とマイクロバイームにかかる情報の提供とバンク連携構築フレイル患者の糞便を対象としたヒト腸内フローラの解析業務」に係る共同事業契約を締結し、日本人</p>	<p>共通課題解決のための技術的支援について 2 件(指標値比 200%)行い、指標を達成した。</p>

高齢者(特にフレイル患者)の腸内マイクロバイオーームに係る菌叢情報を取得し、今後行うヒト由来微生物の分離において参考になる情報を収集した。

また、マイクロバイオーーム産業発展における共通課題解決のための技術支援として、マイクロバイオーーム分析結果に影響を及ぼす様々なバイアスを補正するための計測レファレンスとなる微生物カクテルの提供に向けて、2種類の微生物カクテル(好気性/嫌気性 Mock Standard)について試作品を作製し、マイクロバイオーーム分析の産業利用における活用が見込まれる産業分野(臨床検査、受託分析支援、分析技術開発)や研究・教育用途での活用が見込まれる大学を対象に、仕様改良に向けた評価依頼を通じ、微生物カクテルを提供した。また、微生物カクテルの提供事業を行う際に必要な情報の収集を目的として、試験提供により微生物カクテルの評価を行う共同事業を来年度実施することとし、当該事業の公募に係る準備を行った。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

・技術支援2: MALDI-TOF MS スペクトラ・ライブラリーの構築

機構が保有する微生物株を中心に、MALDI-TOF MS(マトリックス支援レーザー脱離イオン化法・飛行時間質量分析計)を用いた微生物株を識別することができる指紋判定識別法の開発とそのための微生物タンパク質データライブラリー(以下「本ライブラリー」という。)を整備し、平成29年12月に提供を開始した。提供開始にあたっては、NITE講座や業界団体等の講演会、セミナー、展示会等を通じて広く周知を行った。本ライブラリーは既に、食品系企業や公設試など21組織が利用を開始しており、産業界、地方公共団体、学術界における微生物安全の確保と工業製品等の品質管理やその技術開発に利用いただくことで、遺伝資源等の利用による社会的リスクの低減を図りつつ、競争力の高いバイオ産業の育成に資するものである。

技術移転については、バイオセンターへの直接来所いただき情報提供する他に、学会やブース、講演会等で実施した。地方公設試にあつては、現地にて講演活動を実施し、技術移転を進めた。

●国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力

国際評価技術分野ではファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援を実施しており、国内審議委員会やISO(国際標準化会議)TC(技術委員会)281(ファインバブル技術)を通じて、国際標準化プロセスに参画している。ファインバブルは、洗浄、環境浄化、農業等の様々な用途に使用されることから、ファインバブルを活用した殺菌法の開発や標準化に向けた動きがあり、試験に使用する標準菌株について、バイオテクノロジーセンターの知見を提供するため、協力を行った。

韓国から「ファインバブルを用いた殺菌による水質浄化規格案」に関する規格が提案され、試験に用いる2種類の標準菌株として米国の微生物保存機関である American Type Culture Collection(ATCC)の微生物だけが指定されていたことから、国内での安定供給のためNBRC株を含めた同一由来株の追記等の意見出しを求めた。その結果、ファインバブルの業界団体である一般社団法人ファインバブル産業会(FBIA)から日本からの意見として提出され、規格案に反映される見込み。

なお、2種類の標準菌株は機構で保有していなかったことから、1種類について同一由来株を海外の微生物保存機関から取り寄せ、NBRC 113010として登録し、公開予定。もう1種類は、取り寄せる準備中。平成29年12月7日～8日に東京で開催されたISO/TC281国際会議にオブザーバとして参加し、標準菌株の選定等に係る審議を聴講した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

製品開発に用いる微生物の安全性の確認や、製造現場で発生した汚染菌の有害性の特定は、企業の経営リスク低減のための最重要事項であり、問題となる汚染菌の識別には迅速性が求められる。MALDI-TOF MSを用いた微生物識別法が普及しつつあるところだが、比較参照用データが不足していた。機構が保有する豊富な微生物資源と微生物に関する知見を活用し、比較参照用のデータセットの提供を開始。提供後わずか4か月の間に企業、公設試等において21機関がデータセットの利用を開始。メーカーの製造ライン、製品中の汚染菌チェックにおいては、機構からの正確な識別データの提供により、大幅な時間短縮や信頼性向上に繋がっており、産業界に大きく貢献。

【前年度までの取り組みによる実績】

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●新たな分解度試験方法の化審法への導入

化審法では、日本各地 10 か所から集めた汚泥を培養して用いて行う分解度試験方法 (TG301C) が、活性度の低下による試験不成立や、良分解性が予想される物質が分解されないなどの問題があり、事業者から改善が求められてきた。

バイオテクノロジー分野は、これまで蓄積してきた微生物叢解析技術を活用して、平成 26 年度に汚泥の微生物構成に注目した解析方法を経済産業省に提案。微生物の組成データを取得・解析し、家庭排水処理場汚泥が従来法の培養当初の汚泥と細菌構成が類似していることを見いだした。

上記の結果を受けて、化学物質管理分野では、これまで蓄積してきた化審法新規化学物質の審査経験及び知見を活用し、平成 26～27 年度には経済産業省の委託事業 (化学物質安全対策 (化学物質の評価手法に関する調査・検討) の検討会へ委員として参加し、平成 28 年度には、関係省庁や審議会の委員に対し、積極的に家庭排水処理場汚泥を使用した試験法の有用性・妥当性を説明した。その結果、平成 29 年 6 月の 3 省合同審議会で審議され、家庭排水処理場汚泥を用いた分解度試験方法 TG301F が導入されることとなった。同ガイドラインは平成 30 年 3 月に公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行された。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構のバイオテクノロジー分野の微生物叢解析技術を活用した微生物の解析技術と化学物質管理分野の化審法審査の知見を生かして、化審法の分解度試験方法として、TG301F の導入に貢献出来たことは、複数の異なる分野を有する機構ならではの成果である。

TG301F の導入により、試験不成立の問題が解消され再試験 (2～3 か月) が不要となることで、事業者のビジネスの機会が増加すると共に、従来の TG301C での試験不成立回避や良分解と予想されるにもかかわらず難分解判定とされていた化学物質が、良分解性判定になる可能性が高まった。良分解性判定となった場合は、届出者においては、後続の蓄積性試験、人健康影響試験、生態影響試験が免除され、当該試験コストの削減及び試験期間が短縮されることとなり、産業界の審査にかかる負担の軽減が見込まれる。良分解判定となった場合、1 物質あたり 2,800 万円 (蓄積性試験コスト約 1000 万円、試験期間約半年、人健康影響試験コスト約 1,300 万円、試験期間約 1 年、生態影響試験コスト約 500 万円、試験期間半年。年間 10 件として 2 億 8000 万円) の削減が見込まれる。

オ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

・生物遺伝資源のバックアップ保存数 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施) (参考) 平成 26 年度実績 245 株、平成 27 年度実績 1,974 株 (平成 26 年度から実施)

オ 微生物遺伝資源のバックアップ保存

地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため実施している微生物遺伝資源のバックアップ保存に係る業務において、前年度から 29 件、3,998 株 (うち 10 件は液体窒素タンクによる保管) のバックアップを受入れ、合計 99 件 6,982 株を保管するとともに、3 件 3 台の機器単位でのバックアップを行った。また、問合せや依頼に対しても、速やかに対応し、当該業務を確実に実施した。平成 29 年度は、バックアップ保管しているサンプルをユーザーが追加、引出しする際に行う本人確認等の手順をまとめ、効率的な業務実施体制を強化した。

	平成 29 年度	平成 28 年度
生物遺伝資源バックアップ実績		
件数	99 件	70 件
株数	6,982 株	2,984 株
本数	10,557 本	5,582 本
機器単位でのバックアップ実績		
件数	3 件	0 件
台数	3 台	0 台

また、バックアップサービスの利用促進を図るため、展示会や学会等において周知活動を行った。

事業者等訪問数	105 機関
---------	--------

生物遺伝資源のバックアップをユーザーからの依頼に基づき全数を実施し、指標を達成した。

カ 微生物の培養や保存などの取

・問合せ対応件数 (電話、メール)

カ 専門的な知識を必要とする問合せへの対応

国内外の事業者や研究開発機関などからの幅広い問合せに対し、電話やメールなど 1,519 件対応した。

国内外の事業者や研究開発機関などからの幅広い問合せに対し、電話やメールなど全件 (1,519 件) 対応した。
なお、平成 28 年度までの問合せ対応件数は、微生物遺伝資源の取扱い等高度

	<p>扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法など、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。</p>	<p>等で相談を受けた全数を実施)</p>	<p>(問い合わせ事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用目的に適した菌株の選択に関する問い合わせ。 ・保存状態から復元する方法、培地の作成方法に関する培養方法に関する問い合わせ ・培養中の生育具合、色、形態など菌株の性状に関する問い合わせ。 ・日本工業規格(JIS)や日本薬局方などの公的試験方法にある品質管理のための試験に関する問い合わせ ・公定試験方法以外の自社内検査(食品等の加熱殺菌、機器の滅菌、汚染菌検出等)に適した菌株に関する問い合わせ ・微生物の学名変更があった場合の経緯、権利関係等に関する問い合わせ ・汚染物質分解菌のバイオレメディエーション指針への適合確認についての問い合わせ ・微生物カクテルの提供、マイクロバイオーーム分野に関する問い合わせ ・菌株の毒素産生性の確認に関する問い合わせ ・MALDI-TOF MSを用いた糸状菌の同定方法についての問い合わせ ・微生物を用いた自己修復コンクリートの安全性評価に関する問い合わせ ・微生物株の遺伝子の上流・下流領域配列をDOGANで取得する方法についての問い合わせ <p>また、機構で行っている微生物取り扱い技術を自社で導入する等の目的のため、微生物や機器等の取り扱い手順等について、16件の個別相談、見学等を受け入れた。</p> <p>その他、経済産業省によるバイオレメディエーション指針の課題調査に関する企業ヒアリングへの協力を行った。</p>	<p>な問合せ対応に限定した件数を掲載していたが、平成29年度からは、NBRC提供サービスに係るもの、微生物の権利関係に係るもの、微生物に係る全ての問合せ対応件数を掲載することとしたため、平成28年度に比べて10倍以上の件数となっている。</p>	
<p>(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p>	<p>(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。なお、この際、事業者や産業</p>		<p>(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動</p>	<p>産業界における利用促進のための人材育成、普及啓発について、以下のとおり講習会や小中高校生向けの普及啓発活動、業務活動成果の積極的な発信を実施した。</p>	

	<p>界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>具体的には以下を実施する。</p>																
	<p>ア 実習を伴う講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p>	<p>・生物遺伝資源の利用促進に資する講習会や小中高校生とその保護者等向けの普及啓発活動の実施（3件）</p>	<p>ア 産業界における利用促進のための人材育成</p> <p>微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等を4件実施（指標値比133%）。その際、小中高校生とその保護者等向けに「かずさの森微生物教室」や千葉県現代産業科学館の企画展へ出展（平成29年10月14日～12月3日）、講師派遣（ミュージアムトーク）、展示協力等を実施した。</p> <p>NBRC株のユーザー拡大、NBRC株の利用促進を図るため、微生物の取り扱い方法についての情報を発信する微生物実験講習会を平成29年11月10日、17日に開催した。</p> <table border="1" data-bbox="652 919 1656 1255"> <tr> <td colspan="2">微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催件数</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内 訳</td> <td>NITE 講座「アクセスと利益配分に関するABS指針への対応とABS指針第5章に規定された書類発給について」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NITE 講座「NBRC セミナー 微生物産業イノベーション～国内外の動向と識別技術の最先端～」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>かずさの森微生物教室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NBRC 微生物実験講習会</td> <td></td> </tr> </table> <p>また、利用者拡大に向けて、大学や企業セミナー等への講師派遣を5件実施した。</p>	微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催件数		4件	内 訳	NITE 講座「アクセスと利益配分に関するABS指針への対応とABS指針第5章に規定された書類発給について」		NITE 講座「NBRC セミナー 微生物産業イノベーション～国内外の動向と識別技術の最先端～」		かずさの森微生物教室		NBRC 微生物実験講習会		<p>微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会や小中高校生向けの普及啓発活動を4件（指標値比133%）実施、指標を達成した。</p>	
微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催件数		4件															
内 訳	NITE 講座「アクセスと利益配分に関するABS指針への対応とABS指針第5章に規定された書類発給について」																
	NITE 講座「NBRC セミナー 微生物産業イノベーション～国内外の動向と識別技術の最先端～」																
	かずさの森微生物教室																
	NBRC 微生物実験講習会																
	<p>イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。</p>	<p>・業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数（10件）（参考）内訳 6件（メールマガジンの発行）、4件（展示会・学会等の出展）</p>	<p>イ 業務活動成果の積極的な発信</p> <p>平成29年9月19日に開催された北里大学大学院感染制御科学府講演会「第72回KMCフロンティアセミナー」において、機構で実施している微生物の保存技術や、社会問題となったカエルツボカビ菌等が属する鞭毛菌類（機構はカエルツボカビ菌分離培養等検討業務（平成19～21年、環境省事業）の実施や、カエルツボカビ実態把握検討会委員に就任（平成19年11月27日、環境省主催）し、社会問題の解決の貢献）について講演し、平成27年ノーベル生理学・医学賞を受賞された大村智北里大学特別栄誉教授をはじめとした北里大学北里生命科学研究所の研究者や学生に対して機構の業務成果や微生物に関する専門的な知識を積極的に情報発信し、認知度向上と成果普及を行うことができた。</p> <p>医薬品、農薬、酵素等の生産に利用され、産業有用微生物として知られる放線菌のうち、これまで選択分離が困難で多様性の解明が遅れていた非菌糸状放線菌（アクチノバクテリア）の選択分離手法を開発し、数多くの新属新種を発見・提唱したことで、アクチノバクテリアの生態学的多様性の解明と分類学の発展に寄与したことが高く評価さ</p>	<p>業務活動の成果を発信する情報提供を11件実施し、指標を達成した。</p>													

れ、職員が国際微生物保存機関連盟(WFCC: World Federation for Culture Collection) Skerman Award for Microbial Taxonomy(微生物分類学に貢献した40歳以下の若手研究者に贈られる賞)を受賞した。

また、日本国内やアジア諸国において自然環境由来の放線菌の新属新種を多数報告し、既存の放線菌についての再分類等を通じて長年にわたりNBRCの放線菌リソースの充実化に努めてきたことが高く評価され、職員が日本放線菌学会大村賞(学会賞)を受賞した。

揮発性有機化合物(VOCs)により汚染された地下水の浄化技術として、有用微生物の導入による浄化手法の技術開発とその評価方法を構築したことで、従来手法に比べて、効果、安全性、コストに優れた技術開発であり、その安全性の検証方法や社会実装へむけた方向性も示したことが高く評価され、バイオセンターが産業総合技術研究所、長岡科学技術大学、大成建設らと共に日本土木学会環境賞を受賞した。

細菌分類学の教科書として著名なBergey's Manualの「Halobium属」の項について、原稿執筆依頼を受け、執筆した。

最新の知見に基づく情報を提供するため、ホームページを更新した。また、新たに分譲を開始した微生物遺伝資源の情報を提供するため、ホームページを、NBRC株6回、RD株3回更新した。

平成28年度作成に協力した音楽家やくしまるえつこ氏の遺伝子組換え微生物を用いた芸術作品「私は人類」がイノベーション促進のために欧州委員会により設置された国際賞STARTS PRIZEのグランプリを受賞したことが平成29年5月9日に発表された。本件は、やくしまる氏が音楽とバイオの融合について機構に相談に来所し、経済産業省生物化学産業課と共に技術的なアドバイスを行い、楽曲をDNAに組み込んだ微生物の作成というこれまでに例のない作品の創出に貢献した。

国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立大学法人京都大学、国立大学法人北海道大学、機構の4者で行われた生命誕生に迫る始原的代謝系の発見に係る研究成果が、米国科学誌「SCIENCE」に掲載され、4者連名でプレスリリースを行った。

富山県内で医薬品や健康食品などの製造・開発に関わる若手技術者・研究者を主な対象とした、バイオテクノロジー最前線をメインテーマとしたセミナーで「微生物資源の産業利用」について、微生物コレクションの役割や活動について、微生物の産業応用例も含めて解説した。

平成29年度静岡県バイオテクノロジー研究会特別講演会で「ゲノムマイニングによる二次代謝産物の探索」について講演し、NBRCの業務も紹介した。

プレスリリース	7件
外部刊行物への掲載件数	31件
テレビ放映等件数	2件
メールマガジン	
配信数	6回
受信者数	1,610名 (28年度末より約88名増)
学会発表件数	7件
展示会等へのブース出展	4件

			また、これまで TV・雑誌等のメディア、教育機関、企業等から微生物を紹介する目的で写真素材の提供を要望されることが多かったため、産業化されており、国民になじみの深い24種の微生物を中心に、これまで機構で取得した微生物画像をホームページから提供開始した。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-4 基準認証	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 工業標準化法 計量法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度	【重要度、難易度:高】 3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット(アウトカム)情報								② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
JNLA 登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均70件	—	—	登録・更新の実施件数37件(全件実施)	更新42件、新規登録15件	登録・更新審査の実施件数87件(全件実施)、うち登録(18件)、更新(69件)	予算額(千円)	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,331,396	1,016,537	1,111,222
JNLA 立入検査及び試買検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均7件(立入検査)	—	—	11件(全件実施)	立入検査21件(全件実施)、試買検査5件	立入検査12件(全件実施)、試買検査7件(全件実施)	決算額(千円)	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,316,462	1,027,895	1,184,723
国際相互承認に対応した試験所の認定審査及び定期検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均27件(定期検査)、認定審査は(1)の内数に含まれる	—	—	57件(全件実施)うち試験所認定(8件)、定期検査(49件)	27件	14件(全件実施)	経常費用(千円)	964,238	1,173,676	1,038,500	1,029,853	1,102,190
JCSS 登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均112件	—	—	登録・更新の実施件数122件(全件実施)	更新73件、新規登録5件	登録・更新審査の実施件数136件(全件実施)、うち登	経常利益(千円)	1,938	▲3,739	▲15,228	25,390	▲3,527

							録(36件)、 更新(100 件)							
JCSS 立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	— (該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	行政サービス実 施コスト(千円)	—	—	921,054	951,164	977,462	
MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数	全件実施	(参考)過去 3年平均 32件(認定・ 更新審 査)、32件 (フォローア ップ調査)	—	—	認定・更新 の実施件 数15件 (全件実施)	更新7件、 フォローア ップ63件	更新審査 64件(全件 実施)、フォ ローアップ 調査7件 (全件実施)	従事人員数	407の内数	422の内数	63	63	61	
MLAP 立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	— (該当なし)	(該当なし)	(該当なし)							
国際相互承認に対応した 校正事業者の認定審査 及び定期検査の実施件数	全件実施	(参考)過去 3年平均 61件(定期 検査)、認 定審査は(1) の内数に含 まれる	—	—	89件 (全件実施) うち校正事 業者認定 (25件)、定 期検査(64 件)	67件	62件(全件 実施)							
ASNITE 認定審査及び定 期検査の実施件数	全件実施	(参考)過去 3年平均 26件(認定 審査)、57 件(定期検 査)	—	—	定期検査 (59件)、臨 時検査(1 件)、認定 の審査(9 件)	定期検査 64件、新規 認定1件	認定審査 14件(全件 実施)、定 期検査55 件(全件実 施)							
各法律に基づく認証機 関、適合性評価機関及 び検査機関の調査及び 立入検査の実施件数並 びにJIS 試買検査の実施 件数	全件実施	(参考)過去 3年平均 18件(調 査)、1件 (立入検 査)、7件 (JIS 試買 検査)	—	—	44件 (全件実施) うち調査(30 件)、立入 検査(2 件)、試買 検査(12件)	24件 (全件実施) うち調査(13 件)、立入 検査(0 件)、試買 検査(11件)	23件 (全件実施) うち調査(16 件)、立入 検査(1 件)、試買 検査(6件)							

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅱ－４．適合性認定分野	Ⅱ－４．適合性認定分野		<p>経済産業省による基準認証政策の下、工業標準化法及び計量法に基づく試験機関、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。</p> <p>また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。</p> <p>さらに、政策的・社会的な必要性の高い新たな技術や製品等に係る認定制度について、適時適確な基盤の構築による産業活動の促進を目指した対応を行い、我が国産業の競争力確保に貢献する。</p> <p>なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点も含め、新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。また、機構による認定分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。</p>	<p>全体評価:A</p> <p>指標を含め事業計画の初期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○鉄道インフラの製品認証機関の認定</p> <p>機構が平成 24 年度に認定した独立行政法人交通安全環境研究所(現 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所)(以下「交通安全環境研究所」)の認証を受けた国内メーカーの無線式信号システムが、平成 29 年 5 月、インドのアーメダバードの都市鉄道で受注を獲得(約 50 億円)したことは、人口が急増し、今後高い経済成長が見込まれるインドで拡大する鉄道需要を取り込み、国内産業の海外展開の促進に具体的に貢献。</p> <p>さらに、機構が、すべての鉄道製品を適用範囲とする RAMS 規格を対象として交通安全環境研究所を認定することで、国内メーカーは様々な鉄道製品について国際水準の認証を交通安全環境研究所から取得することが可能となり、国際水準の認証取得に要するコストや時間を大幅に軽減できるとともに、認証された鉄道インフラの信頼性が国際的にさらに高まり、海外市場において高い競争力を確保し、世界の鉄道市場(平成 32 年には約 24 兆円/年の予測)への展開の促進に貢献。(参考:平成 28 年度国内市場約 4,800 億円)</p> <p>○大型パワーコンディショナ(PCS)の試験所認定</p> <p>機構が新たに認定した大型パワーコンディショナ(PCS)に関する国内の ASNITE 認定試験所(一般財団法人電気安全環境研究所)で実施した電力安定性試験結果を、国内の大型 PCS メーカーが実際に活用してタイ市場への参入に必須となる現地の認証取得を迅速に実現し、タイの地域電力公社(PEA)の大型 PCS 型式承認リストに登録されたことは、海外での試験に係るコスト(海外輸送費用等)や負担を削減し、大型 PCS の大きな市場(※)として期待されるタイへの展開に具体的に貢献。</p> <p>※タイ政府による平成 33 年までの太陽光発電の導入目標 3 GW(大型 PCS の市場規模として 450 億円程度)</p> <p>(参考)平成 32 年に向けて見込まれる世界の太陽光発電向け PCS 市場 40 GW/年程度のうち大型 PCS 市場 20 GW/年程度(3,000 億円/年程度)</p> <p>(参考)平成 28 年度の太陽光発電向け大型 PCS の国内市場 3.2GW 程度(475 億円程度)</p> <p>○医療用ウィッグの皮膚への安全性を評価する試験所登録と民間認証制度への活用</p> <p>機構が新たに認定した医療用ウィッグの JNLA 登録試験所(フェースサーベイ株式会社)で実施したパッチテストの試験結果を、日本毛髪工業協同組合が運営する医療用ウィッグの製品認証(M.Wig マーク)制度において実際に活用を開始したことで、認証製品の信頼性がさらに高まり、消費者や医療従事者の医療用ウィッグに対する認知度の向上と安全安心な製品の選択を助け、女性がん患者の生活の質の改善に大きく貢</p>

				<p>献。</p> <p>(参考)医療用ウィッグとしてM.Wig マークの認証を受けたかつらメーカーなどの数は、16社(平成28年度)から26社(平成29年度)へと拡大し、うち既に2社の新たな素材を用いた製品の認証にJNLA登録試験所(フェースサーベイ株式会社)の試験結果が活用されており、今後、全26社の新たな素材を用いた製品に順次JNLA登録試験所の試験結果が活用される。</p> <p>(参考)医療用ウィッグの購入費助成制度をもつ自治体数は、数自治体(平成25年度)、28自治体(平成28年度)から47自治体(平成29年度)へと拡大</p> <p>(参考)医療用ウィッグの国内市場90億円程度(毛髪関連市場の国内シェア約7割を占める日本毛髪工業協同組合内での医療用ウィッグの売上高比率を基にした推計)</p> <p>○認定機関及び試験所・校正機関に関する国際規格の改正への対応</p> <p>サプライチェーン間での品質管理の証明などものづくりに重要な影響を及ぼすISO/IEC 17011及びISO/IEC 17025の改正作業に係る国際会議であるISO CASCO WG42及びWG44に、機構の職員2名が日本代表としてそれぞれ参加し、国内対応委員会WGで取りまとめた我が国の意見を適切に反映すべく、国際会議の議論の積極的な牽引に努めた結果、両国際規格が平成29年11月に発行され、さらに、国内においてはこれら両国際規格に対応したJIS規格改正原案の作成作業を主導し、その解説作成作業を一手に引き受けてまとめ上げたことは、今後の認定・認証制度の国内外での普及及びものづくりなどでのさらなる活用に貢献。</p> <p>(参考)・ILAC MRAに参加する認定機関から認定されている世界の試験所・校正機関の数は約60,000で年々増加。</p> <p>・ILAC MRA、IAF/MLAに参加している世界の認定機関の数は約170で年々増加。</p>
<p>1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施</p>	<p>1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施</p>	<p>・JNLA登録・更新審査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均70件</p>	<p>1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等</p> <p>(1) 試験事業者の登録・更新</p> <p>JNLAは、工業標準化法(以下「JIS法」)で定められている制度。機構は、JIS法に基づき国に代わり、JIS規格による試験を行う試験所が適切に実施しているかを、国際規格ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づいて審査し、登録を実施。JNLA登録された試験所は、適切に製品の性能試験を行い、その製品の性能試験結果をより信頼あるものとしている。なお、JNLA登録試験所は4年ごとに更新が必要である。</p> <p>平成29年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JNLA登録業務を実施した。6件の新規登録申請、10件の追加登録申請、98件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件(追加登録申請含む)に対して速やかに審査チームを編成し、18件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、69件の登録更新審査を実施した。その結果、19件の新規登録(追加登録含む)、47件の登録更新を行った。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委</p>	<p>JNLA試験所の登録審査は18件(全件)、更新審査は69件(全件)を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、土木・建築分野など登録のある全12分野で計117,035件(平成28年度と平成29年度の2年間の移動平均)のJNLA試験証明書が、製品の品質の裏付け等に活用されている中で、JNLA登録試験所の信頼性維持・拡大に貢献した。</p> <p>(参考)JNLA試験証明書の発行件数計112,158件(平成27年度と平成28年度の2年間の移動平均)</p>

する。

する。

員会を10回開催し、評定委員会審議要否検討会(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)を10回開催した。

また、JNLA登録試験所の組織や設備等に関する変更届出書221件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について現地確認等を実施して適切に処理した。

以上の実績を、下表にまとめる。

JNLA 業務	実績※
新規登録審査数(追加登録審査含む)	18
登録更新審査数	69
新規登録数(追加登録含む)	19
登録更新数	47
評定委員会開催数	10
評定委員会審議要否検討会開催数	10
変更届出書処理数	221

※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、平成29年度に実施した審査案件の中には、登録が平成30年度になる案件も含まれている。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●医療用ウィッグの皮膚への安全性を評価する試験所登録と民間認証制度への活用

女性ががん患者の抗がん剤投与などの副作用による脱毛に対するウィッグである「医療用ウィッグ」の市場がインターネット販売を含めて拡大する中、製造工程で使用するホルムアルデヒドの残留による皮膚の炎症など一部の問題ある製品から消費者を保護し、健全な市場を確保することを目的に国が平成27年度に制定した「医療用ウィッグ」の品質規格 JIS S 9623(医療用ウィッグ及び附属品 一般仕様)に基づき、機構は、皮膚への安全性を評価する重要な試験項目であるパッチテスト(閉塞法皮膚貼付試験)の JNLA 試験所登録制度を平成28年度に構築し、試験所からの登録申請を受け付けて審査を開始し、平成29年度は第一号となる試験所(フェースサーベイ株式会社)を平成29年6月21日に登録した。

日本毛髪工業協同組合は、JIS S 9623 の制定に伴い、平成27年度から安全・安心な「医療用ウィッグ」の民間認証マーク(M.Wig マーク)制度を運営しており、これまでは JNLA 登録を受けていない試験所が実施したパッチテストの試験結果を活用して製品を認証していた。しかし、パッチテストの試験所が初めて JNLA 登録され、さらに機構から JNLA 制度の活用を積極的に働きかけた結果、同協同組合は JNLA 登録試験所の信頼性の高い試験結果を活用することを M.Wig マーク制度において必須とした。

これにより、今後民間認証制度による M.Wig マークが付与される「医療用ウィッグ」は、全て JNLA 登録試験所による信頼性の高いパッチテストの試験結果が活用されることとなり、民間認証制度の信頼性をさらに高め、消費者や医療従事者による安全安心な製品の選択を助け、女性ががん患者の生活の質を高めることに具体的に貢献するものである。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構が新たに認定した医療用ウィッグの JNLA 登録試験所(フェースサーベイ株式会社)で実施したパッチテストの試験結果を、日本毛髪工業協同組合が運営する医療用ウィッグの製品認証(M.Wig マーク)制度において実際に活用を開始したことで、認証製品の信頼性がさらに高まり、消費者や医療従事者の医療用ウィッグに対する認知度の向上と安全安心な製品の選択を助け、女性ががん患者の生活の質の改善に大きく貢献。

(参考)医療用ウィッグとして M.Wig マークの認証を受けたかつらメーカーなどの数は、16社(平成28年度)から26社(平成29年度)へと拡大し、うち既に2社の新たな素材を用いた製品の認証に JNLA 登録試験所(フェースサーベイ株式会社)の試験結果が活用されており、今後、全26社の新たな素材を用いた製品に順次 JNLA 登録試験所の試験結果が活用される。

(参考)医療用ウィッグの購入費助成制度をもつ自治体数は、数自治体(平成25年度)、28自治体(平成28年度)から47自治体(平成29年度)へと拡大

(参考)医療用ウィッグの国内市場90億円程度(毛髪関連市場の国内シェア約7割を占める日本毛髪工業協同組合内での医療用ウィッグの売上高比率を基にした推計)

			<p>●JNLA 登録試験所の登録結果の官報及び機構ホームページへの掲載</p> <p>JNLA 登録試験所の登録等の結果は、機構ホームページに登録当日に掲載するとともに、迅速に官報掲載した。</p> <p>●JNLA 制度の適正執行のための説明会開催</p> <p>平成 29 年度は、登録基準である ISO/IEC17025 が平成 29 年 11 月に改正されたことから、JNLA、JCSS、ASNITE 合同で、改正に関する説明会を開催した(東京 2 回(平成 30 年 1 月 16 日、1 月 23 日)、名古屋 1 回(平成 30 年 1 月 10 日)、大阪 1 回(平成 30 年 1 月 31 日)、九州 1 回(平成 30 年 1 月 19 日)の計 5 回)。</p> <p>●JNLA 関係規程の見直し</p> <p>平成 29 年度は、合計 5 規程文書の見直しを行うと共に、新たに 2 文書の制定を行った。これらの関係規程の制定・改正内容は、パブコメを行うと共にホームページで公開した。</p>	
<p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査等</p> <p>JNLA 登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング (JNLA 試買検査) を的確に実施する。</p>	<p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査等</p> <p>JNLA 登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング (JNLA 試買検査) を的確に実施する。</p>	<p>・JNLA 立入検査及び試買検査の実施件数(全件実施)</p> <p>(参考) 過去 3 年平均 7 件(立入検査)</p>	<p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査等</p> <p>JNLA 登録試験所に対して、試験所移転に伴う施設・設備の要求事項への確認及び更新審査等で指摘した不適合事項に対する是正状況の確認のために立入検査 7 件、無通告の立入検査 5 件の計 12 件(全件)の立入検査を的確に実施した。</p> <p>平成 29 年度は、JNLA 登録試験所の試験結果の信頼性を今後とも確実なものとするため、問題発生を未然に防止する取組として、「JNLA 試験結果が活用されている製品の試買検査による、JNLA 試験結果の活用状況の適切性の確認」と、「JNLA 登録試験所への無通告の立入検査による、試験記録及び試験証明書の適正性の確認」とを必要に応じて組み合わせて実施した。</p> <p>具体的には、コンクリート骨材(4 特性)及び LED 電球(3 特性)に対して試買検査を実施すると共に、骨材については前述のとおり無通告立入検査を JNLA 登録試験所 5 者に対して実施した。その結果、試買検査の対象となった各特性の JNLA 試験を実施した JNLA 登録試験所 12 者(コンクリート骨材 8 者、LED 電球 4 者)に問題は認められず、5 件の無通告立入検査では問題がなかったことを確認した。</p> <p>これらの取組により、JNLA 登録試験所の登録後の運用状況を多面的に確認し、JNLA 制度の信頼性を今後とも確実なものとすることに貢献した。また、これらの取組により、JNLA 登録試験所自身の法令等遵守の意識向上と、不適切な運用等の自主的改善の促進に寄与するものである。</p>	<p>JNLA 登録試験所の立入検査は 12 件(全件)を迅速かつ的確に実施して指標を達成。</p> <p>JNLA 試買検査は、コンクリート骨材(4 特性)及び LED 電球(3 特性)の計 7 特性(件)(全件)を的確に実施して指標を達成。</p>
<p>(3) 登録区分の改正原案の作成</p> <p>経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した JNLA 登録</p>	<p>(3) 登録区分の改正原案の作成</p> <p>経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した JNLA 登録</p>		<p>(3) 登録区分の改正原案の作成</p> <p>JNLA 登録の対象となる JIS 試験方法の区分(JNLA の試験所登録は、JIS 試験方法ごとに実施)は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。</p> <p>機構は、平成 29 年度の告示改正を支援するため、平成 29 年 9 月 1 日に告示改正案を作成し、経済産業省に提出した(平成 30 年 3 月 12 日付告示改正に反映)。なお、今後、新たな JIS 試験方法による JNLA 登録ニーズに対してはその都度告示改正で迅速に対応する。</p> <p>また、告示改正は不要であるものの、規格改正等に伴う項目番号の加除訂正を迅速かつ適確に行うため、JNLA 試験方法区分一覧(JNRP32S10)を平成 29 年度は 6 回(平</p>	

<p>区分の改正原案の作成を行う。</p>	<p>区分の改正原案の作成を行う。</p>		<p>成 29 年 4 月 4 日、5 月 26 日、7 月 26 日、9 月 27 日、11 月 17 日、平成 30 年 3 月 28 日)改正した。</p> <p>これにより、ユーザーが依頼先の登録試験所を探すときなどに、JIS 項目番号の最新情報による検索が可能となり、ユーザーサービスの利便性向上に貢献すると共に、告示改正を要しない新たな JNLA 登録ニーズへの迅速な対応を実現した。</p>									
<p>(4) 国際相互承認に対応した試験所の認定等の実施</p> <p>国際相互承認に対応した試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>(4) 国際相互承認に対応した試験所の認定等の実施</p> <p>国際相互承認に対応した試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>・国際相互承認に対応した試験所の認定審査及び定期検査の実施件数(全件実施)(参考)過去 3 年平均 27 件(定期検査)、認定審査は(1)の内数に含まれる</p>	<p>(4) 国際相互承認に対応した試験所の認定等の実施</p> <p>国際相互承認(MRA 制度)とは、ILAC(国際試験所認定協力機構)等に加盟している認定機関(国際相互承認の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した試験所(MRA 試験所)の試験結果について、同等とみなして相互に受け入れるという制度である。</p> <p>機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認の地位を獲得して、MRA 試験所の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 試験所の輸出品の試験結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再試験省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。</p> <p>●国際相互承認に基づく試験所認定及び定期検査の実施</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に定期検査を実施し、さらに ISO/IEC17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した外部機関の運営する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は平成 29 年度、1.(1)の JNLA 登録に加え、試験所の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査し、7 件の認定を、また、MRA 試験所からの申請に応じて 14 件の定期検査を、迅速かつ的確に実施した。</p> <p>●認定した試験所の機構ホームページへの掲載</p> <p>国際相互承認に基づき認定した MRA 試験所に関する情報は、日本語及び英語で機構ホームページに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に定期検査を実施し、さらに ISO/IEC17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JNLA 事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は、外部機関が運営している技能試験の結果を MRA 試験所の認定に活用している。MRA 認定を希望する試験所が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を 4 カ年計画として公表している。平成 29 年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があった MRA 試験所については、是正処置の妥当性を確認して認定している。</p> <table border="1" data-bbox="676 1829 1647 1957"> <thead> <tr> <th>JNLA</th> <th>試験区分</th> <th>外部機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">MRA 認定で活用して</td> <td>コンクリート・セメント等無機系材料強度試験</td> <td>一般財団法人</td> </tr> <tr> <td>石灰・セメント・ガラス化学分析試験</td> <td>建材試験センター</td> </tr> </tbody> </table>	JNLA	試験区分	外部機関名	MRA 認定で活用して	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	一般財団法人	石灰・セメント・ガラス化学分析試験	建材試験センター	<p>国際相互承認に基づく試験所の認定審査及び 14 件(全件)の定期検査を迅速かつ的確に実施して指標を達成。</p>
JNLA	試験区分	外部機関名										
MRA 認定で活用して	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	一般財団法人										
	石灰・セメント・ガラス化学分析試験	建材試験センター										

			<table border="1"> <tr> <td rowspan="8">いる技能試験</td> <td>高分子引張試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>抗菌性試験</td> <td>一般社団法人 抗菌製品技術協議会</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド放散性試験(デシケータ法)</td> <td>一般財団法人</td> </tr> <tr> <td>吸光光度分析</td> <td>日本繊維製品品質技術センター</td> </tr> <tr> <td>有害物質試験(ホルムアルデヒド)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電球型 LED ランプ測光試験</td> <td rowspan="4">一般社団法人 日本照明工業会</td> </tr> <tr> <td>直管型 LED ランプ測光試験</td> </tr> <tr> <td>光生物学的安全性試験</td> </tr> <tr> <td>照明器具測光試験</td> </tr> </table>	いる技能試験	高分子引張試験		抗菌性試験	一般社団法人 抗菌製品技術協議会	ホルムアルデヒド放散性試験(デシケータ法)	一般財団法人	吸光光度分析	日本繊維製品品質技術センター	有害物質試験(ホルムアルデヒド)		電球型 LED ランプ測光試験	一般社団法人 日本照明工業会	直管型 LED ランプ測光試験	光生物学的安全性試験	照明器具測光試験	
いる技能試験	高分子引張試験																			
	抗菌性試験	一般社団法人 抗菌製品技術協議会																		
	ホルムアルデヒド放散性試験(デシケータ法)	一般財団法人																		
	吸光光度分析	日本繊維製品品質技術センター																		
	有害物質試験(ホルムアルデヒド)																			
	電球型 LED ランプ測光試験	一般社団法人 日本照明工業会																		
	直管型 LED ランプ測光試験																			
	光生物学的安全性試験																			
照明器具測光試験																				
<p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>(1) 校正事業者の登録・更新</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)における校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>(1) 校正事業者の登録・更新</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)における校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>・JCSS 登録・更新審査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均112件</p>	<p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>(1) 校正事業者の登録・更新</p> <p>JCSS は、計量法で定められている制度。機構は、計量法に基づき国に代わり、電子式非自動はかりや電圧測定装置などの計測器を校正している校正事業者について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準(計量計測の確かさを示す最上位のもので、例えばキログラム原器、ジョセフソン効果電圧測定装置など)を基準として、その校正事業者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づいて審査し、登録を実施。JCSS 登録された校正事業者(JCSS 校正事業者)は、製造現場等の計測器の適正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所で使用される計測器の計量計測をより信頼あるものとしている。なお、JCSS 校正事業者は4年ごとに更新が必要である。</p> <p>平成29年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JCSS 登録業務を実施した。10件の新規登録申請、30件の追加登録申請、103件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件(追加登録申請含む)に対して速やかに審査チームを編成し、36件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、100件の登録更新審査を実施した。その結果、31件の新規登録(追加登録含む)、91件の登録更新を行った。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を9回開催し、評定委員会審議要否検討会(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)を18回開催した。</p> <p>また、JCSS 校正事業者が登録した組織や職員、設備の変更届出書390件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について技術的な確認を行う等して適切に処理した。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめる。</p>	<p>JCSS 校正事業者の登録審査は36件(全件)、更新審査は100件(全件)を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、濃度、質量、長さ区分など登録のある全22区分のうち濃度区分を除く21区分で計166,992件(平成28年度と平成29年度の2年間の移動平均)、濃度区分の1区分で計365,838件(同)のJCSS 校正証明書が、ものづくりにおけるサプライチェーン間での品質管理の証明等に活用されている中で、JCSS 校正事業者の信頼性維持、ビジネス拡大に貢献した。</p> <p>(参考)濃度区分を除く21区分のJCSS 校正証明書の発行件数計156,135件(平成27年度と平成28年度の2年間の移動平均)、濃度区分の1区分のJCSS 校正証明書の発行件数計358,800件(同)</p>																

JCSS 業務	実績※
新規登録審査数(追加登録審査含む)	36
登録更新審査数	100
新規登録数(追加登録含む)	31
登録更新数	91
評定委員会開催数	9
評定委員会審議要否検討会開催数	18
変更届出書処理数	390

※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、平成 29 年度に実施した審査案件の中には、登録が平成 30 年度になる案件も含まれている。

平成 29 年度は、新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げと、平成 28 年度以前にニーズを先取りして立ち上げていた登録対象サービスへの校正事業者の新規登録等を実施した。具体的には以下の取組を行った。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●ループアンテナの校正事業者の登録・認定

機構は、高周波領域のループアンテナ校正の社会的ニーズに対して、平成 27 年度に製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) 校正として校正事業者を迅速に認定した一方、同年度中に計量行政審議会での審議の結果計量法に基づく計量標準供給体制が整備され JCSS 校正も可能となったことを受けて、規程の改正を行い、平成 28 年度に当該校正事業者から JCSS 登録申請を受け付けて審査を実施し、平成 29 年 6 月 29 日に JCSS 登録した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●微小質量(サブミリグラム領域)の校正事業者の登録・認定

機構は、製薬業界等の微量測定ニーズに対応するため校正事業者から要望のあった微小質量の分銅 (0.1 mg ~ 0.5 mg) の JCSS 校正について、平成 27 年度から質量分野の技術分科会で検討を行い、平成 28 年度に技術的要求事項適用指針を改正して審査体制を整え、平成 29 年度は校正事業者からの登録申請を受け付けて審査を実施し、平成 29 年 12 月 21 日に JCSS 登録した。

●JCSS 校正事業者の登録結果等の官報及び機構ホームページへの掲載

校正事業者の登録及び事業廃止等の情報は、登録日等に機構ホームページに掲載するとともに、迅速に官報掲載した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●計量法政省令見直しへの対応

① 電子データでの申請受付に対する迅速かつ適切な実施

校正事業者が機構への登録(更新)申請を電子データで行おうとする場合、これまでは計量法省令でフロッピーディスクしか認められていなかったが、平成 28 年度に開催さ

れた計量行政審議会の答申を踏まえて平成 29 年 9 月 22 日に計量法省令が改正され、同日から機構が定めた電磁的記録媒体で申請できることとなった。

機構は、平成 29 年度、電子データでの申請を受け付ける電磁的記録媒体の種類として CD 及び DVD を規程で定めるとともに、電子データで申請があった場合の事務処理手順を整備し、データ保存場所を確保の上、平成 29 年 9 月 22 日から電子データでの申請の受付を開始した。

電子データでの申請の受付開始日以降、平成 29 年度内になされた登録(更新)申請 73 件のうち、電子データでの登録(更新)申請は 17 件であった。

これにより、計量法省令で定められていたフロッピーディスクに限られた電子データの申請から、CD 及び DVD による申請を可能とし、申請者の現実的な電子データ申請に応え、ユーザーサービスの大幅な向上に貢献するものである。

② 「回転速度」、「速さ」の新規校正ニーズへの対応

登録事業者より、自動車産業で用いられる回転計や医薬品産業で用いられるかくはん機等の「回転速度」の JCSS 校正ニーズが機構に寄せられ、計量法省令で規定されたこれまでの登録の区分では「回転速度」に対応できないことから、経済産業省計量行政室と協議・調整した結果、平成 29 年 9 月 22 日に計量法省令が改正され、「時間及び周波数」区分に「回転速度」が新たに追加された。

また、後述する ASNITE 校正のニーズ調査の中で車速計等の「速さ」の JCSS 校正ニーズのあることが判明するとともに、前述の「回転速度」を追加した平成 29 年 9 月 22 日の計量法省令改正に向けたパブリックコメントにおいても、回転計等の「回転速度」の他に車速計等の「速さ」を追加してほしいとの意見が寄せられたことから、経済産業省計量行政室と協議・調整を行い、新たな登録の区分として「速さ」を追加するための計量法省令改正の作業を進めた。

これらの改正により、今後、JCSS が自動車産業や医薬品製造等における現場校正ニーズにより一層対応できることとなり、当該産業の製品の信頼性向上に貢献するものである。

③ 校正事業者の校正能力を示す用語の見直し

平成 29 年 11 月に ISO/IEC17011(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)が改正され、校正事業者の登録された校正能力を示す用語が、従来の「最高測定能力」から「校正測定能力」に変更されたことに伴い、経済産業省計量行政室に計量法省令の改正を働きかけた結果、平成 30 年 3 月 30 日に計量法省令が改正され、JCSS 登録校正事業者の校正能力を示す用語として「校正測定能力」が規定された。

●JCSS 関係規程の見直し

平成 29 年度に開催された計量行政審議会計量標準部会で承認された国家計量標準の追加等への対応、平成 29 年 9 月 22 日付で公布された改正省令(電子データ申請)への対応、新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項等を検討・導入するため、JCSS 技術委員会、技術分科会及び WG を 14 回(書面審議を含む)開催した。これらの検討結果を踏まえ、分野共通文書 10 文書、技術的要求事項適用指針 17 文書、不確かさの見積りに関するガイド文書 3 文書の計 30 文書の既存文書を改正し、機構ホームページで公開し、内外の最新動向に適時対応した。

また、平成 29 年 11 月に改正された ISO/IEC17025 及び ISO/IEC17011 について、

			<p>登録基準の解釈及び移行方針を経済産業省計量行政室と調整・確定し、共通文書の改正及び移行方針の作成準備を進め、ISO/IEC17025:2017 に対応した一般要求事項及び移行方針を公表した。</p> <p>●登録・申請事業者向け JCSS 制度説明会の開催 平成 29 年度は、登録基準である ISO/IEC17025 が平成 29 年 11 月に改正されたことから、JNLA、JCSS、ASNITE 合同で、改正に関する説明会を開催した(東京 2 回(平成 30 年 1 月 16 日、1 月 23 日)、名古屋 1 回(平成 30 年 1 月 10 日)、大阪 1 回(平成 30 年 1 月 31 日)、九州 1 回(平成 30 年 1 月 19 日)の計 5 回)。(再掲)</p> <p>●分野別技術アドバイザー連絡会の開催. 技術審査の平準化及び関係者間の情報共有を図るため、民間の技術専門家の多い力分野及び質量分野において技術アドバイザー連絡会を開催した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●過年度の取組に対する成果のフォローアップ(磁界の強さ、恒温槽装備温度計、混合標準物質) 平成 28 年度に JCSS 登録した「磁界の強さ」の校正事業者に関して、JCSS 校正証明書の発行件数は、125 件(平成 28 年度、登録後の 5 ヶ月間)から 565 件(平成 29 年度)へと増加した。自動車や電機分野の部品・部材メーカー等は、JCSS 校正事業者から校正を受けた標準磁石や磁界計測器を用いて、それぞれ電気自動車等の高品質なモーターに用いられる永久磁石の評価や、発電機、変圧器、モーターの鉄心等に用いられる金属部材(電磁鋼板)の磁気特性の評価等を行い、これら製品の品質管理を行うことにより、自動車産業や電機産業の最終製品の品質向上等に貢献するものである。 (参考)永久磁石(希土類)の国内生産額 1,000 億円/年程度 (参考)発電機、変圧器、モーターの鉄心等の電磁鋼板を用いた製品の国内生産額 1.2 兆円/年程度</p> <p>平成 28 年度に JCSS 登録した「恒温槽装備温度計」の校正事業者に関して、JCSS 校正証明書の発行件数は、0 件(平成 28 年度)から 23 件(平成 29 年度)へと増加した。自動車分野の部品メーカー等は、JCSS 校正事業者から校正を受けた恒温槽装備温度計を用いて、安全性の求められる部品等の耐熱試験等を実施し、製品の信頼性の高い品質管理に貢献するものである。</p> <p>平成 27 年度及び平成 28 年度に JCSS 登録した「混合標準物質」の校正事業者に関して、JCSS 校正証明書の発行件数は、210 件(平成 28 年度)から 353 件(平成 29 年度)へと増加した。自治体等の水道事業者は、JCSS 校正事業者から校正を受けた混合標準物質を用いて、水質検査を行う分析機器を効率的に校正でき、検査結果の信頼性の向上に貢献するものである。</p>		
<p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査 JCSS 登録</p>	<p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査 JCSS 登録</p>	<p>・JCSS 立入検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査 ユーザーから苦情が寄せられたり、定期検査や登録更新審査で重大な問題の生じた事業者について、必要に応じ経済産業省と相談・協議の上実施しているため、該当案件があった場合に迅速に個別計画を立て実施することとしている。 平成 29 年度は、そのような案件はなかったので計画件数・実施件数ともに 0 件であつ</p>	<p>JCSS 校正事業者の立入検査は、該当する案件がなく実績なし。</p>	

校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。	校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。		た。															
<p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。</p>	<p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。</p>	<p>・MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）（参考）過去3年平均32件（認定・更新審査）、32件（フォローアップ調査）</p>	<p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>MLAPは、計量法で定められている制度。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシンなどの極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを、法令に基づき審査し、認定を実施。MLAP認定された事業者（MLAP認定事業者）は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。なお、MLAP認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない（平成29年度末時点で83事業所が認定されている）。</p> <p>MLAP認定事業者は3年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。</p> <p>平成29年度は、57件の認定更新申請が機構になされた。認定更新申請案件に対して速やかに審査チームを編成し、64件の認定更新審査を迅速かつ的確に実施した。審査結果については、認定の可否を審議する外部専門家・有識者からなる評定委員会を19回開催し、更新61件の事業者を認定した。</p> <p>また、MLAP認定事業者が認定した組織や設備等に関する変更届書174件に対して、必要に応じて要求事項への適合を確認して処理した。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめる。</p> <table border="1" data-bbox="718 1087 1377 1381"> <thead> <tr> <th>MLAP業務</th> <th>実績※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定審査数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新審査数</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>新規認定数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>認定更新数</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>174</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、平成29年度に実施した審査案件の中には、認定が平成30年度になる案件も含まれている。</p> <p>●特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構ホームページへの掲載</p> <p>65件の認定事業者の認定情報を迅速にホームページに掲載するとともに、新たな認定情報については官報に掲載した。</p> <p>●特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査の的確な実施</p> <p>認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中(3年間)の中頃をめどに認定事業者を訪問して確認するフォローアップ調査を7件実施した。これにより、MLAP認定事業者が引き続き適切に業務実施できる状況にあることを確認した。当該フォローアップ調査の実施においては、平成27年度下半期から事前</p>	MLAP業務	実績※	新規認定審査数	0	認定更新審査数	64	新規認定数	0	認定更新数	61	評定委員会開催数	19	変更届出書処理数	174	<p>MLAPの特定計量証明事業者の更新審査は64件(全件)、フォローアップ調査は7件(全件)を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、ダイオキシン類などの計量証明事業で計44,714件(平成28年度と平成29年度の2年間の移動平均)のMLAP計量証明書が発行されている中で、MLAP認定事業者の信頼性維持に貢献した。</p> <p>(参考)MLAP計量証明書の発行件数計46,920件(平成27年度と平成28年度の2年間の移動平均)</p>
MLAP業務	実績※																	
新規認定審査数	0																	
認定更新審査数	64																	
新規認定数	0																	
認定更新数	61																	
評定委員会開催数	19																	
変更届出書処理数	174																	

			<p>チェックリストを活用することにより、原則1名で実施する効率化を図っており、平成29年度の7件のフォローアップ調査のうち4件を1名で効率的に実施するとともに事業者の負担軽減に寄与した。ただし、前回の審査で不適合事項が多かったなどの課題があり、その後の業務実施状況を的確に把握する必要があると判断した3件については、従前のおり2名で実施した。</p> <p>●MLAP 技能試験</p> <p>MLAP 認定事業者の技術的能力を継続的に確認するため、機構が参加を要請する技能試験への参加が認定基準(経済産業省告示)等で定められており、外部機関が実施する技能試験を活用して、認定事業者の技術能力把握を行うとともに、必要に応じて事業者に対して是正措置を要求している。</p> <p>平成29年度は、外部機関が実施する技能試験はなかった。</p> <p>●計量法政省令見直しへの対応</p> <p>特定計量証明事業者が機構への認定(更新)申請を電子データで行おうとする場合、これまでは計量法省令でフロッピーディスクしか認められていなかったが、平成28年度に開催された計量行政審議会の答申を踏まえて平成29年9月22日に計量法省令が改正され、同日からは、機構が定めた電磁的記録媒体で申請できることとなった。</p> <p>機構は、平成29年度、電子データでの申請を受け付ける電磁的記録媒体の種類としてCD及びDVDを規程で定めるとともに、電子データで申請があった場合の事務処理手順を整備し、平成29年9月22日から電子データでの申請の受付を開始した。電子データでの申請の受付開始日以降、平成29年度内になされた認定更新申請23件のうち、電子データでの認定更新申請は3件であった。</p> <p>これにより、計量法省令で定められていたフロッピーディスクに限られた電子データの申請から、CD及びDVDによる申請を可能とし、申請者の現実的な電子データ申請に応え、ユーザーサービスの大幅な向上に貢献するものである。(再掲)</p>		
<p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査</p> <p>MLAP 認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査</p> <p>MLAP 認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>・MLAP 立入検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査</p> <p>立入検査については、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。</p>	<p>MLAP の認定特定計量証明事業者の立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。</p>	
<p>(5) 国際相互承認に対応した校正事業者の認定等の実施</p> <p>国際相互承認に対応した校正事業者の認定</p>	<p>(5) 国際相互承認に対応した校正事業者の認定等の実施</p> <p>国際相互承認に対応した校正事業者の認定</p>	<p>・国際相互承認に対応した校正事業者の認定審査及び定期検査の実施件数(全件実施)</p> <p>(参考)過去</p>	<p>(5) 国際相互承認に対応した校正事業者の認定等の実施</p> <p>国際相互承認(MRA 制度)とは、ILAC(国際試験所認定協力機構)等に加盟している認定機関(国際相互承認の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した校正事業者(MRA 校正事業者)の校正結果について、同等とみなして受け入れるという制度である。</p> <p>機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認の地位を獲得して、MRA 校正事業者の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 校正事業者の輸出品の校正結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再校正省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。</p>	<p>国際相互承認に基づく校正事業者の認定審査及び62件(全件)の定期検査を迅速かつ的確に実施して指標を達成。</p>	

<p>を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>3年平均61件(定期検査)、認定審査は(1)の内数に含まれる</p>	<p>●国際相互承認に基づく校正事業者認定及び定期検査の実施</p> <p>機構はMRA制度を希望するJCSS校正事業者に対しMRA校正事業者として認定するに際しては、JCSS登録に加え、2年ごとにJCSS校正事業者に定期検査を実施し、さらにISO/IEC17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した外部機関の運営する技能試験をJCSS校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は平成29年度、2.(1)のJCSS登録に加え、校正事業者のMRA制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA制度の要求事項への適合性を審査し、28件の認定を、また、MRA校正事業者からの申請に応じて62件の定期検査を、迅速かつ的確に実施した。</p> <p>●認定した校正事業者の機構ホームページへの掲載</p> <p>28件のMRA校正事業者に関する情報は、日本語及び英語で機構ホームページに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画</p> <p>機構はMRA制度を希望するJCSS校正事業者に対しMRA校正事業者として認定するに際しては、JCSS登録に加え、2年ごとにJCSS校正事業者に定期検査を実施し、さらにISO/IEC17043に適合した外部機関の運営する技能試験をJCSS校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は、外部機関が運営している技能試験の結果をMRA校正事業者の認定に活用している。MRA認定を希望する校正事業者が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を5カ年計画として公表している。平成29年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があったMRA校正事業者については、是正処置の妥当性を確認して認定した。</p> <table border="1" data-bbox="638 1207 1656 1969"> <thead> <tr> <th>JCSS</th> <th>区分</th> <th>外部機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">MRA認定で活用している技能試験</td> <td>質量(電子式非自動はかり)</td> <td>一般社団法人日本計量機器工業連合会</td> </tr> <tr> <td>質量(電子式非自動はかり)</td> <td>(株)計量技術コンサル事務所</td> </tr> <tr> <td>硬さ(ロックウエル硬さ試験機)</td> <td rowspan="2">日本試験機工業会</td> </tr> <tr> <td>硬さ(ロックウエル硬さ試験標準片)</td> </tr> <tr> <td>時間(周波数標準器等)</td> <td rowspan="3">一般社団法人電子情報産業協会</td> </tr> <tr> <td>電気(直流・低周波)(キャパシタンス測定装置)</td> </tr> <tr> <td>電気(直流・低周波)(キャパシタ)</td> </tr> <tr> <td>質量(分銅)</td> <td rowspan="6">日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>長さ(ブロックゲージ)</td> </tr> <tr> <td>振動加速度(振動加速度計)</td> </tr> <tr> <td>放射線・放射能・中性子(線量測定器)</td> </tr> <tr> <td>温度(抵抗温度計)</td> </tr> <tr> <td>温度(熱電対)</td> </tr> </tbody> </table>	JCSS	区分	外部機関名	MRA認定で活用している技能試験	質量(電子式非自動はかり)	一般社団法人日本計量機器工業連合会	質量(電子式非自動はかり)	(株)計量技術コンサル事務所	硬さ(ロックウエル硬さ試験機)	日本試験機工業会	硬さ(ロックウエル硬さ試験標準片)	時間(周波数標準器等)	一般社団法人電子情報産業協会	電気(直流・低周波)(キャパシタンス測定装置)	電気(直流・低周波)(キャパシタ)	質量(分銅)	日本電気計器検定所	長さ(ブロックゲージ)	振動加速度(振動加速度計)	放射線・放射能・中性子(線量測定器)	温度(抵抗温度計)	温度(熱電対)
JCSS	区分	外部機関名																							
MRA認定で活用している技能試験	質量(電子式非自動はかり)	一般社団法人日本計量機器工業連合会																							
	質量(電子式非自動はかり)	(株)計量技術コンサル事務所																							
	硬さ(ロックウエル硬さ試験機)	日本試験機工業会																							
	硬さ(ロックウエル硬さ試験標準片)																								
	時間(周波数標準器等)	一般社団法人電子情報産業協会																							
	電気(直流・低周波)(キャパシタンス測定装置)																								
	電気(直流・低周波)(キャパシタ)																								
	質量(分銅)	日本電気計器検定所																							
	長さ(ブロックゲージ)																								
	振動加速度(振動加速度計)																								
	放射線・放射能・中性子(線量測定器)																								
	温度(抵抗温度計)																								
	温度(熱電対)																								

<p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p> <p>JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)において、安全の確保や国内外の取引の円滑化などの政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。また、国や産業界からの要請など、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速かつ的確に行う。【重</p>	<p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p> <p>JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)において、安全の確保や国内外の取引の円滑化などの政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。また、国や産業界からの要請など、政策的・社会的ニ</p>	<p>【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>・ASNITE 認定審査及び定期検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均26件(認定審査)、57件(定期検査)</p>	<p>3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施</p> <p>製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)は、安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正(計測器の目盛りの正しさの評価)、試験(製品の安全性試験、環境中の有害物質測定等)等を行う事業者(以下の a. ～f. の事業者)の認定を実施している。</p> <p>機構は国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、機構が認定した事業者は日本国内のみならず国際的な信頼性を持ち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化などに貢献するものである。</p> <p>平成 29 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定業務を実施した。1 件の新規認定申請、14 件の追加認定申請が機構になされ、速やかに審査チームを編成し、14 件の認定審査を迅速かつ的確に実施した。また、55 件の定期検査及び 2 件の臨時検査を実施した。その結果、8 件の新規認定(追加認定含む)を行った。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめる。</p> <table border="1" data-bbox="647 737 1662 1144"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ASNITE 認定サブプログラム</th> <th colspan="4">実績※</th> </tr> <tr> <th>新規認定審査(追加含む)</th> <th>新規認定(追加含む)</th> <th>定期検査</th> <th>臨時検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. ASNITE 校正事業者認定</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>b. ASNITE 試験事業者認定(一般)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>c. ASNITE 試験事業者認定(IT)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>d. ASNITE 試験事業者認定(環境)</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>37</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>e. ASNITE 標準物質生産者認定</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>f. ASNITE 製品認証機関認定</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、平成 29 年度に実施した審査案件の中には、認定が平成 30 年度になる案件も含まれている。</p> <p>また、これら認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに迅速に掲載した。</p> <p>以下に a. ～f. の各事業者に対する認定業務実績を記載する。</p> <p>a. ASNITE 校正事業者認定</p> <p>ASNITE 校正は、JCSS 対象外の校正事業者(国家計量標準研究所、外国の国家計量標準研究所から校正を受けた校正事業者、海外にある校正事業者等、計量法で規定されていない校正事業者)の認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成 29 年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●校正に係る認定ニーズの調査</p> <p>ASNITE 校正ニーズを把握するため、一般社団法人日本電気計測器工業会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本計量機器工業連合会、日本</p>	ASNITE 認定サブプログラム	実績※				新規認定審査(追加含む)	新規認定(追加含む)	定期検査	臨時検査	a. ASNITE 校正事業者認定	5	0	5	0	b. ASNITE 試験事業者認定(一般)	0	1	3	0	c. ASNITE 試験事業者認定(IT)	1	0	4	0	d. ASNITE 試験事業者認定(環境)	6	5	37	1	e. ASNITE 標準物質生産者認定	2	2	3	0	f. ASNITE 製品認証機関認定	0	0	3	1	合計	14	8	55	2	<p>【重要度：高】【難易度：高】の業務への取組及び成果)</p> <p>海外での鉄道インフラの調達への参加において、安全性等の証明として求められる国際水準の認証取得に要するコストや時間を大幅に軽減し、世界の鉄道インフラ市場への展開の促進に貢献するため、すべての鉄道製品を適用範囲とする RAMS 規格について、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所を認定した。</p> <p>大型パワーコンディショナ(PCS)の大きな市場であるタイ市場への参入に必須となる現地での認証取得に係るコスト等を削減し、現地認証の迅速な取得とタイへのビジネスの展開に貢献するため、タイの地域電力公社等が要求する基準を満たした大型 PCS の国内試験所(一般財団法人電気安全環境研究所)を認定した。</p> <p>製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)の認定審査は 14 件(全件)、定期検査は 55 件(全件)を的確に実施して指標を達成し、計 83,629 件(平成 28 年度と平成 29 年度の 2 年間の移動平均)の ASNITE 証明書が、製品の品質の裏付けやものづくりにおけるサプライチェーン間での品質管理の証明等に活用されている中で、ASNITE 認定事業者の信頼性維持・拡大に貢献した。</p> <p>(参考)ASNITE 証明書の発行件数計 76,806 件(平成 27 年度と平成 28 年度の 2 年間の移動平均)</p> <p>(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成 28 年度の主務大臣による評価で出された、有識者懇談会におけるコメント「適合性認定分野の活動は、直接試験を行うのではなく、間接業務なので評価が難しい。また、5～10 年取り組んでようやく成果が出るような長期間にわたるプロジェクトもあり、単年度での評価は難しい。」を反映して、複数年継続して認証機関の認定に取り組んでいる、例えば、鉄道インフラの製品認証機関の認定等に平成 23 年度から継続して取り組み、平成 29 年度は「鉄道分野－信頼性、アベイラビリティ、保守性、安全性(RAMS)の仕様と実証」(RAMS 規格)での製品認証に対する認定審査実施体制を構築し、審査を実施した。</p>
ASNITE 認定サブプログラム	実績※																																															
	新規認定審査(追加含む)	新規認定(追加含む)	定期検査	臨時検査																																												
a. ASNITE 校正事業者認定	5	0	5	0																																												
b. ASNITE 試験事業者認定(一般)	0	1	3	0																																												
c. ASNITE 試験事業者認定(IT)	1	0	4	0																																												
d. ASNITE 試験事業者認定(環境)	6	5	37	1																																												
e. ASNITE 標準物質生産者認定	2	2	3	0																																												
f. ASNITE 製品認証機関認定	0	0	3	1																																												
合計	14	8	55	2																																												

<p>要度：高】 【難易度：高】 (理由：新規分野の審査実施体制を構築し認定を実施するには、新たに技能評価・検証方法を検討し、認定審査に必要な技術専門家を確保する等の業務運営体制の確立が必要であり、これを迅速に対応することにより、製品の信頼性確保を通じた国民・社会の安全の確保や国内外取引の円滑化等の要請に応えることは、重要度、難易度ともに高い。)</p>	<p>ーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を、迅速かつ的確に行う。【重要度：高】 【難易度：高】 (理由：新規分野の審査実施体制を構築し認定を実施するには、新たに技能評価・検証方法を検討し、認定審査に必要な技術専門家を確保する等の業務運営体制の確立が必要であり、これを迅速に対応することにより、製品の信頼性確保を通じた国民・社会の安全の確保や国内外取引の円滑化等の要請に応えることは、重要度、難易度ともに高い。)</p>	<p>試験機工業会、計測標準フォーラム等の外部委員会に積極的に参加して外部機関との連携強化を図り、認定ニーズの把握に努めた。車速計の校正に関する認定ニーズを把握し、前述のとおり経済産業省計量行政室と協議・調整を行った結果、JCSSの新たな登録の区分として「速さ」を追加するための計量法省令改正の作業を進めた。</p> <p>●校正事業者用公開文書の見直し 平成29年度は、ISO/IEC17025及びISO/IEC17011が平成29年11月に改正されたことに伴う認定基準・手続き文書の改正及び移行方針の作成、並びにJCSSの計量法省令改正と連動した電子データによる申請を可能とするため、共通文書の改正を行った。</p> <p>b. ASNITE試験事業者認定(一般) ASNITE試験事業者認定(一般)は、JNLA対象外の試験事業者(JIS規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野及びITセキュリティ分野を除く認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成29年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●大型パワーコンディショナの試験所認定 海外での再生可能エネルギーの普及が進み、直流電流を交流電流に変換する大型パワーコンディショナ(PCS)の市場拡大が期待される中、機構は、大型PCSの有望な市場であるタイの地域電力公社(PEA)等の要求事項に対応したASNITE試験所認定制度を平成28年度に構築し、国内試験所からの認定申請を受け付けて審査を開始し、平成29年度は審査を進め、平成29年11月14日に認定した。</p> <p>機構が認定した国内のASNITE認定試験所(一般財団法人電気安全環境研究所)は国内の大型PCSメーカーの依頼を受けて、タイPEA向け大型PCSの電力安定性試験を産業技術総合研究所(産総研)福島再生可能エネルギー研究所の施設(※)を利用して実施し、<u>大型PCSメーカーはその信頼性の高い試験結果を活用することで、大型PCSのタイでの展開に必須である現地の認証書をタイの認証機関から迅速に取得。</u>これにより、日本の大型PCSが平成30年3月9日付けでタイPEAの大型PCS型式承認リストに登録され、現地での展開が可能となった。</p> <p>このように、機構が認定したASNITE認定試験所で実施した電力安定性試験結果を、国内の大型PCSメーカーが実際に活用することで、<u>海外での試験に要するコストや言語の違い等による負担を軽減してタイ市場への参入に必須となる現地の認証取得を迅速に実現し、タイへの大型PCSの展開に大きく貢献するものである。</u></p> <p>(※)我が国唯一の大型PCS試験施設</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●「はかり」の型式承認試験に関する試験所認定 質量の計量結果に基づく売買等で使用される「はかり」の製造事業者等が、計量法に基づいてその「はかり」の型式について産業技術総合研究所の承認を受けようとする場合には、そのための試験をこれまでは産業技術総合研究所のみでしか受けることができなかったが、「はかり」の電子化・情報化等が進み、試験項目が高度化・複雑化している中、新製品を効率的に承認して速やかに市場に投入するため、信頼性の高い民間試験所の試験データの活用が求められていた。</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 機構が新たに認定した大型パワーコンディショナ(PCS)に関する国内のASNITE認定試験所(一般財団法人電気安全環境研究所)で実施した電力安定性試験結果を、国内の大型PCSメーカーが実際に活用してタイ市場への参入に必須となる現地の認証取得を迅速に実現し、タイの地域電力公社(PEA)の大型PCS型式承認リストに登録されたことは、海外での試験に係るコスト(海外輸送費用等)や負担を削減し、大型PCSの大きな市場(※)として期待されるタイへの展開に具体的に貢献。</p> <p>※タイ政府による2021年までの太陽光発電の導入目標3GW(大型PCSの市場規模として450億円程度) (参考)2020年に向けて見込まれる世界の太陽光発電向けPCS市場40GW/年程度のうち大型PCS市場20GW/年程度(3,000億円/年程度) (参考)平成28年度の太陽光発電向け大型PCSの国内市場3.2GW程度(475億円程度)</p>
--	---	---	--

機構は、平成 28 年度に開催された計量行政審議会の答申を踏まえた計量法省令の改正にあたって、遅滞なく、信頼性の高い試験所認定制度を構築して提供すべく、平成 29 年度、試験所認定制度の構築に必要な調査を行い、関係機関(経済産業省、産業技術総合研究所、業界団体)との調整・準備を進め、認定要求事項等の規程類を整備して、計量法省令公布日(平成 29 年 9 月 22 日)にホームページに掲載し、施行日(平成 29 年 10 月 1 日)に、遅滞なく、計量法省令の要求事項に対応した新たな認定制度を開始した。

これにより、機構が構築した ASNITE 認定制度に基づき、「はかり」の製造事業者等は、認定を受けた自社内の試験所又は外部の試験所の試験結果を活用して産業技術総合研究所による型式承認を効率的に受けることが可能となり、新製品の市場への迅速な投入に貢献するものである。

●試験所用公開文書の見直し

平成 29 年度は、ISO/IEC17025 及び ISO/IEC17011 が平成 29 年 11 月に改正されたことに伴う認定基準・手続き文書の改正及び移行方針の作成を行った。

平成 29 年度は、3 文書の見直しを行うと共に、新たに 5 文書の制定準備を行った。これらの関係規程の制定・改正内容は、パブコメを行うと共にホームページで公開した。

c. ASNITE 試験事業者認定(環境)

ASNITE 試験事業者認定(環境)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野(大気、水質などの環境測定や重金属、放射性物質等の測定)の認定ニーズに対応するために、運営している。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●有害物質使用制限指令(RoHS 指令)に対応する試験所認定

欧州委員会による電気電子製品中の有害物質使用制限指令(RoHS 指令)において、樹脂の可塑剤などに使用されるのフタル酸エステル類 4 物質が制限物質に追加され、平成 31 年 7 月 22 日から基準値を超える制限物質を含有する電気電子製品の EU 市場での販売が禁止されることになった。

これにより、メーカーは、自社の製品が RoHS 指令へ適合することを事前に確認するため、認定を受けた試験所に製品(例えば配線被覆)中のフタル酸エステル類の含有量を、国際規格(IEC 62321 Part8)に基づいて測定するニーズが生じた。

機構は、このニーズに対応するために試験方法規格である IEC 62321 Part8 の発行時(平成 29 年 3 月)から試験方法の内容を調査、検討し、技術審査を適切かつ速やかに行うよう準備を進め、その結果、試験所からの認定申請を受け付けてから短期間で認定を行うことができた(申請受付:同年 6 月 20 日、認定:同年 9 月 6 日)。

●試験所用公開文書の見直し

平成 29 年度は、ISO/IEC17025 及び ISO/IEC17011 が平成 29 年 11 月に改正されたことに伴う認定基準・手続き文書の改正及び移行方針の作成を行った。

d. ASNITE 試験事業者認定(IT)

ASNITE 試験事業者認定(IT)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために、運営している。

●試験所用公開文書の見直し

平成 29 年度は、ISO/IEC17025 及び ISO/IEC17011 が平成 29 年 11 月に改正されたことに伴う認定基準・手続き文書の改正及び移行方針の作成準備を行った。具体的には、技術委員会を開催し、認定基準文書の全面変更に必要な検討を行った。

e. ASNITE 標準物質生産者認定

ASNITE 標準物質生産者認定は、機器の校正、他物質への値の変換、適切な測定が行われているかの確認等に用いる、濃度や密度など一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が標準物質生産者認定の認定基準である JIS Q 17034(ISO 17034)(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に従って生産する能力を認定するプログラムである。

●標準物質生産者用公開文書の見直し

平成 29 年は、ISO/IEC17011 が平成 29 年 11 月に改正されたことに伴う認定基準・手続き文書の改正作業を実施し、新たに文書の制定準備を行った。これらの関係規程の制定・改正内容は、パブリックコメントを募集するとともにホームページで公開した。

f. ASNITE 製品認証機関認定

製品認証機関は、製品に対して基準・規格への適合性を評価している機関である。ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品及び製品安全の 3 分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065(適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)に基づき審査・認定を行っている。例えば、鉄道信号システムの安全性評価を実施している製品認証機関を ASNITE 認定することで、鉄道信号システムの安全性評価は市場において信頼あるものとなる。上記実績のうち、平成 29 年度は以下の取組を実施した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●鉄道インフラの製品認証機関の認定

鉄道インフラの海外需要を取り込むため政府を挙げて戦略的な取り組みが進められている中、海外では鉄道インフラの調達に参加するための要件として、安全性等に関する国際水準の認証の取得をメーカーに求めることがあり、国際水準の認証の証明として認証機関を認定することが必要である。機構は、成長戦略である鉄道インフラの輸出促進に貢献するため、民間の認定機関では対応が困難な鉄道インフラの認定ニーズに対して迅速に対応することの重要性を認識し、経済産業省や国土交通省と連携して、鉄道分野の認定制度を構築し(平成 23 年度)、認証機関である独立行政法人交通安全環境研究所(現 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所)(以下「交通安全環境研究所」)からの申請に基づいて、平成 24 年度には「鉄道信号システムの安全性(IEC 62425)」に関して、平成 28 年度には「鉄道信号システムのソフトウェア(IEC 62279)」及び「鉄道信号システムの通信(IEC 62280)」に関して、それぞれ認定してきた。

さらに、平成 28 年度には、鉄道信号システムのみでなく鉄道車両、変電設備、運行システムなどすべての鉄道製品を適用範囲とする IEC 62278「鉄道分野－信頼性、アベイラビリティ、保守性、安全性(RAMS)の仕様と実証」(RAMS 規格)での製品認証に対する認定審査実施体制を構築し、交通安全環境研究所から認定申請があり、平成 29 年度は審査を実施し、平成 30 年度に認定見込み(平成 30 年 5 月に認定した。)

これにより、機構が RAMS 規格を対象として、認証機関である交通安全環境研究所

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構が平成 24 年度に認定した独立行政法人交通安全環境研究所(現 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所)(以下「交通安全環境研究所」)の認証を受けた国内メーカーの無線式信号システムが、平成 29 年 5 月、インドのアーメダバードの都市鉄道で受注を獲得(約 50 億円)したことは、人口が急増し、今後高い経済成長が見込まれるインドで拡大する鉄道需要を取り込み、国内産業の海外展開の促進に具体的に貢献。

さらに、機構が、すべての鉄道製品を適用範囲とする RAMS 規格を対象として交通安全環境研究所を認定することで、国内メーカーは様々な鉄道製品について国際水準の認証を交通安全環境研究所から取得することが可能となり、国際水準の認証取得に要するコストや時間を大幅に軽減できるとともに、認証された鉄道インフラの信頼性が国際的にさらに高まり、海外市場において高い競争力を確保し、世界の鉄道市場(2020 年には約 24 兆円/年の予測)への展開の促進に貢献。(参考:平成 28 年度国内市場約 4,800 億円)

			<p>を認定することで、国内メーカーは様々な鉄道製品について国際水準の認証を交通安全環境研究所から取得することが可能となり、国際水準の認証取得に要するコストや時間を大幅に軽減できるとともに、認証された鉄道インフラの信頼性が国際的にさらに高まり、海外市場において高い競争力を確保し、政府が進める鉄道インフラの海外展開の促進に貢献するものである。</p> <p>●製品認証機関用公開文書の見直し 平成 29 年度は特になし。</p>	
--	--	--	--	--

<p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施</p> <p>法令(工業標準化法、相互承認実施法、電気用品安全法等の製品安全4法)に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を、経済産業省の指示に基づき的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。</p>	<p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施</p> <p>法令(工業標準化法、相互承認実施法、電気用品安全法等の製品安全4法)に基づき実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>・各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均18件(調査)、1件(立入検査)、7件(JIS 試買検査)</p>	<p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組</p> <p>(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施</p>	<p>工業標準化法に基づく認証機関の調査は、経済産業省からの指示に基づき9件(全件)、立入検査は1件(全件)を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、工業標準化法に基づく登録認証機関の信頼性維持に貢献した。</p> <p>JIS 試買検査は、経済産業省からの要請に基づき6品目(件)(全件)を的確に実施して指標を達成し、工業標準化法に基づく登録認証機関の信頼性維持に貢献した。</p> <p>相互承認実施法に基づく適合性評価機関の調査及び立入検査は、経済産業大臣からの指示はなく実績なし。</p> <p>製品安全4法に基づく検査機関の調査は、経済産業省からの指示に基づき7件(全件)を迅速かつ的確に業務を実施して指標を達成し、検査機関等の信頼性維持に貢献した。立入検査は、経済産業省からの指示はなく実績なし。</p>	
	<p>ア 工業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する</p>		<p>ア 工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査、立入検査、市場モニタリング(JIS 試買検査)。相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査</p> <p>●工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査</p> <p>認証機関の登録及び更新のための調査は、経済産業省が実施する認証機関に対する登録又は更新の判断のため、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が工業標準化法で定められた登録基準への適合性を調査し報告するものである。</p> <p>平成29年度は経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、9件(全件)の調査報告を行った。</p>		

<p>立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（「相互承認実施法」という。）に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>		<p>立入検査については、経済産業大臣からの指示に基づき、迅速かつ的確に立入検査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、1 件(全件)の立入検査報告を行った。</p> <p>●JIS 試買検査の実施 経済産業省の要請に基づき、選定された6品目に対して市場モニタリング(試買検査)を的確に実施し、速やかに経済産業省へ情報提供を行うと共に、経済産業省の登録認証機関に対する是正等の措置を支援し、登録認証機関及び認証製造業者の信頼性向上に貢献した。</p> <p>●相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査 経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p>	
---	--	--	--

	<p>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(「製品安全4法」という。)に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>		<p>イ 製品安全4法に基づく検査機関の登録・更新のための調査や立入検査</p> <p>登録及び更新のための調査は、経済産業省が受け付けた申請を登録又は更新をするか判断するために、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)の各法律で定められた登録の基準に適合しているか確認して報告している。</p> <p>平成29年度は、経済産業大臣からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査等を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、経済産業省に対して7件(全件)の調査報告を行った。</p> <p>立入検査については、経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p>		
<p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化</p> <p>産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が</p>	<p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化</p> <p>産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が</p>		<p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化</p>		

<p>高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p>	<p>高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 政策的・社会的ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。</p>		<p>ア 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についての調査</p> <p>調査報告書等の公開情報や関係機関からの情報収集に基づき、新たな認定・認証の活用の可能性について調査を実施した(前年度からの継続を含む)。</p> <p>平成 29 年度は認定ユーザーとなる企業等が加盟する業界団体等へ認定・認証に関するアンケート調査を実施するとともに、認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会を認定業務諮問委員会の下でのニーズ調査 WG として設置し、アンケート調査結果の分析等を実施した。その結果、平成 29 年度の調査結果では緊急を要する海外規制への対応等の要望は無かった。</p> <p>また、国内において海外の認定機関から試験所・校正機関の認定を取得している企業に対して WEB 調査、ヒアリングを行い、海外から認定を受けている理由が海外規制への対応のためである場合は、新規認定プログラムの立ち上げを検討する予定であったが、平成 29 年度の WEB 調査、ヒアリングの結果では緊急を要する海外規制への対応等の要望はなかった。</p> <p>なお、海外の認定機関から校正機関の認定を取得している事業者から、加速度計の校正に関して JCSS での登録の要望を受け、事業者との調整を開始した。</p>		
	<p>イ 機構内部の職員及び外部の技術専門家などを対象とした審査員養成研修等により必要な認定審査員を確保し、</p>		<p>イ 審査員養成研修等による必要な認定審査員の確保。各種のスキルアップ研修等を通じた審査員等の能力向上</p> <p>●審査員等に対する研修の実施</p> <p>平成 29 年度は、増加する認定・登録業務に対応するため、審査員の確保を目的に審査員養成研修を平成 29 年 6 月に実施した。その結果、職員から 6 名、外部の技術専門家から 7 名の計 13 名の審査員補の要件を満たす者を確保した。また、標準物質生産者認定審査員連絡会では、ISO 17034 の審査員 27 名の維持管理を行い、製品認証業務審査員研修では、ISO/IEC 17065 の審査員 2 名を確保するとともに、製品認証機関認定審査員連絡会を開催して審査員 28 名の維持管理に努めた。JCSS、JNLA 及び ASNITE については登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施</p>		

各種スキルアップ研修等により審査員の能力向上を図るとともに、認定機関職員に対する人材育成を実施することにより、認定機関として必要な能力の向上を図る。

し、審査員の能力向上等を図った。さらに、平成29年11月に改正されたのISO/IEC 17025に基づく審査では必須となるISO 9001の知識等に対応するため、審査員へのISO 9001研修の計画を作成して必要な予算を確保し、改正後のISO/IEC 17025に基づく事業者からの申請に迅速に対応できるよう、研修を実施した(平成29年11月～平成30年3月、18名の受講)。

また、平成29年11月に改正されたISO/IEC 17011に対応した認定機関の運営を的確に実施するため、機構認定センター全職員を対象としたISO/IEC 17011研修を実施した(平成29年5月25日、8月3日、11月9日で、計91名参加)。

主な研修は、下表のとおり。

この他に、これまでの審査員としての経験の実績等を基に、15名の一般審査員と17名の主任審査員を昇格させた。

研修	場所	日程	参加者数
第1回審査員養成研修	東京	平成29年6月26日～30日	16名
標準物質生産者認定審査員連絡会	東京	平成29年4月6日	27名
製品認証業務審査員研修(※)	東京	平成29年5月29日～6月2日	2名
JCSS校正技術研修(電気)	東京	平成29年8月10日	5名
JNLA技術研修(化学品分野)	東京	平成29年7月12日～14日	4名
JNLA技術研修(電気分野)	東京	平成29年7月25日～28日	10名
JNLA技術研修(土建分野)	東京	平成29年9月13日～14日	9名
ISO 9001研修(※)	東京	平成29年11月～3月	18名
ISO/IEC 17011研修	東京	平成29年5月25日、8月3日、11月9日	91名
JCSS校正技術研修(トルク)	茨城	平成30年2月14日～15日	4名
ASNITE技術研修(非自動はかり分野)	茨城	平成30年2月15日～16日	6名
JCSS校正技術研修(質量)	茨城	平成30年2月26日～28日	4名
審査員連絡会	東京 大阪	平成30年2月21日(東京) 平成30年3月2日(大阪)	150名 94名
製品認証業務審査員連絡会	東京	平成30年3月5日	28名
JCSS校正技術研修(圧力)	茨城	平成30年3月6日～7日	4名

(※)外部の機関が主催する研修

			<p>●審査員連絡会の開催</p> <p>審査員連絡会については平成30年2月21日に東京、同年3月2日に大阪で開催し、各登録・認定プログラムからの各種報告の他、平成29年11月に改正されたISO/IEC17025に係る移行方針や、審査員等の審査レベルの均質化等に必要な共通的な事項についての周知等を行った。</p>	
	<p>ウ 認定機関としての業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定機関に対する満足度調査を認定事業者に行い、審査等の改善に利用する。</p>	<p>ウ 認定機関の業務運営体制の維持等と適切な運用等による認定機関の信頼性の維持</p> <p>●認定業務におけるマネジメントシステム文書</p> <p>認定プログラムに適用する品質マニュアル等の246のマネジメントシステム文書について、平成29年度に法令改正をはじめ国際ルール及び日本工業規格の見直し等に基づく文書の制定・改正、作業効率化につながる審査手順の見直しによる文書改正等78件実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行に係る環境を確保した。</p> <p>具体的な制定・改正としては、計量法施行規則の改正によりJCSS及びMLAPの申請手続きにおいて平成29年9月22日から機構が定めた電磁的記録媒体による提出が可能になったため、電磁的記録媒体の種類を定める規程を制定、ISO 17034制定に伴うJCSS登録の一般要求事項の改正、試験所ニーズの実態に即したJNLA試験方法区分一覧の改正、各認定・登録区分にかかる個別技術的要求事項適用指針の改正等を実施した。また、これらの改正情報は改正の都度、機構認定センター内の職員にメールで周知し、最新のマネジメントシステム文書に基づいて適切に業務を実施することを確保した。</p> <p>●機構認定センターにおける内部監査の実施</p> <p>機構認定センターに対する内部監査を平成29年10月から12月にかけて実施した。不適合案件に対しては再発を防止するための処置(予防処置含め)を実施し、認定機関としての信頼性維持を図った。</p> <p>●業務の見直し(マネジメントレビュー)の実施</p> <p>平成29年度のマネジメントレビューは、平成30年3月にISO/IEC 17011(適合性評価-適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)に基づいて実施し、平成28年度に指摘された改善事項7件の処置が適切になされていることを確認するとともに、認定機関として今後改善すべき事項4件を特定し、改善計画を策定して、認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。</p> <p>●審査を受けた事業者に対する満足度調査の実施とそれに基づく改善の実施</p> <p>個々の審査・検査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答301件(回収率76.5%)において292件が「より満足度が高い」との評価であった(不満9件)。審査を通してあった審査員に対する苦情・要望は、審査員連絡会で情報共有するとともに、必要な処置を検討し是正及び改善を実施した。</p>		
<p>(3) 認定に係る国際関係業務 認定を通じ</p>	<p>(3) 認定に係る国際関係業務 認定を通じ</p>	<p>(3) 認定に係る国際関係業務</p>		

<p>た取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認協定の署名地位を維持するとともに、認定に係る国際標準の改正に伴う国内外の委員会活動に参画し、認定体制の速やかな整備・見直しに活かす。</p>	<p>た取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認協定の署名地位を維持するとともに、認定に係る国際標準の改正に伴う国内外の委員会活動に参画し、認定体制の速やかな整備・見直しに活かす。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC)、国際試験所認定協力機構 (ILAC)、太平洋認定協力機構 (PAC) 及び国際認定フォーラム (IAF) に係る国際相互承認協定の</p>		<p>ア アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC)、国際試験所認定協力機構 (ILAC)、太平洋認定協力機構 (PAC) 及び国際認定フォーラム (IAF) に係る国際相互承認協定の署名地位の維持。委員会活動への参画。APLAC、PAC への国際評価員の派遣</p> <p>APLAC の国際相互承認協定 (MRA) の再評価は、平成 27 年度に受審して、4 年間の国際相互承認の署名地位を確保している。</p> <p>PAC の国際相互承認協定 (MRA) の再評価は、平成 28 年度に受審して、4 年間の国際相互承認の署名地位を確保している。</p> <p>●「2018 京都 APLAC/PAC 合同総会」の開催に向けた取組</p> <p>平成 30 年 6 月に、APLAC/PAC 合同総会が京都で開催されることが決定しており、国内の 4 つの認定機関 (機構認定センター (NITE/IAJapan)、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)、株式会社電磁環境試験所認定センター (VLAC)、一般財団法人日本情報経済社会推進協会情報マネジメントシステム認定センター (JIPDEC/ISMS-AC)) の共催により開催する。平成 29 年度は、これら 4 認定機関により設置した「2018 京都 APLAC/PAC 合同総会準備会 (以下「準備会」という。)」を 12 回開催し、準備を進めている。機構認定センターは査証発給業務を担当し、平成 30 年 3 月から参加申込みの受</p>		

<p>署名地位を維持するとともに、委員会活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APLAC、PACへの国際評価員の派遣を通じて、国際相互承認の運営に参画する。</p>		<p>付を開始した。</p> <p>また、機構認定センター内に「APLAC/PAC 合同総会タスクフォース」を設置し、準備会の進捗状況の情報共有や準備会への提案等を実施した。</p> <p>●APLAC の活動への参画による改善貢献</p> <p>平成 29 年 6 月に開催された APLAC 総会において、機構職員が理事に再任され、日本の認定制度の適切な運営の確保に貢献している。</p> <p>また、平成 29 年度は、機構職員が APLAC 広報委員会議長として、バンコク総会で 25 周年記念セレモニーを企画・主催し、これまでの功績をまとめた記念動画を上映する等、沿革を可視化することに貢献し、APLAC 総会開催中には、仏、印、英、日における規制当局による認定の活用事例を紹介し、参加者が新しい認定制度を検討できるワークショップを企画・運営した。また、これまで別々の組織で運営されていた APLAC 及び PAC が平成 30 年度内に統合される予定であることを受け、合併に伴う各委員会の運用課題に取り組む作業会に参加し、新組織で利用する委員会の業務指示書(TOR)等の文書作成や広報ツールを提案した。</p> <p>機構職員が平成 27 年 8 月に作成した APLAC ウェブサイトリニューアルのための要件仕様書案に基づき、同ウェブサイトの構築作業、データ移行、動作確認が行われた後、長期に及ぶ品質テストが完了したことにより、平成 30 年 3 月 13 日にリニューアルサイトが公開した。また、APLAC 及び PAC が統合の予定にしたがって、新たに APAC として設立される際は、この APLAC リニューアルサイトのフレーム仕様が活用されるため、統合に伴う仕様変更作業を進めている。</p> <p>●ILAC の活動への参画による改善貢献</p> <p>平成 29 年 4 月に開催された ILAC 中間会合で、ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025 の改正状況について情報共有され、機構職員は、ILAC 文書等の改正に関する審議に参加した。</p> <p>また、機構職員は、平成 29 年 10 月に開催された ILAC マーケティングコミュニケーションズ委員会に、APLAC 広報委員会議長として参加し、ILAC が発行するリーフレットの見直し、和訳作業に国内の他の認定機関と連携して取り組んだ。また、今年で 40 周年を迎える ILAC の記念動画の絵コンテを作製した他、平成 29 年の「世界認定推進の日」テーマに沿った広報ツール作業会でパンフレットやポスター作成に取り組んだ。</p> <p>●PAC の活動への参画による改善協力</p> <p>機構職員は、PAC 製品認証作業グループの主査として、同グループ会合の開催、議事進行を行うとともに、</p> <p>(1) 認定証記載事項の地域レベルのガイダンス文書の作成、発行を行い、これを IAF レベルのガイダンス文書として平成 29 年 10 月の IAF 会合に提案した。</p> <p>(2) ISO/IEC 17011 の改正に伴い、製品認証スキームの妥当性評価を行うことが認定機関に義務づけられることから、そのために必要なガイダンス文書の作成のための調査及び結果の取りまとめを行い、地域レベルでのガイダンス文書作成の提案を行った。</p> <p>また、平成 29 年 6 月に開催された PAC 総会及び関連会合に出席し、コメント等の提供、PAC 文書の改正に係る作業協力等を通じて機構認定センターとしての地域レベルでの貢献を行った。</p>	
--	--	---	--

			<p>●IAF の活動への参画による改善協力</p> <p>機構職員は、製品認証分野の作業グループの共同主査(副議長、認定機関側代表)として、</p> <p>(1) 平成 29 年 4 月及び 10 月の同グループ会合の主催、議事進行を行った。</p> <p>(2) IAF/ILAC/OIML 間の MoU の改正及び共同審査に必要な文書の制定作業及び審議を取りまとめた。</p> <p>(3) 平成 29 年 10 月に開催された公平性の確保やコンサルティングに関するワークショップ主催者として、企画立案、実施、結果の報告書の作成及び公表を行った。</p> <p>(4) IAF ガイダンス文書の要否に係る調査で収集したコメントへの対応原案を用意し、分析等を行うタスクグループに提供した。</p> <p>●APLAC、PAC からの要請に基づく国際評価員の派遣</p> <p>APLAC 及び PAC 正会員及び準会員は、義務として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う国際評価員を派遣することが求められており、機構は、1 つの認定機関を対象とした相互評価に、機構職員 1 名を評価員として派遣し、機構の国際相互承認の地位の維持に貢献した。</p>	
	<p>イ ISO/IEC 17011(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)、ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及び ISO 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の改正に伴う国内外の委員会活動への参画</p>		<p>イ ISO/IEC 17011(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)、ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及び ISO 17034(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の改正に伴う国内外の委員会活動への参画</p> <p>ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025 の 2 件の国際規格の改正が行われており、日本の認定制度の運営に非常に影響が大きいと見られ、機構は日本の中核認定機関として積極的に国内外の委員会活動に参加し、必要な意見を提出し、日本の認定制度の運営が適切に実施されるための体制の確保に貢献した。</p> <p>●国際規格改正対応タスクフォースでの検討</p> <p>機構認定センター内に国際規格改正対応タスクフォースを設置し、ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17025 の改正情報を共有し、機構認定センターのマネジメント、認定・申請事業者への影響等を検討し、当該 2 規格の改正案に対するコメント等を検討し、日本規格協会に設置された国内対応委員会へ提出した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●認定機関に対する国際規格 ISO/IEC 17011 の改正への対応</p> <p>ISO/IEC 17011 の改正(今回は全面改正)は、政府関係部局、機構を含めた認定機関の今後の国内での認定活動や運営体制等に多大な影響を及ぼす可能性があることから、特定の国や地域に有利な改正とならないように、改正作業に参画し、主張することが必要である。</p> <p>このため、機構から職員 1 名が、日本代表として、ISO CASCO(適合性評価委員会) WG42 に参加し、国内対応委員会の WG で取りまとめた我が国の意見の改正案への反映に努めた。</p> <p>なお、日本国内の意見とりまとめにおいては、国内の主要な認定機関をそのメンバーとする日本認定機関協議会(JAC)へ情報を提供して意見集約を行った。</p> <p>平成 29 年 11 月に ISO/IEC 17011 の改正版が発行された。(対応する JIS 規格は平</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>サプライチェーン間での品質管理の証明などものづくりに重要な影響を及ぼす ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17025 の改正作業に係る国際会議である ISO CASCO WG42 及び WG44 に、機構の職員 2 名が日本代表としてそれぞれ参加し、国内対応委員会 WG で取りまとめた我が国の意見を適切に反映すべく、国際会議の議論の積極的な牽引に努めた結果、両国際規格が平成 29 年 11 月に発行され、さらに、国内においてはこれら両国際規格に対応した JIS 規格改正原案の作成作業を主導し、その解説作成作業を一手に引き受けてまとめ上げたことは、今後の認定・認証制度の国内外での普及及びものづくりなどでのさらなる活用に貢献。</p> <p>(参考)・ILAC MRA に参加する認定機関から認定されている世界の試験所・校正機関の数は約 60,000 で年々増加。</p> <p>・ILAC MRA、IAF/MLA に参加している世界の認定機関の数は約 170 で年々増</p>

	<p>国内の認定体制の速やかな整備・見直しに活かす。</p>	<p>成 30 年度発行予定) (国内会議):国内対応 WG 及び JIS Q17011 改正委員会 8 回</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が社会や産業界に貢献した内容</p> <p>●試験所・校正機関に対する国際規格 ISO/IEC 17025 の改正への対応 ISO/IEC 17025 の改正は、登録・認定事業者への影響が極めて大きく、本規格に対しては、各国の試験所・校正機関認定に対する様々なニーズ(規制当局、試験・校正結果のユーザ等)により、改正への多種多様な要望があり、日本の試験所・校正機関にとって適切な改正の方向性とする必要がある。 このため、機構から職員 1 名が日本代表として、ISO CASCO WG44 に参加し、国内対応委員会の WG で取りまとめた我が国の意見の改正案への反映に努めた。 平成 29 年 11 月に ISO/IEC 17025 の改正版が発行された。(対応する JIS 規格は平成 30 年度発行予定) (国際会議):ISO CASCO WG44(日本代表として参加) 1 回 (国内会議):国内対応 WG 10 回</p> <p>●ISO 17034 改正への対応 平成 29 年度は、平成 28 年 11 月 1 日に発行された ISO 17034 の JIS 原案作成委員会及び JIS 作業分科会に委員として参画し、JIS 原案の作成に貢献した。 平成 30 年 3 月 20 日に JIS Q 17034 が発行された。 (国内会議):JIS 作業分科会 3 回 JIS 原案作成委員会 1 回(書面審議)</p>	<p>加。</p>	
<p>(4) 認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p>	<p>(4) 認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。 具体的には、以下の</p>	<p>(4) 認定制度の普及促進</p>		

	業務を実施する。				
	ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。		<p>ア 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応</p> <p>●JACの事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応</p> <p>JACとは、国内認定機関の信頼性と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度の啓発・普及により、国内の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上を目的に、国内認定機関及び関係省庁(規制当局)等で構成する協議会である。機構はJACの事務局を行っている。</p> <p>平成29年度は、特にISO/IEC 17011改正への対応(規程改正等)が課題であり、平成29年9月及び平成30年3月に開催したJAC運営委員会で、ISO/IEC 17011の改正動向を共有し、各認定機関の対応の推進を図った。</p> <p>また、運営委員会傘下の製品認証認定WGを2回(平成29年9月、平成30年3月(運営委員会と合同))開催し、PAC製品認証作業グループ会合及びIAF製品認証作業グループ会合の概要報告、IAF年次総会準備状況の共有を図った。</p> <p>JACメンバーのうち、試験所認定を実施している3認定機関(機構認定センター、JAB、VLAC)で構成する試験所認定機関連絡会(JLAC)を4回開催するとともに、認定制度の普及啓発、利用促進を目的として、JLAC技術情報セミナーを平成29年10月3日(東京)及び10月13日(大阪)で開催した(参加者数 東京会場251名、大阪会場104名)。平成29年度は、毎年6月9日の「世界認定推進の日」の平成29年のテーマである「認定で支える都市(まち)づくり」と関連したコンクリートに関する試験方法や品質基準に関するJISとISOの動向を紹介するとともに、ISO/IEC 17025認定試験所・校正機関の『認定』に大きく影響するISO/IEC 17025規格の改正状況について最新情報を提供した。</p>		
	イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。		<p>イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動</p> <p>●認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動</p> <p>認定制度の普及、利用促進に向け、以下の活動や情報提供を行うと共に、機構広報と連動した認定制度の広報活動を行った。</p> <p>ILAC及びIAFが定めた「世界認定推進の日」(平成29年6月9日)に際して、各議長から発信された共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、JAC及びJLAC構成機関のウェブサイトを通じて公開した。平成29年度は「認定で支える都市(まち)づくり」をテーマとして、建設業界の様々なプロフェッショナルを支援するために認定が果たす役割など、認定活用事例の紹介を通じて認定の重要性をアピールした。</p> <p>以下のセミナー(2件)を開催し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。</p> <p>・JACメンバーのうち、試験所認定を実施している3認定機関で構成するJLACの主催で、認定制度の普及啓発、利用促進を目的として、JLAC技術情報セミナーを平成29年10月3日(東京)及び同年10月13日(大阪)で開催(参加者数 東京会場251名、大阪会場104名)。(再掲)</p>		

下表の展示会(2件)に出展し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

展示会、広報活動等	出展日	開催場所	機構ブースへの来場者数
JASIS2016(アジア最大級 分析機器・科学機器専門展示会)への出展	平成 29 年 9 月 6 日～8 日	幕張メッセ	140 人
計測展 2017 TOKYO (国内最大規模の計量計測機器展示会)への出展	平成 29 年 11 月 29 日～12 月 1 日	東京国際展示場	95 人

以下の講演会等の計 29 件の依頼に対して講師を派遣し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

- ・認定・認証に関する NITE 講座を平成 30 年 3 月 8 日に開催した。(参加者 46 名)
- ・主に ISO 9001、ISO 14001 等の品質マネジメントシステム審査員を対象に、計量関係団体と共催し、下表の講演会を実施した。製造業など業務プロセスで試験・測定を必要とする業種の品質マネジメントシステム認証においては、計量計測トレーサビリティに関する審査が行われていることから、JCSS 校正等による計量計測トレーサビリティの確保、計測器管理、校正機関の認定に関する最新情報の提供等を通じて JCSS 等の普及啓発を推進した。

講演会名	日程	参加人数
マネジメントシステムのための計量計測トレーサビリティ講演会	平成 30 年 1 月 29 日(東京)、 同年 2 月 8 日(福岡)、 同年 2 月 9 日(大阪)、 同年 2 月 27 日(東京)	東京 290 名(2 回) 大阪 92 名 福岡 88 名

平成 29 年度の地域産業技術連携推進会議において、機構業務の紹介の中で機構認定センターの認定活用事例を紹介するとともに、公設試験研究機関(公設試)に認定ニーズのアンケート調査を実施した。調査の結果、特に早急な対応を要する認定ニーズはなかった。

また、公設試を通じて地域中堅中小企業への情報提供を推進し、今後、地域中堅中小企業の認定ニーズが生じた場合は、公設試を通じて機構まで情報提供していただくルートの強化を図った。

- ・平成 29 年 5 月 30 日 四国地域産業技術連携推進会議
- ・平成 29 年 6 月 13 日 東北地域産業技術連携推進会議
- ・平成 29 年 7 月 14 日 東海・北陸地域産業技術連携推進会議
- ・平成 29 年 11 月 1 日 関東甲信越静地域産業技術連携推進会議

			<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 1 月 18 日 九州・沖縄地域産業技術連携推進会議 ・平成 30 年 2 月 13 日 北海道地域産業技術連携推進会議 ・平成 30 年 3 月 2 日 全国産業技術連携推進会議総会 		
	<p>ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、バイオテクノロジー分野のバイオバンクの取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。</p>		<p>ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信。バイオテクノロジー分野のバイオバンクの取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力</p> <p>経済産業省の知的基盤整備特別小委員会での検討結果を踏まえ、計量標準の普及・促進策の機構担当部分について、地域の公設試等が参加する地域産業技術連携推進会議でJCSS等認定制度や活用状況等のPR活動等を実施し、制度の普及・利用促進を図った。</p> <p>バイオテクノロジー分野のバイオバンクの取組に関しては、ISO/TC276(Biotechnology)で審議されていたISO/DIS 20387(Biotechnology - Biobanking - General requirements for biobanking)が平成30年2月15日にFDISステージに進んだが、認定・認証に関する協力が必要とされる事案はなかった。</p>		
	<p>エ 認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会を設置し、認定・認証に対する理解と利用の促進を図る。</p>		<p>エ 認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会を通じた、認定・認証に対する理解と利用の促進</p> <p>認定ユーザーとなる企業等が加盟する業界団体(自動車関係、鉄鋼、電機・電子、繊維)等への認定・認証に対する理解と利用の促進を図ることを目的として、認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会を認定業務諮問委員会の下でのニーズ調査 WGとして設置し、認定制度とその活用事例について紹介し意見交換等を行った。</p>		

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	国際評価技術分野		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-4 基準認証 6 保安・安全 6-1 産業保安	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 日本再興戦略(平成28年6月2日閣議決定) 標準化官民戦略(平成26年5月15日策定)
当該項目の重要度、難易度	【重要度、難易度:高】 1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証 基盤整備	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
試験評価実施件数	外部からの依頼に基づき全数を実施	—	—	—	—	20社28件 73試験(全数実施)	24社54件 78試験(全数実施)	予算額(千円)	—	—	381,290	457,625	607,377
								決算額(千円)	—	—	801,461	583,099	617,500
								経常費用(千円)	—	—	369,791	540,865	568,156
								経常利益(千円)	—	—	▲2,108	3,177	34,071
								行政サービス実施コスト(千円)	—	—	398,487	743,158	732,540
								従事人員数	—	—	28	28	32

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅱ－５．国際評価技術分野	Ⅰ－５．国際評価技術分野			<p>全体評価：S</p> <p>指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や外部機関との連携も活かして主体的、積極的に企業ニーズの掘り起こしや認証基盤の構築、行政への提言等を行い、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を質的にも量的にも大きく超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○新たな試験需要を開拓し、試験実施数及びアウトカムを増大</p> <p>機構が保有する大型蓄電池システム試験・評価施設(NLAB)では、平成28年度は業務開始初年度ということもあり、大人数の施設見学に対応した。大人数の業界団体見学が一段落したことから、平成29年度は施設見学に加え、企業等への訪問、展示会への出展等に注力し、潜在ユーザーを開拓した。その結果、産業界のニーズに基づき、これまで実施したことのない試験項目についても試験を実施し、28年度(28件)の2倍近い54件の試験を実施できた。さらに、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や自動車関係の認証取得等の成果を上げたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>○大型蓄電システムの国際標準開発に注力し、委員会原案(CD)まで達成</p> <p>大型蓄電池産業の健全な発展には、蓄電システムの安全に関する国際標準の策定が必須である中、IEC/TC120(第120技術委員会)[電気エネルギー貯蔵システム]/WG5(安全)のPTにおける主査・事務局を我が国で担当し、国際標準開発の審議をリードした。具体的には、国際会議における各国のエキスパートとの調整や国際会議の運営を務め、NLABで行った検証実験を裏付けとした日本提案の規定を盛り込むなど、我が国に有利な国際標準となるように尽力した。その結果、我が国主導の規格案が平成30年2月に委員会原案(CD)まで達成したことは、我が国の蓄電池産業の発展に向けて大きく前進することであり、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>○ファインバブル発生装置の世界初の民間認証制度発足への貢献</p> <p>機構が有する測定技術・設備を最大限に活かし、民間が進める認証制度構築を全面的に支援したことで、世界初の民間認証制度の発足につながり、日本が先行する技術であるファインバブルの市場拡大、国内企業の競争力強化に貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>○事業者による電気設備の事故報告書作成の支援及び事故防止策の提言</p> <p>機構は、平成28年度より、事業者から経済産業省に提出される電気工作物の事故情報の分析を実施しているところ、製品安全業務で培った知見を活かし、重大事故全体の過半数を占める、電力供給設備以外の設備(近隣工場の電気設備等)による停電事故(波及事故)の事故発生原因をパターン化することに成功した。さらに、パターンに応じた事故防止策について経済産業省、関係団体等に提言し、高い評価を得た。一方で、分析を実施する過程において、事業者から提出される報告内容に漏れ抜けがあり、分析に必要な情報が得られないケースが散見されるという、当初想定していなかった課題を発見した。これに対し、機構は、事業者による事故報告書の作成を支援するシステム(詳報作成支援シ</p>

					テム)の構築に着手し、年度内に試運用版(プロトタイプ版)を完成させた。このように、事故の再発防止に繋がる提言ができたことや、想定外の課題の解決に迅速に取り組んだことは、計画水準を大きく上回る成果である。
<p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。 【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>(理由：大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する新しい製品であり、市</p>	<p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。 【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>(理由：大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する新しい製品であり、市場がこれから</p>	<p>【重要度：高】【難易度：高】</p>			<p>(【重要度：高】【難易度：高】の業務への取組及び成果)</p> <p>(通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成28年度の主務大臣による評価で出された、有識者懇談会におけるコメント「独立行政法人でありながら営業を行い、ネットワークを構築する等、短期間でここまで立ち上げるには、業務実績として記載できないような多くの苦労があったと思う。これは他の法人にはない取り組みである。」「短期間で試験方法等を構築、運用を行っており、初年度からフル稼働し、企業の製品化につなげたことは非常に評価ができる。」を反映して、平成29年度は、施設見学に加え、企業等への訪問、展示会への出展、アウトカム調査等、積極的なアウトリーチ型の広報活動を強化し、潜在的試験ニーズを開拓した結果、NLABでの試験実施数及びアウトカム(メーカーの新製品開発、認証取得等)を増大させた。</p>

<p>場がこれから形成される領域である。こうした領域について日本再興戦略及び標準化官民戦略で掲げられた国際的に通用する認証基盤の速やかな整備を達成するためには、国際標準に準拠した試験所の運用、認証機関の外部試験機関として活用されるための連携・調整、具体的な試験・評価手法が定まってい</p>	<p>形成される領域である。こうした領域について日本再興戦略及び標準化官民戦略で掲げられた国際的に通用する認証基盤の速やかな整備を達成するためには、国際標準に準拠した試験所の運用、認証機関の外部試験機関として活用されるための連携・調整、具体的な試験・評価手法が定まってい</p>				
---	---	--	--	--	--

<p>IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。【難易度:高】(理由:国際標準化は、国内外の調整や各国の利害対立の克服が必要であり、その審議を進めることは大変困難であるため難易度が高い。)さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行う。</p> <p>【指標】試験評価実施件数(外部からの依頼に基づ</p>	<p>(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。【難易度:高】(理由:国際標準化は、国内外の調整や各国の利害対立の克服が必要であり、その審議を進めることは大変困難であるため難易度が高い。)さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
---	---	--	--	--	--

き全数を実施)					
	<p>(1)大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施</p> <p>ア 国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所として運営するために、品質マニュアル、規程文書等に基づく試験装置等の校正や管理、試験実施要員に対する研修・訓練等を継続的に行う。</p>		<p>(1)大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施</p> <p>ア 国際規格に準拠した試験所としての運営</p> <p>試験データの正確性及び信頼性を高め、ユーザーからの信頼を得ることを目的として、試験結果の質の確保やPDCAサイクルの構築といった試験所運用に関して守るべき事項を定めた国際規格 (ISO (国際標準化機構)/IEC (国際電気標準会議) 17025: 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項) に準拠した試験所としての運用を継続して実施している。</p> <p>具体的には、電池の充放電試験を対象とした自己適合宣言を継続するため、必要となる品質マニュアル、規程文書等の見直し、対象となる試験装置等の校正・管理及び試験実施要員への研修・訓練を実施した。</p> <p>また、ISO/IEC 17025 が平成 29 年 11 月に改訂されたことから、その内容情報を入力するとともに、品質マニュアルなどの改訂に向けた準備を開始した。</p>	<p>品質マニュアル、規程文書等の見直し、対象となる試験装置等の校正・管理及び試験実施要員への研修・訓練を実施することで、国際規格に準拠した試験所としての運用を継続して実施し、日本国内の企業や認証機関が試験・評価施設に試験を依頼しやすい環境を維持したことから、計画の水準を達成している。</p>	
イ 外部から依頼された試験を的確に実施する。	<p>・試験評価実施件数 (外部からの依頼に基づき全数を実施)</p>	<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>イ 試験の的確な実施</p> <p>平成 28 年度は 20 社 28 件 73 試験の試験依頼があり全数を実施し、平成 29 年度は 24 社 54 件 78 試験 (年度またぎ 1 社 1 件 1 試験を含む) の試験依頼があり全数を実施した。</p> <p>約 4 割の試験依頼元が、2 回以上の試験依頼をしてきている。</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>NLAB では、先進的な技術・知見等を活用した認証基盤の整備等のため、各種試験を実施しているところであるが、既存の試験のみならず、これまで実施したことのない試験項目についても、産業界のニーズに基づき実施し、平成 28 年度 (28 件) の 2 倍近い 54 件の試験を実施できた。さらに、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や自動車関係の認証取得等の成果を上げたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>		

○試験依頼元属性

属性	平成 29 年度	平成 28 年度
電池メーカー	10 件	13 件
セットメーカー	11 件	5 件
自動車関連	5 件	0 件
認証機関	2 件	1 件
試験機関	20 件	9 件
その他	6 件	0 件
合計	54 件	28 件

○被試験体属性

属性	平成 29 年度	平成 28 年度
蓄電池(定置用)	17 件	13 件
蓄電池(移動体用)	31 件	10 件
蓄電池(不明)	17 件	11 件
蓄電池以外(蓄電池関連 付属品、燃料電池、消火設 備)	13 件	3 件

試験実施に関連する特記事項は次のとおり。

●新製品の販売促進

(株)ニプロン(電源メーカー)が従来にない新製品を開発し、その性能確認試験を NLAB にて実施した。

ニプロンは試験結果を活用し、新製品の販売促進活動を実施している。

(注)太陽光発電システムは、設置時に蓄電池とセットで設置することが、システムの安全性や安定性の観点から一般的であり、蓄電池の増設や新たな接続ができないことが大きな特徴であった。ニプロンはこれを解決した製品を開発し、その性能確認を NLAB にて実施したもの。なお、当該事項は平成 29 年 9 月 19 日の日刊工業新聞にインタビュー記事として掲載されている。

東芝インフラシステムズ(株)が開発した新型新幹線に搭載する蓄電池の評価の一部を、NLAB にて実施した。

(注)平成 30 年 3 月 10 日に当該者が発表したものについて、当該者へのアウトカム調査により確認したもの。

<https://www.toshiba.co.jp/cs/topics/back-number/20180310.htm>

<https://www.nikkan.co.jp/articles/view/00456402>

●産学連携への協力

平成 29 年 9 月に東芝インフラシステムズ(株)、早稲田大学及び NLAB による共同試験を実施した。

産業用 CT 内で電池セルへの釘刺し試験を行い、短絡の様子を高速度カメラユニット(機構製品安全センター所有)により撮影した。CT 内で蓄電池の釘刺し試験が可能であること、高速度カメラユニット(国内に 2, 3 台しか存在しない)を機構で所持している

ことから試験が依頼された。

世界初の試験(蓄電池メーカー談)であり、結果は論文としてまとめ早稲田大学から平成 29 年電池討論会において発表するとともに、論文投稿のための審査を受けている状況。また、発表の際には NLAB において実施した旨が併せて公表される予定。

●消防法の規制緩和要件確認

平成 29 年 4 月に消防法による保管場所の設備に関する規制を緩和するための評価として、高さ 3m からの蓄電池の落下試験を行い、その結果により、当該蓄電池の保管倉庫の設備基準緩和に必要な試験データが得られ、緩和申請できる状況ができた。

設備基準緩和により単位面積あたりに保管できる蓄電池の数量が向上するため、生産効率の面で大きなメリットがある。

また、半屋外にて同様の試験が実施可能な試験所において、同様の規制緩和に用いられた実績について確認したが、過去には無かったとのこと。

(注)国内で、屋内において当該試験が出来る試験所は NLAB のみである。

なお、当該設備基準緩和申請については、他の要因から申請に必要な資料の準備中とのことで、申請時期は未定とのこと。

(注)消防法においては、蓄電池保管倉庫について蓄電池保管に関する設備基準が定められている。当該設備基準は、高さ 3m から蓄電池を落下させ電解液の漏えいが無いことが確認出来れば、蓄電池保管に関する要件が緩和される。緩和されれば、より効率的に蓄電池関係製品の保管・流通を行うことが可能となり、製品流通コストの削減につながるもの。

なお、消防法に関する試験については、NLAB で実施した試験であっても、信頼性が確認出来ていれば問題無い旨の回答を消防庁から得ている。

●自動車国際規格策定への協力

平成 29 年 12 月に自動車基準認証国際化研究センター(JASIC)と試験を実施した。

自動車基準調和世界フォーラム(WP29)の GRSP(安全関係分科会)における EVS-GTR(Electrical Vehicle Safety - Global Technical Regulation)に関する議論の中で、日中韓から車載用蓄電池に関する熱連鎖試験を提案したところ、欧米、OICA(国際自動車工業連合会)から試験法の市場代表性及び再現性に疑問が出され、確認が必要であるとの結論になった。

そのため、平成 29 年 9 月にキックオフされる Phase2 の法規議論に向けて当該試験法によるラウンドロビンテストの実施が求められていたことから、国土交通省は受託事業として JASIC に当該試験法の調査を依頼したところ、実施できる試験機関が NLAB しかなかったため、NLAB に対し協力要請があったもの。協議の結果、共同試験の枠組みを活用することとし、契約を締結し平成 29 年 12 月に当該試験を実施した。

当該試験結果は、平成 30 年 3 月 30 日から北京で開催された第 15 回 EVS-GTR 会合における我が国提案における技術資料として提供された。なお、資料の提供にあたっては、審議の公平性確保のため規格原案が決定されるまで試験施設名は公表されないとのこと。

<https://wiki.unece.org/display/trans/EVS+15th+session>
EVS1527-607 [JRC] ACT09 Thermal propagation white paper.pdf

(注)一般財団法人日本自動車研究所(JARI)においては既に同様の試験を実施しており、それ以外の試験機関での試験を求められていた。当該試験の実施にあ

		<p>っては、蓄電池からの発火や電池パック破裂のおそれが想定されることから、他の試験所における実施が困難であるため、NLAB に対し協力要請があったもの。</p> <p>●自動車業界の急速な EV シフトへの対応 イギリス、フランス政府や米国カリフォルニア州政府が今後、ガソリン車の販売を規制する方針を打ち出したことや、中国政府が平成 30 年以降に車メーカーに対して一定割合の EV 車の販売義務化を決定したことなどから、自動車業界は急速に EV 車の開発を進めている。</p> <p>それを受けて車載用蓄電池の試験需要も急増しているが、国内の他の試験所で困難な試験が多数あったため、平成 28 年度に JARI 等と協議した上で、民間試験所で対応出来ないものについては、NLAB で受け入れることとし、平成 28 年度は 4 社の自動車メーカーが関係する 11 件の共同試験を実施した。</p> <p>平成 29 年度は、さらにその状況が深刻化しており、継続して試験を受入れ、10 社の自動車メーカーや自動車部品メーカーが関係する試験について、31 件(平成 28 年度比約 3 倍)の共同試験を実施した。平成 30 年度も引き続き他の試験所で実施できないものについて受け入れることとする。</p> <p>なお、国土交通省所管の交通安全環境研究所、経済産業省自動車課などの関係部局に対し、NLAB の説明を行うとともに、試験などに関して協力していくことについて意見交換を行っており、NLAB が既存の試験機関では対応できない試験についての受け皿として認知されてきている。</p> <p>(注)交通安全環境研究所は国内の自動車の型式承認の審査を行っている機関であり、NLAB での立会い審査を既に実施している。</p>																				
<p>ウ 試験評価拠点をより多くの事業者を活用してもらうための普及啓発活動を実施する。また、事業者訪問を通じて要望、ニーズを把握し、試験サービスの充実、改善につなげる。</p>		<p>ウ ニーズの把握及び試験サービスの充実、改善 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●広報活動及び共同試験契約について 積極的なアウトリーチ型の広報活動の実施により、平成 28 年度は 18 社と共同試験契約を締結し、平成 29 年度は新たに 18 社と共同試験契約を締結した。</p> <p>○広報活動</p> <table border="1" data-bbox="667 1375 1608 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示会への出展</td> <td>5 回</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>寄稿、執筆</td> <td>7 回</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>見学の受入れ</td> <td>118 社・団体 130 回 約 1200 人</td> <td>133 社・団体 130 回 約 2200 人</td> </tr> <tr> <td>個社との個別相談(訪問説明)</td> <td>47 社・団体 71 回</td> <td>28 社・団体 30 回</td> </tr> <tr> <td>アウトカム調査</td> <td>14 社・団体</td> <td>11 社・団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 29 年度に共同試験契約を締結した各社の業態の内訳は以下ようになっており、平成 28 年度と比較し自動車関連企業の割合が大幅に増加している。これば、平成 28 年度は特定の試験項目について試験機関を経由した試験依頼を行っていたものが、平成 29 年度は、それ以外の試験項目について直接依頼を行ってきたためである。</p>		平成 29 年度	平成 28 年度	展示会への出展	5 回	2 回	寄稿、執筆	7 回	2 回	見学の受入れ	118 社・団体 130 回 約 1200 人	133 社・団体 130 回 約 2200 人	個社との個別相談(訪問説明)	47 社・団体 71 回	28 社・団体 30 回	アウトカム調査	14 社・団体	11 社・団体	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>NLAB では、平成 28 年度は業務開始初年度ということもあり、大人数の施設見学に対応した。大人数の業界団体見学が一段落したことから、平成 29 年度は施設見学に加え、企業等への訪問、展示会への出展等に注力し、潜在ユーザーを開拓した。その結果、産業界のニーズに基づき、これまで実施したことのない試験項目についても試験を実施し、28 年度(28 件)の 2 倍近い 54 件の試験を実施できた。さらに、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や自動車関係の認証取得等の成果を上げたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	
	平成 29 年度	平成 28 年度																				
展示会への出展	5 回	2 回																				
寄稿、執筆	7 回	2 回																				
見学の受入れ	118 社・団体 130 回 約 1200 人	133 社・団体 130 回 約 2200 人																				
個社との個別相談(訪問説明)	47 社・団体 71 回	28 社・団体 30 回																				
アウトカム調査	14 社・団体	11 社・団体																				

○共同試験契約先の属性

属性	平成 29 年度	平成 28 年度
電池メーカー	2 件	4 件
セツメーカー	3 件	7 件
自動車関連	5 件	0 件
認証機関	1 件	1 件
試験機関	3 件	4 件
その他	4 件	2 件
合計	18 件	18 件

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●アウトカム調査など結果の活用

アウトカム調査やメーカーとの個別相談において得られた、試験ニーズなどから、NLAB において今後重点的あるいは速やかに対応すべき試験分野や項目について選定し、試験実施が可能となるよう体制の整備などを検討・実施している。

具体的には、平成 29 年度に実施した個別試験 78 件のうち、設定条件を変えるなどして初めて実施した試験は 51 件である。これは、試験相談があった段階でメーカーなどとの綿密な打ち合わせとともに、NLAB において試験可能とするための技術的な検討だけでなく、安全確保対策の実施や必要な設備機器の準備なども実施したことによるものであり、これらの結果により多数の試験依頼がなされている。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●NLAB を中核とした大型蓄電池試験のワンストップ化

アウトカム調査等により、NLAB には他の試験所の情報が集約されてきている。現在、9 社の試験機関(認証試験機関を含む)と共同試験契約を締結しており、それら試験機関からは、通常は外部に公開することのない各機関が保持している試験能力に関する情報を提供されている。それらの情報は NLAB に相談された試験が、他の試験所で実施が可能であるかを判別する材料となる。そのため、NLAB に試験を相談することにより、NLAB を含め実施可能な試験機関の候補が判別出来、民間の試験機関で実施可能な試験について、速やかに紹介できる体制が整備されつつあり、今後も取組を進めていく事で、NLAB 試験希望者だけでなく、試験機関においても、ユーザー獲得につながるものとなる。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●車載用蓄電池試験のニーズ調査

急激に試験需要が沸騰している車載用蓄電池関係試験について、国内 12 社の自動車メーカー及び部品メーカーと、NLAB の試験施設の紹介と意見交換を行い、他の試験所で実施できない試験があれば実施できる旨を説明し、潜在的な車載用蓄電池試験のニーズを調査した。

さらに、試験機関に対してもその受入れ状況や今後の設備投資などについての調

			<p>査を計画・実施中であり、それらの結果から、試験需要が沸騰している自動車業界への対応を強化するための設備投資などについて検討を開始している。</p> <p>(注)自動車産業は、国内の基幹産業でもあり、その趨勢が我が国経済に与える影響は極めて大きい。NLAB としても、その政策的意義や民間試験所との関係を考慮しつつ、サポートしていく。</p> <p>●新規試験手法の開発及び普及</p> <p>メーカーからスイッチ、ヒューズ等の耐圧評価試験の依頼が増えている。</p> <p>これら試験は、蓄電池周辺の部品メーカーが蓄電池の大型化や車載用蓄電池への用途拡大のための新規部品を開発する際にニーズが高い。</p> <p>しかしながら相談のあった試験については、特殊な設備が必要であるためこれまで実施されていなかったものであるが、蓄電池の安全な利用のための信頼性確保の観点から試験実施の必要性が高まっているものの、現段階にて国内外で実施出来る試験機関がない状況となっており、信頼性の高い蓄電池システムの開発への影響が懸念されている。</p> <p>そこで、キャパシタを電圧源とし、それらを繰り返し用いる低コストな試験機構を提案し、平成 30 年度に実用化することを目標にその試験機構確立に向け検討を進めているところ。</p> <p>これにより、これまで実施出来なかった試験が実施出来ることで、新たな信頼性の高い部品市場が構築されることとなり、その成果を活用し国内装置メーカーの国際展開が行われる状況が期待出来る。</p> <p>なお、実使用に近い状況で試験の実現性が確認できれば、NLAB での試験サービスの開始とともに、試験装置メーカー等が広く使用できる状況を整備することを想定している。</p> <p>(注)現在は、ヒューズやバスバーを用いて過電流時の切断機能を持たせているが、より精度良く切断する場合にはスイッチが必須であり、精密な機器に接続するような場合にはこれが必須となりつつある。しかしながら、試験する際の電圧源に相当な規模の施設が必要となるため、現在は蓄電池を用いて実施しているが、試験により蓄電池に負荷がかかることから、安全性及び試験結果の信頼性の関係から一度限りの使用により蓄電池を廃棄する必要があり、試験サンプルの価格に比べその費用が高額なことがネックになっている。</p>		
	<p>エ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との連携を実施する。</p>		<p>エ 大型蓄電池システムに関する海外機関との連携</p> <p>平成 28 年度に締結した NDA(秘密保持契約)の下、サンディア国立研究所(SNL)と機関との間でこれまで公開できなかった試験内容までを含めた具体的な議論を行うことが可能となり、共同事業実施に向けた実質的な協議を行うことができた。一方、米国のエネルギー政策の変化などの影響から、平成 29 年 6 月に大阪で予定していた対面協議は延期になったものの、継続的な連絡によって共同事業実施によるお互いのメリットを再確認できたことで、平成 29 年 12 月の米国での対面協議を実現することができた。当該協議では、SNL から具体的な共同事業の実施内容に対する提案を受け、手順やスケジュールなどの実施計画の協議まで行うことができたことから、今後、共同事業の実施に向けた調整の作業を行っていくことで合意することができた。</p>	<p>SNL と機関との間で、共同事業の実施に向けた協議を継続的に実施しており、計画の水準を達成している。</p>	
	<p>(2) 国際標準化の取組</p>		<p>(2) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p> <p>ア 国際標準化への貢献</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>大型蓄電池産業の健全な発展には、蓄電システムの安全に関する国際標準の策定が</p>	

<p>の支援と認証基盤構築への貢献</p> <p>ア 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム(日本提案で設置))WG5(安全)の国内外委員会や、IEC/TC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会等に参加し、それぞれの国際標準化に貢献する。</p>	<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム)等への参加と規格策定への貢献</p> <p>大型蓄電池システムに関する国際標準化は、当該分野を検討しているIEC(国際電気標準会議)/TC120(第120技術委員会)[電気エネルギー貯蔵システム]/WG5(安全)に設置されたPT(プロジェクトチーム)の国際及び国内委員会に専門家(エキスパート)として参加した。</p> <p>前年度から引き続き、第3回PT国際会議(平成29年6月7～9日)をイタリアのミラノにて開催。前回会議までに検討した項目別の内容を集約したIEC 62933-5-2(系統接続用電力貯蔵システムの安全性考慮事項:電気化学的システム)のWD(作業原案)初版の内容を審議した。第4回PT国際会議(平成29年9月25～26日)はフランスのサン=ドニにて開催。続く、第5回PT国際会議(平成29年12月18～20日)はオランダのアーネムにて開催。この2回の会議における審議を経て、<u>当該WDを平成30年2月2日にCD(委員会原案)とし、IECのウェブサイトメンバー宛てに公開。各国からの意見募集の開始の段階まで至らしめた。</u></p> <p>●TC120/WG5(安全)関係(IEC62933-5-1:系統接続用電力貯蔵システムの安全性考慮事項:一般事項)</p> <p>IEC TS 62933-5-1は、平成29年4月にDTS(技術仕様書案)の投票結果文書がIECのウェブサイトから公開されたが、当該技術仕様書は、IEC62933-5-2において参照すべき文章として早期に確定させる必要があったことから、当該投票結果文書に沿った当該DTSの最終編集作業及びIECを通じた発行作業のプロセスを、速やかに終えるため、IEC/TC 120国際副幹事とWG 5国際主査との最終調整を促し、平成29年7月12日のIEC正式発行に至らしめた。</p> <p>●TC120/WG5(安全)/PT関係(IEC62933-5-2)</p> <p>平成28年4月8日に日本から国際提案し、同年5月6日に可決され、同年7月22日からスタートした、化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関するWG 5/PTにおいては、平成29年度、国内委員会10回、国際会議日本代表会合2回、及び国際会議3回に、<u>日本人プロジェクトリーダーとともに事務局として機構職員が出席し、WDの作成、これへの各国メンバー意見の実質的などりまとめ、PT国際会議における各国メンバーとの合意形成、及び平成30年2月2日付けIEC 62933-5-2のCD段階までに必要となる最終編集作業に迅速かつ中心的に対応し、当該規格開発の活動に大いに貢献した。</u></p> <p>また、経済産業省委託事業の2つのテーマのうち、機構が主として平成27年度から平成29年度まで実施していたテーマの成果である、化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムに対する安全性要求項目については、これらを着実にPTに提案したことで、IEC 62933-5-2CDの規定内容や同CDに対する日本コメントに反映させることで全ての成果を活用することができた。</p> <p>●TC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)関係</p> <p>IEC/TC120に密接に関係するTC21/SC21Aの国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会(14回開催)に参加し、規格の審議に貢献した。具体的には、TC120における新PTの活動が開始されたことから、TC120側の最新の活動内容を上記技術委員会に情報提供するとともに、TC120側にもTC21/SC21Aの規格の策定審議の情報を提供し、当該分野で相互の調整役としての役割を担った。平成30</p>	<p>必須である中、IEC/TC120(第120技術委員会)[電気エネルギー貯蔵システム]/WG5(安全)のPTにおける主査・事務局を我が国で担当し、国際標準開発の審議をリードした。具体的には、国際会議における各国のエキスパートとの調整や国際会議の運営を務め、NLABで行った検証実験を裏付けとした日本提案の規定を盛り込むなど、我が国に有利な国際標準となるように尽力した。その結果、我が国主導の規格案が平成30年2月に委員会原案(CD)まで達成したことは、我が国の蓄電池産業の発展に向けて大きく前進することであり、計画水準を大きく上回る成果である。</p>
---	--	--

			<p>年 2 月 27～28 日に東京で開催された TC21 の国際会議では TC120 側のエキスパートとして TC21 と 120 との重複を避けるため、説明資料を作成し、発表や国際的な連携に至らしめるなど、両 TC における橋渡し役として、大いに貢献した。このように、総じて TC120 と TC21/SC21A の審議領域の重複を防ぎ、互いの審議の状況を共有することで、調整／分担しながら規格作成を進められるなど、規格作成の審議等に貢献した。</p> <p>●国際規格の提案根拠とする実験の実施[JET(電気安全環境研究所)との共同事業]</p> <p>IEC62619(産業用リチウムイオン二次電池の単電池及び電池システム:安全性要求事項)に規定されている安全性試験のうち、具体的手法が記載されていない耐類焼試験方法は、経済産業省委託事業の 2 つのテーマのうちの 1 つである。このテーマは、主として JET が実施しているものの、平成 29 年度は前年度に引き続き NLAB を利用し、機構と共同で実験を行うとともに、更に IEC 62933-5-2 に提案する化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求項目の提案根拠を得るための実験も、併せて行った。これら実験は平成 29 年 10～11 月にかけて計画し、そのための打ち合わせや共同事業契約の締結等、事前準備も着実に進め、スケジュールとおり、かつ、事故なく実験を実施し、IEC62619(2nd)及び IEC62933-5-2 への提案に貢献した。</p>		
	<p>イ「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」とされている大型蓄電池システムに関して、第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を整備するため、認証機関との協力体制を構築する。</p>		<p>イ 認証機関との協力体制の構築</p> <p>●JET</p> <p>平成 29 年 2 月に IEC62619 が発行となり、蓄電池セル及びモジュールの耐類焼試験が国際規格となった。その一方で、日本国内において当該試験を実施出来る試験機関が無かったことから、機構は認証機関である JET と協力し、試験及び認証が実施可能となるよう準備を行い、認証が実施出来る状況・環境を構築した。</p> <p>このことにより、最新の国際規格による試験・認証が受けられる体制を早期に構築しただけでなく、国内蓄電池メーカーの国際展開を容易に可能な状況を確認することが出来た。</p> <p>また、認証にあたっては、JET と機構が共同で開発した“レーザー照射装置による耐類焼試験“が世界で唯一できる認証機関(JET)、試験機関(NLAB)として、その当該試験に対する優位性、信頼性を発揮できる状況を確認することができた。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月 9 日に JET は IECEE による国際的な認証結果のレポート発行及び受入れ、CBTL の登録(CB スキーム)の承認を受けたことによって、IEC62619 の国際認証が正式に可能となっている。</p> <p>●その他</p> <p>平成 29 年度、新たにドイツに本部のある認証試験機関(VDE)と共同試験契約を締結し、共同試験を実施した。これを平成 28 年度に協力関係を構築した国内の認証機関を含む 3 機関に加えることで、国内メーカーの国際展開に向けた基盤がより充実した。</p> <p>その他、米国、スイス、ドイツの認証機関から協力体制を構築したい旨の提案を受けており、どのような協力が可能かについて継続的に検討と意見交換を実施している。</p>	<p>認証機関(JET)と協力体制を構築し、その関係を活かして、IEC62619 について、最新の国際規格による試験・認証が受けられる体制を構築でき、さらにそれが国際機関に認められたことから、計画の水準を達成している。</p>	

<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、引き続き、新たな測定方法・試験手順案の作成を行う。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p>	<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、引き続き、新たな測定方法・試験手順案の作成を行う。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>(1) 国際標準化の取組への協力</p> <p>ア ファインバブルの国際標準</p>		<p>(1) 国際標準化の取組への協力</p> <p>ア 民間の業界団体への技術提供</p> <p>マイクロバブル(粒径が1μm~100μmの気泡:発生から数分で消える)の既存の画像解析法の他に、利用可能な測定原理の範囲を広げ、ユーザーの利便性を高めるため、新たにレーザー解析・散乱法並びに光遮蔽方式についても試験手順書をとりまとめ、民間の業界団体(一般社団法人ファインバブル産業会:FBIA)に提供を行った。</p> <p>また、マイクロバブルの測定方法に関して、すでに提供している実験結果の妥当性</p>	<p>新たなマイクロバブル測定の試験手順書を取りまとめて民間の業界団体に提供した。また、これまでの規格案をより信頼性の高いものにするための情報を国内審議委員会に提供しており、計画の水準を達成している。</p>	

	化を目指して、その測定方法や試験手順を取りまとめ、民間の業界団体に提供する。		を示すため、流体シミュレーションを導入することにより、実験結果に対応する理論値も合わせてまとめ、ISO TC 281(第281技術委員会)[ファインバブル技術]の国内審議委員会に提供した。シミュレーションにより、日本が提案する規格案は、より信頼性の高いものになった。	
	イ ファインバブルの国際標準化を検討している ISO /TC 281(ファインバブル技術)の国内審議委員会に対してファインバブルの測定方法等に関する技術上の情報提供を行い、国際標準原案策定に貢献する。また、バイオテクノロジー分野が有するバイオテクノロジーに関する知見も活用する。		<p>イ 国際標準原案策定への貢献</p> <p>ウルトラファインバブル(粒径1μm未満の気泡:目視不可)測定に不可欠な規格案である「測定用サンプルの作成」及び「保管・輸送方法」の妥当性を確認するために、機構を含む日英の3機関で、これら規格案に基づいて準備し輸送したウルトラファインバブルサンプルの測定を行うことにより、国際比較を実施した。これら規格案は機構で得られたデータを元に作成したものである。国際比較の結果、これら規格案が妥当であると証明された。現在、これら規格案については、国際規格案(Draft International Standard:DIS)として投票中である。</p> <p>また、マイクロバブルの測定についても、機構が国際会議において測定結果やシミュレーション結果について発表をしたことで、各国から提案されていた測定方法を分割し、それぞれの規格案にする理解を得て、機構が中心となって作成したマイクロバブルのサイズ測定方法について、新業務項目提案(New work item proposal:NP)として投票に至った。このことにより、懸案であったマイクロバブルの測定方法の国際規格化の進展に貢献をした。</p> <p>ファインバブルの個別応用規格の殺菌試験に使用する微生物の種類について、機構バイオテクノロジーセンターの知見を活用し、Working Draft(作業原案)にコメントを行ったことにより、その内容が反映され、次の段階である委員会原案(Committee Draft:CD)として投票される予定である。</p>	国際会議に参加し、測定方法の開発、技術上の情報提供にとどまらず、自ら国際標準化への取組を民間とともに実施したことにより、新たに日本から提案したマイクロバブル測定法に関する規格案のNP投票が開始されるなど国際規格化への進展に貢献しており、計画の水準を達成している。
	(2) 民間による認証体制構築の支援		<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>(2)民間による認証体制構築の支援</p> <p>●マイクロバブル発生装置の世界初の民間認証制度発足への貢献</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>機構が有する測定技術・設備を最大限に活かし、民間が進める認証制度構築を全面的に支援したことで、世界初の民間認証制度の発足につながり、日本が先行する技術であるファインバブルの市場拡大、国内企業の競争力強化に貢献したことは、計画水準を大きく</p>

<p>民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築に協力する。</p>		<p>機構は、平成 28 年度にマイクロバブルの技術移転を実施したことで、平成 29 年 4 月 24 日からマイクロバブル発生装置に関する民間の業界団体による認証制度が開始された。これにより、マイクロバブルの世界初の認証制度構築に大きく貢献した。</p> <p><u>日東精工(株)製のマイクロバブル生成装置が第 1 号として認証(平成 29 年 8 月 25 日)された。</u></p> <p><u>また、続いて、(株)サイエンス製のマイクロバブル生成装置が第 2 号として認証(平成 29 年 11 月 29 日)された。</u></p> <p>●ウルトラファインバブル発生装置の世界初の民間認証制度発足への貢献</p> <p>機構は、平成 28 年度に実施したマイクロバブルの技術移転に引き続き、平成 29 年度はウルトラファインバブルに関して以下の取り組みを行った。その結果、平成 29 年 6 月 24 日からウルトラファインバブル発生装置に関する民間の業界団体による認証制度が開始された。これにより、ウルトラファインバブルの世界初の認証制度構築に大きく貢献した。</p> <p>① 機構が有する測定技術・設備を活かし、ウルトラファインバブルの測定に関する具体的な試験手順書を作成した。当該試験手順書は、ファインバブルの業界団体である一般社団法人ファインバブル産業会(FBIA)による業界規格の作成に活用され、平成 29 年 6 月 24 日に制定された。</p> <p>② 試験手順書に基づいて実際の試験を実施する機関を選定するための基準案を作成し、FBIA に提供した。</p> <p>③ 試験機関候補先に対して機構が作成したウルトラファインバブル測定の手順書に関する技術移転を実施した。</p> <p>④ FBIA が実施した民間試験機関の測定能力に関する比較試験に対して、参照となる測定データを提供した。</p> <p>ウルトラファインバブル発生装置の認証制度が構築されることによって、ウルトラファインバブル発生装置の性能を評価することができるため、製造メーカーは自社製品の特徴や他社との差別化をユーザーにアピールすることができるようになり、ユーザーは自らの用途に合わせた発生装置を比較・検討することができるようになることが期待される。</p>	<p>上回る成果である。</p>	
<p>(3)外部との連携 外部機関との連携を実施する。</p>		<p>(3)外部との連携</p> <p>国立研究開発法人産業技術総合研究所との間で「ウルトラファインバブルを含む系での酸素を中心とした溶存ガスの評価法の確立」を目的とした共同研究について締結し、機構が開発したサンプル前処理方法等の知見を活用した依頼試験を実施した。</p>	<p>外部機関との連携を着実に実施しており、計画の水準を達成している。</p>	

<p>3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために、産業構造審議会保安分科会で承認された方針に基づき、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。具体的には、事故情報の整理・分析と経済産業省への報告、将来的な事故分析の高度化を見据えた情報システムの検討等を実施しつつ、体制の整備を行う。</p>	<p>3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために、産業構造審議会保安分科会で承認された方針に基づき、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。 具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>(1) 事故情報の整理・分析 事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報</p>		<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 (1) 事故情報の整理・分析 電気関係報告規則第2条に基づき、電気工作物設置者から経済産業省及び各産業保安監督部に提出された平成28年度発生分の電気事故情報(電気保安統計)についてマクロ分析を実施した(本マクロ分析は、平成26年度発生分まで経済産業省が実施していたが、平成27年度発生分から機構が実施。)。この分析結果は、平成28年12月に経済産業省及び機構のホームページにおいて公開するとともに、平成30年3月12日の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 電気設備の事故情報に関して、今後検討すべき課題等を抽出して経済産業省へ報告するのみならず、事故情報のマクロ分析を経済産業省から引き継ぎ、さらに個別事故情報のミクロ分析を実施した。ミクロ分析においては、製品安全業務で培った知見を活かし、重大事故全体の過半数を占める、電力供給設備以外の設備(近隣工場の電気設備等)による停電事故(波及事故)波及事故の事故発生原因をパターン化することに成功した。さらに、パターンに応じた対事故防止策について等を経済産業省、関係団体等に提言提案し、高い評価を得たことは、事故の再発防止に繋がることと期待されるものであり、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	

<p>について、経済産業省の要請に基づき、事故情報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果を経済産業省に報告する。</p>		<p>において、我が国の電気事故の現状を客観的に把握するための統計データ(電力設備別事故率の推移等)として報告した。</p> <p>また、同規則第 3 条に基づき、電気工作物設置者から経済産業省及び各産業保安監督部に提出された電気事故情報についてマイクロ分析(個別事故情報の内容に関する分析)を実施し、平成 27 年度に全国で発生した自家用電気工作物の破損等が原因による停電事故(以下「波及事故」という。)の分析結果について同委員会において報告した。本分析では、<u>全国で発生した波及事故の発生原因のパターンを3つに分類することに成功しており、3つのパターンに応じた事故防止対策等を提案している。</u></p> <p>なお、全国で発生した波及事故の原因のパターン化は初めてである。</p> <p>その他、平成 30 年 2 月 20 日、中部電気管理技術者協会主催の「平成 29 年度電気技術研修会」においても波及事故の分析結果について講演をした。</p>		
<p>(2)事故情報システムの要件検討等</p> <p>機構における事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に資するよう、平成 32 年度を目途に事故情報を活用しやすいよう整理しつつ高度な分析等の支援機能を有した事故情報データベース</p>		<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>(2)事故情報システムの要件検討等</p> <p>平成 28 年度、(1)のマイクロ分析を実施したところ、事業者から提出された事故報告書(詳報)には、経済産業省等が事故分析を行うために必要な情報が漏れているケースが散見された。機構は、事業者が詳報を作成する作業を支援する新たな仕組み(詳報作成支援システム)を構築すれば、<u>詳報の内容がより充実し、行政が事故情報の収集、整理、分析がやりやすくなる</u>とともに、<u>マイクロ分析結果もより良いものになるのではないかと考え、経済産業省の了承を得た後、速やかに当該支援システムの構築を開始した。</u>当該支援システムを構築するにあたっては、全ての産業保安監督部を訪問し、<u>詳報を事業者から受理するにあたっての困りごと(事故発生に至った経緯の確認や再発防止策の指導・助言等をする際に行政上苦慮していること)を担当者から聴取し、その内容を当該支援システムの仕様に可能な限り反映させ、年度内にプロトタイプ版を完成させた。</u>今後、平成 31 年度に本格運用できるように試験的運用を実施し、必要な改修を実施する予定。</p> <p>その他、平成 32 年度を目途に事故情報を活用しやすいよう整理しつつ高度な分析等の支援機能を有した事故情報データベースの本格運用を開始するため、「<u>詳報管理システム</u>」及び「<u>詳報公表システム</u>」の構築の検討を開始している。</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>機構は、平成 28 年度より、事業者から経済産業省に提出される電気工作物の事故情報の分析を実施しているが、分析を実施する過程において、事業者から提出される報告内容に漏れ抜けがあり、分析に必要な情報が得られないケースが散見されるという、当初想定していなかった課題を発見した。これに対し、機構は、事業者による事故報告書の作成を支援するシステム機能を持った情報(詳報作成支援システム)の構築に着手し、年度内に試運用版(プロトタイプ版)を完成させ、平成 31 年度の本格運用を目指している。想定外の課題の解決に迅速に取り組んだことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	

	<p>の本格運用を開始する。平成29年度においては、平成30年度からシステム構築を開始することができるよう、システム要件について調査・検討を行う。</p>				
	<p>(3)技術支援機関としての体制整備 産業構造審議会保安分科会において、機構は事故分析機能等を通じハード面の安全性に係る技術的検討の総合調整機能の役割を担うことが期待されたことも踏まえて、経済産業省に対する支援の検討を、電気保安に関する国内外の情報収</p>		<p>(3)技術支援機関としての体制整備 電気保安に関する技術支援業務を実施するため、関係業界団体と連携・協力して事故情報の分析や再発防止対策の検討が行えるよう、電力安全分野の関係団体等の訪問等を行い、(1)の分析結果及び(2)の支援システムの概要等を説明し、機構の取組に対する理解促進や連携・協力に向けた意見交換を実施した。 また、近年、再生可能エネルギーを中心とした新たな技術の導入や電力事業への新規参入の拡大等、電力システムに大きな環境変化が生じている。特に太陽光・風力発電設備では、暴風等による崩壊や横転といった構造上の保安対策が軽視された事故等が散見されている。こういった環境変化を見据えた電気安全の水準を維持・向上するため、平成29年8月、構造・土木分野の知見を有する専門家を配置し、経済産業省への支援を開始した(平成28年度は電力系の専門家を配置した)。 その他、経済産業省や産業保安監督部の参加者を交えた研究会や意見交換等を主催し、知識習得に努めた。</p>	<p>電気保安に関する技術支援業務を実施することを目的として、その準備を行う組織体制を整備しており、計画の水準を達成している。</p>	

	集及び電 気保安行 政を技術 的に支援 する専門 機関とし ての体制 整備を行 いつつ実 施し、順 次可能な 支援を行 う。				
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務経費(予算額、千円)	前年度比1%以上削減	27年度	—	—	5,625,555	5,569,299	—	新規に追加されるものや拡充分等は除外	
		28年度	—	—	—	5,804,825	5,746,777	新規に追加されるものや拡充分等は除外	
一般管理費(予算額、千円)	前年度比3%以上削減	27年度	—	—	1,041,324	1,010,085	—	新規に追加されるものや拡充分等は除外	
		28年度	—	—	—	1,013,609	983,200	新規に追加されるものや拡充分等は除外	
NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率	99%以上	—	—	—	—	99.8%	99.3%		
NITE-LAN システムの各種申請の処理時間	3営業日以内(繁忙期を除く)	—	—	—	—	最長3営業日	最長3営業日	繁忙期:組織変更を伴う人事異動がある時期	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
III. 業務運営の効率化に関する事項	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>全体評定:B</p> <p>業務改善の取組に関する経費目標、給与の適正化等、業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、計画を達成した。</p> <p>業務改善の取組に関する目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上削減し、給与の適正化等については、機構の平成29年度の給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数は96.7(前年度実績96.2)であり、適正な給与水準を維持した。</p> <p>また、電子起案を原則とするよう周知徹底、個別相談等の支援を行う等電子決裁の推進(実施率65.2%、前年度より20%増)や印刷枚数の提示等により見える化を行うことによるペーパーレス化の推進(前年度比19.4%(477万円)減)し、中長期的な視点で業務の効率化に取り組んだ。</p> <p>さらに、機構の基盤システムであるNITE-LANの調達においては、公共サービス改革基本方針(平成28年6月閣議決定)に基づき適宜調達を行っている。</p>
	1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務に		<p>1. 業務改善の取組に関する目標</p> <p>機構は、毎事業年度、新規に追加されるものや拡充分等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標を達成した。</p> <p>また、こうした資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシングし、外部人</p>	

<p>については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化(総額では前年度比1.3%の効率化に相当)を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。</p>	<p>材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、機構が真に担うべき事務及び事業に特化するとともに、新たに発生する業務又は業務量の増加が見込まれる業務についても、業務の効率化を図ることにより運営費交付金の増大の抑制に努めた。</p> <p>●調達等合理化計画の実行による契約の適正化のための取り組み 平成29年度調達等合理化計画については、契約監視委員会(平成29年6月23日)における了承を経て、公表(平成29年6月28日)し、以下の取り組みに努めた。</p> <p>【随意契約の妥当性確保のための取り組み】 調達等合理化計画に基づき、随意契約の妥当性の審査のために随意契約にできる事由を規程化し、契約審査委員会による随意契約可否の審査基準を明確化することで、随意契約の公募への移行(競争入札等への移行)を継続して実施した、</p> <p>契約審査委員会において、すべての案件(25件、前年度は22件)を審査し、うち1件を公募に切り換えた等適正に随意契約が行われるよう取り組んだ。</p> <p>【一者応札・応募の減少のための取り組み】 調達等合理化計画に基づき、一者応札・応募の減少のために以下の取り組みを継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報のホームページ公開等による情報提供の充実 ・ 機構ホームページから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪等の複数拠点での同時入札説明会及び入開札の実施を行う等入札参加者の利便性の向上 ・ 応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格(ランク)の緩和 ・ 入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 <p>調達件数の多い労働者派遣に関する調達について、派遣労働者の資格要件、経験及び知識を緩和するとともに、応札者が長期的観点から人材を確保しやすくするために複数年契約とするの取組を実施した結果、調達等合理化計画において指標とした、総契約数に対する一者応札の割合は54%であり、平成27年度実績(64%)以下となった。</p> <p>【調達における監査の実施】 平成28年度調達等合理化計画の自己評価及び平成29年度調達等合理化計画を契約監視委員会(平成29年6月23日)において調達の適正性を点検し、計画の円滑な実施を監視することで調達の改善を支援した。</p>	<p>2. 給与水準の適正</p> <p>人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を</p>		
2. 給与水準の適正		2. 給与水準の適正化等 人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を		

	<p>化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>		<p>行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている、国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、平成29年給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数を算出し、96.7(年齢・地域・学歴勘案、平成28年度は96.2)と国家公務員とほぼ同水準で妥当であることを確認した。</p>		
	<p>3. 業務の電子化 平成28年度に見直しを行い策定した業務・システム最適化計画に基づき、次期NITE-LANシステム(機構の共通基盤情報システム)の調達手続を開始する。これにあたっては公共サービス改革基本方</p>		<p>3. 業務の電子化</p>		

	<p>針(平成 28 年 6 月閣議決定)の手続に則って行う。</p> <p>また、電子決裁など業務の電子化の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。</p> <p>さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
	<p>ア NITE-LAN システムについては、平成 28 年度に見直しを行い策定した業務・システム最適化計画等を踏ま</p>		<p>ア 次期 NITE-LAN システムの公共サービス改革基本方針に基づく調達</p> <p>業務・システム最適化計画(平成 28 年度に見直し)等を踏まえ作成した NITE-LAN システムの仕様書について、公共サービス改革基本方針(平成 28 年 6 月閣議決定)に基づく審議を開始した。</p> <p>官民競争入札監理小委員会において、事務局と 1 ヶ月に渡り実施要項案(仕様書案を含む)の調整を事前に行い、92 項目に対して対応を行った。さらに、平成 29 年 9 月 8 日に開催された委員会で委員の先生方より指摘された 4 項目に対する確に対応し、実施要項案の承認を受けた。同年 10 月 6 日から 26 日に渡り意見招請を実施し、191 件の意見をいただき、実施要項案に反映した。</p> <p>この実施要項案を平成 29 年 12 月に開催された官民競争入札監理委員会にて審</p>		

	え、その調達を公共サービス改革基本方針(平成28年6月閣議決定)に則って推進する。		<p>議、承認を受け、平成30年1月16日に公示を実施した。</p> <p>上記に示したように公共サービス改革基本方針に則った手続きを踏まえ公平性を保ちつつ、遅延なく調達を行っている。今後としては、平成30年4月に適合証明の審査、入札・開札を行い、平成31年3月末に納入予定である。</p> <p>次期 NITE-LAN においては、ロケーションフリーの業務環境の整備や個人の web 会議環境の導入による情報共有・コミュニケーション環境が整い、機構職員がより効率的・効果的に業務を実施することが可能となる見込みである。</p>		
	イ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有するCIO補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等IT調達制度の適切な運用を行う。		<p>イ CIO 補佐官の積極的な活用</p> <p>機構での情報システムの開発・調達にあたっては、CIO 補佐官を積極的に活用し、仕様書作成の前段から相談に応じる等のサポートを行った。その結果、外部委託やシステム化の範囲等についてシステムの所管課の担当者のスキル不足を補い、適切にシステム調達に着手することができた。</p> <p>また、仕様書作成においても、CIO 補佐官による技術的な指導(技術の選定、ハードウェアの選定、調達方式の選定)だけでなく、情報化を通じた業務の効率化と情報セキュリティに対応したシステム構築の観点でも、所管課に対してアドバイス、助言、仕様書の文案作成を行うことにより、業務の効率化及び情報セキュリティ確保を徹底した。平成29年度は、特に NITE-LAN システムの調達に伴い、CIO 補佐官の持つ専門的な知識と経験を活用し、仕様書の内容の見直しや公平性の確保にあたった。</p> <p>これにより、22 回の情報システム政府調達審査会(8 システム)、80 件の仕様書審査、23 件の提案書の確認において、CIO 補佐官の受注者側の経験・知見を生かして、システム開発における工数積算に関する適切な助言を得るとともに、受注者が見てわかりやすい仕様書とするための要件の検討等についても客観的かつ専門的な視点を踏まえた助言を得て、情報システム化の対象となる業務の最適化を図るとともに、IT 調達における透明性、公平性を確保した。</p>		
	ウ 情報システムの構築・改修に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計		<p>ウ 計画的なシステム構築・改修</p> <p>機構での情報システムの構築・改修に対して、事前相談やヒアリングを通じて、システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。個別の情報システムの観点のみではなく、インフラを提供するNITE-LANシステムのライフサイクル、費用、NITE-LANシステムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達単位の提案、個別システム所管課間の調整を行う等の積極的な支援を行った。機構全体の情報システムを考慮することで、全体のシステムコストを低減させる方向に導いた。</p> <p>また、外部委託において委託先に行わせる情報セキュリティ対策等に関する要求事項について確認書の提出を求めることにより、外部委託を行う場合における確実な情報セキュリティの確保を図っている。</p> <p>情報システム政府調達審査会を8システム22回(前年度3システム7回)実施し、また</p>		

	画的に行う。		審査会以外の仕様書審査を 80 件(前年度 68 件)、提案書の確認を 23 件(前年度 18 件)、工数の積算を 27 件(前年度 16 件)行い、システム構築・改修を計画的に行った。																
	エ NITE-LAN システムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、電子決裁及び業務のペーパーレス化を推進する。	<p>・NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率(99%)</p> <p>・NITE-LAN システムの各種申請の処理時間(3 営業日以内(繁忙期を除く))</p>	<p>エ 業務の電子化</p> <p>不具合の発生を未然に防止するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行うことにより、情報システム基盤としての NITE-LAN システムの稼働率 99%以上(99.3%)を維持した。</p> <p>さらに、NITE-LAN システムの各種申請の処理時間については、複数の職員で確作業の進捗確認を行う事により、3 営業日以内の処理時間を維持した。(申請件数: 1536 件(前年度 1359 件))</p> <p>●ペーパーレス化の推進</p> <p>平成 29 年 6 月に「ペーパーレス推進月間」を展開し、ペーパーレスに対する意識を高めるとともに、具体的な取組や印刷枚数を削減するため、複合機の設定を紹介、貸与端末を用いたペーパーレス会議を奨励することにより前年度に比べ 19.4%(477 万円)の印刷経費の削減を実現した。</p> <p>●電子決裁</p> <p>決裁ルートの見直し、文書管理に関する e ラーニング(合格条件は正答率 100%、受講人数:645 名 受講率 100%)による文書の電子化についての周知徹底、電子決裁をしていない部署へのヒアリングと解決提案等に取り組み、電子決裁の推進を行った。その結果、平成 30 年度 3 月末時点で、電子決裁率(電子起案数/総起案数)は約 65%(前年度より 20%増)を達成した。</p> <p>さらに、法人文書の電子管理が促進され、文書の散在、誤廃棄を防止する効果をもたらした。今後も、各種規程改正を行い、より一層、電子決裁を促進させる予定である。</p> <p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電子 起案数</th> <th>紙 起案数</th> <th>合計 起案数</th> <th>電子 起案割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>2,595</td> <td>1,384</td> <td>3,979</td> <td>65.2%</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,748</td> <td>2,123</td> <td>3,871</td> <td>45.2%</td> </tr> </tbody> </table>		電子 起案数	紙 起案数	合計 起案数	電子 起案割合	平成 29 年度	2,595	1,384	3,979	65.2%	平成 28 年度	1,748	2,123	3,871	45.2%	<p>積極的な情報収集による予防的な対策の実施により、NITE-LAN の稼働率 99.3%と指標を達成し、機構全体の業務の安定的な遂行に寄与した。</p> <p>NITE-LAN システムの各種申請の処理時間について、3 営業日以内の指標を達成することにより、機構職員における業務の円滑な遂行に寄与した。</p>
	電子 起案数	紙 起案数	合計 起案数	電子 起案割合															
平成 29 年度	2,595	1,384	3,979	65.2%															
平成 28 年度	1,748	2,123	3,871	45.2%															

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項	Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方について検証し、経営努力により、健全な財務内容を維持す		Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 ●決算数字の有効活用等の適切な財務管理及び業務の効率的な実施による費用の低減等 月次決算数字を有効活用しながら、月次で予算執行状況の進捗を把握し、高額調達等の早期執行や業務の見直しに合わせた機構内の補正予算編成を行い、業務・予算執行の優先順位の明確化を図ることで、適正な業務・予算執行管理及び費用削減に努めた。 特に、予算執行管理については、入札における効果(予算との差額)等で新たにねん出された予算について、機構内の補正予算編成前に予約として各分野に配分し、早期執行できる仕組みを構築したことで、無駄な予算未執行を防ぎ、予算執行率99.9%(平成28年度99.5%)を実現した。 また、平成29年10月に資産管理の適正化に向けた取組方針を作成した。保有資産が多ければ多いほど管理事務・コストがかかるため、各部署において稼働状況を把握し、不要財産等がある場合には、他部署・部門等へ異動・移管等の照会を行って有効活用を促進するとともに、照会の結果、使用の見込みがない資産については、適切な処分を実施している。 ●手数料設定について 受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方については、以下の業務について、実費相当額の手数料の額に設定し、受益者に過度の負担をかけず、有効活用できる体制を整えた。 ・遺伝資源国内取得書発給業務 平成29年度から業務を開始したため、業務フローを想定し、業務予測に基づいた実費相当額を算出した手数料を設定した。 ・NLAB共同試験業務 平成28年度から始めたNLAB共同試験については、1年間の経験を踏まえ、実績に基づき、より精緻な実費相当額に手数料を見直した。	全体評定:B 適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減を行った。 その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。	

	る。 具体的には、会計処理の適正化、財務諸表の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。		<p>●会計処理の適正化及び財務諸表の作成</p> <p>「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂による会計処理の変更点について、独立行政法人向け説明会への参加や公認会計士への相談等により情報収集を行いながら、運営費交付金収益化基準の変更や財務諸表の開示内容の変更等に適正に対応した。</p> <p>また、会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間での情報共有や周知を密にし、誤った会計手続きを防ぎながら適正な会計処理を行った。</p> <p>その結果、平成29年度財務諸表を遅滞なく作成し、会計監査人の適正意見を得ることができ、機構の財務状況における信頼性を確保した。</p> <p>以上のような経営努力により、健全な財務内容を維持している。</p>	
	IV. 短期借入金 の 限度額		<p>IV. 短期借入金の限度額</p> <p>平成29年度については、短期借入金の実績なし。</p>	
	V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし		<p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>平成29年度については、該当する事案なし。</p>	
	VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし		<p>VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>平成29年度については、該当する事案なし。</p>	

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他マネジメント		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0427、0428

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
国民・社会に対する情報提供件数	450件。なお、ソーシャルメディアの活用や分野間連携を活かした情報提供にも努める。	—	—	—	443件	481件	569件	対指標 120.4%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
V. その他業務運営に関する重要事項	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<p>全体評定:A</p> <p>指標を含め事業計画の初期の目標を全て達成したことに加え、政策ニーズや社会・産業界の要請に迅速に応えるために、以下について機構の自発的な取組等により事業計画の所期の目標を上回る質的に顕著な成果を達成した。</p> <p>○法人運営の活性化に係る取組</p> <p>機構の自主的な取り組みは、総務省の法人活性化事例に関するヒアリングでも取り上げられ、特に以下の取り組みについて評価を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事による監査の積極性 ・ NITE-LAN の要件検討において、ユーザーである職員等の意見を web でのアンケート等により収集 ・ 職員の積極的な参加も含めた理事長ヒアリングの実施 ・ 中期方針の検討と策定 ・ フィージビリティ スタディの実施 ・ 部門間連携 <p>若手中心の将来性検討(技術戦略室)</p> <p>○中期方針の検討と公表</p> <p>中長期的な機構の方向性を中期方針として明文化し自ら公表したことは、計画を上回る重要な成果である。</p> <p>○広報活動推進の効果</p> <p>広報実績 542件(目標値比 120.4%) 平成29年度のアウトカムは、TV放映 192件、新聞掲載 154件等であり、広告換算</p>

					費として、推計 12 億以上(前年度比 200%)。
	<p>1. 施設及び設備に関する計画</p> <p>年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、中・長期の営繕計画を策定する。</p> <p>(施設の内容)</p> <p>工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整</p>	<p>1. 施設及び設備に関する計画</p> <p>設置後 30 年以上経過し多くの設備が耐用年数を遥かに超え、変電設備の部品故障による停電や異音、電気設備の通電不良、空調設備の腐食や漏水、建物外壁・屋上のシーリング材等の劣化が発生し、経年劣化等による故障の危険性が増していた。平成 28 年度施設整備補助金を活用して、老朽化している設備の改修を行った。平成 29 年 9 月までに着工した工事(契約済み)16 件について年度内に完了し、アスベスト処理等の年度途中の追加工事 2 件についても、契約を行い年度内に完了した。</p> <p>(平成 28 年度施設整備費補助事業:前年度 364,316 千円+632,944 千円=997,260 千円(99.73%)執行)</p> <p>これにより、基盤インフラが改修され、災害対応の強化を図り機構の業務を滞りなく実施することが可能になった。</p> <p>平成 29 年 12 月に保有する施設・設備の性能、稼働年数、不具合箇所及び過去の改修について調査を行い建築物等の長寿命化の促進、施設整備予算の推計に利用し、もって施設整備費の予算要求及び効率的な予算執行と、施設特性や経済性を踏まえた営繕管理を検討し、中長期営繕計画を平成 30 年 3 月に策定した。</p>			

<p>備 (当初予定額) 635,669 千円 (財源) 施設整備費補助金</p>										
<p>2. 組織・人事に関する計画 (1) 組織に関する計画 社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、機構内部の分野間の連携や機構外部との連携を一層推進するとともに、中長期的観点に立ち計画性を持った業務実施に努める。 具体的には、以下の取組を実施する。 ア 機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の</p>	<p>2. 組織・人事に関する計画 (1) 組織に関する計画 ア 機構内の分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進 ●機構内の連携・融合の一層の推進 新たな分野間・分野内の連携を推進するため、他分野の業務を知り、理解を深めるためのきっかけ作りとして、毎週1回ずつ計24回に渡り、イントラネットを活用した分野・支所の業務内容や保有技術等の機構内広報を行った結果、平均で全職員の約三分の二が閲覧した。また、職員へアンケートをしたところ、回答者の約四分の三が他分野の業務内容を理解し、興味を持つ契機となる等の効果が認められた。 さらに、イントラネットを活用した機構内部広報として、メディア掲載情報や受賞・表彰等各部門の最新の成果についても共有化を図っている。 ●分野間の重点連携領域の取組結果 業務担当分野だけでは対応が困難な案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。 平成29年度については、次の表に示す連携等により効率的に業務を進めている。</p>	<table border="1" data-bbox="632 1209 1644 1877"> <thead> <tr> <th>連携分野名</th> <th>連携業務名</th> <th>取組と成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「製品安全分野」、「化学物質管理分野」、「バイオテクノロジー分野」</td> <td>製品の部品、材料等と、製品事故との因果関係の究明に向けた取組</td> <td>化学物質起因が疑われる製品事故において、原因物質を特定するため、製品安全センターとバイオテクノロジーセンターで FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて分析・解析した(継続取組/平成29年度24件)。 また、化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。平成29年度は、木製棚から放散が確認された6物質のうち、ホルムアルデヒド等3物質について被害症状との因果関係を確認すべく、当該物質のリスク評価を化学物質管理センターが実施し、製品安全センターが事故原因の判断に活用した。</td> </tr> </tbody> </table>	連携分野名	連携業務名	取組と成果	「製品安全分野」、「化学物質管理分野」、「バイオテクノロジー分野」	製品の部品、材料等と、製品事故との因果関係の究明に向けた取組	化学物質起因が疑われる製品事故において、原因物質を特定するため、製品安全センターとバイオテクノロジーセンターで FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて分析・解析した(継続取組/平成29年度24件)。 また、化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。平成29年度は、木製棚から放散が確認された6物質のうち、ホルムアルデヒド等3物質について被害症状との因果関係を確認すべく、当該物質のリスク評価を化学物質管理センターが実施し、製品安全センターが事故原因の判断に活用した。	<p>複数の分野の知見を活かし、機構として対応すべき課題に効果的に対応できた。、過去に実施した分野間連携の結果として、バイオテクノロジーセンターと化学物質管理センターの連携を行い、化審法分解度試験への OECD テストガイドライン 301F(TG301F)の導入が行われることとなった。これにより、事業者のビジネスの機会増大等に繋がることが見込まれる。 (通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況) 平成28年度の主務大臣による評価で出された意見「機構の有する各分野の高度な技術的知見等を効率的に活用し、経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、分野間の連携を継続的に進めること。また、女性の活躍を促進するために必要な体制整備について検討すること。なお、フィージビリティ スタディに基づく取り組みに対する人事評価については、中長期的視点を持って行うこと。」及び有識者懇談会におけるコメント「分野間連携及び人事交流については積極的に行ってほしい。」「独立行政法人でありながらフィージビリティ スタディを行うことは極めて重要である。」を反映して、平成29年度は、以下の取組を実施した。 (1) 平成29年度も引き続き分野間連携を行うとともに、過年度に行った取組を継続的に確認し、バイオテクノロジーセンターと化学物質管理センター間の分野間連携であった「新たな分解度試験方法の化審法への導入」を継続的に確認し、アウトカム把握にも努めた。また、分野間連携において、複数の分野を経験していることは実施に有効であるから、積極的に分野間異動を行った(平成29年度中の年間の分野間異動職員は56名(前年度43名)、全職員の約14%(前年度約10%))。 (2) 女性職員の採用、登用の拡大に注力した結果、女性職員の人数・割合共に引き続き高水準(平成30年3月31日時点108名/413名26%、前年度26%)を維持し、育児休業の取得100%を維持するなど女性に働きやすい環境づくりに努めた。 (3) 平成29年度も継続してフィージビリティ スタディを実施し、年度末までに11テーマを提案・検討を開始し、8テーマについて評価を行った。若手職員を中心とした技術戦略室を中心とした取組を行うことで、新規採用及び独立行政法人 中小企業基盤整備機構との連携についてもフィージビリティ スタディを行い、各分野だけでなく機構全体の課題についても取り組みを実施し、内新規採用についての取り組みは、若手職員を中心とした採用広報プロジェクトチームとして出身大学等へのリクルート活動の実施につながった。さらに、本件に伴う人事評価を受けやすくするため、業績評価の記載方法を定め、関連した職員が評価を受けられる取組を実施した。</p>	
連携分野名	連携業務名	取組と成果								
「製品安全分野」、「化学物質管理分野」、「バイオテクノロジー分野」	製品の部品、材料等と、製品事故との因果関係の究明に向けた取組	化学物質起因が疑われる製品事故において、原因物質を特定するため、製品安全センターとバイオテクノロジーセンターで FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて分析・解析した(継続取組/平成29年度24件)。 また、化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている(継続取組)。平成29年度は、木製棚から放散が確認された6物質のうち、ホルムアルデヒド等3物質について被害症状との因果関係を確認すべく、当該物質のリスク評価を化学物質管理センターが実施し、製品安全センターが事故原因の判断に活用した。								

<p>一体的な活用を推進する。</p> <p>また、イントラを活用した各分野の成果の共有化など機構内広報を積極的に行うなど、分野・支所等の連携を活性化する取組を行う。</p> <p>なお、平成29年度は分野間の重点連携領域として以下を取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品使用、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析への取組（製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野） ・長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への 	<p>「化学物質管理分野」、「製品安全分野」</p>	<p>長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組</p>	<p>化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理センターと北陸支所が連携して、長期使用製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んだ。具体的には、樹脂シートに含まれているフタル酸エステルや VOC 成分の放散試験及び移行吸着試験の試験計画を策定し、各種試験条件を検討するための予備試験を実施した。なお、試験対象の樹脂シートは、環境省が別途に取り組んでいる排出係数設定のための試験対象品と同一のものを採用している。機構と環境省のそれぞれの試験結果を比較し、一方的な排出係数設定のための試験方法とならぬよう、試験法がどのようにあるべきかや、その試験結果の解釈方法等を検討した。</p>	
	<p>「バイオテクノロジー分野」、「適合性認定分野」</p>	<p>バイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化に向けた取組</p>	<p>バイオバンクの取組に関しては、ISO/TC276(Biotechnology)で審議されている、ISO/DIS 20387(Biotechnology - Biobanking - General requirements for biobanking)について、平成30年2月に最終国際規格案(Final Draft International Standards:FDIS)化され、バイオセンターと認定センターとで情報共有を図った。今後、バイオセンターにおいて、バイオバンクの取組に関して、認定・認証の普及、マネジメントシステムの構築等の支援について検討を行う。</p>	
	<p>「国際評価技術分野」、「バイオテクノロジー分野」</p>	<p>ファインバブルの応用に関連した国際規格化への取組</p>	<p>ファインバブルの個別応用規格の殺菌試験に使用する微生物の種類について、バイオテクノロジーセンターの知見を活用し、国際評価本部が国際規格の Working Draft（作業原案）にコメントを行ったことにより、その内容が反映され、次の段階である委員会原案（Committee Draft:CD）として投票される予定である。</p>	
<p>●過去に実施した分野間の重点連携による成果とアウトカムについて</p> <p>○新たな分解度試験方法の化審法への導入</p> <p>【背景】</p> <p>化審法では、日本各地 10 か所から集めた汚泥を培養して用いて行う分解度試験方法(TG301C)が、活性度の低下による試験不成立や、良分解性が予想される物質が分解されないなどの問題があり、事業者から改善が求められてきた。</p> <p>【取組みと成果】</p> <p>バイオテクノロジー分野は、これまで蓄積してきた微生物叢解析技術を活用して、平成26年度に汚泥の微生物構成に注目した解析方法を経済産業省に提案。</p>				

取組(化学物質管理分野、製品安全分野)・バイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化に向けた取組(バイオテクノロジー分野、適合性認定分野)・ファインバブルの応用に関連した国際規格化への取組(国際評価技術分野、バイオテクノロジー分野)等さらに、外部機関との連携を一層推進し、外部の情報、技術等の活用を図り、社会や産業界へより有効なサービスを提供する。

微生物の組成データを取得・解析し、家庭排水処理場汚泥が従来法の培養当初の汚泥と細菌構成が類似していることを見いだした

上記の結果を受けて、化学物質管理分野では、これまで蓄積してきた化審法新規化学物質の審査経験及び知見を活用し、平成 26～27 年度には経済産業省の委託事業(化学物質安全対策(化学物質の評価手法に関する調査・検討)の検討会へ委員として参加し、平成 28 年度には、関係省庁や審議会の委員に対し、積極的に家庭排水処理場汚泥を使用した試験法の有用性・妥当性を説明した。その結果、平成 29 年 6 月の 3 省合同審議会で審議され、家庭排水処理場汚泥を用いた分解度試験方法 TG301F が導入されることとなった。同ガイドラインは平成 30 年 3 月に公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行された。

【アウトカム】

家庭排水処理場汚泥を用いた分解度試験方法が平成 30 年 4 月 1 日施行された。これにより、試験不成立の問題が解消され再試験(2～3 か月)が不要となることで、事業者のビジネスの機会が増加すると共に、従来の TG301C での試験不成立回避や良分解と予想されるにもかかわらず難分解判定とされていた化学物質が、良分解性判定になる可能性が高まった。良分解性判定となった場合は、届出者においては、後続の蓄積性試験、人健康影響試験、生態影響試験が免除され、当該試験コストの削減及び試験期間が短縮されることとなり、産業界の審査にかかる負担の軽減が見込まれる。良分解判定となった場合、1 物質あたり 2,800 万円(蓄積性試験コスト約 1,000 万円、試験期間約半年、人健康影響試験コスト約 1,300 万円、試験期間約 1 年、生態影響試験コスト約 500 万円、試験期間半年。年間 10 件として 2 億 8,000 万円)の削減が見込まれる。

●機構内の分野横断的なプロジェクトチームの活動の推進

特定のミッションを達成するため、時限的に機構内の複数分野の職員が集まって活動するプロジェクトチーム(PT)を設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。平成 29 年度については、次の表に示すとおり PT の活動を実施し、それぞれ成果を得た。

連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果
全分野	一般公開イベント企画・運営のための PT	平成 29 年度に機構が主催・参加する一般公開イベントにおいて機構の役割を周知するために、PT で広報ターゲット及びコンテンツ等を検討すると共に、イベントスケジュール調整、進捗管理及びイベント当日の作業等を円滑かつ効果的に実施した。その結果、一般公開では前年度よりも3割増え、そのうち機構を知らなかった初参加者が6割以上いたが、満足度が高くイベントを機会に機構の役割を知ってもらえた。また、展示の開催期間を分散するようにしたため、職員の負担軽減も図ることができ、効率的・効果的な広報活動に繋がった。

国際評価技術分野と製品安全分野	実験準備棟建設 PT ↓ 倉庫建築 PT	<p>実験準備棟の建設において、必要となる契約手続、建設作業、申請手続等に関する情報共有、進捗管理等を行うために、実験準備棟建設 PT を平成 29 年 10 月に発足させた。</p> <p>建設仕様の検討等を行った結果、労働安全衛生改善のための倉庫の建設を平成 30 年度に優先して実施することとなり、当該 PT を倉庫建築 PT に改組し、早期建設に向けて活動しているところ。</p>
全分野	業務執行能力開発 PT(継続)	<p>機構職員が、基本的な業務執行能力を迅速に身につけるためのルールの明確化と周知徹底を行うために、入構 2 年目の職員を中心に平成 29 年 11 月に発足した。メンバーは自身の経験を基に業務執行マニュアルの見直しを行った。マニュアルを平成 30 年 4 月初旬の新規採用職員への研修資料の一部として利用する他、作成した職員自身が平成 30 年 4 月の新人研修で紹介する予定。</p>
全分野	新規採用広報 PT	<p>新規採用活動を効果的かつ効率的に行い、応募人数を増加させるために、平成 29 年 11 月に発足した。平成 30 年度採用に向け、出身大学等での機構の業務説明を順次実施中。</p>
全分野	次期 NITE-LAN システム移行 PT	<p>平成 30 年度末の機構情報基盤システム (NITE-LAN) の以降に向け、個別のシステムを意向するため、平成 29 年 12 月に発足した。以下を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各個別システムの次期 NITE-LAN への移行に関するスケジュール管理 各個別システムの次期 NITE-LAN への移行に関するスケジュール及び調達規模などに関する関係者内での円滑な情報共有

●分野内横断的 PT 等の活動推進

各分野の組織内において、課室等を越えた時限的な PT やタスクフォース(TF)を設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。平成 29 年度については、次の表に示す活動を実施し、それぞれ成果を得た。

			対象分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果		
			バイオテクノロジー分野	オープン・クローズタスクフォース	資源の共有についての検討を進めるべく、平成 28 年度のフィージビリティ スタディの結果を受け、平成 29 年 4 月に発足した。 ①アウトカム戦略の立案、②収集・提供戦略の立案、③①②を達成する体制の構築を行った。		
			適合性認定分野	APLAC/PAC 合同総会タスクフォース	平成 30 年 6 月に、京都で開催するアジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)と太平洋認定協力機構(PAC)の合同総会に向けて、準備会の進捗状況の情報共有や準備会への提案等を実施した。		
			適合性認定分野	国際規格改正対応タスクフォース	ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17025 の改正情報を共有し、機構認定センターのマネジメント、認定・申請事業者への影響等を検討し、当該 2 規格の改正案に対するコメント等を検討し、日本規格協会に設置された国内対応委員会へ提出した。		
			東北支所	イベントプロジェクトチーム	科学展示会サイエンスデー(平成 29 年 7 月)に参加。バイオテクノロジー分野の実験講師を東北支所業務課の職員が担当するなど課等を超えて横断的に取り組んだ。		
			<p>●地域の外部組織との連携強化</p> <p>支所の保有技術や地域ネットワークを活かした地域の外部組織との連携を強化し、機構の業務を周知することを目的として、産業技術連携推進会議の地域部会や分科会に働きかけを行い、7 地域(北海道、東北地域、関東・甲信越静岡、東海・北陸地域、中国地域、四国地域、九州及び総会)の地域部会に参加し、機構の情報提供を行うとともに、ニーズのヒアリング、アンケート調査等により情報収集を行った。</p> <p>また、各部センターと支所間の連絡窓口を明確化し、産業技術連携推進会議の開催情報やニーズ等の情報共有に加え、広報資料の共有や活用を全所的かつ円滑に行った。</p> <p>●分野・支所等の連携活性化</p> <p>分野・支所等の連携を活性化するため、支所の中堅職員をメンバーとした支所間連携推進会議を設置し、平成 29 年 8 月にキックオフ、同年 9 月に大阪事業所、同年 11 月に東北支所、平成 30 年 2 月に桐生の燃焼技術センターで会議を開催した。会議と合わせて施設見学や他部門が出展中の展示会への参加を行うことにより、他支所の優れた取組の横展開や、メンバーの視野の拡大を図り、連携の土台を構築すると共に、中長期視点での支所のアクションプランを策定した。</p>				
	イノベーションへの貢献や連		イノベーションへの貢献や連携等を含む中長期的な機構の方向性を踏まえ、今後のアクションプランを検討し平成 30 年度の事業計画への反映				<p>自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献</p> <p>中長期的な機構の方向性をより具体的な行動案(アクションプラン)としてとりまとめ、ま</p>

	<p>携等を含む中長期的な機構の方向性を踏まえ、今後のアクションプランを検討し平成30年度の事業計画への反映を図る。</p>	<p>●中長期的な機構の方向性を踏まえたアクションプランの策定、中期方針として明文化・公表</p> <p>平成28年度に明確化した、イノベーションへの貢献や連携等を含む中長期的な機構の方向性を踏まえ、若手・中堅職員を中心に、各分野の職員と共に、分野ごとに中長期的に達成するアクションプランの検討を行い、策定した。策定したアクションプランを平成30年度事業計画に反映させることで、実際の業務と連動させた。</p> <p>また、<u>中長期的な機構の方向性について、アクションプランの策定を通じて変更すべき点や最新の業務状況等をもとに更新、中期方針としてとりまとめ、平成30年3月に公表した。</u></p> <p>●フイージビリティ スタディの推進</p> <p><u>機構が将来を見据えて取り組むべき案件について、フイージビリティ・スタディ(FS、実現可能性調査)を行い、今後実施する業務として評価、考察を行うことを推進した。結果、年度末までに11テーマを提案・検討を開始し、8テーマについて評価を行った。</u></p> <p>新規採用及び中小機構との連携についてもFSを行い、各分野だけでなく機構全体の課題についても取り組みを実施し、内新規採用についての取り組みは、若手職員を中心にした採用広報PTとして出身大学等へのリクルート活動の実施につながった。</p>	<p>た、その策定を通じて、中期方針として明文化し自ら公表したことは、計画を上回る重要な成果。また、これらの取り組みを若手・中堅職員を中心に行うことで、今後機構の将来を担う世代に自主的に積極的に検討する意識を形成していくことができるものと見込まれる。</p> <p>機構が自らの発想により組織的にFSを実施したことは、社会・経済の変化に機構が積極的に応えていく観点で重要であり、機構内の連携強化、産業界・外部組織等とのネットワーク構築の面でもめざましい成果である。</p>
	<p>(2)人事に関する計画</p> <p>専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>	<p>(2)人事に関する計画</p>	
	<p>ア 専門分野の複層化や業務</p>	<p>●専門性を有する人材の積極的な採用や、外部機関との人事交流・連携強化の推進</p> <p>社会的要請に迅速に対応するため、高度な知識経験を有する専門家を客員調査</p>	<p>自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献</p> <p>採用活動の強化に向け、若手職員の出身大学への訪問等を開始した。</p>

経験の多様化に対応するために、多様な人材の確保や、外部機関との積極的な人事交流、能力開発研修や適正配置等を積極的に推進する。また、業務への取組に対する意識の向上を図る。

員として招へい(11名、前年度13名)するとともに、公募により専門性の高い人材を選考採用(4名、前年度7名)することで、社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用による業務の高度化を推進した。

新規職員の採用活動では、東京、大阪、名古屋、九州の全国4箇所で開催、見学会等を実施した。機構の各拠点(東京、大阪、名古屋、九州)で実施した新規採用向けの官庁訪問(一般職試験(大卒程度))には、合計約70名(前年度約180名)の訪問者があり、化学、電気等幅広い試験区分(6種類)から多様な職員を採用することができた(平成29年10月1日付採用1名、平成30年1月1日付採用1名、平成30年4月1日付採用15名の計17名採用(前年度11名))。新たな取り組みとして、平成31年度新規採用に向け、若手職員に出身大学を訪問してもらい、機構の採用で課題となっていた、機構を知る時期が遅く入構の検討が遅れてしまう点の改善を図り始めた。

また、女性職員の採用、登用の拡大に注力した結果、女性職員の人数・割合共に引き続き高水準(平成30年3月31日時点108名/413名26%、前年度26%)を維持し、女性職員の管理職登用については、11%(前年度12%)であった。

(参考:平成29年7月調査の全省庁の女性登用の割合は18.6%、本省課室長相当職で4.4%)

http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/171027_followup.pdf

さらに、人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、新たな交流先である内閣府の被災者生活支援チームや独立行政法人情報処理推進機構への出向を含め、次の組織と人事交流を実施している。

((平成30年3月31日時での人数、単位:名))

	平成29年度	平成28年度
経済産業省(本省)	出向14、受入10	出向14、受入9
経済産業省(近畿局等)	出向3、受入2	出向2、受入1
他府省	出向3、受入0	出向3、受入0
他独法	出向1、受入1	出向1、受入1

以上により幅広い視野を持った多種多様な人材によってもたらされる有形の成果以上の効果(人材育成、組織活性化等)が見込まれる。

●分野横断的な人員配置、キャリア形成

業務の適正さを確保するために定期的なジョブローテーションに努め、積極的に分野間異動を行った(平成29年度中の年間の分野間異動職員は56名(前年度43名)、全職員の約14%(前年度約10%)。これにより、職員が多様な業務経験を積むことができ、組織内のコミュニケーションの活発化、モチベーションの向上が見込まれる。また、個々の職員の適性や業務経験等を把握、適正な人員配置に反映させるため、異動希望調査の実施及び人事面談を行った(332名の人事面談を実施)。

●理事長表彰の実施

日頃の業務における行動が特に優れた職員を同僚や後輩職員が推薦し、理事長が表彰する制度である理事長表彰について7件(前年度6件)の推薦があり、選考の結果3件(前年度4件)を表彰した。これにより、業務への取組に対する意識の向上を図った。

分野間異動を積極的に行い(異動した人員の前年度比154%)、多数の分野を経験することで、俯瞰的に機構の業務を確認できる職員が増え、新しい視点で業務を検討できる効果が見込まれる。

理事長表彰は、自身の業務への明示的な評価を受けられるので、職員としては刺激になり、現在の業務実施へのモチベーションのひとつとなっている。

			<p>●キャリアパスの見直し</p> <p>平成 22 年度に作成されたキャリアパス方針にかかわらず、若手職員を除き、依然として半数強の職員はひとつのセンター等の分野しか経験していないという実態があった。機構にとって今後必要となる人材を整理し、現状を踏まえ今後必要となる人材育成のため、専門性を確保しつつも、2つ以上の専門分野を持てるようにセンター等間の異動を推奨すべく、キャリアパスの見直しを行った。<u>基本的方向として、従来のキャリアパスの考え方は継続しつつ、新たに3つのキャリアパスタイプ(タイプ1:オールラウンダー(原則推奨)、タイプ2:分野内での異動経験を積む職員、タイプ3:専門職的職員)の提示を内容とする、「機構におけるキャリアパスの考え方について」を作成し、職員向け説明会(平成 30 年 3 月)を実施した。</u></p>	
	イ 人員配置や人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映するため、人事評価を行う管理職等向けの研修を実施し、評価能力の均質化を図る。		<p>●人材育成の適切な実施</p> <p>職制の階層別実施する研修として、新規採用職員研修(平成 29 年 4 月)、新任管理職研修(平成 29 年 4 月)、主任研修(平成 30 年 1 月)、主査研修(平成 30 年 1 月)、専門官研修(平成 30 年 1 月)、既任管理職研修(平成 29 年 12~1 月)を実施し、平成 29 年度は新たに事業所のマネジメントを担当することとなった者が複数名いたため、新任支所長等研修(平成 29 年 4 月)を追加して実施した。これらの研修においては、機構の実態を踏まえたより有効な内容となるよう、内容や講師等の見直しや工夫を行い、職制ごとに必要とされる能力開発を効果的に行った。</p> <p>人事評価については、新任管理職研修にて評価制度について講義を行い、その中でハロー効果や各種傾向等、陥りやすい評価時の問題点と防止法について講義を実施した。また、既任管理職研修においても、評価や面談のグループ演習を実施し、評価能力の均質化を図った。</p>	
	ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や育児休業の取得等職員の働きやすい環境づくりに努めるとともに、職員の仕事と		<p>●ストレスチェックの実施</p> <p>労働安全衛生法に基づき、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善を目的に、ストレスチェックを平成 29 年 11 月 7 日から 21 日に実施し、産業医による全職員に対するメンタルヘルスセミナーや面談指導により職員のメンタル不調の未然防止に努めた。平成 29 年度は集団分析を課レベル 24 区分(平成 28 年度部門レベル 10 区分)で行い、より詳細に状況を把握できるようになった。</p> <p>●挨拶キャンペーン、名札運動の実施</p> <p>職員間のコミュニケーションを促進するため、衛生委員会の提案により平成 28 年度から実施している「挨拶キャンペーン」を、平成 29 年度は 5 月~7 月に実施した。管理職が率先して挨拶をすることを徹底するとともに、職員からもポスターデザインを募集する等キャンペーンの実効性の確保を行った。</p> <p>また、同時期に名札着用の協力依頼も行い、役職員間のコミュニケーション向上に繋げることで、働きやすい環境づくりに努めた。</p>	<p>自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献</p> <p>ストレスチェック結果に基づく産業医による全職員に対するメンタルヘルスセミナーや面談指導の開始によりメンタルケアに取り組んだ。</p> <p>挨拶キャンペーンや名札運動により役職員間のコミュニケーション向上に繋げることで、働きやすい環境づくりに努めた。</p> <p>さらに、既存制度の改正や各種休暇制度等の取得を推奨することで、ワークライフバランスの推進を行った。これらの活動により、役職員等が健やかで活力を持って業務に励むことのできる環境を整備している。</p>

生活の調和(ワークライフバランス)を推進するため、必要な制度等の整備を進める。

●ワークライフバランスの推進

平成 28 年度から導入したフレックスタイム制度について、1 か月単位での申告を原則としていたが、より使いやすい制度とするため、翌々月以降の業務予定が確定している場合等については、1 か月以上先の申告も可能とする運用の変更を実施した。その結果、平成 29 年度は、全常勤職員 412 名(平成 30 年 1 月 1 日現在)中 105 人(25%)取得し、前年度 76 人に比べ約 40%増加した。

また、平成 29 年 7 月 1 日～8 月 31 日の間、始業時刻、終業時刻を早めることが選択できる制度(ゆう活)を導入し、夕方以降の時間を有効に使えるようにすることにより、フレックスタイム制度と同様に仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の改善に向けた取組を行った。

さらに、育児休業、育児短時間勤務、介護休業等の取得を奨励しており、平成 29 年度は男性職員 1 名が育児休業を取得するとともに育児休業を終えた職員全員(6 名)が職場復帰を果たし、職場復帰後に育児短時間勤務制度を活用する等、ワークライフバランスの実現につながった。

	平成 29 年度	平成 28 年度
新規に自身又は配偶者が出産をした者	13 名 (女性 5 名、男性 8 名)	9 名 (女性 4 名、男性 5 名)
内、育児休業制度利用	6 名 46% (女性 5 名 100%、男性 1 名 13%)	4 名 45% (女性 4 名 100%、男性 0 名 0%)
内、育児参加のための休暇制度利用	6 名 46% (女性 0 名 0%、男性 6 名 75%)	4 名 45% (女性 0 名 0%、男性 4 名 80%)

参考(厚労省調査平成 28 年度):育児休業(女性 81.8%、男性 3.2%)、育児参加のための休暇制度利用(女性 26.7%、男性 35.9%)

参考(内閣府、「日本再興戦略 2016」):育児休業(2020 年までに男性 13%)

平成 28 年度(平成 29 年 2 月)から周知を行っている、ワークライフバランス改善を目的とした月 1 年次休暇の取得促進やプレミアムフライデー等への対応を目的とした年次休暇の取得促進の取組を行った結果、平成 29 年度は年次休暇の取得日数が 1 人当たり平均 15.3 日(前年度 14.5 日)に増加した。

平成 29 年度については、該当する事案なし。

3. 積立金の処分に関する事項
当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、そ

	<p>の額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。</p>				
	<p>4. その他機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制 機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に</p>		<p>4. その他機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制</p>		

<p>機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。</p> <p>万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
<p>ア ICT(※)への対応を含めリスク評価と対応及び内部統制を推進する。また、内部統制におけ</p>		<p>ア リスク評価と対応及び内部統制の推進並びに独立的・中立的モニタリングの実施</p> <p>●内部統制の推進</p> <p>平成28年度に見直しを行ったICTへの対応を含むリスク評価と対応及び内部統制の仕組みを定着させるため、全役職員向けの説明会(平成29年10月11日と17日の2回)及び階層別研修における講義(前任管理職研修平成29年12月21日、1月19日の2回、新任専門官研修平成30年1月11日の1回)を行うとともに、責任者及び管理者の意識、実態調査を踏まえ、内部統制・リスク管理委員会(平成29年12月13日と平成30年3月5日の2回)において改善策を検討し、新たな取組に繋げている。また、リスク管理シートにおけるリスクの大きさ、頻度等をリスク評価指標として</p>	<p>内部統制において、職員等の理解や意識の向上を図り、PDCAを適切に回し、内部統制が有効に機能するよう努めている。</p> <p>監査について、初の試みであった監事監査報告会(各分野毎)は監事監査等の監事の役割や内部統制に対する理解・意識を高める効果があった。</p>	

<p>る独立的・中立的モニタリングとして、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。</p> <p>(※ ICT: Information and Communications Technology (情報通信技術)のこと。)</p>		<p>設定すると共に、全所的に設定したリスク評価指標の見直しを行い、課室のみならず、部門内、機構全体のリスク評価の効率化、可視化を図り、リスク低減活動に反映できるようになった。</p> <p>これらの取組により、職員等の理解や意識の向上を図り、PDCA を適切に回し、内部統制が有効に機能するよう努めている。</p> <p>●各種監査の実施又は外部監査への対応</p> <p>内部統制意識の向上につながる事が期待されるため、初めて監事監査報告会(各分野)を開催し、監事監査に直接対応しない職員を中心に監事とのコミュニケーションを深めるとともに監事監査について啓発を図った。</p> <p>内部統制における独立的・中立的モニタリングとしての内部監査、会計監査人監査、情報セキュリティ監査、監事監査補助及び契約監視委員会運営等を通じて、機構の内部統制活動における C(チェック)を行い、その結果をもとに PDCA サイクルを回し改善の A(アクション)につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事監査及び支所視察 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 期末監事監査実施(平成 29 年 5 月 9 日～6 月 2 日) ➢ 支所視察実施(平成 29 年 7 月 11 日～11 月 27 日) ➢ 期中監事監査実施(平成 29 年 11 月 17 日～12 月 15 日) ・内部監査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 期末内部監査実施(平成 29 年 5 月 10 日～6 月 15 日)(本所、バイオ木更津) ➢ 監査報告(平成 29 年 7 月 19 日) ➢ 平成 29 年度期中内部監査実施(平成 29 年 10 月 2 日～11 月 2 日)(支所、バイオ木更津、大阪)。 ・会計監査人監査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財務諸表決算監査(平成 29 年 5 月 10 日～6 月 2 日) ➢ 監査報告(平成 29 年 6 月 6 日)(無限定適正意見) ・会計検査院対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実地検査対応(①平成 29 年 6 月 16 日上席特別検査対応、②平成 29 年 6 月 6 日～7 日本所、③平成 29 年 11 月 27 日～12 月 1 日バイオ木更津、④平成 30 年 1 月 9 日から 12 日大阪事業所、⑤平成 30 年 1 月 30 日～2 月 2 日本所)、H28 年度決算検査報告説明会(平成 29 年 12 月 13 日) ・情報セキュリティ監査 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査実施(平成 29 年 11 月 8 日～12 月 13 日) ➢ 監査報告(平成 30 年 1 月 16 日) <p>●監事連絡会の支援</p> <p>平成 29 年度は当機構が属する独立行政法人等監事連絡会第 8 部会の世話人を当機構監事が担当したため、当機構での第 8 部会の円滑な開催事務に努め、監事連絡会及び第 8 部会の目的である監事機能の強化を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事連絡会第 8 部会 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成 29 年 9 月 20 日 機構本所にて開催(情報交換、総務省副監理官による講演、施設見学) 	
---	--	--	--

イ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。		<p>イ 法令等の改正情報の適時確認による法令遵守</p> <p>平成 27 年度から、法令改正の際に通知を行う(法令改正アラート)事業者と契約し、機構の業務に係る法令改正が行われた際には、いち早く情報を入手し、関係部署に連絡できる体制を適切に運用している。</p> <p>本所及び各支所が事業所として実施すべき法令等に基づく官庁・地方自治体等への届出・報告・申請等の漏れをなくすべく、法令等に基づく届出・報告・申請等の一覧表を作成し、法改正等必要に応じ一覧表の見直しを図っている。また、この一覧表に記載されている届出・報告・申請等を行った場合は、行った部署に適宜その行った日付と起案の文書番号を記載して、届出・報告・申請等に漏れがないか、組織統一的にチェックできるしくみを構築している。その結果、平成 29 年度において、法令等に基づく届出・報告・申請等を遅滞なくすべて実施することができ、法令遵守に対する職員の意識を向上させることができた。</p> <p>平成 29 年度においては、法令等に定められている公表事項について、マネジメント分野に関するものを中心に整理し、機構ホームページにおいて公表すべきものとして、一覧表を作成し、内部規程に取り込んだ。これにより、法令等に基づき、公表しなければならない情報についても、確実に公表漏れを防止する仕組みを構築した。</p> <p>また、法令等に基づき定めた内部規程についても、規程等遵守確認月間(後段エにて詳述)において、内容を洗い出すことにより、内規に対するコンプライアンスの徹底を図った。</p>	
ウ 理事長・理事と各センター等所長等との間で事業方針・内容等について日常的な議論と共有を確保するため、運営会議(各センター等の次長以上の幹部会)、理事長ヒアリング(理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議)等を定期的開催す		<p>ウ 理事長・理事と各センター等所長等との間で事業方針・内容等について日常的な議論を行い、また、情報を共有するため、運営会議、理事長ヒアリング等を定期的開催</p> <p>組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会を 8 回実施した。組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を行うために、日常的な議論の場として<u>理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議を原則として毎週開催した(計 41 回)</u>。さらに、平成 29 年度からの新しい取組として事業計画に記載された評価指標を定期的に報告することで、業務の進捗状況を常に確認でき、指標達成に向けて柔軟な対策が行える体制を整えた。</p> <p>また、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献(アウトカム)についての集中的な議論を行う場として、<u>分野ごとに理事長ヒアリングを開催した(43 回)</u>。このヒアリングは、支所等ともテレビ会議を接続し、全職員に公開する形で実施するとともに、平成 29 年度から全職員の業務実績とアウトカムに対する意識を向上させるため、原則として所属分野の理事長ヒアリングには積極的に出席するよう強く働きかけを行っている。会議資料や会議メモを機構内のイントラネットを通じて迅速に共有した。</p> <p>さらに、支所における業務や問題点を把握、改善する場として、業務を支所長との支所長会議及び支所長連絡会議を実施(計 3 回)した他、役員は各支所を訪問し、現場におけるより日常的な問題点等の議論を行った。</p> <p>これにより、経営陣や計画策定部署のみならず全職員が機構の組織目標、実施計画、評価等の共有を図ることに加えて、事業の世の中への貢献を改めて認識するができ、法人運営をより適切に実施できるようになった。</p>	<p>自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献</p> <p>機構の方針検討をする場である理事長ヒアリングにおいて、テレビ会議等を利用して職員等の参加を促すことで、役職員がより自身の問題として機構の運営を検討することにつながられた</p>

	る。				
	エ 年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーション向上に努める。		<p>エ 事業計画案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたり、外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーションを向上</p> <p>平成30年度の年度目標の策定において、経済産業省の独立行政法人への新たなガバナンス強化方針として「基幹目標とその定量的アウトカム指標の設定」及び「経営に関する有識者による経営的な観点からの目標設定、評価の段階において意見・助言を受ける仕組み」が出された。この方針に対し、経済産業省 NITE 室の指示のもと、機構において各分野の基幹目標及びアウトカム指標に資する情報の検討を行い(18回)、経済産業省へ提供を実施した。今後、平成30年度の事業実施段階において四半期ごとに経営に関する有識者による意見・助言を受けることで、より適正な機構運営を進める予定。</p> <p>なお、平成29年度においては、平成29年12月、平成30年1月、平成30年3月に機構の役員及び各事業の長が経営に関する有識者へ直接面談し、年度目標及び事業計画に関してアドバイスを受けるだけでなく、平成30年度の業務実施についての各分野において注力すべきことや成果の進捗を測る管理手法等についての議論を前倒しで実施した。</p> <p>また、当該経済産業省による年度目標に則し、各分野の業務上関係の深い経済産業省政策担当課と調整し、理事長ヒアリングの実施(6分野でそれぞれ1~2回計13回)とその結果を反映した事業計画案を外部有識者委員で構成される評価・計画諮問会議に諮ることで、第三者視点を反映した適切な平成30年度の事業計画を策定した(平成30年3月30日経済産業大臣認可)。</p> <p>一方、平成28年度業務実績・自己評価の作成では、各分野において、各分野の業務上関係の深い経済産業省政策担当課と調整し、理事長ヒアリングの実施(6分野でそれぞれ前年度中に中間1回当該年度で1回の計12回)とその結果を反映した案を外部有識者で構成される評価・計画諮問会議に諮ることで、第三者視点を反映した適切な業務実績・自己評価書を作成することができた。その業務実績の結果を基に機構内部の予算編成に重み付けをし、予算における各分野のインセンティブになる仕組みを構築することで、職員のモチベーションの向上にも繋げた。(ウ及びエで記載の会議を合わせ計97回、前年度84回)</p> <p>なお、この一連の作業において、各分野において「機構業務による社会・経済への具体的な貢献(アウトカム)」をより一層意識した計画・業務管理を確立するために、分野ごとに経営陣と各2~3回の議論を重ねて検討するとともに、業務実績や成果については、運営会議等において随時報告を行い、関係資料やトピックス等については積極的にイントラネットへ掲載する等機構内へ共有を図り、職員に対してアウトカムの重要性についての認識を向上させた。</p>		
	オ 基本理念と行動指針を念頭に置き、機構内の各組織による自発的な自		<p>オ 自発的な取組を通じたリスク管理や内部統制の推進</p> <p>内部統制強化の一環として、自発的な自己点検・業務棚卸し等を目的とした全役職員参加型の業務月間を設定(8件。内3件は平成29年度から新規開始)し、実施した。</p> <p>○<u>規程等遵守確認月間(4月、平成29年度から開始)</u></p> <p>4月は事業年度の始まりであり、新たに管理職として着任する職員や今までと異なる</p>	<p>自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献</p> <p>自己点検。棚卸し等を月間化することで、年度末に集中しがちであった研修・確認作業を分割することができ、個々の作業に集中して取り込むことができるようになった。</p> <p>企画管理部等のアクションプログラムと内部監査の連携によりリスク管理や内部統制の有効性が向上し、平成29年度期中内部監査においては、前年度同時期に13件あった指摘事項において適切な対応を行い、フォローアップ監査では同等案件において不備は</p>	

<p>己点検、棚卸し等の取組を通じて、リスク管理や内部統制を推進する。</p>		<p>業務に就く職員など人事異動が多いことから、自らの責任や役割を把握していない、担当者が明確でないことで、規程等が遵守されないおそれがあり、リスクの顕在化や業務の非効率化を招く可能性がある。</p> <p>そのことから、規程等における責任者等の役割を再確認し、各職員がそれぞれの役割を認識することで、規程等を遵守するとともに、業務の効率的・効果的な実施を可能とするため、規程における各部署で誰がどのような役割であるかを確認するとともに、部署内に周知徹底を図る。確認後は、規程等を遵守し、業務を行った。</p> <p>規程等遵守確認月間後も管理職や担当者の異動の際には、各部署で役割を確認し、規程等を遵守しながら業務を行った。</p> <p>○文書管理月間(5月)</p> <p>平成28年度の自己点検及び内部監査で見受けられた不適切事項の是正措置を、文書管理月間(平成29年5月)にて全所的に取り組み、文書管理の適正化を推進した。また、平成29年度自己点検を実施し、文書管理に関して内部統制(再点検、規程類見直し、職員の意識付け等)が推進された。</p> <p>○ペーパーレス推進月間(6月、平成29年度から開始)</p> <p>ペーパーレスに対する意識を高めるとともに、具体的な取組や印刷枚数を削減するため複合機の設定を紹介、貸与端末を用いたペーパーレス会議を奨励することにより前年度に比べ19.4%(477万円)の印刷経費の削減を実現した。(再掲)</p> <p>○業務棚卸月間(9月、平成29年度から開始)</p> <p>平成28年度の地方支所等の監査結果「H28期中内部監査フォローアップ事項等一覧表」に加え、本所の「内部監査報告書」に記載された改善提案等を参考に、改善すべき事例が発生していないかの自己点検等の実施をおこなった。</p> <p>① 規程管理部署からの「内部監査報告書」及び改善提案等の周知 ② 規程管理部署の改善提案を盛り込んだ周知資料を基に契約事務、情報セキュリティの自己点検の実施</p> <p>○業務改善月間(10月)</p> <p>リスク管理・内部統制に関する全役職員向けの説明会(2回)及び階層別研修における講義(2回)を行うとともに、内部統制推進責任者及びリスク管理者の意識、実態調査を実施した。</p> <p>○情報セキュリティ月間(10月)</p> <p>役職員に情報セキュリティ確保に関する意識の啓発を行うとともに、「情報セキュリティ等に関して日頃より留意いただきたい事項」(チェックシート)を添付し、役職員の自発的な情報セキュリティ等の確保対策の実施を促した。</p> <p>○契約適正化月間(12月)</p> <p>平成29年度の契約の自己点検を行い、適切に契約手続が行われていることを確認した。</p> <p>○資産管理適正化月間(12月、平成29年度から開始)</p> <p>平成29年度の資産・物品の自己点検を行い、適切に資産・物品が管理されていることを確認した。</p>	<p>指摘されなかった。</p>
---	--	---	------------------

●リスク管理・内部統制委員会の実施

平成 28 年度より策定を始めたリスク管理シートへのリスク評価指標の導入を行うとともに、各課室におけるリスク管理シートを用いた棚卸し、自己点検を推進することにより、情報セキュリティ、法人文書管理、契約・資産の適正化も含めた組織横断的なリスク管理が行える体制を整えた。棚卸しや自己点検の結果は、内部統制・リスク管理委員会(平成 29 年 12 月 13 日と平成 30 年 3 月 5 日の 2 回)において改善策を検討し、新たな取組に繋げている。

(2) 情報セキュリティ対策

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成 29 年度は重点的に次の対策に取り組む。

①サイバーセキュリティ基本法(平成 28 年 4 月 22 日改正)によるサイバーセキュリティに対する行政機関等の総合的強化

(2) 情報セキュリティ対策

<p>のための対策を受けて、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が行うサイバーセキュリティ対策を強化するための監査等への対応を行うとともに、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策など必要に応じて機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p>	<p>② 国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合やNISC（内閣サイバーセキュリティ</p>			
--	---	--	--	--

	<p>センター)から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったときなどにおいては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行うなど、役職員(派遣職員、外部調査員等を含む)の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
	<p>ア 経済産業省・関係機関情報</p>		<p>ア セキュリティに関する情報収集及び対策の強化 経済産業省等関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、標的型メールの情報(278件)や標的型攻撃メール対策として導入した機器からの情報(957件)を</p>		

<p>セキュリティ連絡会議、NISC 等と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。また、NISC が行う監査等に対応し、必要に応じて機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。</p> <p>さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバーセキュリティ対策ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。</p>		<p>活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント(標的型メールによる情報搾取等)の発生を未然に防止した。</p> <p>また、外部から提供された機構に対する不正通信情報(31 件)に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適正に対処した。</p> <p>監査等への対応としては、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン(平成 28 年 10 月 7 日サイバーセキュリティ対策推進会議決定)に基づき、「高度サイバー攻撃の標的とされる蓋然性が高い業務領域」の特定を実施した。</p> <p>さらに、従前より行っている 24 時間 365 日の不正侵入検知や Web アプリケーションの脆弱性を利用した攻撃の防御サービスに対して、イベント検知時の解析を容易にし、解析コストを低減するため平成 29 年 11 月に機能強化を行い、取得できる情報の高度化を図った。</p> <p>主として可搬記録媒体に関する内部規律を高めるため、USB メモリや SD カードを含む可搬記録媒体の取扱い方策の改善等を主な目的として情報セキュリティ実施要領の改正を行った(平成 29 年 10 月 17 日付け施行)。また、政府機関等の情報セキュリティ対策のための政府統一基準が改正されたことを受けて、機構の情報セキュリティ関係規程等の改正を行った(平成 30 年 4 月 1 日付け施行)。</p>	
--	--	---	--

<p>イ 情報セキュリティに関する e ラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。</p> <p>また、トラブルの発生などにも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練の実施によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。</p>		<p>イ 情報セキュリティに関する意識の向上</p> <p>情報セキュリティ教育については、平成 29 年 10 月 3 日から 11 月末までの 2 ヶ月間、全職員を対象として e ラーニング研修及び自己点検を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト(合格条件は正答率 80%以上)を義務づけた。標的型攻撃メールについては 3 回の訓練を行うとともに、情報セキュリティインシデントの事後対策として公開情報の内容が改変された際の連絡・サーバ停止のための訓練等も行った。</p> <p>また、有識者による講演会を、平成 29 年 8 月 1 日(参加登録者 163 名)、平成 29 年 10 月 23 日(参加登録者 135 名)、平成 30 年 2 月 7 日(参加登録者 114 名)の 3 回実施した。</p> <p>研修や講演会等においては、情報セキュリティに関する正しい知識と標的型攻撃メールやランサムウェアによる攻撃等、最近の情報セキュリティに関わる動向を取り上げた。平成 28 年度に開催した際の開催後アンケート結果や直前の講演会開催後のアンケート結果を参考にして、職員にとって関心が高い分野を含む講演や形式となるよう改善を行うとともに、直近にイントラで機構内役職員に周知した情報セキュリティに関する内容を含ませることにより、最新の情報セキュリティ対策に課する知識や注意事項への理解がより深まるよう工夫を行った。</p> <p>平成 29 年 10 月を情報セキュリティ月間とし、情報セキュリティの確保にあたって役職員が日常的に留意すべきポイントや日頃の情報セキュリティ対策の実施状況に対する自発的な確認を促す等により、情報セキュリティに対する意識のさらなる向上を図った(再掲)。</p> <p>標的型攻撃メール訓練については、より実践的な形に近づけるため抜き打ちで実施するとともに、送付元の名前を実在の人物に似せる、常勤・非常勤等職員の属性によりセキュリティ意識が異なることに対応して標的メールの内容を変える等工夫して実施することで、職員の練度を高め、機構全体としての情報セキュリティの維持・向上を図った(年間で 3 回実施)。また、添付ファイルを開封した場合でも、情報システム課や情報統括官室への連絡が重要であることの周知を図った(未連絡率は第 1 回 18.0%、第 2 回は 12.5%、第 3 回は 29.8%)。</p> <p>公開サーバ緊急連絡訓練を平成 29 年 11 月に実施し、機構の公開システムからセンターごとに選定した各システムに対して、改ざん等のインシデントが発生した際に緊急連絡が計画とおり適切に行えることを確認した。またトラブルの発生にも踏み込んだ対応に関する机上演習として情報セキュリティインシデント対応演習(対象者 19 名)を平成 30 年 2 月に実施した。</p> <p>さらに、機構の公開システムについては、定期的な情報セキュリティ診断を実施して、診断結果に基づき、セキュリティ対策を行った。</p>	
<p>(3) 情報公開・個人情報保護</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に</p>		<p>(3) 情報公開・個人情報保護</p>	

	<p>関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては理解度に合わせ、eラーニング等による更なる指導を実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
	ア 独立行政法人等		<p>ア 情報公開法に基づく適切な対応及び電子起案の活用 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求</p>		

<p>の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定について電子起案を活用し迅速に行う。</p>		<p>があった場合には、請求者に電子メールで連絡を取り、請求者との円滑な対応、開示手続きを実施した。平成 29 年 3 月末時点で 23 件の請求請求がなされ、すべて文書の開示決定まで終了している。</p> <p>なお、開示・不開示決定については、電子起案を活用し迅速に行い、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 10 条に基づく開示決定等の期限(開示請求があった日から 30 日以内)を超過したものはない。</p> <table border="1" data-bbox="736 380 1427 516"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報公開請求数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>		情報公開請求数	平成 29 年度	23	平成 28 年度	26	
	情報公開請求数								
平成 29 年度	23								
平成 28 年度	26								

<p>イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に</p>		<p>イ 個人情報保護法に基づく個人情報ファイル簿の適切な作成、公開等</p> <p>●個人情報ファイル簿の作成</p> <p>独立行政法人等個人情報保護法の改正(平成 29 年 5 月施行)に伴い、個人情報保護管理規程の改正(同年 5 月)を行い、新たに新規規程(非識別加工情報等取扱規程、非識別加工情報利用手数料規程)の制定を行い、法律改正に対応した。法施行までの短い期間に迅速に対応し。機構内説明会を実施し職員等への理解を得た上で新様式の個人情報ファイル簿を作成し、HP で公開した。</p> <p>また、法律に従い平成 30 年 2 月に個人情報ファイル簿に関する非識別加工情報の募集を行った。</p> <table border="1" data-bbox="712 1157 1463 1293"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人情報ファイル簿数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>●マイナンバーの管理</p> <p>平成 29 年度までに取得した事故調査員や委員会委員等のマイナンバー(全 257 件)について、専用事務室において適切に保管・管理している。</p> <p>また、役職員及びその扶養親族の特定個人情報(マイナンバー)約 1,100 人分について、人事異動に伴う追加収集、退職者の特定個人情報の破棄を行うとともに、安全管理措置を考慮して適正に管理を行っている。</p>		個人情報ファイル簿数	平成 29 年度	18	平成 28 年度	21	
	個人情報ファイル簿数								
平成 29 年度	18								
平成 28 年度	21								

	取り扱う。				
	ウ 情報公開及び個人情報保護に関して役職員への個人情報保護に関しては理解度に合わせ、eラーニング等による研修を実施する。		ウ 情報公開及び個人情報保護に関するeラーニング、新人研修の実施 機構全職員に対して e ラーニングを受講させ、個人情報保護に関する基礎的な知識を習得し、理解を浸透させるために理解度テスト(合格条件は正答率 80%以上)を義務づけた。eラーニングを平成 29 年 10 月 3 日から 11 月 30 日までの間行った。受講対象職員の全員が受講を完了し、修了テストにおいては、設問ごとの正答率の平均が 9 割を超えた。		
	(4) 保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。 具体的には、以下の取組を実施する。		(4) 保有資産、環境保全		

<p>ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p>			<p>ア 機構が保有する資産の適切な管理と各資産の保有の必要性の厳正な検証</p> <p>資産管理の関連規程を改正し、資産の取得・保管・処分等の手続きをより明確化することで、資産の管理体制を強化し、適切な管理を行うために、資産の業務フローを作成し、資産の取得から廃棄までの一連の手続きの流れを分かりやすくし、業務の見える化を行った。</p> <p>現場資産担当者を明確化し、各部門及び従たる事業所毎に部門及び事業所毎の情報を現場資産担当者及び各管理者が一元管理出来るようにした。資産管理について、耐用年数、財源や帳簿価額等を考慮し、各資産の保有の必要性について厳正に検証し、適切な管理を実施した。</p> <p>資産の登録や異動情報をできるだけ早くシステム登録することにより、速やかに正しいラベル貼付ができるようにした。</p> <p>平成 29 年 10 月に資産管理の適正化に向けた取組方針を作成し、現場資産担当者及び管理者に対して適正な資産管理における実務的な手続き・統制等について集中的に研修を行い、周知徹底を図った。平成 29 年 12 月を資産等管理適正化月間とし、機構全体に資産等の適正な管理について周知徹底を図った(再掲)。</p> <p>オペレーティングリース及び無償借受資産についての取扱いを規程上明確にし、オペレーティングリース及び無償借受資産を適正に管理するために台帳登録した。</p>		
<p>イ 知的財産権について、登録等の必要性を検証するとともにすでに保有するものについても必要に応じて保有の必要性を検証するなど適正な管理を行う。</p>			<p>イ 知的財産権の適正な管理</p> <p>特許及び商標について、その更新時期に当たるものについて、その必要性を検証し、特許 2 件、商標 1 件、図形商標 1 件について更新しないことを決定した。</p> <p>平成 29 年度は、4 件の職務発明の認定、3 件の特許出願の手続きを行った。</p> <p>また、機構の知財ポリシーの制定から 13 年が経過し、現状と合わなくなっていることから、知財ポリシーの改正を行った。</p>		
<p>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行</p>			<p>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標 100%の達成</p> <p>「環境物品の調達の推進を図るための方針」を策定し、運営会議(理事長をはじめ理事、各分野の長が参加)や関係者へのメール及び契約適正化月間を通じて周知徹底を図り、対象物品 205 品目のうち製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目において調達目標の 100%を達成した。</p>		

	<p>う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。</p>			
	<p>(5)安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、職員の安全を確保する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>		<p>(5)安全管理、災害対策</p>	
	<p>ア 必要な施設の営繕を適切に行う。</p>		<p>ア 必要な施設の営繕の適切な実施 設置後30年以上経過し多くの設備が耐用年数を遥かに超え、変電設備の部品故障による停電や異音、電気設備の通電不良、空調設備の腐食や漏水、建物外壁・屋上のシーリング材等の劣化が発生し、経年劣化等による故障の危険性が増していた。平成28年度施設整備補助金を活用して、老朽化している設備の改修を行った。平成29年9月までに着工した工事(契約済み)16件について年度内に完了し、アスベスト処理等の年度途中の追加工事2件についても、契約を行い年度内に完了した。 (平成28年度施設整備費補助事業:前年度364,316千円+632,944千円=997,260千円(99.73%)執行) これにより、基盤インフラが改修され、災害対応の強化を図り機構の業務を滞りなく実施することが可能になった(再掲)。</p>	

			このほか、保有する施設・設備の性能や稼働年数について、平成 29 年 12 月に調査を行い、中長期営繕計画を平成 30 年 3 月に策定した(再掲)。	
	イ 職員等から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。		<p>イ 職員からのヒヤリ・ハット情報収集による、大きな事故に至る前の事故予防</p> <p>ヒヤリ・ハット情報収集については、労働安全衛生法に基づく衛生委員会での事例研究や大阪事業所の新たに行われる蓄電池の試験業務の実施に伴う情報等を収集し、衛生委員会や運営会議(理事長をはじめ理事、各分野の長が参加)等で機構全体に周知を行い、機構職員の意識づけや対策を行う体制を構築することで、事故の未然防止を推進した。</p>	
	ウ 防災訓練を実施するとともに、毎年実施される政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、職員の防災への意識向上と、緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。		<p>ウ 防災訓練の実施及び政府総合防災訓練への参加</p> <p>職員の防災への意識を向上させ、災害対策を強化するため、消防計画、災害対策規程等を見直して、より実践的なものに変更した。</p> <p>防災訓練(避難訓練)を平成 29 年 10 月 24 日に実施し、政府(内閣府・気象庁)主導の津波防災の日に係る全国訓練(平成 29 年 11 月 1 日)に参加した。また、新たな試みとして、平成 20 年 2 月 27 日早朝に非常参集、災害対策本部立ち上げ訓練を実施し、職員の防災への意識向上と、緊急時における役割把握、災害時の被害縮小化の取組みを実現させた。訓練の一環として、訓練参加職員の在勤地から住居の距離に応じた緊急出勤を行い、チェックシートによる施設・設備の点検、初動対応マニュアルに則した災害対策本部の設営及び災害対策本部会合の準備訓練を行った。</p> <p>更に、非常時に備え、本所の停電対応工事(GC 回路増設)及び支所等の停電対応等の整備方針を策定することで、災害時の被害縮小化に必要なインフラ整備を図った。</p> <p>また、事業所ごとに発災後の対応を定めた初動対応マニュアルを検討し、素案をまとめた。このマニュアルを上記の非常参集訓練に活用した。</p>	
	(6) 広報、情報提供の推進 機構の各分野の業務活動の成果を、広く国民・社	・国民・社会に対する情報提供件数(450 件。なお、ソーシャルメディアの活用や分野間連携を活	<p>(6) 広報、情報提供の推進</p> <p><u>広報実績 542 件(目標値比 120.4%)</u> <u>平成 29 年度のアウトカムは、TV 放映 192 件、新聞掲載 154 件等であり、広告換算費として、推計 12 億以上(前年度比 200%)。</u></p>	<p>自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献</p> <p>メディアへの情報提供 244 件(内、プレスリリース 22 件)、展示会等への出展 29 件、NITE 講座等の主催 43 件、学生、市民、事業者への講演・寄稿 226 件等の計 542 件を実施し、指標も含め計画を大幅に越えて達成した(目標指標比 120.4%)。</p> <p>YouTube における NITE チャンネルの本格実施や Twitter の開始等でソーシャルメディアへの新たな取組を積極的に実施した。平成 29 年度、YouTube では動画を 174 本公開した結果、総閲覧数 434,981 回(1,195 回/日、前年度 1~3 月の総閲覧数 2,372 回:</p>

	<p>会が活用できるように、わかりやすさに配慮しつつ情報提供を推進する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>	<p>かした情報提供にも努める。)</p>		<p>約 40 回/日)であった。また、平成 29 年 11 月から始めた Twitter では 112 ツイートを行った結果、総閲覧数 217, 281 回(約 1,650 回/日)であった。</p> <p>これにより、国民への機構の認知や国民の安全に関わる情報提供などを広く行うことができた。</p> <p>積極的な情報提供の結果、広告換算費として、推計 12 億円以上であり、前年度比 200%と大きなアウトカムを得られた。</p>																																								
	<p>ア 記者会見等を効果的に行いつつ、最新情報を適時に発信する。また、パンフレット・リーフレットの配布、機構施設の一般公開、小中高及び大学生に向けた教育・情報提供、市民講座、施設見学や報告会等の取組を実施するなどの手法による情報提供を推進する。</p>		<p>ア マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や各種展示会等への出展、機構施設の一般公開等の取組の実施</p> <p>メーカーが知らぬ間に素材などの仕様が変更されていた「サイレントチェンジ問題」、評価制度の構築化が進む「リチウムイオンバッテリー」等について、メディアへの情報提供 244 件(内、プレスリリース 22 件)、展示会等への出展 29 件、NITE 講座等の主催 43 件、学生、市民、事業者への講演・寄稿 226 件等を実施した。機構の本所・支所等で小・中学生や事業者に向けた一般公開を行った。また、理工系大学の大学院生に向けた講座を開設し、各分野からの講師を派遣した。特に、製品安全センターの記者発表では、延べ 111 社(平均 9 社)の TV 局・新聞社が参加する等注目を得た。</p> <p>平成 29 年度から情報収集を始めた Web ニュースは 250 件を越える掲載数であった。特に、製品安全センターのプレス情報が地方紙や専門誌の Web サイトで広く掲載され、TV・新聞等の既存メディア掲載件数に比肩するアウトカム数となった。</p> <p>さらに、平成 29 年度前期までに、理事長の記者インタビューを 2 回実施し、業界紙に 3 件掲載された。</p> <p>【アウトプット】 (件)</p> <table border="1" data-bbox="667 1291 1647 1633"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メディアへの情報提供</td> <td>244</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>内、プレスリリース</td> <td>22</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>展示会への出展</td> <td>29</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>講演・寄稿</td> <td>226</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>内、NITE 講座</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>報告会等</td> <td>43</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>542</td> <td>481</td> </tr> </tbody> </table> <p>【アウトカム】</p> <table border="1" data-bbox="667 1675 1647 1894"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TV 放映 (回)</td> <td>192</td> <td>170 以上</td> </tr> <tr> <td>新聞掲載 (回)</td> <td>154</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>記者発表の参加 (社)</td> <td>111</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>広告換算費 (円)</td> <td>推計 12 億以上</td> <td>推計 6 億以上</td> </tr> </tbody> </table>		平成 29 年度	平成 28 年度	メディアへの情報提供	244	104	内、プレスリリース	22	19	展示会への出展	29	103	講演・寄稿	226	245	内、NITE 講座	6	5	報告会等	43	29	計	542	481		平成 29 年度	平成 28 年度	TV 放映 (回)	192	170 以上	新聞掲載 (回)	154	251	記者発表の参加 (社)	111	87	広告換算費 (円)	推計 12 億以上	推計 6 億以上		
	平成 29 年度	平成 28 年度																																										
メディアへの情報提供	244	104																																										
内、プレスリリース	22	19																																										
展示会への出展	29	103																																										
講演・寄稿	226	245																																										
内、NITE 講座	6	5																																										
報告会等	43	29																																										
計	542	481																																										
	平成 29 年度	平成 28 年度																																										
TV 放映 (回)	192	170 以上																																										
新聞掲載 (回)	154	251																																										
記者発表の参加 (社)	111	87																																										
広告換算費 (円)	推計 12 億以上	推計 6 億以上																																										

イ ホームページやソーシャルメディア、メールマガジン等の ICT ツールの活用を拡大し、さらに広い対象者に対する情報提供を行う。		<p>イ ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用するとともに、SNS 等の新たな広報ツールの活用を検討し、効果的かつ効率的な広報活動の推進</p> <p>ICT ツールとして、YouTube にて動画を約 170 本公開、また、平成 29 年 11 月 20 日に Twitter 公式サイトも開設した。その結果、YouTube 総閲覧数が約 435,000 回(平均で約 1,200 回/日、前年度 1~3 月の総閲覧数が約 2,400 回:約 40 回/日)。Twitter では、約 110 ツイートを投稿(ほぼ全営業日で実施)し、総閲覧数が約 217,000 回(平均で約 1,650 回/日)の閲覧があった。</p> <p>他にもメールマガジンとして各分野から以下の情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質管理分野：NITEケミマガ 49 回配信(登録者数 7,035 名) ・製品安全分野：製品安全情報(PS)マガジン 21 回配信(登録者数 7,699 名) ・バイオテクノロジー分野 6 回配信(登録者数 1,631 名) <p>ICT ツールを活用することによって、機構各分野の成果等が国民や社会に広く発信することができ、多くの方に情報が届けられたことを確認できた。</p> <p>【アウトプット】</p> <table border="1" data-bbox="667 709 1647 1012"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YouTube への登録本数 (本)</td> <td>174</td> <td>6 *</td> </tr> <tr> <td>Twitter でのつぶやき回数 (回)</td> <td>112</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>メールマガジンの配信 (回)</td> <td>76</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>内、化学物質管理分野</td> <td>49</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>内、製品安全分野</td> <td>21</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>内、バイオテクノロジー分野</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【アウトカム】</p> <table border="1" data-bbox="667 1094 1647 1396"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YouTube の閲覧数 (回)</td> <td>434,981</td> <td>2,312*</td> </tr> <tr> <td>Twitter の閲覧数 (回)</td> <td>217,281</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>メールマガジンの登録者数 (名)</td> <td>16,365</td> <td>15,710</td> </tr> <tr> <td>内、化学物質管理分野</td> <td>7,035</td> <td>6,550</td> </tr> <tr> <td>内、製品安全分野</td> <td>7,699</td> <td>7,620</td> </tr> <tr> <td>内、バイオテクノロジー分野</td> <td>1,631</td> <td>1,540</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">*平成 29 年 1 月から 3 月まで</p>		平成 29 年度	平成 28 年度	YouTube への登録本数 (本)	174	6 *	Twitter でのつぶやき回数 (回)	112	なし	メールマガジンの配信 (回)	76	79	内、化学物質管理分野	49	48	内、製品安全分野	21	25	内、バイオテクノロジー分野	6	6		平成 29 年度	平成 28 年度	YouTube の閲覧数 (回)	434,981	2,312*	Twitter の閲覧数 (回)	217,281	なし	メールマガジンの登録者数 (名)	16,365	15,710	内、化学物質管理分野	7,035	6,550	内、製品安全分野	7,699	7,620	内、バイオテクノロジー分野	1,631	1,540	
	平成 29 年度	平成 28 年度																																											
YouTube への登録本数 (本)	174	6 *																																											
Twitter でのつぶやき回数 (回)	112	なし																																											
メールマガジンの配信 (回)	76	79																																											
内、化学物質管理分野	49	48																																											
内、製品安全分野	21	25																																											
内、バイオテクノロジー分野	6	6																																											
	平成 29 年度	平成 28 年度																																											
YouTube の閲覧数 (回)	434,981	2,312*																																											
Twitter の閲覧数 (回)	217,281	なし																																											
メールマガジンの登録者数 (名)	16,365	15,710																																											
内、化学物質管理分野	7,035	6,550																																											
内、製品安全分野	7,699	7,620																																											
内、バイオテクノロジー分野	1,631	1,540																																											

4. その他参考情報

特になし。